

知識財産白書

2002



特許庁

<http://www.kipo.go.kr>

発刊の辞

21世紀はIT、BT、NTなど6Tに代表される新知識と、ハイテク技術が国家競争力の源泉となる知識基盤社会です。このような知識基盤社会で、韓国が世界の中心となるためには世界トップの新知識と、ハイテク技術を産業に融合させて、国家間のボーダーレス競争で優位を占めなければなりません。

特許庁はこのような時代的变化の中心で韓国を知識強国に作り上げるために特許行政業務を『知識財産の権利化』、『知識財産の事業化』、および『知識財産の創出条件造成』の3大部門で体系化して推進しています。

発明人が莫大な費用を投じて、研究開発した知識財産を迅速かつ正確に審査して権利を付与する一方、取得した権利が侵害されないように権利の保護にも最善を尽くしています。

また、特許を受けた技術は優れているものの資金不足で事業化に連結できないでいる特許技術に対しては、On-line、およびOff-line上の技術取引市場を通じて、企業家に移転されるようにし、直接事業化を望む発明家に対しては、資金支援を拡大することによって優秀な特許技術が死蔵されないようにする努力も一層強化していっています。

そして、未来の責任を負うべき10万発明の夢の木を体系的に養成して『中小・ベンチャー企業知識財産権所有運動』を持続的に展開する一方、女性の発明活動を促進し、特許関連すべてのサービスを一カ所で受けられる『特許センター』を準備するなど、発明の底辺をひろめるための施策を着実に推進しています。

特許庁は、韓国国民の秀でた創造力と優秀な資質を発明と技術開発に昇華させて、韓国経済の知識基盤産業化に先導的な役割をすることに全力を傾けています。なにとぞ、今回発刊される『2002知識財産白書』が、韓国の知識財産政策の体系と方向を理解するナビゲーターとして活用いただけることを期待します。

2002年10月

特許庁長 金光琳



総目次

第1編	知識財産政策の総説	1
第1章	知識財産権分野の最近動向と政策方向	2
第1節	知識財産権分野の最近動向	2
1.	韓国国内動向	2
2.	国際動向	3
第2節	特許行政革新総合対策の推進	4
1.	推進経緯及び体系	4
2.	2001年度 主要推進成果	7
3.	今後の推進方向	7
第2章	知識財産の出願、登録、審査、審判処理現況	8
第1節	出願	8
1.	出願動向および今後展望	8
2.	権利別、産業部門別出願現況	12
3.	内・外国人別出願現況	15
第2節	PCT(特許協力条約)国際出願	18
	PCT官庁・機関別国際出願動向	18
2.	韓国の出願人のPCT国際出願動向分析	21
3.	今後のPCT国際出願の展望	27
第3節	審査	28
1.	特許および実用新案	28
2.	商標および意匠	30
第4節	登録	32
1.	新規設定登録現況	32
2.	産業部門別特許・実用新案登録現況	32
3.	個人・法人、内・外国人の登録現況	33
4.	登録・消滅・存続権利現況	34
第5節	審判	34
1.	審判請求および処理現況	34
2.	特許裁判所訴提議および判決現況	35
3.	最高裁判所上告提起および宣告現況	36
第2編	知識財産権の権利化	37
第1章	迅速で正確な審査・審判遂行	38

第1節 人材および組織構造を未来指向的に改編	38
1. 審査官等級制の施行	38
2. 審査人材増員および職制改正推進	38
3. 特許審判院長期発展方案	39
第2節 審査、審判の専門性の強化	40
1. 特許、実用新案分野	40
2. 商標、意匠分野	40
3. 審判分野	42
4. 訴訟の業務	43
5. 国際特許研修部教育訓練現況	44
6. 2001年度公務員教育訓練実績	47
第3節 審査・審判の生産性の向上	49
1. 審査業務の自律性の向上	49
2. 先行技術調査アウトソーシング拡大	50
3. 国際特許分類(IPC)付与外部サービス依頼	51
4. 審査、審判の効率性向上のための制度改善	52
5. 審判情報体系構築事業推進	59
第4節 国際傾向を反映した知識財産権制度の改善	60
1. 実体特許法条約議論動向および対応方案	60
2. 商標、意匠制度の国際化	60
3. 審判制度の国際化	61
第5節 審査、審判の基準および指針の整備	63
1. 特許、実用新案ガイドライン発刊	63
2. 商標審査基準改正	63
3. 意匠審査基準の改正および審査資料整備	65
4. 審判便覧の全面改正	67
第6節 審査、審判官の士気高揚	68
1. 優秀審査、審判官褒賞実施	68
2. 優秀審査事例褒賞実施	68
3. 商品、意匠分類審査官に対する加点制度の運営	69
4. 2001年度公務員叙勲実績	69
第7節 審査評価制度の効果的な運営	69
1. 自律審査制度実施にともなう審査評価制度改善	69
2. 審査クオリティ指数の科学的管理	71
3. 審査評可決との審査に対するフィードバック(Feed back)	72
第2章 特許行政分野電子政府の構築	73
第1節 特許行政情報化長期発展計画の運営	73
1. 特許行政情報化長期発展計画樹立	73
2. 2001特許行政情報化Action Plan樹立	76
3. 特許行政情報化関連制度の改善および組織革新	77
第2節 特許請願のオンライン化	79
1. サイバー統合請願処理システム構築	79

2.	インターネット公報発刊システム構築	79
3.	請願処理内訳のe-mail通知サービス構築	80
第3節	特許技術情報のDB拡充	81
1.	検索DBの持続的拡充	81
2.	データ管理システム構築事業推進	82
3.	特許文書電子化センター委託運営	83
4.	韓国特許英文抄録加工事業推進	84
5.	過去分 書面出願包袋 (File History) 電子化事業	85
6.	意匠検索資料DB構築	85
第4節	特許情報検索システムの高度化	86
1.	検索機能の高度化および統合検索環境構築	86
2.	特許情報分析システム(PIAS ¹)の機能高度化、および無償普及	87
第5節	特許ネットシステム運営の安定化	87
1.	法改正および制度改善にともなう支援システム構築	87
2.	電算装備の増設および商用ソフトウェアの持続的なアップグレード	88
3.	特許ネットISO 9001 認証獲得	89
4.	特許ネット利用者支援チーム運営	90
第6節	電子出願率の向上	91
1.	'01年度権利別および提出人別電子出願現況	91
2.	特許ネット現場出動ヘルパー制度	91
3.	電子出願実務教育実施	92
第7節	電子決裁および利用者情報化マインドの向上	93
1.	電子決裁システム改編および現況	93
2.	電算教育拡大	93
3.	情報化分野共進大会	94
第8節	特許行政に対する知識経営実践	94
1.	知識管理システムの構築	94
2.	「知識収集運動」の持続的な推進	95
3.	「知識管理および補償に関する指針」制定および施行	95
4.	知識マイレージ制度の導入	95
5.	新知識人運動の持続的な推進	95
第3章	知識財産権の徹底した保護	97
第1節	知識財産権保護のための教育および広報強化	97
1.	大型電光掲示板を利用した広告推進および広報物の発刊、配布	97
第2節	知識財産権の効果的保護のための制度改善	97
1.	知識財産権侵害に対する刑事制裁および賠償の強化	97
2.	損害額推定規定新設など民事的救済手段の強化	98
3.	有名商標の保護強化	98
第3節	偽造商品流通根絶のための取り締まり活動強化	99
1.	全国的な偽造商品流通実態調査および取り締まり強化	99
2.	偽造商品申告センター運営	100
3.	地方自治体合同評価実施	100

4. 産業財産権虚偽表示広告に対する指導取り締まり	100
第4節 特許法律構造事業の効果性向上	101
1. 特許法律構造事業の概要	101
2. 特許法律構造事業運営細則制定	101
第5節 営業秘密保護制度の定着推進	102
1. 営業秘密保護制度に対する教育および広報強化	102
2. 営業秘密保護相談センターの運営	102
3. 営業秘密保護制度に対する判例、資料の収集	103
第6節 産業財産権紛争調停制度運営の活性化	103
1. 産業財産権紛争調停制度の概要	103
2. 紛争調停制度の対国民広報体制強化	104
3. 紛争調停の範囲拡大および機能強化など制度改善	104
第7節 半導体配置設計権の保護および振興	105
1. 推進経緯	105
2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進現況	105
3. 半導体配置設計権保護業務推進現況	109
4. 今後の計画	110
第4章 知識財産分野の国際協力の強化	111
第1節 国際協約加入の拡大及び関連制度の整備	111
1. 特許法条約(PLT29 ¹)の主要内容及び加入方案	111
2. 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加入準備	112
第2節 多者間及び二者間協力事業の推進	113
1. WTOの知識財産権分野の論議への積極対応	113
2. 韓国・WIPO間の知識財産権業務の協力関係構築	114
3. 日韓中、3か国間の特許協力関係の構築	114
4. 主要国家との特許庁長会談の開催	115
5. PCT運営でISA、IPEAとしての役割向上	116
6. 商標・意匠分野の国際協力の強化	116
7. インターネット上の標示保護問題の解決に積極対応	118
第3節 知識財産権研究機能の拡充	119
1. 「知識財産権研究センター」の拡大改編	119
2. 韓国・WIPO産業財産権共同研究の遂行	121
3. 知識財産権関連シンポジウムの開催	122
第4節 知識財産権専門家養成のためのプログラムの開発	124
1. WIPOなど国際機構及び主要国家への職員の派遣を拡大	124
2. 審査・審判官の海外研修の充実化	124
第5節 海外進出企業の知識財産権の保護	125
1. 海外知識財産権の保護・管理の必要性	125
2. 海外の知識財産権侵害の現況	125
3. 「海外知識財産権保護センター」の概要及び支援事例	126
4. 今後の海外知識財産権の保護対策	127
第6節 知識財産権情報化分野の国際協力の強化	127

1. 特許ネット（KIPO-NET）技術移転のための努力の強化	127
2. 日韓間の優先権証明書類の電子的交換の推進	128
3. 情報化分野の国際標準を主導	129
4. 情報化分野の2カ国間協力	131
5. 特許ネットと3極網の連結	133
6. 英文ホームページの改善	134
第5章 特許顧客を感動させる行政の具現	135
第1節 制度及び手続きを顧客中心に再整備	135
1. 権利消滅予告通知の拡大及び消滅した権利の回復	135
2. 特許手数料のオンライン払い込み制度の実施	135
3. 出願関連の各種書類及び手続きを出願人の便宜を第一にして簡素化	136
第2節 民願人の便宜の向上	137
1. PCT国際出願の活性化のためのワークショップ開催	137
2. 民願サービスの提供環境を顧客親和的に改善	138
3. 民願人のための案内及び広報冊子の発刊・配布	140
第3節 広範囲な世論収集体制の構築	140
1. 顧客満足度調査の定期的な実施 -審査評価関連のアンケート調査及び意見収集-	140
2. Green（親切）・Yellow（不親切）カード制の活性化	141

第3編 知識財産の事業化 142

第1章 特許技術の取引活性化の支援	143
第1節 特許技術取引システムの多様化	143
1. 概要	143
2. インターネット特許技術市（IP-Mart）サービスの拡充	144
3. 特許技術常設市の設置・運営	145
4. 特許技術市の開催	146
4. 特許技術市の開催	146
5. 特許技術取引関連機関との業務協力の強化	146
6. 特許マート誌の発刊	147
7. 地方知識財産センターの運営	147
第2節 特許技術の客観的な価値評価のためのインフラの構築	147
1. 概要	147
2. 発明の評価手数料の支援	148
3. 発明の評価機関の指定	149
第2章 特許技術の事業化のための資金支援	150
第1節 事業化資金支援のための財源準備	150
1. 概要	150

2. 事業化支援資金の確保及び支援拡大	150
3. 「特許エンゼルクラブ」を通じた創業活性化の支援	151
4. 投資説明会の開催を通じた民間資本の誘致	152
第2節 「特許事業化協議会」運営の内実化	152
1. 概要	152
2. 特許技術事業化促進総合計画の樹立	153
4. 優秀発明品サンプル製作支援	154
5. 特許技術事業化に対する認識向上と成功経験の拡散	155
第3章 特許製品の流通・販売の支援	155
第1節 優秀特許製品の流通促進	155
1. 優秀特許製品大広場の開催	155
2. 大田発明特許博覧会の開催	156
3. 大韓民国特許技術大典を開催	156
4. 優秀発明品の優先購買の推薦	157
第2節 メディアを通じた優秀特許製品のPR	158
1. テレビのホームショッピングチャンネルを通じた優秀特許製品のPR及び販路支援	158
2. 優秀特許製品の流通行事時に放送社と連携	158

第4編 知識財産の創出与件の造成 160

第1章 10万の「発明の夢の木」の養成	161
第1節 発明教育の活性化に向けて関係機関と協力体制を構築	161
1. 発明教育発展協議会の構成・運営	161
2. 優秀な発明学生の大学特例入学の拡大	161
3. 発明教育研究・示範学校の運営の活性化	161
4. 学生発明促進全国巡回講演会の実施拡大と活性化	162
第2節 学校の発明班の活性化に対する支援の強化	162
1. 小・中・高校の発明班の設置拡大	162
2. インターネットを通じた発明夢の木の養成	163
3. 優秀発明班の発掘及び活性化資金を支援	163
4. 地域の発明教育の教師団体活動への支援	163
5. 発明班の指導教師に対する体系的な教育訓練	164
第3節 発明工作教室の運営活性化	164
1. 発明工作教室の設置拡大	164
2. 発明工作教室の指導教師の職務研修	168
3. 発明工作教室の運営プログラムの開発と普及	168
4. 発明工作教室の標準運営指針など関連規定の準備	168
5. 「全国発明工作教室特別展」の開催	169

第4節	学生発明競演大会の開催及び運営の改善	169
1.	優秀な発明学生の発掘と褒賞の拡大	169
2.	発明関連の優秀学生及び指導教師の海外研修の実施	169
3.	全国教員発明品競演大会及び発明研究大会の開催	170
4.	学生発明活動の国際化の推進	170
5.	大韓民国学生発明展示会の開催	170
6.	類似の学生発明競演大会の統合と審査過程の透明性向上	171
第2章	「中小企業知識財産権所有運動」の展開	172
第1節	中小企業の知識財産権保有の促進	172
1.	全国を巡回する知識財産権説明会の開催	172
2.	関連機関及び大学を通じた知識財産権教育の実施	173
3.	国際特許研修部の教育の強化	173
第2節	技術開発促進のための情報支援	173
1.	中小企業の技術分野別の協議会を運営	174
2.	審査官-中小企業の姉妹血縁事業の施行	174
第3節	知識財産の権利化のための支援制度の整備	174
1.	中小企業に対する海外出願費用支援	174
2.	出願料など手数料減免の持続的な施行	175
3.	中小企業向け知識財産権技術診断費用の支援事業の強化	176
第4節	関係機関の合同で総合的な支援体制を構築・運営	177
1.	「中小企業知識財産権所有運動」の推進体系の一元化	177
2.	地方自治団体などと合同で地域別の推進体系を運営	177
第3章	女性の発明活動に対する支援強化	178
第1節	女性の発明活動促進事業の展開	178
1.	女性の発明の認識アップと発明マインドの拡散	178
2.	女性発明の優秀事例発表会の開催	178
3.	女性発明の人材養成事業の展開	179
第2節	女性発明家の企業活動の促進	179
1.	特許技術事業化資金の支援などで女性発明家を優待	179
2.	女性企業の発明品の販路開拓に対する支援	179
第3節	女性発明活動の促進基盤の構築	179
1.	女性発明関連の民間組織の自律基盤を構築	179
2.	女性発明の支援機能強化のための体制構築	180
3.	関連機関との有機的な協調支援体制の構築	180
第4章	発明振興のインフラ構築	181
第1節	発明の重要性に対する国民意識運動の展開	181
1.	「発明の月」行事の多様化と内実化	181
2.	マスメディアを通じた発明に対する国民の認識向上	182
3.	発明の歌の制作・普及	182
4.	発明キャラクター及び発明アニメの制作・発表	182
第2節	産・学・研との特許業務協約の拡大	182
1.	概要	183

2. 大学・研究機関間の特許業務協力	183
3. 理工系の大学教授に対する知識財産権教育の強化	183
第3節 職務発明の活性化	183
1. 必要性	183
2. 職務発明報償制度	184
3. 職務発明の報償の実態	184
4. 職務発明報償制度の改善	185
5. 職務発明競演大会の開催	188
6. 今後の推進計画	189
第4節 特許センターの建設	190
1. 建設背景	190
2. 推進現況	190
第5節 特許技術情報支援体系の拡充	191
1. インターネットを通じた特許技術情報の提供	191
2. 地域別特許情報支援機能の強化	192
3. 大学の特許情報支援機能の強化	194
4. 特許技術情報プッシュメールサービス	195
5. 特許情報検索インターネットホームページの運営	197
第6節 新技術動向調査及び調査結果の活用	199
1. 概要	199
2. 新技術動向調査の実施	199
3. 調査結果レポートの作成と発表会の開催	200
4. 調査結果の広報と活用	201
第7節 核心技術の特許地図（PM35 ¹ ）の制作・普及	202
1. PM事業の推進背景	202
2. PM作成課題の導出及び遂行機関の選定	203
3. PM結果物の普及拡大と広報	204
第8節 新技術と関連した韓国内外の資料のDB構築及び活用	207

付 録	208
1. 歴代庁長	209
2. 機構・定員・予算現況	210
3. 2001年度の知識財産政策の主要日誌	212
4. 2001年の主要広報実績及び報道内容	220

表目次

〈表 1-2-1〉	最近 5 年間の権利別出願現況	8
〈表 1-2-2〉	内・外国人出願現況	10
〈表 1-2-3〉	法人・個人別出願現況	11
〈表 1-2-4〉	女性および学生出願現況	11
〈表 1-2-5〉	代理人有無別出願件数	12
〈表 1-2-6〉	特許・実用産業部門別出願現況	13
〈表 1-2-7〉	意匠産業部門別出願現況	14
〈表 1-2-8〉	商標ニース分類別出願現況	15
〈表 1-2-9〉	内国人地域別出願現況	16
〈表 1-2-10〉	韓国国内 10 大多出願業者出願現況	16
〈表 1-2-11〉	外国(法)人の国際別出願現況	17
〈表 1-2-12〉	2001 年度多出願業者別出願現況	18
〈表 1-2-13〉	韓国特許庁の国際調査・予備審査機関指定現況	20
〈表 1-2-14〉	年度別外国 PCT 出願人の国内特許出願件数	21
〈表 1-2-15〉	年度別韓国の PCT 多出願企業現況	22
〈表 1-2-16〉	年度別個人・法人 PCT 国際出願現況	23
〈表 1-2-17〉	技術分野別 PCT 国際出願現況	24
〈表 1-2-18〉	国家別別技術分野出願現況	24
〈表 1-2-19〉	家別 PCT-EASY 国際出願現況	25
〈表 1-2-20〉	2001 年度 PCT 国際出願言語別出願現況	26
〈表 1-2-21〉	2001 年度世界 PCT 国際出願言語別出願現況	26
〈表 1-2-22〉	2001 年度 PCT 国際出願多出願代理人現況	27
〈表 1-2-23〉	2002 年度韓国の PCT 国際出願展望	27
〈表 1-2-24〉	2002 年度国際調査および国際予備審査請求展望	28
〈表 1-2-25〉	2002 年度外国 PCT 国際出願人の国内特許出願展望	28
〈表 1-2-26〉	特許出願 1 次審査処理現況	28
〈表 1-2-27〉	許出願審査終結処理現況	29
〈表 1-2-28〉	旧実用新案出願 1 次審査処理現況	29
〈表 1-2-29〉	旧実用新案出願審査終結処理現況	30
〈表 1-2-30〉	実用新案先登録出願審査現況	30
〈表 1-2-31〉	商標審査処理実績	31
〈表 1-2-32〉	意匠審査処理実績	31
〈表 1-2-33〉	新規設定登録推移	32
〈表 1-2-34〉	産業部門別登録現況(特許・実用新案)	33
〈表 1-2-35〉	個人・法人および内・外国人登録推移	33
〈表 1-2-36〉	2001 年度外国人(国家別)登録現況	34
〈表 1-2-37〉	登録・消滅・存続権利現況	34
〈表 1-2-38〉	審判請求および処理件数現況	35
〈表 1-2-39〉	審判処理期間現況	35

〈表 1-2-40〉	特許裁判所訴提議および判決現況	36
〈表 1-2-41〉	最高裁判所上告提起および宣告現況	36
〈表 2-1-1〉	2001 年度資料調査研究報告会研究資料目録	43
〈表 2-1-2〉	決定系審判事件に対する訴訟の業務遂行現況	44
〈表 2-1-3〉	2001 年度公務員過程教育訓練現況	45
〈表 2-1-4〉	2001 年度民間人過程教育訓練現況	46
〈表 2-1-5〉	2001 年度教育者過程教育訓練現況	46
〈表 2-1-6〉	2001 年度外国人過程教育訓練現況	47
〈表 2-1-7〉	2001 年度巡回教育過程教育訓練現況	47
〈表 2-1-8〉	2001 年度国内教育訓練実績	48
〈表 2-1-9〉	2001 年度長・短期国外訓練実績	49
〈表 2-1-10〉	特許審査処理期間推移	49
〈表 2-1-11〉	年度別先行技術調査外部委託事業推進実績	51
〈表 2-1-12〉	年度別意匠審査資料整備外部委託実績	66
〈表 2-1-13〉	2001 年度韓国特許庁公務員叙勲実績	69
〈表 2-2-1〉	特許行政情報化推進体系別業務分担	76
〈表 2-2-2〉	特許行政情報化のための主要制度改善内容	77
〈表 2-2-3〉	特許行政情報化関連主要組織革新内容	78
〈表 2-2-4〉	2001 年度公報発刊件数	80
〈表 2-2-5〉	意匠検索 DB 構築現況	81
〈表 2-2-6〉	商標検索 DB 構築現況	82
〈表 2-2-7〉	特許検索 DB 構築現況	82
〈表 2-2-8〉	データ管理システムの主要機能	83
〈表 2-2-9〉	2001 年度特許文書電子化センター処理文書現況	84
〈表 2-2-10〉	韓国特許英文抄録作成現況	84
〈表 2-2-11〉	韓国特許英文抄録国内外配布現況	85
〈表 2-2-12〉	書面出願包袋電子化事業内訳	85
〈表 2-2-13〉	2001 年権利別オンライン出願現況	91
〈表 2-2-14〉	2001 年提出人別オンライン出願現況	91
〈表 2-2-15〉	2001 年特許ネット現場出動ヘルパー実績	92
〈表 2-2-16〉	2001 年電子出願教育実績	93
〈表 2-2-17〉	電子決裁現況	93
〈表 2-2-18〉	四半期別新知識特許人選定現況	96
〈表 2-2-19〉	分野別新知識特許である選定現況	96
〈表 2-3-1〉	知識財産権侵害に対する法的形量強化内容	98
〈表 2-3-2〉	偽造商品取り締まりおよび措置内訳	99
〈表 2-3-3〉	主要品目別取り締まり実績	99
〈表 2-3-4〉	偽造商品取り締まり公務員教育・懇談会実績	100
〈表 2-3-5〉	産業財産権紛争調停現況	104
〈表 2-3-6〉	海外設計資産の標準および取引所現況	107
〈表 2-3-7〉	配置設計権研究課題および研究機関現況	109
〈表 2-3-8〉	半導体設計資産中長期発展計画目標および内容	110

〈表 2-4-1〉	知識財産権研究センターの研究報告書目録	121
〈表 2-4-2〉	年度別海外知的財産権被害受付および実態調査把握件数	125
〈表 2-4-3〉	海外知識財産権地域別被害現況	125
〈表 2-4-4〉	海外知識財産権権利別被害現況	126
〈表 2-4-5〉	海外知識財産権侵害類型別現況	126
〈表 2-4-6〉	韓国の WIPO 標準改正活用参加現況	130
〈表 2-4-7〉	改正論議中の WIPO 標準および主要内容	131
〈表 2-4-8〉	第 3,4 次韓・日電算専門家会の主要議論内容	132
〈表 2-4-9〉	2001 年オンライン納付サービス利用率	136
〈表 2-4-10〉	韓国 PCT 国際出願推移および世界順位	137
〈表 2-4-11〉	2001 年国家別 PCT 国際出願件数現況	138
〈表 2-4-12〉	2001 年技術分野別 PCT 国際出願現況	138
〈表 2-4-13〉	Green Yellow カード受付現況	141
〈表 3-1-1〉	休眠特許調査のためのアンケート調査実施現況	143
〈表 3-1-2〉	年度別休眠特許現況	144
〈表 3-1-3〉	インターネット特許技術市場 DB 構築現況	145
〈表 3-1-4〉	類型別技術移転実績	145
〈表 3-1-5〉	特許技術市場開催実績	146
〈表 3-1-6〉	地方知識財産センター運営現況	147
〈表 3-1-7〉	最近 5 年間発明評価手数料支援実績	148
〈表 3-2-1〉	2001 年特許技術活用資金支援現況	151
〈表 3-2-2〉	特許事業化協議会を通じた支援実績	151
〈表 3-2-3〉	特許事業化協議会および実務協議会構成現況	153
〈表 3-2-4〉	最近 5 年間事業化支援実績	154
〈表 3-3-1〉	大韓民国特許技術大典出品現況および観覧人数	157
〈表 3-3-2〉	優秀発明品優先購買推薦実績	157
〈表 3-3-3〉	特許製品選定および購買現況	159
〈表 4-1-1〉	年度別発明班運営現況	162
〈表 4-1-2〉	学校級別発明工作教室設置現況	163
〈表 4-1-3〉	年度別発明工作教室設置現況	165
〈表 4-1-4〉	年度別発明工作教室教育人数	165
〈表 4-1-5〉	2001 年新規発明工作教室設置機関現況	166
〈表 4-1-6〉	全国発明工作教室設置現況	167
〈表 4-1-7〉	発明工作教室運営プログラム	168
〈表 4-1-8〉	全国教員発明教育研究大会開催現況	170
〈表 4-1-9〉	大韓民国学生発明展市議会開催現況	171
〈表 4-3-1〉	特許庁内各種委員会女性委員参加現況	180
〈表 4-4-1〉	最近我が国職務発明推移	184
〈表 4-4-2〉	企業体および研究所などの職務発明補償基準	185
〈表 4-4-3〉	公務員の職務発明報奨金の支給現況	185
〈表 4-4-4〉	国・公立大学特許登録件数	186
〈表 4-4-5〉	国有特許実施率	186

〈表 4-4-6〉	国立大学教職員の教授個人名の特・実保有現況	287
〈表 4-4-7〉	職務発明腕自慢大会開催実績	289
〈表 4-4-8〉	職務発明腕自慢大会授賞現況	289
〈表 4-4-9〉	KIPRIS(特許技術情報サービス)の提供情報現況	291
〈表 4-4-10〉	KIPRIS(特許技術情報サービス)の使用者現況	292
〈表 4-4-11〉	特許情報支援センター指定現況	293
〈表 4-4-12〉	特許ネット試験大学指定現況	295
〈表 4-4-13〉	2001年度 Push-mail サービス現況	297
〈表 4-4-14〉	特許検索研究会相談内容分析	298
〈表 4-4-15〉	2001年度新技術動向調査会の構成現況	200
〈表 4-4-16〉	2001年度新技術動向調査実績	201
〈表 4-4-17〉	2001年度 PM 課題名および評価結果	206

図目次

<図 1-1-1>	特許行政革新総合対策推進体界	6
<図 1-2-1>	最近 5 年間出願推移	8
<図 1-2-2>	年度別 PCT 国際出願推移	19
<図 1-2-3>	2001 年度国家別 PCT 国際出願現況	21
<図 1-2-4>	年度別個人・法人 PCT 国際出願推移	23
<図 1-2-5>	2001 年度 PCT 国際出願書面・電子出願推移	25
<図 2-2-1>	特許行政情報化の推進方式	74
<図 2-2-2>	特許行政情報化の推進体界度	75
<図 2-2-3>	既存サーバー-ディスク方式と SAN 方式	89
<図 2-2-4>	ISO 9001 認証推進体界	90
<図 2-3-1>	半導体設計資産保護・流通 DB システムのモデル	108
<図 2-4-1>	3 極網連係度	134
<図 4-4-1>	公報 Push-mail サービス申請画面	196
<図 4-4-2>	PM 作成および活用体系図	203
<図 4-4-3>	PM 事業推進体系	204

第 1 編 知識財産政策の総説

第 1 章 知識財産権分野の最近動向と政策方向

第 2 章 識財産の出願・登録・審査および審判処理現況

第 1 章 知識財産権分野の最近動向と政策方向

第 1 節 知識財産権分野の最近動向

1. 韓国国内動向

企画予算担当官室 行政事務官 カン・スング

これまで韓国は、IMF経済危機をむかえて、大幅に減少した産業財産権¹⁾の出願が'99～'00年の経済回復と合せて大きく増加したが、'01年には全289,420件が、出願されて'00年(283,087件)より、6,333件(2.2%)が増加するのみに止まっている。

前年対比の権利別出願動向を見てみると、特許2.6%、実用新案9.8%、意匠8.9%が増加した反面、商標は2.7%が減少したことが明らかになった。これと共に特許、実用新案と意匠登録の出願が増加したことは技術開発の重要性とデザインの商品価値性に対する企業の企業知識財産権所有運動の効果が現れ始めたことと分析される。反面、商標出願が減少したのは商標が長期的な技術開発の結果というよりは、景気の変動に敏感に反応しているから'01年韓国国内外、景気が全般的に萎縮していることが、起因したものと見られる。

産業財産権の出願を権利別、産業部門別に分析してみれば、特許出願の51.3%が電気、通信分野で出願されて、実用新案出願の場合23.9%が機械分野に20.5%が、電気・通信分野に集中的に出願されているが、これは電気・通信・機械分野の技術および産業発展の21C知識情報化時代における経済発展の原動力であることを見せてくれるといえる。

'00年に比べて内・外国人出願が全て増加しているが、外国人出願は6.1%、内国人出願は、1.4%が各々増加し、全体的に2.2%が増加し、権利別にみても外国人出願が占める割合は、特許29.5%、実用新案1.0%、意匠4.9%、商標13.0%である。

このように特許と商標の場合、外国人出願割合が相対的に高く現れているのは、外国企業が自社開発した技術とブランドが海外でも保護されるため、積極的に海外出願をしているためだと分析される。外国出願人を国籍別に見てみると、'00年と同様に日本(38.2%)と米国(27.7%)が半分以上を占めており、日本は'00年に比べて20.2%も出願件数が増加し、'00年に続き、'01年にも米国('00年対比8.2%減少)を抜いて1位を占めている。

女性と学生の産業財産権出願も毎年大幅に増加しているが、'00年に19.8%、78.0%が各々増加したのに続き'01年にも4.1%、35.6%がそれぞれ増加したことが明らかになっている。

このように学生と女性をはじめとする個人発明家や、自営業者による個人出願が増加しているというのは望ましい現象であり、これまで特許庁が推進してきている知識財産創出のための各種政策的努力の結実だと見ることができる。

また、'01年に韓国の出願人がPCT²⁾(特許協力条約)制度を利用して、海外に出願したPCT国際出願は、2,314件で、'00年の1,573件に比べて、47.1%が増加しているが、これは他の国家のPCT国際出願平均増加率14.3%より3倍以上高い増加率である。

このようにPCT出願が大きく増加したのは、海外技術保護に対する韓国国民の認識変化と海外特

1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を通称する概念

2) Patent Cooperation Treatyの略字で、パリ協約第19条に基づき'70年6月ワシントンで調印され、'78年1月24日発効された発明の国際的保護のための出願手続きに関する国際条約である。

許獲得方法としてPCT制度の長所、そして、'99.12.1から韓国特許庁が国際調査機関および国際予備審査機関としての業務開始にともなう海外出願の利便性などに起因しているものと見られる。

一方、'01年特許出願に対する審査処理件数は、55,766件で'00年の68,388件に比べて18.4%減少しており、審査処理期間は審査請求日から平均21.3ヶ月で'00年20.6ヶ月より多少増加している。これは、'01年から審査のクオリティを高めるために自律審査制度に転換したことにもない精密な審査がなされているためと分析される。商標と意匠登録出願の審査処理件数は、各々123,067件、33,645件で'00年の9.8ヶ月、7.1ヶ月よりむしろ2.4ヶ月、2.5ヶ月が各々増えている。審査処理期間短縮のための審査官らの積極的な努力にもかかわらず、審査処理期間が増えているのは、'99～'00年の経済回復と合せて出願が大幅に増加したところにその原因があることと見られる。

また、'01年産業財産権の新規設定登録は、130,831件で、'00年126,395件に比べて、3.5%増加し、年次登録は200,154件で、'00年に比べて49.9%増加率を、権利移転などの変動登録は、126,269件で、'00年に比べ5.6%の増加率を表している。

そして、'01年審判請求件数は、全7,485件で、'00年5,880件より27.3%も増加し、審査処理件数は、'00年6,394件より1.9%増加した6,513件であった。

また、審判処理期間は、'00年7.1ヶ月から'01年6.8ヶ月に0.3ヶ月短縮されたことが明らかになった。

21C 知識情報化社会において知識財産権が国家競争力のコア要素という認識が広がっており、韓国特許庁が推進している知識財産権の創出および、権利化のための各種政策的努力に力づけられて、'01年下半年から出願増加傾向が続いており、遠からず韓国の産業財産権出願件数は、年間30万件を越えることと展望される。

2. 国際動向

国際協力担当官室 行政事務官 ビョン・ヨンソク

今世界は、global patent systemの構築という目標下でWTP/TRIPS³⁾やWIPO⁴⁾等で知識財産権制度の統一化(Harmonization)努力と共に地理的標示(Geographical Indication)、伝統知識(Traditional Knowledge)等、「新知識財産権」の国際規範の定立および効果的保護のための協議が進行中だ。

また、21世紀技術覇権主義時代では知識財産権が国家競争力を決定する主要要素としてそれ自体が国家や企業の利潤創出の新しい源泉として認識されているために知識財産権が国際通商摩擦の主要問題として台頭している。

特に、高付加価値技術や先端技術を保有している先進国は、開発途上国の追撃を牽制するために知識財産権保護問題を開発途上国に対する通商圧力手段として活用するなど、音なき知識戦争が展開している。

まず、米国、日本など先進国らは自国特許庁の業務負担軽減と出願人の便宜増進を目的にWIPO、WTO、APECなど国際機構を通し、知的財産権制度の統一化の必要性を力説している。海外特許出願手続き(実用新案含む)に関する国際条約である特許協力条約(PCT)をより簡単且つ、便利に変えるべきだという米国の提案で、現在PCT reform会議が進行中で、WIPO傘下の商標法常設委員会

3) 同協定の公式名称は「偽造商品取引を含んだ貿易関連側面の知的財産権に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, including Trade in Dounterfeit Goods)」でWTO協定の第1付属書C(Annex1C)の形態で位置している。

4) World Intellectual Property Organization(世界知的財産権機構)の略

(SCT)では、WIPO紛争調停センターがドメインネーム紛争解決政策(UDRP 5')にともなう紛争解決機関としての地位向上に関する協議など商標関連国際的な議論が進行している。また、'02年2月にはglobal patent system構築のためWIPO conferenceが、スイスのジュネーブで初めて開かれたが、これは世界単一特許制度の創設に関し、国際社会で議論が本格的に始まったということで意味深いと言えよう。

このように世界経済の統合化、および自由貿易の活性化は知識財産権制度の統一化をより一層促進して商標および特許の国際出願制度をより一層活性化させる要因となっている。これと共に特許協力条約またはマドリッドシステムを通じた特許と商標の出願率が顕著に増加しており、加入国もまた増加傾向にあり、知識財産権のグローバル化現象はより一層深刻化されるものと展望される。

両者次元でも特許庁の業務負担解消と審査期間短縮などのために知識財産権の統一化の努力が進行しているのであるが、米国と日本が特許審査結果の相互認定の必要性に共感してこれを実現するために実務会議を継続することにし、韓国もまた韓・中・日3国間の特許協力体制の構築のために努力している。これの一環で韓国特許庁の提案で'01年9月日本の東京で初めての日、中、韓3国特許庁場会談が開催された。韓国特許庁主導の3国特許庁長会談の開催は、東北アジア地域の単一特許体制構築のための踏み台を用意したということのにその意味があると評価できる。

世界各国は、WTO/TRIPS協定を契機に知識財産権中心の経済体制が整っていきながら、既存の知識財産権を保護する法令・制度や施策を強化する一方、その保護対象も拡大していきつつある。

またWTO/TRIPS理事会など多者会議を通し、新知識財産権に対する国際的議論もより一層活発に進行している。新知識財産権中、現在、最も議論が活発に進行している分野は生命工学、地理的標示、フランチャイズ、キャラクター、インターネットドメインネームなどだ。

そして、新知識財産権を含む知的財産権統合管理体制を構築しようとするのが最近の具体的な動向といえる。米国は、大統領直属の情報政策委員会傘下に知的財産権委員会を設置して、知的財産権制度を総括的に管理しており、日本の場合には、総理主催の知識財産戦略会議を'02年から設置することに決定し、同会議を通し、日本の知的財産権に関する基本政策方向を決定する予定だ。その他に、カナダ、ニュージーランド、中国なども知的財産権統合管理体制を整備することによって新知識財産権を含む知的財産権保護に万全を期している。

先進国の知的財産権保護強化動きに対応して、開発途上国らは伝統知識、民俗工芸、生命多様性など新しい形態の知識財産および資源に対する保護の必要性を主張している。韓国特許庁もこのような国際的傾向に対応して、商標法条約とマドリッド協定議定書に'02年度加入を推進中にあり、WTP/TRIPS対策班を編成し、韓、WIPO間知識財産権に関する基本協定締結など多方面の努力を傾注している。

第2節 特許行政革新総合対策の推進

制御機械審査担当官室 機械事務官 キム・ウスン

1. 推進経緯及び体系

20Cを資本・工業中心の社会としたならば、21Cはいわゆる情報、知識社会と特徴づけられる。土地、労働、資本など伝統的生産要素らの付加価値生産能力が限界に直面することにとまない創造的知識

5) Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy の略

と情報が競争力の源泉として作用しており、人間の知識活動で得られた精神的、無形的結果に対して財産権として保護を受ける権利である知識財産権が競争力を決定する主要産業資本としてそれ自身が企業の利潤創出の新しい源泉として浮上している。

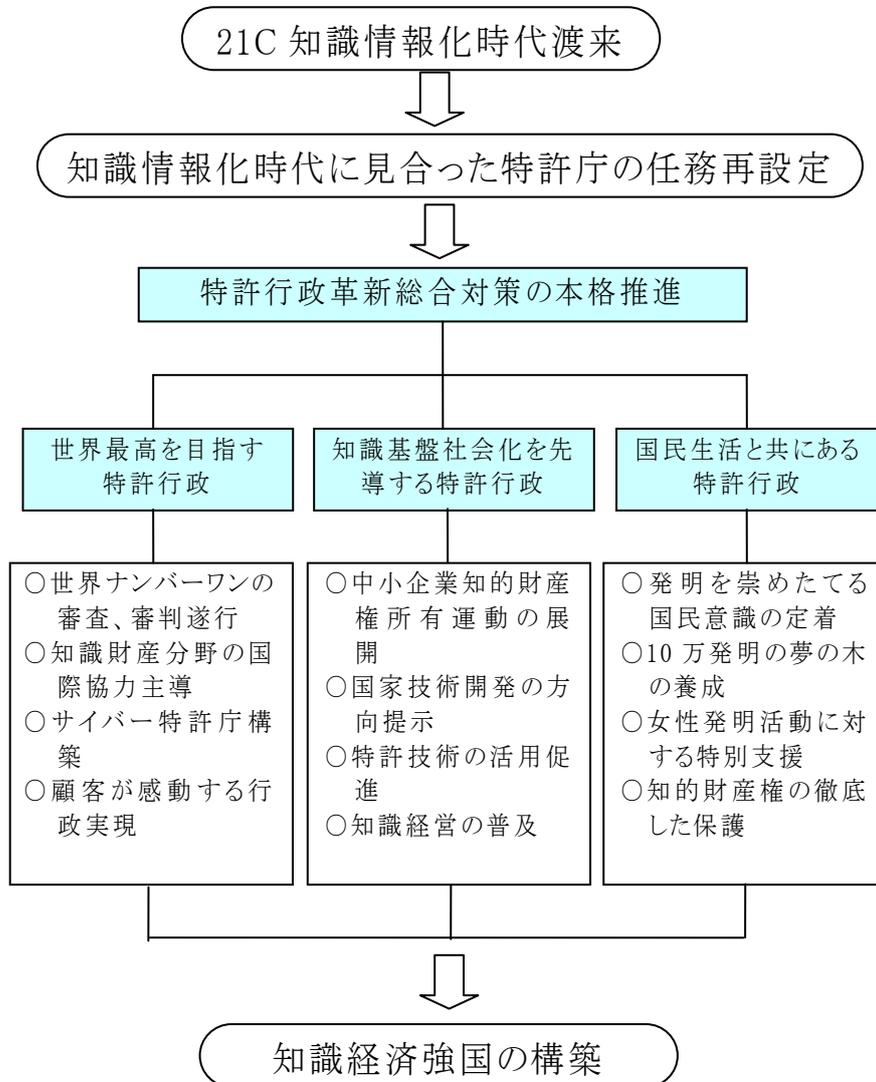
特に高付加価値の基礎技術や、先端技術を保有している先進国は、開発途上国の追撃を牽制するために知識財産権を通商武器化する一方、特許重視政策を推進して、21C 技術競争時代に備えている。

特許庁は、'77 年開庁以来、先進特許行政の基盤を構築し、産業財産権保護を通じた産業技術開発を促進して国家競争力向上に寄与してきた。特に産業財産権出願件数の幾何級数的増加によって、'96 年には世界 3 位の出願大国に成長した。

しかし、このような量的な成長は、必然的に慢性的な審査停滞と過度な審査件数の負担にともなう審査のクォリティの下落をもたらしてきた。これまで最大懸案だった特許審査処理期間を先進国水準に短縮したものの審査のクォリティレベルの改善、知識の創出、権利化、活用のための制度的インフラ構築、及び特許技術の活用のための支援体系が不十分であったし、電子商取引、生命工学など新技術出願増加にともなう審査基準の準備など制度的対応が少ないためなされなかった。

このような、対内外的な環境変化に対応して 21C 知識基盤社会化に備えるために特許庁は、'99 年 7 月から特許行政体制を全面的に再構成した『特許行政革新総合対策』を推進するようになり、'01 年 2 月から革新対策の推進方法および体制が特許行政に根をおろして、特許庁の運営システムで定着できるようにするために第 2 段階の特許行政革新総合対策を推進している。

〈図 1-1-1〉 特許行政革新総合対策推進体系



2. 2001 年度 主要推進成果

特許庁は、第 2 段階特許行政革新総合対策を推進しながら、一貫して特許庁の学習組織化を指向している。急変するグローバル競争環境下で、学習能力の不足は、組織において致命的という認識の下で組織構成員自らが問題を発見して解決できるようにすることによって組織の競争力を持続的に維持して、変化に能動的に対処できる組織を構築するために、特許庁はすべての業務を特許行政革新総合対策として一元化して推進班活動を通し、問題点を探し出す方法、代案を用意する方法、そしてこれを実践する方法を自然に体得している。

また、'01 年 1 月から審査のクオリティレベルの先進化を通じた対、内外的要求に相応して世界最高の特許行政具現のための踏み台を構築するために自律審査制度も導入している。自律審査制度は、審査官に処理目標を付与して管理する従来の方式から脱皮して、審査のクオリティと速度などの審査業務を審査官が自律的に計画して管理するようにすることによって審査業務の慣行を革新した制度である。

一方、特許庁は特許関連機関、段階および特許庁ソウル事務所などを同一建物内に入居させて、業務の効率を上げて特許顧客に良質のサービスを提供する One-Roof システムを構築するために、'02 年度予算に特許センター建設のための国庫支援金 297 億ウォンを確保している。

特許センター建設が成功裏に推進されれば、21 世紀知識基盤社会の核心である特許関連の人、空間、情報の 3 次元ネットワークが構築されて、特許サービス利用者に対するサービスの品質が画期的に向上され、各種支援事業の相乗効果が発生するばかりでなく特許、発明大国としての対外イメージ向上に大きく寄与することと判断される。

そして特許庁は産業界、学界、研究所および特許庁で代表される政府機関を一つに結ぶネットワークを構築して、技術立国実現体制を構築している。

審査官-中小企業姉妹提携事業を通し、中小企業に知識財産権の重要性を認識させて、'01 年 5 月から死蔵されている優秀特許技術を活用するために特許技術の移転促進と特許業務協議会を構成して、研究開発の結果を特許権利化するのに努めている。また、'01 年 11 月特許庁と広域地方自治体間の地方自治体特許業務協力事業約定を締結して、地方の知識財産インフラ構築を促進することにより特許、商標など知識財産権の創出を拡大し、地域経済の競争力の確保に寄与している。

このような特許行政を革新するための特許庁の努力は、政府および民間の部分はもちろん、海外からも高い評価を得ている。'01 年 6 月には、企画予算処主管第 3 回公共部門革新大会で、企画予算処長官賞を受賞し、7 月には国務調整室主管'01 年上半年政府業務評価自らの評価遂行努力部門で総合優秀機関に選ばれている。'01 年 11 月には、韓国国内の有数の企業らと競争して、毎日経済新聞-ブジアルレン知識経営大賞を受賞し、特許庁が開発、運用している特許ネットシステムに対して政府部門では初めて ISO 9001 認証を獲得した。また、'01 年 11 月「韓国-WIPO 間知識財産権分野基本協力協定」を締結して、世界知識財産権制度発展と知識財産権分野対開発途上国支援事業推進において共同協力することにした。これは、WIPO が韓国の先進化された知識財産権制度と革新的な特許行政運営事例が高く評価されたものと見られる。

3. 今後の推進方向

21C 知識情報化社会で韓国が知識基盤社会を先導して世界最高の特許行政を具現するためには、これまで推進した特許行政革新総合対策の推進成果を整理分析して、改善点を発掘することと同時に、今後の特許行政の政策決定を実質的に支援できる方向で推進班員と課題を再構成して、本格的に推進していかなければならないだろう。

第2章 知識財産の出願、登録、審査、審判処理現況

第1節 出願

出願課 行政事務官 李・ビョンヨン

1. 出願動向および今後展望

ア.2001年度産業財産権出願動向

1) 産業財産権出願の増加傾向回復

'01年度一年間に韓国特許庁に出願された産業財産権出願件数は、総数289,420件で、'00年度の283,087件に比べて、6,333件(2.2%)が増加し、前年対比権利別出願増加率は、特許2.6%、実用新案9.8%、意匠8.9%となり、商標は2.7%が減少したことが明らかになっている。

〈表 1-2-1〉 最近5年間の権利別出願現況

(単位:件、%)

区分	1997	1998	1999	2000	2001
特許	92.734	75.188 (△18.9)	80.642 (7.2)	102.01 (26.5)	104.612 (2.6)
実用	45.809	28.896 (△39.9)	30.650 (6.1)	37.163 (21.2)	40.804 (9.8)
意匠	28.491	23.732 (△16.7)	32.44 (36.5)	33.841 (4.4)	36.867 (8.9)
商標	87.065	57.393 (△34.1)	87.232 (52.2)	110.073 (26.0)	107.137 (△2.7)
計	254.099	185.209 (△27.1)	231.028 (24.7)	283.087 (22.5)	289.420 (2.2)

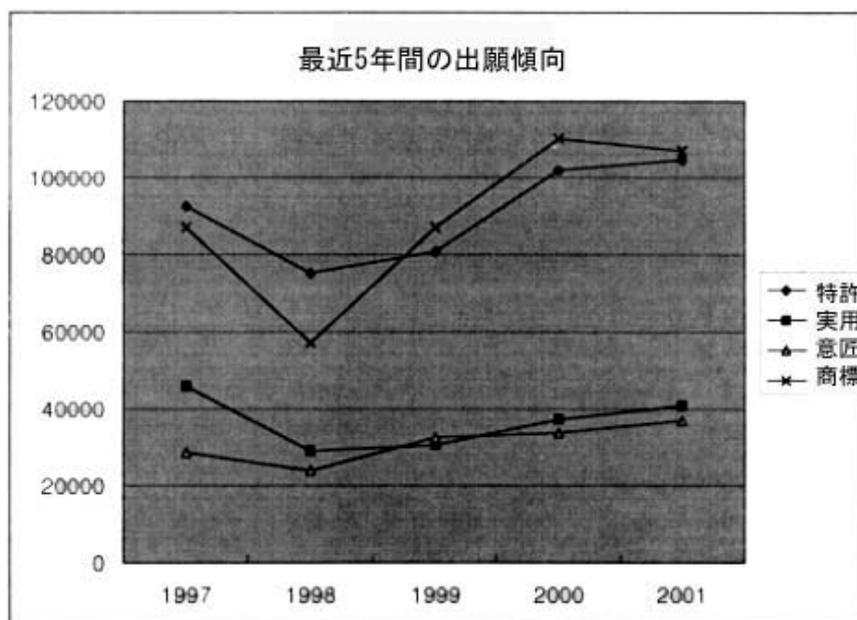
注) 1.()内は、前年同期対比増減率

2.多意匠、多類商標出願の場合、各々1件で集計した

特許、実用新案と意匠登録出願が増加したことは、技術開発の重要性と意匠の商品価値化に対する企業の認識が高まり、特許庁が、これまで持続的に推進した中小企業知的財産権所有運動などの効果が現れ始めたことと分析される。反面、商標は長期的な技術開発の結果というよりは、景気の変動に敏感に反応するものであるから、'01年度国内景気および世界景気が全般的に萎縮し、商標登録出願が減少したものと見られる。

しかし、産業財産権の年度別出願傾向は、'99年度に23万1千件、'00年度には、28万3千件、'01年度には28万9千件で国家経済の回復と合せて産業財産権出願も持続的な増加傾向を見せている。

〈図 1-2-1〉 最近5年間の出願推移



2)外国人による特許、実用新案出願の増加

'00年度に比べて内・外国人の出願が全て増加しているが、外国人出願増加率は6.1%、内国人の出願増加率は、1.4%増加して、全体的に2.2%の増加率となった。特に、特許と商標の場合、外国人の出願比重が相対的に高く現れているのは、外国企業が自社開発した技術とブランドを海外でも保護をうけるために積極的に海外出願をしているものと見られる。

〈表 1-2-2〉 内、外国人別出願現況

(単位:件、%)

区分	2000		2001		前年比増減率	
	件数	構成比	件数	構成比		
特許	国内人	72,831	71.4	73,714	70.5	1.2
	外国人	29,179	28.6	30,898	29.5	5.9
	計	102,010	100	104,612	100	2.6
実用新案	国内人	36,817	99.1	40,389	99.0	9.7
	外国人	346	0.9	415	1.9	19.9
	計	37,163	100	40,804	100	9.8
意匠	国内人	32,110	94.9	35,074	95.1	9.2
	外国人	1,731	5.1	1,793	4.9	3.6
	計	33,841	100	36,867	100	8.9
商標	国内人	90,595	82.3	76,135	87.0	△16.0
	外国人	19,477	17.7	11,364	13.0	△41.7
	計	110,073	100	87,499	100	△20.5
計	国内人	232,354	82.1	235,585	81.4	1.4
	外国人	50,733	17.9	53,835	18.6	6.1
	計	283,087	100	289,420	100	2.2

3)法人、個人別出願現況

'01年度産業財産権出願 289,420 件中、個人出願は、108,156 件(37.4%)で、前年対比 1.2%(1,232 件)増加し、法人出願は 181,264 件(62.6%)で前年対比 2.9%(5,101 件)増加し、法人出願が多少さらに増加したことが明らかになった。

(表 1-1-3)個人発明家の特許出願が、'00 年度に比べて、多少減少しているが、'99 年度 13,959 件から'00 年度には 23,883 件、'01 年度 20,850 件と最近になって高い出願増加率を見せており、女性および学生の産業財産権出願も前年度に比べて、各々 20.1%、35.6%ずつ大幅に増加したことが明らかになっている。

このように、学生と女性をはじめとする個人発明家および非法人の零細自営業者による個人出願が増加しているということは望ましい現象で、これは 21C 知識基盤社会で知識財産権の重要性に対する認識が社会底辺に広く拡散されているものと見られる。

〈表 1-2-3〉 法人、個人別出願現況

(単位 : 件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2000	2001	増加率	2000	2001	増加率	2000	2001	増加率
特許	78,127 (76.6)	83,762 (80.1)	7.2 (3.5)	23,883 (23.4)	20,850 (19.9)	△14.5 (△3.5)	102,010	104,612	2.6
実用 新案	10,862 (29.2)	12,429 (30.5)	14.4 (1.3)	26,301 (70.8)	28,375 (69.5)	7.9 (△1.3)	37,163	40,804	9.8
意匠	14,031 (41.5)	15,417 (41.8)	9.9 (0.3)	19,810 (58.0)	21,450 (58.2)	8.3 (△0.3)	33,841	36,867	8.9
商標	73,143 (66.4)	69,656 (65.0)	△5.0 (△1.4)	36,930 (33.6)	37,481 (35.0)	1.5 (△1.4)	110,073	107,137	△2.7
計	176,163 (62.2)	181,264 (62.6)	2.9 (0.4)	106,924 (37.4)	108,156 (37.4)	1.2 (△0.4)	283,087	289,420	2.2

注) ()内は、法人・個人別構成比

〈表 1-2-4〉 女性および学生出願現況

(単位:件、%)

区分	'97	'98	'99	'00	'01
女性	5,682	5,711 (0.5)	9,054 (58.5)	10,843 (19.8)	11,286 (4.1)
学生	217	459 (111.5)	1,011 (120.3)	1,800 (78.0)	2,441 (35.6)

注) ()内は前年対比増加率

一方、このような個人出願が増加しているのはこれまで特許庁が推進してきている知識財産創出のための各種政策的努力の結果と見られる。

特許庁では、個人出願人に対する出願料など各種手数料の減免の拡大、中小企業知的財産権所有運動の展開、発明の夢の木養成、優秀発明学生および指導教師に対する各種支援プログラムの運営、各大学の知識財産権教育過程設置の拡大など発明人口のすそ野を広げるために、持続的な広報と支援施策を推進してきた。

特に、特許網(KIPONET)による電子出願制度の実施およびインターネットを通じた各種特許請願サービスの拡充を通じ、特許に関する専門知識がない一般国民も複雑な産業財産権の出願手続きを見て、やさしくて容易に進行できるようにしたところ、これは代理人を通さない直接出願が過去の 11~15%水準から'00年度には 21.3%、'01年度には 22.2%と大幅に高まったことを見てもわかる。

〈表 1-2-5〉 代理人有無別出願件数

(単位:件、%)

区分	1997	1998	1999	2000	2001
代理人 出願	224,033 (88.2)	158,510 (85.6)	186,453 (80.7)	222,888 (80.7)	225,266 (77.8)
直接 出願	30,066 (11.8)	26,699 (14.4)	44,575 (19.3)	44,575 (19.3)	64,154 (22.2)
計	254,099 (100.0)	185,209 (100.0)	231,028 (100.0)	283,087 (100.0)	289,420 (100.0)

注) ()内は、代理人有無別構成比

イ. 今後の出願展望

21C 知識情報化社会が渡来することにともない知識財産権が、国家競争力の核心要素という認識が企業および個人などすべての経済主体に広く拡散されており、特に政府の知識産業育成政策など新技術開発のための投資拡大に相応し、個別企業の R&D 投資および新しい商標、デザイン開発がより一層活発に形成されることと予想されている。

そして、「中小企業知識財産権所有運動」をはじめとして、特許技術事業化支援、電子出願および海外出願の活性化など特許庁が推進している知識財産権創出および権利化のための各種政策的努力に力づけられて、産業財産権全分野における出願増加傾向に照らしてみた時、遠からず韓国の産業財産権出願件数が年間 30 万件を越えるものと展望される。

2. 権利別、産業部門別出願現況

ア. 特許、実用

特許出願の産業部門別構成比では、内、外国人全てが電気、通信分野の出願が全体出願の半分を越える 51%を占めている。

内国人の場合、機械分野の出願比率が 17.5%で、外国人の同分野出願比率 11.7%に比べて、相対的に高い反面、外国人の場合には化学分野の出願比率が 18.6%で内国人の同分野出願比率 7.7%に比べて、飛び抜けて高い点が著しい現象だ。

実用新案出願の産業部門別構成比では、内国人は機械分野の出願が 23.9%で、電気、通信分野 20.4%より高くなったが、外国人の場合には、むしろ電気、通信分野の出願が、37.6%で機械分野の出願比率 21.9%よりはるかに高くなっている。

〈表 1-2-6〉 特許、実用産業部門別出願現況

(単位：件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	内国	12,925 (17.5)	5,694 (7.7)	1,373 (91.9)	37,820 (51.3)	3,259 (4.4)	3,111 (4.2)	4,994 (6.8)	422 (0.6)	890 (1.2)	2,288 (3.1)	938 (1.3)	73,714 (100)
	外国	3,616 (11.7)	5,744 (18.6)	405 (1.3)	15,814 (51.2)	420 (1.4)	1,039 (3.3)	2,761 (8.9)	235 (0.8)	155 (0.5)	463 (0.8)	246 (0.8)	30,898 (100)
	小計	16,541 (15.8)	11,438 (10.9)	1,778 (1.7)	53,634 (51.3)	3,679 (3.5)	4,150 (4.0)	7,755 (7.4)	657 (0.6)	1,045 (1.0)	2,751 (2.6)	1,184 (1.2)	104,612 (100)
実用新案	内国	9,659 (23.9)	1,521 (3.8)	1,219 (3.0)	8,225 (20.4)	6,218 (15.4)	610 (1.5)	2,294 (5.7)	899 (2.2)	1,936 (4.8)	7,193 (17.8)	615 (1.5)	40,389 (100)
	外国	91 (21.9)	10 (204)	14 (3.4)	156 (37.6)	21 (5.1)	3 (0.7)	16 (3.9)	6 (1.4)	3 (0.7)	94 (22.7)	1 (0.2)	415 (100)
	小計	9,750 (23.9)	1,531 (3.8)	1,233 (3.0)	8,381 (20.5)	6,239 (15.3)	613 (1.5)	2,310 (5.7)	905 (2.2)	1,939 (4.7)	7,287 (17.9)	616 (1.5)	40,804 (100)
合計	内国	22,584 (19.8)	7,215 (6.3)	2,592 (2.3)	46,045 (40.4)	9,477 (8.3)	3,721 (3.4)	7,288 (6.4)	1,321 (1.2)	2,826 (2.5)	9,481 (8.3)	1,553 (1.4)	114,103 (100)
	外国	3,777 (11.8)	5,754 (18.4)	419 (1.3)	15,970 (51.0)	441 (1.4)	1,042 (3.3)	2,777 (8.9)	241 (0.8)	158 (0.5)	557 (1.8)	247 (0.8)	31,313 (100)
	小計	26,291 (18.1)	12,969 (8.9)	3,011 (2.1)	62,015 (42.6)	9,918 (6.8)	4,763 (3.3)	10,065 (6.9)	1,562 (1.1)	2,984 (2.0)	10,038 (6.9)	1,800 (1.3)	145,416 (100)

イ. 意匠

'01 年度意匠出願現況を探ってみると、内国人は、生活用品分野の出願比率が最も高く(14.6%)、次に住宅設備用品(13.3%)、事務用品および販売用品(11.7%)の順となった。外国人の場合には電気、電子、通信機械器具分野の出願比率が 34.0%と顕著に高くなり、次いで生活用品(14.2%)、衣服および身近品(10.2%)の出願が相対的に高かった。

〈表 1-2-7〉 意匠産業部門別出願現況

(単位：件、%)

区分	国内人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品及び嗜好品	226	0.6	5	0.3	231	0.6
衣服及び身周品	3,632	10.4	183	10.2	3,815	10.3
生活用品	5,109	14.6	255	14.2	5,364	14.5
住宅設備用品	4,760	13.6	97	5.4	4,857	13.2
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	1,105	3.1	93	5.2	1,198	3.2
事務用品及び 販売用品	4,116	11.7	154	8.6	4,270	11.6
運輸及び運搬機械	1,452	4.1	67	3.7	1,519	4.1
電気、電子機械器具 及び通信機械器具	3,939	11.2	610	34.0	4,549	12.4
一般機械器具	1,543	4.4	132	7.4	1,675	4.5
産業用機械器具	2,306	6.6	109	6.1	2,415	6.6
土木、建築用品	3,890	11.1	17	0.9	3,907	10.6
その他基礎製品	2,433	6.9	60	3.3	2,493	6.8
その他	563	1.7	11	0.7	574	1.6
計	35,074	100	1,793	100	36,867	100

注)その他は、取り下げ、および無効な件数

ウ. 商標

ニース分類にともなう、'01年産業部門別商標出願構成比を見れば、内国人 飲食業、理・美容業、コンピュータ情報関連業、法務サービス業などサービス業類が 30.4%、機械、電気機械、輸送機械器具類が 14.8%、菓子、食品、飲料が 14.1%で比較的高い出願比を見せた反面、外国人の場合には機械、電気機械、輸送機械器具類が 28.2%、化学品、薬剤、化粧品類が 27.1%、その他サービス業類 10.4%の順と比較的高い出願率を表した。

〈表 1-2-8〉 商標ニース分類別出願現況区分

(単位:件、%)

区分	国内人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品・薬剤・化粧品	10,175	12.3	4,753	27.1	14,928	14.8
一般金属製(非金属材料) 建材・手動理器類	1,945	2.3	814	4.6	2,759	2.7
機械・電気機械・輸 送機械器具	12,282	14.8	4,946	28.2	17,228	17.1
繊維・繊維製品衣 類	8,649	10.4	1,157	6.6	9,806	9.8
家具・敷物類・キッ チン用品	2,908	3.5	401	2.3	3,309	3.3
貴金属・時計・皮 革・かばん類	3,659	4.4	1,011	5.8	4,670	4.6
楽器・玩具・運動具 類・タバコ	2,147	2.6	568	3.2	2,715	2.7
紙・文房具・印刷物	3,964	4.8	652	3.7	4,616	4.7
お菓子・食品・飲料	11,716	14.1	1,271	7.2	12,987	12.9
ゴム・プラスチック材 料	303	0.4	161	0.9	464	0.5
サービス業	25,240	30.4	1,831	10.4	27,071	26.9
その他	21	0.0	0	0.0	21	0.0
計	83,009	100	17,565	100	100,574	100

3. 内・外国人別出願現況

ア. 内国人出願現況

1) 地域別出願現況

内国人出願の74.3%がソウル、仁川(インチョン)、京畿(キョンギ)など首都圏に偏っているが、'00年度76.2%に比べて、首都圏の出願シェアが1.9%減少したことが明らかになった。これは特許庁の大田(テジョン)移転と中小知的財産権所有運動、電子出願の実施などで首都圏地域の出願集中現象が多少緩和されているためと見られる。

〈表 1-2-9〉 内国人地域別出願現況

(単位:件、%)

区分	特許		実用		意匠		商標		合計		シェア	
	'00	'01	'00	'01	'00	'01	'00	'01	'00	'01	'00	'01
ソウル	32,839	32,391	12,975	14,298	14,380	15,051	56,163	50,868	116,357	112,608	50.1%	47.8%
釜山	1,749	1,563	2,295	2,357	1,458	1,581	3,417	3,329	8,919	8,830	3.8%	3.7%
大邱	1,442	1,389	1,985	2,368	1,503	1,765	2,137	2,449	7,067	7,971	3.0%	3.4%
仁川	1,905	1,828	2,291	2,466	2,276	2,270	2,676	2,948	9,148	9,512	3.9%	4.0%
光州	1,438	1,322	796	930	354	576	941	1,011	3,529	3,839	1.5%	1.6%
大田	2,883	3,281	1,142	1,216	491	516	2,162	2,055	6,678	7,068	2.9%	3.0%
蔚山	462	392	395	375	137	98	291	270	1,285	1,135	0.6%	0.5%
京畿	20,802	21,247	8,742	9,892	8,263	9,632	13,789	14,640	51,596	55,411	22.2%	23.5%
江原	426	470	438	565	193	227	1,088	743	2,145	2,005	0.9%	0.9%
忠北	879	792	805	698	452	445	1,157	1,335	3,293	3,270	1.4%	1.4%
忠南	1,357	1,344	860	1,016	667	665	1,605	1,681	4,489	4,706	1.9%	2.0%
全北	686	692	648	714	426	386	1,094	1,040	2,854	2,832	1.2%	1.2%
全南	530	507	540	585	271	324	824	795	2,165	2,211	0.9%	0.9%
慶北	3,774	4,528	1,502	1,283	521	653	1,321	1,336	7,118	7,800	3.1%	3.3%
慶南	1,266	1,356	1,272	1,440	644	703	1,630	1,574	4,812	5,073	2.1%	2.2%
済州	126	106	106	147	62	155	272	282	566	690	0.2%	0.3%
その他	267	506	25	39	12	27	29	52	333	624	0.1%	0.3%
計	72,831	73,714	36,817	40,389	32,110	35,074	90,596	86,408	232,354	235,585	100.0%	100.0%

2) 多出願企業別出願現況

'01年度国内多出願企業中、上位10企業の出願件数は、全32,767件で、内国人総出願の13.9%を占めており、特許出願の場合には、10大多出願企業の出願件数が37.4%と高いシェアを占めている。

'01年度多出願企業を見れば、LG電子(株)と三星電子(株)が'00年度に続き、各々1、2位を占め、現代自動車(株)が3位を占め、ハイニクス半導体、LGフィリップスLCD、大宇電子が10大多出願企業として新しく進出しており、現代電子産業、LG化学、第一製糖は10位圏外に押し出されるなど多出願企業順位にも大きな変動があった。

〈表 1-2-10〉 国内10大多出願企業出願現況

(単位:件、%)

順位	企業名	特許	実用	意匠	商標	合計
1	LG電子	7,311	314	392	531	8,548
2	三星電子	6,588	4100	720	427	7,776
3	現代自動車	4,190	0	255	94	4,539
4	ハイニクス半導体	3,655	4	3	33	3,695
5	浦項総合製鉄	2,695	186	0	15	2,896
6	起亜自動車	1,069	0	244	124	1,437
7	太平洋	67	21	180	1,132	1,400
8	LGフィリップス	1,012	27	0	2	1,041
9	大宇電子	248	93	260	129	730
10	三星SDI	703	2	0	0	705
小計 (内国人出願中シェア)		27,538 (37.4)	688 (1.7)	2,054 (5.9)	2,487 (3.3)	32,767 (13.9)
国内人出願計		73,714	40,389	35,074	76,135	235,585

イ. 外国人出願現況

1) 出願人国籍別出願現況

'00 年度と同様に日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上を占有しており、('00年:66.1%→'01年:65.9%)、主要多出願国家の順位は前年と大差がないことがわかった。

'01 年度多出願国家を調べてみれば、出願件数が前年対比 20.2%増加した日本が'00 年にも続き、米国を抜いて 1 位を占め、米国は 8.2%が減少し、2 位を獲得した。

権利別には特許、意匠の部分では、日本が、商標、実用新案部門では米国が相変わらず圧倒的な優位を見せているなかで日本、ドイツ、オランダ 3 ヶ国は、特許出願比率が 60%~70%で相対的に高いほうで、英国、フランスなどは商標出願比率が 55%~65%で比較的高い特徴を表している。

〈表 1-2-11〉 外国(法)人の国籍別出願現況

(単位:件、%)

順位	区分		特許	実用 新案	意匠	商標	計		'00 順位
							件数	シェア	
1	日本	'00	12,198	54	811	4,042	17,105	33.9	1
		'01	14,082	48	981	5,455	20,566	38.2	
2	アメリ カ	'00	8,583	60	441	7,173	16,257	32.2	2
		'01	7,910	58	322	6,641	14,931	27.7	
3	ドイ ツ	'00	2,727	7	96	1,274	3,976	9.3	3
		'01	3,053	11	47	1,504	4,615	8.6	
4	フラ ンス	'00	1,005	-	63	1,171	2,239	4.4	4
		'01	937	-	71	1,298	2,306	4.3	
5	イギ リス	'00	602	4	27	99	1,628	3.2	5
		'01	548	-	18	968	1,534	2.8	
6	スイ ス	'00	545	-	47	1,011	1,603	3.2	6
		'01	573	1	55	1,053	1,682	3.1	
7	オラ ンダ	'00	945	1	56	388	1,390	2.8	7
		'01	1,329	-	45	504	1,878	3.5	
小計		'00	26,605	126	1,541	16,149	44,421	87.9	
		'01	28,432	118	1,539	17,423	47,512	88.3	
その他 の 国		'00	2,574	220	190	3,328	6,312	12.0	
		'01	2,466	297	254	3,306	6,323	11.7	
計		'00	29,179	346	1,731	19,477	50,733	100.0	
		'01	30,898	415	1,793	20,729	53,835	100.0	

2) 多出願業者別出願現況

外国人 10 大多出願業者としては日本会社が 7 社で大部分を占めており、オランダ、米国、ドイツが各 1 社ずつ属している。

多出願順位を見れば、日本の家電企業である「ソニー」社が'00 年度に続き首位を守っており、日本の松下電器産業株式会社が'00 年も 9 位から 2 位に上がってきており、3 位にはオランダのコニククリケ・フィリップス・エレクトロニクスが占めた。

〈表 1-2-12〉 2001 年度多出願業者別出願現況

(単位：件、%)

順位	出願人	国籍	特許	実用	意匠	商標	合計
1	ソニー	日本	844	5	63	52	964
2	松下電器産業株式会社	日本	468	0	52	27	847
3	コニクーリケ・フィリップス・エレクトロニクス	オランダ	637	0	0	53	690
4	株式会社日立製作所	日本	637	0	0	14	661
5	三菱電機株式会社	日本	567	4	31	4	606
6	株式会社東芝	日本	449	0	35	109	593
7	インターナショナルビジネスマシーンズ	日本	462	0	0	38	500
8	富士通株式会社	日本	349	0	0	11	360
9	ロバルク・ボッシュベーエムバッハ	ドイツ	335	3	1	1	340
10	日本電気株式会社	日本	317	0	0	13	330

第 2 節 PCT(特許協力条約)国際出願

出願課行政事務官 朴・ユンソン

1. PCT 官庁・機関別国際出願動向

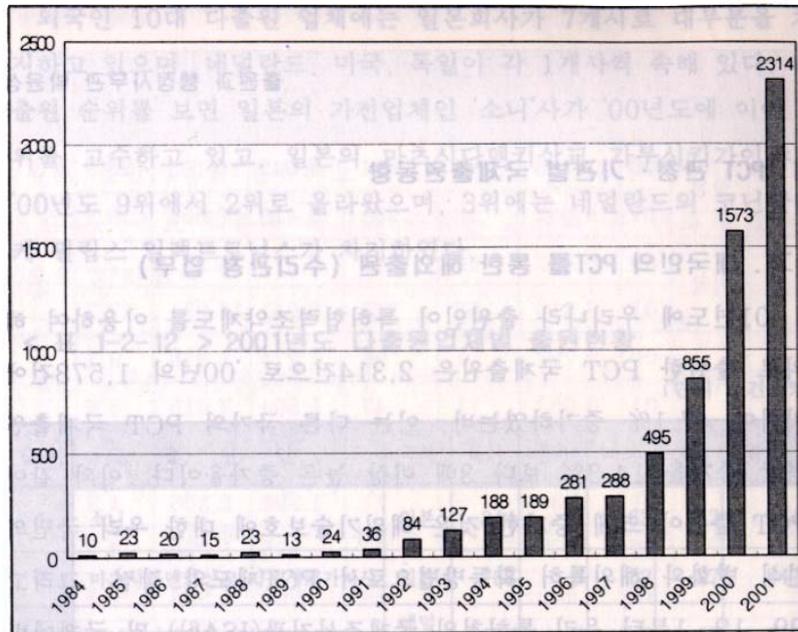
ア. 内国人の PCT を通じた海外出願(受理官庁業務)

'01 年度に韓国出願人が特許協力条約制度を利用して、海外に出願した PCT 国際出願は 2,314 件で、'00 年の 1,573 件に比べて、47.1%増加しているが、これは他の国家の PCT 国際出願平均増加率 14.3%より 3 倍以上高い増加率である。これと合わせて PCT 出願が大きく増加したのは、海外技術保護に対する韓国国民の認識変化と、海外特許獲得方法として PCT 制度の長所、そして '99 年 12 月 1 日から韓国特許庁の国際調査機関(ISA 6¹⁾)および国際予備審査機関(IPEA 7²⁾)としての業務開始にともなう国民の海外出願の利便性などに起因するものと分析される。

6) International Search Authority の略で、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)総会が一定の要件をそなえた各国特許庁または、政府間機構の中で、国際調査ができるように指定した機関のこと。

7) International Preliminary Examination Authority の略で国際出願に記載された発明の新規性、進歩性および産業上利用の可能性に対し、予備的で非拘束的な判断業務を遂行する PCT 協約同盟総会に指定を受けた機構をいう。

< 図 1-2-2 > 年度別PCT国際出願傾向



イ. 国際調査機関および予備審査機関の指定/選択動向

'99年12月1日から特許庁が国際調査機関、および国際予備審査機関の業務を開始して以来、韓国を国際調査、予備審査機関に選択する件数が着実に増加してきた。'01年総出願中、韓国を調査機関として選択する割合は、83.8%で、前年対比2.3%増加し、国際予備審査請求率は、41.9%、16.1%も増加している。

これはPCT国際出願を国語で出願することが可能となり、特許庁審査官の助言と意見交換が容易なばかりでなく、国際調査、予備審査費用が安くて手数料を減免でき持続的に増加しているもので

〈表 1-2-13〉 韓国の特許庁の国際調査、予備審査機関指定現況

(単位：件、%)

区分 \ 年度		1999	2000	2001	備考
国際出願	件数(A)	855	1,573	2,314	
国際調査機関	件数(B)	89	1,282	1,939(4)	()は、再開
	割合(B/A)	10.4	81.5	83.8	
国際予備審査機関	件数(C)	9	406	970	
	割合(C/A)	1.0	25.8	41.9	

注) 4 件は、フィリピン特許庁から韓国特許庁(KR)に国際調査を依頼した件数

各国特許庁と業務協約⁸⁾を締結し、韓国特許庁を国際調査機関および国際予備審査機関に指定することによって、今後国際調査および予備審査件数が増加するものと展望される。

韓国特許庁は、国際調査、予備審査業務を開始して 2 年目で世界第 6 位の業務機関に成長し、韓国の国際的地位が高まっており、'05 年までに世界 5 位の業務機関に跳躍するための基盤を用意している。

ウ. 指定国指定現況(外国人の PCT を通した国内出願)

現在 PCT 出願は基本的に 5 ケ国に対する指定料を納付すれば最大 116 ケ国まで無料で指定でき、国内出願人は PCT 国際出願時 116 カ国 PCT 会員国を指定(各国出願予約)という恩恵を享受している。

しかし、出願人が指定国のうちで実際に翻訳文の提出を通じて、国内出願をもって進出する割合が約 10%程度であることを考慮すれば、'01 年 PCT を通した海外出願は約 27,000 余件と推測される。

エ. 外国 PCT 出願人の韓国内特許出願(国内段階移行)動向

外国 PCT 出願人が国内に出願をする国内段階移行率は、最近 5 年間年平均 17.2%の増加率を記録し、'01 年には 16,690 件で、これは国内総特許出願 103,011 件の 16.2%に該当し、外国人の特許、実用新案出願(総 31,444 件)の 53%を占めており、PCT 制度を通じた外国人の国内特許、実用新案出願が順次増加していることと分析される。

8) 業務協定締結国:フィリピン、ベトナム、業務協定締結進行国:日本、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インドネシア

〈表 1-2-14〉 年度別外国 PCT 出願人の国内特許出願件数

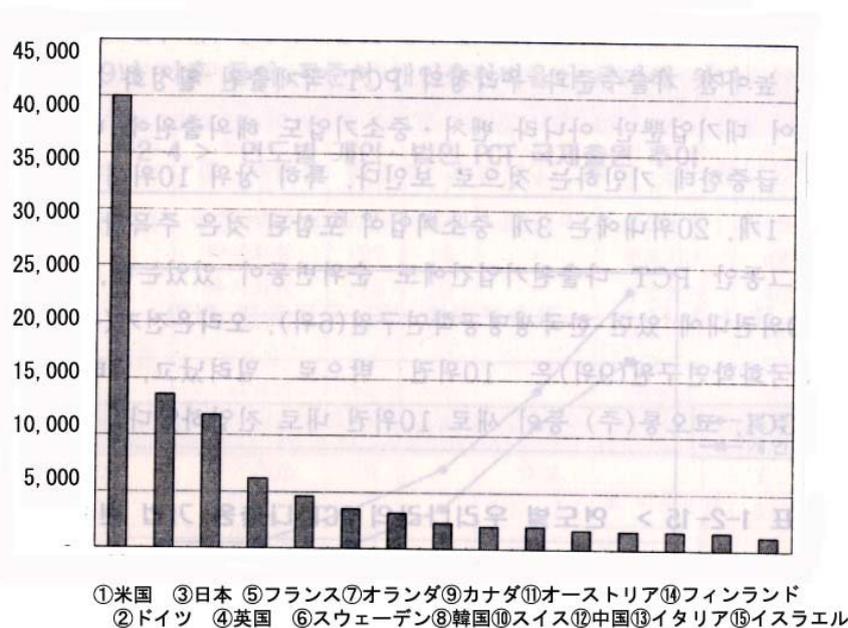
(単位:件数、%)

年度 分析	'97	'98	'99	'00	'01
出願件数	10,032	11,032	12,647	15,133	16,690
増減率(%)	32.3	10.0	14.6	19.7	10.3

オ. 世界 PCT 国際出願動向

'01 年世界 PCT 出願総件数は、103,947 件で'00 年に比べて、29,924 件(14.3%)が増加した。韓国の'01 年 PCT 出願比率は、世界 PCT 出願の 2.2%(2,314 件)で、'00 年に比べて、0.5%増加し、115 カ国会員国中、11 位から 8 位に 3 段階上昇し、世界 10 大 PCT 出願国の隊列に入っている。

〈図 1-2-3〉 2001年度国家別PCT国際出願現況



2. 韓国の出願人の PCT 国際出願動向分析

ア. 韓国国内 10 大 PCT 多出願企業(法人)現況

'01 年度 PCT 多出願企業の出願現況を調べれば 10 大多出願法人の割合が減少したことが明らかになった。

上位 10 大多出願法人の出願件数は、291 件で総出願件数の 12.5%を占めて'00 年 309 件に比べて、出願件数は、18 件減少し、法人総出願件数(1,312 件)から上位 10 大多出願法人の出願件数が占める割合も'00 年 35.8%(309 件)から'01 年 22.2%(291 件)と 13.6%減少した。

このような現象は、大企業中心の PCT 国際出願が、ベンチャー企業など中小企業まで底辺が拡大

されているということを含め、これは韓国の企業らの高まった技術水準と韓国特許庁の PCT 国際出願活性化の努力に力づけられて、大企業ばかりでなくベンチャー、中小企業も海外出願に対する関心が急増したことに起因することと見られる。特に上位 10 位内の中小企業が 1 社、20 位内には 3 社の中小企業が含まれていることは、注目するに値する等しい。

これまで、PCT 多出願企業間においても、順位の変動があったが、'00 年に 10 位圏内にあった韓国生命工学研究院(6 位)、オリオン電気(株)(7 位)、韓国化学研究院(9 位)は、10 位圏外に押し出されて、テクノ・ティー、LGCI、コオロン(株)などが新しく、10 位圏内に入った。

〈表 1-2-15〉 年度別韓国の PCT 多出願企業現況

(単位:件)

順位	法人名	'97	'98	'99	'00	'01
1	サムスン電子(株)	17	41	135	112	87
2	(株)LG 電子	1	2	11	38	71
3	サムスン総合化学(株)	-	-	8	21	27
4	韓国科学技術研究院	11	21	18	32	20
5	(株)LG 化学	6	19	26	30	19
6	韓国科学技術院	1	7	8	14	14
7	浦項製鉄(株)	8	8	8	11	14
8	テクノ・ティー	-	-	-	-	14
9	LGCI	-	-	-	-	13
10	コオロン(株)	-	-	-	2	12
出願法人数		68	81	187	403	703

イ. 個人対法人の PCT 国際出願比率

個人対法人の出願比率は、ほとんど一定の水準(35 対 65)を維持し、'99 年以後に入ってから、着実に個人出願比率が増加してきた。

< 図 1-2-4 > 年度別・個人・法人PCT国際出願傾向



これは特許庁が PCT 国際出願手続きの広報およびセミナーの開催、多様な広報資料の製作・配布により個人発明家らが PCT 国際出願制度に対する認識が向上されたことに起因するものと分析される。

<表 1-2-16> 年度別個人・法人 PCT 国際出願現況

(単位:件、%)

年度区分	'97	'98	'99	'00	'01
個人 (%)	100 (38%)	171 (34%)	341 (39%)	711 (45%)	1,002 (44%)
法人 (%)	178 (62%)	324 (66%)	514 (61%)	862 (55%)	1,312 (56%)
計	228	495	855	1,573	2,314

ウ. 技術分野別出願動向

IPC 分類(全 1,894 件)にともなう技術分野別出願動向では、化学分野が全 403 件(21.3%)で最も多くの出願がなされているのに続き、機械、金属分野、半導体、電子、情報分野などの順となった。既存産業分野に比べて IT 産業の超高速成長に力づけられて、コンピュータ、通信、電気分野も各々 266 件、232 件と上位圏を占めている。

〈表 1-2-17〉 技術分野別 PCT 国際出願現況

(単位:件、%)

順位	技術分野	件数	シェア(%)
1	化学	403	12.3
2	機械・金属	323	17.1
3	半導体・電子・情報	294	15.6
4	コンピュータ	266	14.0
5	通信・電気	232	12.2
6	遺伝工学	136	7.2
7	映像器機	72	3.8
8	繊維・生活用品	65	3.4
9	建設技術	52	2.7
10	その他	51	2.7
	小計	1,894	100
	未分類	420	
	計	2,314	

特許庁の各国、課別担当件数による技術分野の出願動向を見れば、審査 4 局が 916 件(39.5%)で最も多く、審査 3 局 655 件(28.3%)、審査 2 局 323 件(13.9%)であり、各課別には、コンピュータ課、通信課、遺伝子工学課の順になった。

〈表 1-2-18〉 国、課別技術分野出願動向

(単位:件)

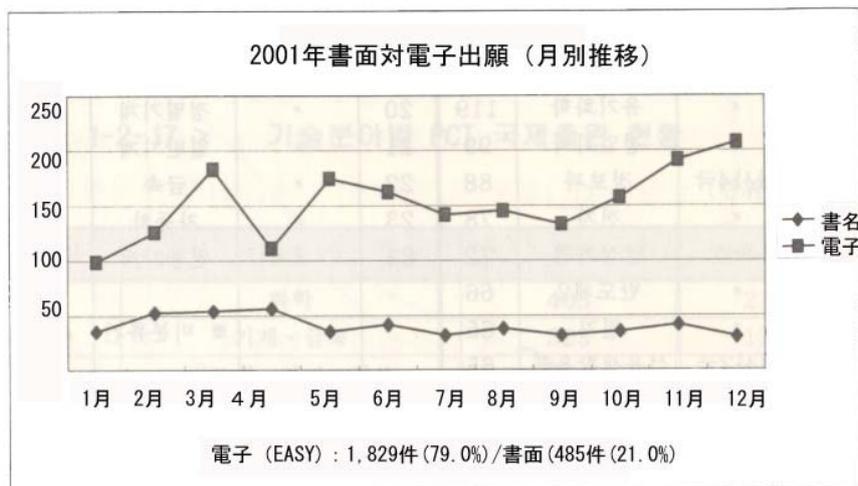
順位	局	担当官室	件数	順位	局	担当官式	件数
1	審査 4 局	コンピュータ	266	16	審査 4 局	建設技術	52
2	審査 4 局	通信	167	17	審査 3 局	農林水産	51
3	審査 3 局	遺伝工学	136	18	審査 2 局	運送機械	50
4	〃	薬品化学	127	19	〃	空調機械	48
5	〃	有機化学	119	20	〃	精密機械	40
6	〃	精密化学	99	21	〃	一般機械	37
7	審査 4 局	情報課	88	22	〃	金属	36
8	〃	電子	78	23	〃	自動車	29
9	〃	映像機器	72	23	〃	原動機械	29
10	〃	半導体 2	66				
11	〃	電気	65				
12	審査 3 局	繊維生活用	65			※未分類件	420
13	審査 4 局	半導体 1	62				
14	審査 3 局	無機化学	58				
15	審査 2 局	制御機械	54				

エ. PCT-EASY(電子出願)出願動向

PCT-EASY による出願率が、'00 年には 58.9%(925 件)であった反面、'01 年には 79.0%(1,829 件)増加した。

PCT-EASY⁹⁾プログラムを利用して、出願すれば国際出願手数料中、200スイスフラン(約163,000ウォン)を減免しており、出願コストを節減できて、施行初期('99.5月)にはPCT-EASYによる出願比率がわずか(15%)であったが、特許庁が同プログラムの入ったCDを無料で配付して、インストール方法と利用方法をホームページと請願案内冊子などを一通じて、積極的に広報した結果、PCT-EASYによる出願が急増している。

〈図 1-2-5〉 2001 年度 PCT 国際出願 書面、電子出願推移



特に、韓国のPCT-EASYを利用した出願率は、世界多出願上位10ヶ国中、78.1%と第2位を占めた。

〈表 1-2-19〉 国家別 PCT-EASY 国際出願現況

順位	国家	EASY 出願率	順位	国家	EASY 出願率
1	アメリカ	25.0%	6	スウェーデン	18.8%
2	ドイツ	31.4%	7	オランダ	8.3%
3	日本	80.6%(1)	8	韓国	78.1%(2)
4	イギリス	11.2%	9	カナダ	43.7%
5	フランス	28.4%	10	スイス	18.9%

オ. PCT 国際出願言語別現況

'01年PCT国語出願件数は、1,485件で総出願件数2,314件の64.2%を占め、'00年869件(55.2%)に比べて、616件(9.0%)増加している。

〈表 1-2-20〉 2001 年 PCT 国際出願言語別出願現況

9) Patent Cooperation Treaty Electronics Application System の略で、WIPO で開発した国際出願で作成用ソフトウェア

(単位:件、%)

言語別	英語	韓国語	合計
出願件数 シェア(%)	828 (35.8%)	1,485 (64.2%)	2,314 (100%)

韓国語は、'01年に世界6位の出願言語として成長した。韓国語出願が、'99年12月1日から始まったことを考慮すれば、短時間内に世界6位の出願言語になったのは、驚くほどの成果だ。国語出願件数は、出願時の便利さのために継続して増加することが予想されており、今後、その件数が年間5,000件を越えれば国際公開言語¹⁰⁾に指定受けられるように推進する計画である。国際公開言語に指定されれば、国際公開のために別途の英語翻訳文を提出する必要がなく、出願人が時間と費用を節減できて、便宜を増進させることができ、韓国語が世界技術分野の主要言語グループ列にあがるようになるのである。

〈表 1-2-21〉 2001年世界PCT国際出願言語別出願現況

(単位:件、%)

順位	出願言語	出願件数(%)	順位	出願言語	出願件数(%)
1	英語	66,993(64.5)	9	フィンランド語	541(0.5)
2	ドイツ語	14,198(13.6)	10	ロシア語	525(0.5)
3	日本語	11,129(10.7)	11	オランダ語	493(0.4)
4	フランス語	4,488(4.3)	12	ノルウェー語	258(0.24)
5	中国語	1,576(1.5)	13	イタリア語	241(0.23)
6	韓国語	1,445(1.4)	14	デンマーク語	153(0.14)
7	スウェーデン語	1,077(1.0)	15	ハンガリー語	22(0.02)
8	スペイン語	624(0.6)			

カ. 多出願10位代理人別出願現況

'01年代理人を選任したPCT国際出願は、2,109件(91.1%)であり、代理人を選任しない出願は、205件(8.9%)で大部分代理人を通して手続きを遂行し、PCT国際出願を代理する代理人の数も順次増加する傾向である。

'01年に1件以上PCT国際出願を代理した代理人の数は、299人で、この中で10大多出願代理人の出願比は、552件(23.8%)で、'00年466件(29.6%)に比べて、5.8%下落している。

10) 現在は英語、ドイツ語、日本語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語が国際公開言語として指定されている

〈表 1-2-22〉 2001 年 PCT 国際出願多出願代理人現況

(単位:件、%)

順位	代理人	'97	'98	'99	'00	'01
1	ユ・ミ特許法人	8	9	20	65	140
2	イ・ヨンピル	11	20	32	87	76
3	イ・ゴンジュ	10	17	116	80	62
4	バク・ジャンウォン	9	12	22	52	61
5	イ・ウォンヒ	8	13	24	36	43
6	特許法人ウォンジョン	2	2	12	35	38
7	ジャン・ソング	16	45	29	32	37
8	キム・ヨンイン	-	-	5	28	32
9	特許法人シンソン	-	-	-	-	32
10	特許法人LNK	-	-	-	-	31
計	-	64	118	260	466	552

3. 今後の PCT 国際出願の展望

ア. PCT 国際出願予想

PCT 国際出願は、最近 4 年間 68.9%の年平均増加率を表している。韓国が国際調査機関および国際予備審査機関として業務を遂行するようになり、国語出願が可能になることによって、継続的に増加することと展望される。'02 年 PCT 国際出願予想件数は、最近 5 年間('97~'01)年平均増加率が 55.6%である点を考慮して、約 50%の増加率で換算して推定すると、約 3,500 件に達することと展望される。その結果、韓国は、世界第 7 位の PCT 出願対国に成長し、国語もまた世界第 5 位の国際出願言語になることと予想される。

〈表 1-2-23〉 2002 年韓国の PCT 国際出願展望

(単位:件、%)

分析 \ 年度	'98	'99	'00	'01	'02 (予想)
出願件数	495	855	1,573	2,314	3,500
前年比 増減率(%)	71.9%	72.7%	84.0%	47.1%	51.2%

イ. 韓国に対する国際調査、および国際予備審査請求予想

総出願件中、韓国を調査機関に選択する割合が、'01 年には 83.8%、国際予備審査請求率は 41.9%を記録した。したがって、2002 年国際調査件数は、予想 PCT 国際出願件数(3,500 件)中、80%が韓国を国際調査機関に選択すると推定した場合、2,800 件と展望され、国際予備審査件数は予備審査請求率を 50%と推定した場合、約 1,750 件程度と予想される。

〈表 1-2-24〉 2002 年国際調査、および国際予備審査請求展望

(単位:件、%)

分析 \ 年度	'99.12	2000	2001	2002 (予想)
国際調査件数	89	1,282(81.5)	1,939(83.8)	2,800(80.0)
国際予備審査件数	9	406(25.8)	970(41.9)	1,750(50.0)

ウ. 外国 PCT 出願人の国内特許出願(国内段階進入)予想件数

外国 PCT 出願人の国内特許出願が最近 5 年間で年平均 17.2%増加している点を考慮した場合、'02 年には、'01 年対比 15%が増加した 19,000 件と予想され、韓国の経済規模がますます大きくなることによって国内特許出願を通じた外国企業らの国内技術マーケットの攻略がより一層強まることと展望される。

〈表 1-2-25〉 2002 年外国 PCT 出願人の国内特許出願展望

(単位:件、%)

分析 \ 年度	'97	'98	'99	'00	'01	'02 (予想)
出願件数	10,032	11,032	12,647	15,133	16,690	19,000
増減率(%)	31.3	10.0	14.6	19.7	10.3	15.0

第 3 節 審査

1. 特許および実用新案

審査調整課 工業書記官 ヒョウ・スンジュン

ア. 特許出願審査 特許

出願の 1 次審査処理件数は、55,766 件(前年対比 18.4%減少)でこの中 24.7%に該当する 13,797 件を登録決定し、70.5%に該当する 39,305 件に対しては、意見提出通知をし、1 次審査に必要となる期間は、審査請求日から平均 21.3 ヶ月で、'00 年(20.6 ヶ月)より多少増えている。

〈表 1-2-26〉 特許出願 1 次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取り下げ・ 放棄	審査処理 期間
2001 年 (構成比)	55,766 (100)	13,797 (24.7)	39,305 (70.5)	2,664 (4.8)	21.3 ヶ月
2000 年 (構成比)	68,338 (100)	18,861 (27.6)	47,314 (69.2)	2,163 (3.2)	20.6 ヶ月

審査を終結した物量は全 57,737 件(前年対比 5.9%増加)で、この中の 66.8%に該当する 38,590 件

を拒否決定した。これは、'00年と比較した場合、登録決定率は6%ポイント、拒否決定率は、4.4%ポイント各々増加したこととなり、出願の取下、放棄、無効は3,700件で全体審査最終処理量の6.4%に該当し、'00年に比べて10.4%ポイント下がっている。

〈表 1-2-27〉 特許出願審査最終処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取り下げ・放棄・無効
2001年 (構成比)	57,737 (100)	38,590 (66.8)	15,447 (26.8)	3,700 (6.4)
2000年 (構成比)	54,525 (100)	33,149 (60.8)	12,228 (22.4)	9,148 (16.8)

1次審査処理量が減少して拒否決定率が増加したのは、2001年から審査のクオリティを高めるために自律審査制度を本格的に施行することにもない、精密な審査が形成されたため、取り下げ、放棄、無効が10%ポイント以上減少したのは、IMF以後バブル出願が解消されたことに起因していることと各々分析される。

イ. 実用新案出願審査

旧実用新案出願は、実用新案先登録制度施行前に出願された物件の審査請求分に対して審査がなされた理由で、その物量が急激に減少し、'01年に1次審査は前年対比66%が減少した9,666件を処理し、その中30.7%に該当する2,972件を登録決定して、68.2%に該当する6,599件に対して意見提出通知をした。

〈表 1-2-28〉旧実用新案出願1次審査処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	意見提出通知	取り下げ・放棄
2001年 (構成比)	9,666 (100)	2,972 (30.7)	6,599 (68.2)	95 (2.1)
2000年 (構成比)	28,236 (100)	8,225 (29.1)	19,157 (67.9)	854 (3.0)

審査を終結した物件は、17,534件(前年対比20%減少)で、この中の49.5%に該当する8,673件を登録決定し、50%に該当する8,766件を拒否決定した。

＜表 1-2-29＞旧実用新案出願審査終結処理現況

(単位:件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取り下げ・ 放棄
2001年 (構成比)	17,534 (100)	8,673 (49.5)	8,766 (50.0)	95 (0.5)
2000年 (構成比)	21,801 (100)	12,219 (56.0)	8,601 (39.5)	981 (4.5)

実用新案先登録出願は、44,884件(前年対比10.7%増加)を審査処理し、この中の80.1%に該当する35,988件を基礎的要件審査後、設定登録を依頼し、19%に該当する8,538件に対して補正命令などを通知した。

実用新案先登録出願の技術評価は、前年(6,420件)より100%増加した12,860件を処理し、この中72.7%に該当する9,350件の登録維持の決定をしたが、これは前年より3.1%ポイント下がった数値だ。

'01年技術評価処理量が大幅に増加した理由は、過度な審査負担を緩和させるために、技術評価処理期限を段階的に延長することにもない('00.5.15から3ヶ月、'00.7.11から5ヶ月延長)'00年下半期技術評価請求分'01年に処理されたためであり、技術評価維持決定率が多少下落した理由は、自律審査施行により精密な審査がなされたためだと各々分析される。

＜表 1-2-30＞実用新案先登録出願審査現況

(単位:件、%)

区分	基礎的要件審査				技術評価		
	登録 依頼	補正命 令など	取り下げ・ 無効	計	登録 維持	登録取 り消し	計
2001年 構成比	35,988 (80.1)	8,538 (19.0)	358 (0.9)	44,884 (100)	9,350 (72.7)	3,510 (27.3)	12,860 (100)
2000年 構成比	30,487 (75.2)	9,910 (24.4)	146 (0.4)	40,543 (100)	4,866 (75.8)	1,554 (24.2)	6,420 (100)

ウ. PCT 国際調査および国際予備審査

'99.12.1.からPCT国際調査および国際予備審査機関の業務を遂行するようになったことにより、'01年には、前年(728件)の380%に該当する2,768件の国際調査および予備審査業務が処理されている。

2. 商標および意匠

審査基準課 書記官 許・根

ア. 商標登録出願審査

1) 審査方針

商標法改正による商標審査事務取扱規定の補完、立体商標実体審査規定および商品分類転換登録に関する解釈基準の用意など商標審査基準が改正されることによって、商標審査において専門性および一貫性の確保のために商標審査官で構成された制度改善班会議を随時開催し、審査官を

対象にした教育プログラムを運営するなどの努力を傾注している。

2) 審査実績

'01年中 商標審査処理件数は、123,067件で前年度に比べて、11.7%増加したが、審査処理期間は、審査期間の短縮のための審査官らの積極的な努力にもかかわらず、最近年度の出願規模の増加により、'01年末12.2ヶ月で、前年度より2.4ヶ月長くなった。一方、'01年商標審査の登録決定率は前年度に比べて、1.5%が減った72.6%と現れた。

〈表 1-2-31〉 商標審査処理実績

(単位:件、ヶ月)

審査処理物量		審査処理期間	
'00年	'01年	'00年	'01年
110,1818	123,067	9.8	12.2

イ. 意匠登録出願審査

1) 審査方針

デザインがすなわち市場における製品競争力を左右する現実で、意匠登録出願の一貫する増加による審査処理期間の遅延を防止するために、最大限の迅速な審査処理を意匠審査の一次目標として推進し、これを裏付けるために意匠物品分類システムの機能高度化、意匠審査資料の電算DB化など意匠審査の生産性の向上のための諸般事業を展開した。

2) 審査実績

'01年中の意匠審査処理件数は、33,645件で、前年度に比べて、14.3%増加したが、審査処理期間は、'01年末基準9.6ヶ月で商標と同じ事由で前年度より2.5ヶ月長くなった。

一方、'01年意匠審査の登録決定率は、前年度水準の84.5%となった。

〈表 1-2-32〉 意匠審査処理実績

(単位:件、ヶ月)

審査処理物量		審査処理期間	
'00年	'01年	'00年	'01年
29,446	33,645	7.1	9.6

第4節 登録

登録課 書記官クオン・サンボン

'01年産業財産権の新規設定登録は、130,831件で前年比3.5%増加した。
また年次料納付による年次登録は、200,154件で49.9%増加し、権利移転などの変動登録は126,269件で、5.6%の増加している。

1. 新規設定登録現況

産業財産権中、特許の新規登録件数は、前年比0.8%減少したが、実用新案登録と商標登録が各々5.0%、9.2%増加し、意匠登録は1.0%減少し、全体的な登録件数は前年度に比べて、小幅増加する傾向を見せている。

〈表 1-2-33〉 新規設定登録推移

(単位:件、%)

区分	'97年	'98年	'99年	'00年	'01年
特許	24,579 (48.8)	52,900 (115.2)	62,635 (18.4)	34,956 (△44.2)	34,663 (△0.8)
実用	13,713 (49.2)	25,717 (87.5)	32,868 (27.9)	41,745 (27.0)	43,842 (5.0)
意匠	24,633 (22.0)	24,931 (1.2)	19,636 (△21.2)	18,845 (△4.0)	18,650 (△1.0)
商標	42,484 (60.5)	59,611 (40.3)	32,968 (△44.7)	30,849 (△6.4)	33,676 (9.2)
合計	105,409 (45.7)	163,159 (54.8)	148,107 (△9.2)	126,395 (△14.7)	130,831 (3.5)

注)商標更新登録を除く、()は、昨年対比増減率

2. 産業部門別特許・実用新案登録現況

全体新規設定登録件数中'01年度特許・実用新案登録78,505件に対する10大産業分野別登録動向を調べれば、電気通信分野が28,016件で35.7%、機械分野が18,446件で23.5%占めており、これら2分野のシェアが59.2%で他の産業分野に比べて高いシェアを占めていることが明らかになった。全体登録件数は、'00年に比べて、ほとんど変化がなく、その中、土木建設分野が21.5%、事務用品・印刷分野が16.5%、飲料衛生分野が16.2%の増加率を見せている。

〈表 1-2-34〉 産業部門別登録現況(特許・実用新案)

(単位:件、%)

区分	機械	化学	繊維	電気通信	土木建設	採鉱金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	合計
登録件数	18,446	5,301	1,909	2,8016	6,981	2,239	4,022	1,181	2,534	7,876	78,505
割合	23.5	6.8	2.4	35.7	8.9	2.9	5.1	1.5	3.2	10	100
昨年対比増減率	4.1	8.4	△3.1	△8.9	21.5	5.9	16.2	16.5	14.7	15.6	2.4

3. 個人・法人、内・外国人の登録現況

'01 年度新規設定登録件数中、個人と法人の割合を調べてみると、個人 37.9%、法人 62.1%で前年対比ほとんど変化がなく、内国人と外国人の割合は内国人 83.6%、外国人 16.4%で、前年対比外国人の割合が多少増加('00 年度外国人 15.8%)したことが明らかになった。外国人登録 21,398 件に対する国家別登録動向を見れば、日本が 8,991 件(42.0%)、米国が 6,206 件(29.0%)でこれら二国の登録件数が、全体外国人登録の 71.0%を占めている。

そして外国人登録上位国家中、日本、米国、ドイツの場合には特許登録が相対的に多い反面、フランスなど残り国家らは商標登録が多いことと分析された。

〈表 1-2-35〉 個人、法人および内・外国人登録推移

(単位:件、%)

区分		'97 年	'98 年	'99 年	2000 年	2001 年	前年比増減率
個人 法人	個人	22,411 (21.3)	29,649 (18.2)	35,055 (23.7)	47,175 (37.3)	49,638 (37.9)	5.2
	法人	82,998 (78.7)	133,510 (81.8)	113,052 (76.3)	79,220 (62.7)	81,193 (62.1)	2.5
内 外 国 人	国内人	81,497 (77.3)	125,401 (76.9)	117,265 (79.2)	106,363 (84.2)	109,433 (83.6)	2.9
	外国人	23,912 (22.7)	37,758 (23.1)	30,842 (20.8)	20,032 (15.8)	21,398 (16.4)	6.8
合計		105,409 (100.0)	163,159 (100.0)	148,107 (100.0)	126,395 (100.0)	130,831 (100.0)	3.5

〈表 1-2-36〉 2001 年度外国人(国家別)登録現況

(単位:件、%)

区分	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
登録	8,991	6,206	1,412	829	723	528	2,709	21,398
構成比	42.0	29.0	6.6	3.9	3.4	2.5	12.6	100.0

4. 登録・消滅・存続権利現況

'01 年末現在全体登録件数は、1,362,056 件(内国人 75.4%、外国人 24.6%)や存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで全体登録件数の 29.0%に達する 395,153 件が消滅し、存続件数は 966,903 件(内国人 74.0%、外国人 26.0%)を表している。一方、存続件数中、特許が 26.1%、実用が 17.5%、意匠が 11.6%、商標が 44.8%の割合を表している。

〈表 1-2-37〉 登録、消滅、存続権利現況

(単位:件、%)

区分		内国人		外国人		内・外国人計		割合		
		2001 年	累計	2001 年	累計	2001 年	累計	登録	消滅	存続
特許	登録	21,823	176,400	12,840	131,576	34,663	307,976	22.6%		
	消滅	7,415	20,751	5,368	35,028	12,783	55,779		14.1%	
	存続	14,408	155,649	7,472	96,548	21,880	252,197			26.1%
実用	登録	43,367	224,453	475	10,556	43,842	235,009	17.3%		
	消滅	19,005	59,153	777	6,502	19,782	65,655		16.6%	
	存続	24,362	165,300	△302	4,054	24,060	169,354			17.5%
意匠	登録	17,377	242,940	1,273	21,229	18,650	264,169	19.4%		
	消滅	23,251	139,971	1,519	11,671	24,770	151,642		38.4%	
	存続	△5,874	102,969	△246	9,558	△6,120	112,527			11.6%
商標	登録	26,866	382,608	6,810	172,294	33,676	554,902	40.7%		
	消滅	11,504	85,420	4,861	36,657	16,365	122,077		30.9%	
	存続	15,362	297,188	1,949	135,637	17,311	432,825			44.8%
合計	登録	109,433	1,026,401	21,398	335,655	130,831	1,362,056	100.0%		
	消滅	61,175	305,295	12,525	89,858	73,700	395,153		100.0%	
	存続	48,258	721,106	8,873	245,797	57,131	966,903			100.0%

第 5 節 審判

審判行政室行政主事補 全・慶愛

1. 審判請求および処理現況

'98 年 3 月 1 日特許審判院改院以後、過去 4 年間、迅速で正確な審判遂行のために審判関連法令整備など各種制度を改善する一方、情報化時代に備えて、審、判決文検索 DB 構築、および審判包袋光ファイル事業推進を完了することによって、審判のクオリティレベルが向上し、審判処理期間が

短縮された。

'01年審判請求件数は、全7,485件で、'00年5,880件より27.3%も増加し、審判処理件数は'00年6,394件より1.9%増加した全6,513件となった。

〈表 1-2-38〉 審判請求および処理件数現況

(単位:件)

区分		'98	'99	'00	'01
請求 件数	特許・実用	3,035	4,081	2,585	3,908
	商標・意匠	3,346	3,332	3,295	3,577
	計	6,381	7,413	5,880	7,485
処理 件数	特許・実用	3,401	3,210	2,963	3,023
	商標・意匠	4,419	4,069	3,431	3,490
	計	7,820	7,279	6,394	6,513

また審判処理期間は、'00年7.1ヶ月から'01年6.8ヶ月に短縮されたことが明らかになったが、これはこれまで審判処理期間短縮のために努力した結果だと判断される。

〈表 1-2-39〉 審判処理期間現況

(単位:ヶ月)

区分	'98	'99	'00	'01
特許・実用	7.4	8.1	10.0	9.6
商標・意匠	7.9	5.1	5.0	5.3
計	7.8	6.0	7.1	6.8

2. 特許裁判所訴提議および判決現況

特許裁判所開院後、4年間の年平均訴え提議件数は、約800件で、その提訴率は、23.5%となり、年平均判決宣告件数は、約790件でそのうち特許審判院の審決を取消した判決は約200件であり、平均取り消し率は、25.8%から'01年度には27.3%で多少増加する傾向を見せているが、韓国特許裁判所に相当する日本東京高等裁判所('00年基準)の審決取り消し率39.2%と比較した場合、相当低いレベルだ。

〈表 1-2-40〉 特許裁判所訴提議、および判決現況

(単位:件、%)

区分	'98	'99	'00	'01
審判院審決	3,559	3,823	3,204	3,069
訴え提議	685	995	797	726
提訴率(%)	19.2	26.0	24.9	23.7
判決件数	662	911	791	796
取り消し判決	176	235	188	217
取り消し率(%)	26.6	25.8	23.8	27.3

3. 最高裁判所上告提起および宣告現況

最近4年間の年平均上告件数は、約340件で、上告率は、43.5%と現なり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した件数は、年平均40件でその破棄率は11.3%となった。

〈表 1-2-41〉 最高裁判所上告提起および宣告現況

(単位:件、%)

区分	'98	'99	'00	'01
特許法院判決	662	911	791	796
上告	311	316	393	355
上告率(%)	47.0	34.7	50.0	44.6
最高裁判所宣告	283	241	365	461
破棄	35	24	27	66
破棄率(%)	12.4	10.0	7.4	14.3

第 2 編 知識財産権の権利化

第 1 章 迅速で正確な審査・審判遂行

第 2 章 特許行政分野 電子政府構築

第 3 章 知識財産権の徹底した保護

第 4 章 知識財産分野の国際協力強化

第 5 章 特許顧客感動行政の具現

第1章 迅速で正確な審査・審判遂行

第1節 人材および組織構造を未来指向的に改編

1. 審査官等級制の施行

審査調整課 工業書記官 ジョン・ヒョンジン

特許庁は、審査官の審査経歴および能力にともなう審査管理の効率化のために'01年1月から審査官等級制を施行している。同制度は、審査官の等級を審査官、選任審査官、首席審査官の4段階に細分化し、等級別に報告段階を差別化するなど経歴審査官に対する優待風土を作るためである。

首席審査官は、10年以上、責任審査官は5年以上、選任審査官は3年以上の審査経歴を持つ審査官に付与される。首席審査官には、最終処分以外の審査関連通知事項を審査担当官に報告せず独自に施行できるようにしており、責任審査官および選任審査官にもその経歴に相応して、審査担当官に報告する事項を省略するようにしている。

一方、審査官昇級に関する事項を審議するために審査国別では、「審査官昇級審議委員会」を設置しており、審査局長および審査担当官または首席審査官、10人前後で構成されている。同委員会で審査官の審査評可決と、審査経歴、リーダーシップなどを考慮して、昇級案を作成し、昇級案に対する庁長の最終承認後、等級を任命している。

特許庁は、今後審査官等級体系により、審査官の手当てを差別化する方を講じるなど、審査官等級制の活性化を推進することにより、審査官の士気高揚および審査の効率性の向上のための努力を持続的に傾注する計画だ。

2. 審査人材増員および職制改正推進

人材管理担当官室書記官 クァク・ヨンモク

ア. 審査環境の変化

IMF 外国為替危機によって減少した産業財産権出願件数が、'99年からまた急激な増加傾向を見せ、'01年度には史上最高の出願件数を記録し、IT(情報技術)、BT(バイオ技術)、NT(ナノ技術)、ET(環境技術)、等新技术分野の出願が他分野より急激に増加するなど審査条件に多くの変化があった。

特に、'01年には産業財産権国内特許出願件数世界5位、国際特許出願件数世界8位という注目に値するほどの出願伸張傾向を記録しており、インターネットと情報通信技術、生命工学など新技术の発展で新しい分野の出願が増加されており、これを効率的に審査できる新しい組織と専門審査人材が必要なばかりでなく、特許審査結果の国際的相互認定という国際的傾向に備えて、外国特許庁との比較した場合、審査のクオリティと期間で遅れをとらないことが要求されている。

反面、数年間の大幅な出願件数の増加と対外的な環境の変化にもかかわらず、組織内的には『小さくて競争力ある政府』という政府組織方針により、最近2年間審査人材の増員はなかった。

イ. 先進国水準の審査のための努力

組織内外的に急激な変化を見せる審査条件により、先進特許行政具現のために特許庁では、'99年初めに世界で2番目にオンライン(On-Line)電子出願、および審査システムを構築したばかりでなく、世界最高を指向する特許行政、知識基盤社会化を先導する特許行政、国民生活と共にある特許行政という3大ビジョンにより、特許行政革新総合対策を推進してきている。

これと共に増加した出願件数とそれによる審査物量の停滞を解消するための先行技術調査の民間委託拡大、情報化および知識経営を通じた業務の効率性の向上、審査官の専門性の向上のための韓国国内外委託教育拡大など、先進国水準の審査のための各種努力を行っている。

また、審査のクオリティを高めようとする努力の一環で、審査チーム制を運営し、審査の専門性と一貫性を確保して審査官の審査結果を評価し、審査上の誤りをフィードバック(Feedback)し、よりレベルの高い審査がなされるように組織上の体制を備えたりもした。

しかし、審査期間を短縮して審査のクオリティを高めようとするこのような努力にもかかわらず、出願件数が毎年10%以上増加していることで、先進国レベルの特許サービスを提供することができずにいる実情である。審査処理期間を、先進国と比較してみれば、米国13.6ヶ月、日本19ヶ月である反面、韓国は、21.3ヶ月であり、審査のクオリティと関連した審査官1人当り年間処理件数を比較すると、米国70件、日本208件である反面、韓国の審査官は303件を処理しているが実情である。

これに伴い韓国庁では、'05年まで審査期間を先進国水準である15ヶ月で短縮し、1人当りの審査物量を280件に調整するために自覚努力と共に、段階的な審査人材の増員を推進することになっている。

ウ. 国家技術競争力の確保と先進国水準の審査のための職制改正

毎年増加している出願量の適正処理と審査期間短縮、および審査のクオリティ向上のための自己努力だけでは限界があるという点を認識し、最近、急激に、出願が増加しているIT(情報技術)、BT(バイオ技術)、NT(ナノ技術)、ET(環境技術)、等新しく発展している分野に対する専門的な審査人材を確保し、先進国水準の審査環境を構築するために職制改正案を行政自治省に提出した。

同職制改正案は、IT、BT、NT、ETなど新技術分野に対する専門的な審査を遂行するために新技術審査国とナノ技術、環境技術、電子商取引審査担当官室など4課を新設し、これに必要な最小人材67人を増員する一方、審査の一貫性と専門性確保を通じた審査のクオリティの向上のために運営中の審査協議体補強のための複数職書記官20人の職級調整と商標、意匠審査官、および審査支援部署人材など全99人を増員することを主な内容としている。

韓国特許庁では、職制改正要求案が迅速に反映されるように、行政自治省など関係省の場所に積極的に職制改正の必要性を説明して資料を提出し、'01年度上半期中職制改正がなされるように先進国水準の審査が形成されるよう持続的な努力を行う計画である。

3. 特許審判院長期発展方案

研究審判行政室 行政主事 キム・ギョンオク

'98年3月1日に設立された特許審判院は、従来の特許庁審判所と抗告審判所が統合されて新設された機関で、特許審判院の設立は'46年特許法が制定、施行されて以来、特許審判制度における最大の変化であった。

しかし、特許審判院が設立されて3年という時間が経過したが特許審判院を運営した結果に関して体系的に分析、評価する研究作業がなされなかった。

これに対して特許審判院では、審判院設立以後、現在までの運営結果に対する総合的な診断、および処方、特許審判手続きにおける当事者権益保護強化方案、特許審判院の望ましい構造改編方案などの研究を通して、未来指向的な組織構造をそろえようと特許審判院の長期発展方案に関する外注研究を実施した。

外注研究の主な範囲は、特許審判院設立後、特許審判制度運営結果に対する客観的な評価、中長期的な審判行政需要を予測するための権利別、審判種別別審判請求件数の長期展望、特許争

訟手続きにおける当事者の権益保護と関連して、現行法体系内で決定系審判事件に対する利害関係人の補助参加可能の可否の検討、現特許審判院企画、研究機能の確保、および訴訟の業務機能強化のための機構改編方案の摸索、特許審判の望ましい構造改編方案摸索などであった。

'01年6月から漢南大学 法律学科のシン・ウンファン教授チームが研究した外注研究の結果として、'01年11月特許審判院年次会の時の教育資料として活用された。外注研究の内容中、特許審判院の長期発展方案を摸索するための理論的なアプローチ資料、審判企画機能強化の必要性と方案、適正な審判官人材確保の必要性および実現方案摸索などは、特許審判院の職制改正の際の基礎資料として活用し、他の専門分野の行政審判制度、主要外国の特許審判制度、特許審判制度の運営に対する立法社会学的な分析、審判手続きと関連した発展方向の摸索などは特許審判関連法、制度改善など特許審判院運営に対する参考資料として活用する計画だ。

第2節 審査、審判の専門性の強化

1. 特許、実用新案分野

審査調整課 工業書記官 ヒョウ・スンジョン

'01年には特許行政の最優先順位を審査のクォリティの向上に転換してこれを達成するために自律審査制度を推進すると同時に、審査の専門性を強化する各種施策を推進している。

まず、先行技術の検索、および特許要件判断など審査段階別事例中心の教育プログラムと類似技術分類別に審査基準の一貫性を維持して、審査のクォリティおよび処理速度がすべて向上されるように審査担当官室、審査チーム単位の学習プログラムを用意し、仕事をして勉強する学習組織を構築した。

また、審査官を大韓機械学会、大韓電気学会、大韓化学会など担当技術分野別に公的信用のある43の専門技術学会に加入させるようにすることにより、急激に発展する技術を持続的に習得できる体制を用意し、情報技術(IT)、生命技術(BT)、ナノ技術(NT)、等の新技術習得のために関連技術分野の5分野の専門家を招請して、総計37回のセミナーを開催して、審査官に最新技術を教育するためにソウル大半導体技術課程など専門教育機関に、200人の審査官を委託教育させ、216人に対して現代自動車などの技術分野別で産業機関の訪問など、現場教育に参加させた。

一方、審査処理過程中の発生する難題を正確に解決するために、審査業務ヘルプデスクを構築して、複合技術出願を技術分野別審査官が共同で審査できるように協議審査電算処理システムを用意して、運営し、審査官の審査ノウハウを共有できるように意見提出通知、拒絶決定など審査結果通知書をデータベース化した検索システムを構築した。また類似技術分野の審査を担当する審査官5人前後を1グループとして全79グループの審査チームを構成して、チーム員間の業務協調など小グループ単位のチーム活動を通じた能率的な審査を推進するなど審査業務の専門性の向上のための各種施策を展開している。

2. 商標、意匠分野

審査基準課 行政事務官 イ・ギョンニム

ア. 新規審査官教育プログラムの運営

1) 背景

商標または意匠初任審査官は、審査事務取扱規定により、経歴審査官の指導下で、共同で審査をするようになっている。

しかし、初任または意匠審査全般に関する体系的な指導に困難があり、これを解消して審査官の審査力を強化しようと審査1局に「OJT 11」教育プログラムを'00年5月9日に開設した。

2) 教育方針

初任商標または意匠審査官は、審査環境に適応する期間を短縮するために、必ずOJT教育を履修するようにし、また、経歴審査官をして審査事例と現場中心の講義を実施して、紛争事例、および請願が頻発する分野を多く紹介して、初任審査官が早期に審査能力を培養できるように教科課程を編成、運営している。

3) 運営実績

'01年末まで全12回にわたり、総勢51人に対して教育を実施したところ、「商標転入審査官教育プログラム」の場合、'01年度には商品審査、商標検索、商標関連法令および審査基準、同型商標審査、分割出願、異議決定手続きなどを中心として、第6次と第7次教育がなされ、「意匠転入審査官教育プログラム」の場合には、意匠検索、意匠関連法令および審査基準、意匠無審査制度、意匠分類体系などを中心として、第4次、第5次教育が実施された。

一方、教育履修者を対象にアンケート調査を実施した結果、大部分非常に役立つ教育であったと肯定的な反応を表し、教育の効果を極大化するためには短期間で集中的に教育を実施する必要性があると建議した。

イ. 審査官合同会議開催

1) 背景

審査官間の審査関連知識の共有、拡散を通して審査の専門性を向上させて、商標、意匠審査関連問題に対する討論の機会を用意することで、審査の一貫性を確保するために商標および意匠審査官の全てが参加する審査官合同会議を開催するようになった。

2) 推進実績

'00年1月第1回審査官合同会議を開催して以来、全12回の会議を開催して、審査の専門性および一貫性確保を追求している。'01年6月に開催された商標、意匠審査官合同会議では①商標、意匠法施行令および施行規則改訂内容②自律審査制度運営現況分析結果③商標、意匠審査アンケート調査結果分析(回答者要求事項を中心に説明)④最近審決および判例動向などを主テーマとして討論した。

また、'01年8月に開催された意匠審査官合同会議では、第一次韓、日意匠審査官会の結果に対して、'01年11月に開催された意匠審査官合同会議では①形態分類の必要性および分類方法、②各国のデザイン保護制度の紹介、③意匠審査マニュアル作成などに対して討論した。

ウ. 商標、意匠制度改善研究会の開催

1) 目的

審査1局では商標、意匠審査業務の発展と審査の公正性、一貫性を維持することにより、審査のクオリティ的な向上と専門性を図って躍動的な審査環境と研究の雰囲気を作るために商標、意匠制度改善研究会を構成し、運営している。

2) 主要機能

商標、意匠制度改善研究会では各審査担当官室の審査関連業務中、局課長会の決定が必要な

11) On the Job Training の略

事項、審査の一貫性と統一性維持が必要な事項、商標、意匠審査基準改正および制度発展のために必要な事項、最高裁判所、および特許裁判所判例中の審査に反映が必要なものと判断される事項に対し審議、決定する。

3) 運営実績

'00年3月商標、意匠制度改善研究会が構成されて以来、30回余りの会議を開催し、同会議で決定された事項を商標、意匠法改正と制度改善時に反映している。特に、'01年度には商標、意匠法改正にともなう商標、意匠審査基準改正時に制度改善研究グループ員を中心に商標、意匠審査基準改正推進作業グループを編成して、審査基準草案作成などの業務を遂行することによって、商標および意匠制度の発展に寄与している。

3. 審判分野

審判行政室 行政主事 キム・ギョンオク

特許審判は、行政機関により進行しているが、その内容と手続きにおいては、審判官の職務上の独立、民事訴訟手続きの準用、一事非再審理の効力の発生などが適用されている準司法行為として事実判断と法律適用ばかりでなく、手続きにも厳格な法規適用を要している。

このような審判手続きに関して、特許法は特許制度の特殊性または公益性を考慮して、特許法自体に別途の規定をおいたり、民事訴訟法を準用する規定をおいたりもして他のどの業務よりも専門性を要求していると見られる。特許審判院では、このような審判業務の専門性をもてるように国際特許研修部で審査、審判官を対象に定期的実施している研修課程に審判官を参加させるようにし、'01年3月と10月に審判官セミナーを開催して、審判関連外部専門家の招請講演と活発な討論を通し、審判官として備えなくてはならない専門性を高めるようにした。

また、'01年4月には、審判業務を始める審判官らが、審判業務に対してよりはやく適応できるようにするために特許審判制度を分かりやすく説明した概要書を発刊して、教育を通し、審判業務を体系的に習得できるようにした。

一方、特許審判院では審判業務の専門性、一貫性の向上のため22回の資料調査研究報告会を開催して、143件の研究資料を発表することにより、審判官の経験、および知識を共有して審判業務に活用するようにするなど審判結果に対してフィードバックを強化した。'01年審判官らが研究した資料は、468件(審判官1人当り月1件研究)であり、そのうち発表した研究資料の主要目録は、〈表 2-1-1〉の通り。また、特許審判院の発足以来、多少不十分な事項だった審査、判例の分析整理を体系的に遂行しようとし、'01年6月に判例研究会を設置して、小委員会別に活発な討論を経て'01年12月には意匠判例集、および主要訴訟の業務事例研究集を発刊、配布した。

特許審判院では、今後もこのような審判業務の専門性の強化のために、審判官教育および教育教材の発刊、審査、審判官合同会議の開催、判例研究会の運営を持続的に推進する計画である。

〈表 2-1-1〉 2001 年度資料調査研究報告会 研究資料目録

月別	月別資料調査研究課題
1 月	○ドメインネーム紛争解決制度に関する考察 ○実用新案技術評価決定のない実用新案権者の当事者適格の可否検討 ○冒認出願にともなう遡及適用
2 月	○代理人除斥または弁理士担当制限規定の必要性の検討 ○「複数の出願人」中で 1 人が代表できる範囲
3 月	○登録意匠の出願前公示有無判断 ○審査転置のための図面補正書処理手続き改善方案 ○拒絶事情不服審判による新しい拒絶理由による自判の必要性検討
4 月	○意匠登録無効審判における請求理由の審理 ○特許請求範囲の解釈に均等論を適用した判例研究 ○画像面談制度の改善方向に関して
5 月	○登録無効審判請求の審決取り消し判決現況分析 ○周知、慣用技術の判断観点と立証方法方法に関する判例研究
6 月	○商標の類似の可否判断に関する凡例検討 ○商標法第 73 条第 1 項第 3 号の不使用取り消し審判により未登録通常使用権者と その輸入販売代理店などの認定範囲
7 月	○委任状が提出されない代理人の審判請求のに対する処理方案 ○指定商品の類似の可否判断に関する判例検討 ○先進国審判制度研究課題遂行と関連する EPO 審決の種類と特性調査
9 月	○図形と識別力のない文字で結びついた商標における識別力認定範囲 ○識別力ない部分で構成された結合商標と各構成の部分間の類似可否 ○特許請求範囲をより一層限定、付加して、補正した場合新しい拒絶理由と見なして 意見提出通知をすべきか
10 月	○医薬用途発明において、未完成発明と記載不備判断検討 ○商標の正当使用の可否に関する判例研究 ○日本での共同発明および冒認出願に関する判例研究
11 月	○技術標章および商標類似の可否判断における「英語普及基準」に関する研究 ○ 「産地標示」商標に関する研究検討 ○ドイツ連邦最高裁判所の「立体商標の保護」に関する判例の研究
12 月	○異議申請中の特許、実用新案に対する無効審判処理 ○公序良俗と模倣商標に関する判例検討 ○英国の審査、審判、訴訟に関する研究検討

4. 訴訟の業務

分野審判行政室行政主事補 キム・ジュヨン

特許審判院は、特許裁判所および最高裁判所での特許訴訟事件中、特許庁長を被告にする決定系事件に関して、専門的で能率的な訴訟業務遂行のために審判行政室内に訴訟の業務班を設置して審査、審判業務の経験が豊富な審査官らを配置して、決定系事件に関する訴訟業務を専門担当するようにしている。

訴訟の業務グループでは、最近、化学および遺伝工学分野の特許訴訟件数が増加することにもない、'01 年 1 月遺伝工学を専攻した審査官 1 人を増員して、現在 12 人の訴訟遂行専門担当審査官 12²⁾が勤めている。

訴訟の業務グループでは、訴訟遂行者の専門性を高めるために大韓弁理士会で主管している「民事訴訟実務過程」、国際特許研修部で実施している「訴訟修業者実務過程」、そして検察庁の「民事訴訟実務過程」、等各種教育過程に訴訟遂行者らが参加するようにしている。

また、特許裁判所および最高裁判所の初審判例中、重要な事件と今後の業務遂行に参考となったり、判断基準として活用される事件などを分析、整理してきており、'01 年 12 月にはその内容を整理し

12) 意匠、商標分野 4 人、機械分野 2 人、化学、薬品、遺伝工学分野 4 人、電機電子分野 2 人。

て「主要訴訟の業務事例集」として発刊配布したことがある。

'01年 決定系事件の特許訴訟結果を調べてみると、特許審判院で処理した決定系事件総数4,260件中、1,208件が棄却審決されて、そのうち17%に該当する206件が特許裁判所に提訴され、提訴件の23%に該当する48件が審決取り消し判決を受けることによって、当事者系事件の審決取り消し率28.8%より相対的に高い勝訴率(審決棄却判決161件、棄却率77.0%)を見せている。

これは訴訟遂行者の専門性強化と積極的な訴訟業務遂行の結果と分析される。

今後、関連制度と判例傾向に対する持続的で体系的な研究などを通して、訴訟遂行者の専門性を向上し、円滑な訴訟業務遂行のために送付グループを別組織に独立させることが望ましいと見られる。

〈表 2-1-2〉 決定系審判事件に対する訴訟の業務遂行現況

□特許裁判所

(単位:件、%)

区分		'98	'99	'00	'01
審判請求棄却審決		1,070	1,567	1,281	1,208
掃除期	件数	147	284	250	206
	提訴率(%)	13.7	18.1	19.5	17.1
特許裁判所判決		63	245	245	209
棄却判決	件数	54	208	191	161
	棄却率(%)	85.8	84.9	78.0	77.0
審決取り消し	件数	9	37	54	48
	取り消し率(%)	14.2	15.1	22.0	23.0

注)棄却判決で却下、取り下げを含む

□最高裁判所

(単位:件、%)

区分		'98	'99	'00	'01
特許法院判決		63	245	245	209
上告	件数	20	85	82	58
	上告率(%)	31.7	34.7	33.5	27.8
最高裁判所宣告		5	41	59	70
破棄	件数	0	1	2	7
	破棄率(%)	-	2.4	3.4	10.0

5. 国際特許研修部教育訓練現況

国際特許研修部 行政事務官 キム・ジョンギョン
行政事務官 イ・ Cholリョン

ア. 公務員課程

公務員課程は、全17課程で、1,834人に対して、研修を実施したが、共通専門課程(6課程)で603人、選択専門課程(11課程)で1,231人が研修を受けた。

共通専門課程では、特許庁職員に対する新規または補修教育を段階別に体系化して、教育効果を高められるようにする一方で、選択専門教育では職務と関連する多様な教育課程を組み合わせることによって特許庁職員の知的財産権関連業務遂行能力を強化して、対国民審査、審判サービスのクオリティレベル向上に寄与している。

〈表 2-1-3〉 2001 年度公務員課程教育訓練現況

課程名		研修対象	実績	
			回数	人員(人)
共通 専門 教育	新規審査官	審査官新規任用予定者	1	67
	中堅審査官	新規審査官過程履修後、2年経歴者	2	113
	審判官	中堅審査官過程履修後、2年経歴者	2	114
	審査官養成	特許庁6級中、5級昇進審査対象者	1	29
	産業財産権実務	特許庁および他部署6級以下公務員	1	64
	産業、および技術行政実務	特許庁および他部署6級以下公務員	3	216
選択 専門 教育	訴訟遂行	特許庁5級以上、新規審査官過程終了者	2	59
	PCT	特許庁5級以上、公務員	1	38
	知的財産権	特許庁除く5級以上の公務員	1	55
	知的財産権指導要員	特許庁、輸出入通関、警察、地方自治体公務員	2	141
	知的財産権英語	特許庁5級以上公務員	1	30
	デザイン専門	特許庁5級以上公務員	2	61
	新知識財産権	特許庁5級以上公務員	1	21
	商標法専門	特許庁5級以上公務員	1	22
	知識経営	特許庁5級以上公務員	2	103
	教授要員能力発展	特許庁および研修部公務員	1	29
	管理職情報化教育	大田(テジョン)庁舎4級以上公務員	19	672
合計			43	1,834

イ. 民間人課程

全 18 課程で弁理士、企業、研究所、特許事務所などの知識財産権関連業務従事者 1,946 人を対象に知的財産権関連制度、特許出願手続き、コンピュータプログラム、生命工学などの教科目を教育内容として研修を実施し、特に大学生、大学院生を対象に知識財産権分野の認識向上のための別課程を運営することにより、民間部門の知識財産専門人材の養成と発明のすそ野を広げることに寄与している。

〈表 2-1-4〉 2001 年度民間人課程教育訓練現況

課程名	研修対象	実績		
		回数	人員(人)	
基礎課程	産業財産権	弁理士、弁理士事務所職員など	6	440
	知識経営	企業、研究所役員など	1	27
	団体研修	企業役職員など	11	742
	大学(院)生	理工系大学(院)生	1	95
	特許技術事業化	中小企業役職員、個人発明家など	1	28
専門課程	弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	119
	商標専門	企業、弁理士事務所職員など	1	51
	外国知的財産権制度	企業、弁理士事務所職員など	1	32
	コンピュータ関連特許審査基準	企業、弁理士事務所職員など	1	32
	生命工学	生命工学関連企業役職員等	2	88
	意匠	企業、弁理士事務所職員など	1	26
	特実課程Ⅰ(情報加工)	企業、弁理士事務所職員など	1	34
	特実課程Ⅱ(明細書)	企業、弁理士事務所職員など	2	85
	特実課程Ⅲ(意見書)	企業、弁理士事務所職員など	1	27
	特実課程Ⅳ(紛争事例)	企業、弁理士事務所職員など	1	42
	特実課程Ⅴ(PCT)	企業、弁理士事務所職員など	1	18
	電子商取引関連発明	企業、弁理士事務所職員	1	35
	特許情報支援センター教育	特許情報支援センター職員	1	25
合計			35	1,946

ウ. 教育者課程

教育者課程は、小、中学、高校の発明グループ、工作教室の指導教師、科学教育担当奨学官(士)、教育管理者、および大学教授を対象に 3 課程 655 人に対する研修を実施することにより、発明教育基盤造成と学生達の科学的創造力の向上のための教授人材の培養に努力している。

〈表 2-1-5〉 2001 年度教育者課程教育訓練現況

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員(人)
教育管理者	小、中学、高校学校長、教頭、科学担当奨学官(士)	4	513
学校発明指導者	学校発明指導教師、および科学担当奨学官(士)	2	100
大学教授	4 年制(専門)大学教員	2	42
合計		8	655

エ. 外国人課程

外国人課程は、世界の知識財産権動向を把握し、国家間相互協力を図ることにより、韓国の知識財産権を国際的に保護、発展させるために運営している。

'01 年に全 4 課程を 5 回運営して、133 人が参加した。'01 年 3 月 19 日から 3 月 23 日までの(5 日間)開催された「WIPO アジア地域知識財産権教育担当者国際セミナー」には、13 ヶ国アジア地域知識財産権教育担当者 30 人が参加し、開発途上国知識財産権業務従事者を対象に 2 回にわたり、実施された「韓国の知識財産権制度課程」には、'01 年 3 月 29 日から 4 月 11 日まで(14 日間) 8 ヶ国 18 人

が、'01年9月13日から9月26日まで(14日間)11ヶ国15人が各々参加し、'01年6月26日から6月29日まで(14日間)開催された「日韓知識財産権執行セミナー」には、開発途上4カ国の知識財産権執行業務従事者26人が参加した。

また、'01年11月20日から11月22日まで(3日間)開催された「WIPOアジア地域セミナー」には、22ヶ国アジア地域知識財産権専門家44人が参加し、開かれた討論と活発な知識財産情報交換を行った。

〈表 2-1-6〉 2001 年度外国人課程教育訓練現況

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員(人)
WIPO アジア地域知識財産権教育担当者 国際セミナー	アジア地域知識財産権教育担当者	1	30
韓国の知識財産権制度課程	開発途上国知識財産権業務従事者	2	33
日・韓知識財産権執行セミナー	開発途上国知識財産権執行業務従事者	1	26
WIPO アジア地域セミナー	アジア地域知識財産権専門家	1	44
合計		5	133

オ. 巡回教育課程

学生発明活動促進のための巡回講演は、全122回にわたり、29,766人を教育したところ、前年度全56回16,270人に比べて、大幅に増加した実績であった。これは、これまで巡回教育に対する努力の結果で、第一線の学校での学生発明活動に対する認識が向上し、巡回教育を拡大要請した結果で、増加した教育実績に比例して、学生らの発明意識が大きくよびおこされたものと判断される。

〈表 2-1-7〉 2001 年度巡回教育課程教育訓練現況

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員(人)
学生発明活動促進巡回教育	小、中学、高校の学生および教師	122	29,766

6. 2001 年度公務員教育訓練実績

人材管理担当官室 行政主事補 ジョン・ヒョンゴン

ア. 公務員教育訓練概観

公務員教育訓練は、公務員たちに国民全体の奉仕者として備えなければならない精神的な姿勢と受け持ちの職務を効果的に遂行できる技術と能力を培養させるために実施する。

このような教育目的を達成するために毎年教育目標と基本方向を設定、運営しているのであるが、'01年度には公務員教育訓練目標を創意的な思考と体系的な知識、情報管理能力かん養、効率的な職務遂行能力と世界化対応力の強化、および透徹した公職倫理と対民間奉仕者姿勢確立に置いて、これを具現するために知識基盤政府の具現のための人材開発体系の構築、教育訓練機官の競争力の向上と運営効率化、職務遂行能力向上のための諸系統的な職場教育の実施、需要者の教育選択権拡大のための委託教育の多様化、デジタル革命に対応した情報化および外国語教育の強化、そして韓半島時代を率いて行く新たな公職者像の定立を基本方向として設定して公務員教育訓練を

実施した。

公務員教育訓練は、一般的に局内教育と局外教育に区分され、局内教育は、再精神教育、職務教育および委託教育で、局外教育は、長、短期局外訓練に区分される。

イ. 局内教育訓練実績

局内教育訓練は全職員を対象とする精神教育、職務との関連性が高い職務教育、外部機関に公務員教育を委託させる委託教育などに区分される。

1) 精神教育

精神教育課程には、政府施策を全公務員らに教育させる施策教育と、セクハラ予防教育など分野別に公務員がそなえるべき基本素養を教育させる素養教育がある。

'01 年度には、7 回にわたり、5,092 人を対象に施策教育を実施し、素養教育は、17 回にわたって 3,305 人を対象に実施した。

2) 職務教育

職務教育は、公務員が職務を担当しながら、活用したり、既存の職務関連知識を向上させる教育課程のことで、基本教育、共通専門教育および選択専門教育に区分されている。'01 年度には、基本教育 4 課程 33 人、共通専門教育 16 課程 484 人、選択専門課程 77 課程 625 人を対象に職務教育を実施した。

3) 委託教育

委託教育は、韓国国内の大学院や、研究所などに公務員教育を委託させる教育課程をいう。'01 年度には行政自治省で主管する委託教育に 7 人、忠南(チュンナム)大学特許法務大学院、漢南大学行政政策大学院、ベジェ大学法務大学院など特許庁で自主的に実施する委託教育に 46 人など、総勢 53 人に対して委託教育を実施した。

〈表 2-1-8〉 2001 年度国内教育訓練実績

区分		教育課程数 (教育回数)	教育実績(人)	備考
精神教育	施策教育	7	5,092	
	素養教育	17	3,305	
職務教育	基本教育	4	33	
	共通専門	16	484	
	選択専門	77	625	
委託教育	行政自治省	-	7	
	自 体	-	46	
計	-	121	9,592	

ウ. 国外教育訓練実績

公務員局外教育訓練は、その実施期間によって6ヶ月以下である場合を短期局外訓練といい、6ヶ月以上の場合を長期局外訓練という。

短期局外訓練には、チーム制訓練、短期個人訓練などがあり、短期訓練には、学位課程と職務訓練

課程がある。

特許庁では審査、審判の専門性確保と特許、実用新案、意匠、商標権など産業財産権の国際的な流れを把握、そして急変する新技術動向を把握して、審査、審判に役立たせようと毎年15～20人前後の公務員を対象に公務員局外訓練を実施している。

'01年度短期局外訓練実績を探ってみれば、8人の審査官を米国、英国、オーストラリア、ドイツ、日本に派遣して、知識経営と特許戦略、米国企業の特許管理および保護、日本の商標制度、英国の化学分野特許審査基準、米国の商標審査政策および分類方式、知識財産権の価値評価および活用、オーストラリアのPCT国際出願制度運営技法、ヨーロッパ特許庁の生命工学関連発明の特許要件などを研究するようにした。

また、長期局外訓練課程には米国、英国、オランダ、中国、タイ、チェコなど先進国および開発途上国家に10人を派遣して、米国の知識財産権紛争調停制度、韓国と中国の知識財産権法の比較、英国およびEUの知識財産権制度および運用、ヨーロッパの知識財産権制度、インターネット環境下における知識財産権保護方向、米国の新知識財産権法法制、および産業的活用方案、21C知識基盤社会での国際的な知識財産権制度および紛争調停制度、インターネット関連特許保護制度、韓国とオランダの造船技術経営技法、東ヨーロッパの社会経済環境制度などを研究するようにしている。

〈表 2-1-9〉 2001年度 長・短期局外訓練実績

区分	教育課程	対象職級	人員(人)	訓練国家	備考
長期訓練	学位過程	4～7級経歴職	9	6	
	職務訓練過程	〃	1	1	
短期訓練	個人訓練過程	〃	8	5	
計	-	-	18	-	

第3節 審査・審判の生産性の向上

1. 審査業務の自律性の向上

審査調整課 工業書記官 ピョウ・スンジュン

'90年代中盤、審査処理期間が37ヶ月まで増え、審査処理物量拡大を通じた審査処理期間短縮に主力を注いできた結果、'00年末には、先進国レベルの21ヶ月以内になっている。

〈表 2-1-10〉 特許審査処理期間推移

区分	'95	'96	'97	'98	'99	'00
箇月	36	37	36	28.1	23.6	20.6

注) '00年度外国審査処理機関 : 日本 21ヶ月、米国 13.6ヶ月

しかし、この課程で、審査のクォリティレベル低下に対する憂慮が台頭し始め、審査物量過大により、審査官の士気が低下するなどの副作用が発生していた。また、各国特許庁は、審査業務負担軽減の

ために審査結果を相互認証する議論をしており、韓国特許庁も審査のクオリティレベルを高めて、これに備える必要性が台頭し始め、実用新案先登録制度の定着で、早期権利確保が必要な技術に対しては、実用新案で出願して、3ヶ月以内に権利を確保できるようになり、特許出願に対する審査処理期間の短縮の必要性が相対的に減少した。

このような点を考慮して、'01年から特許行政の最優先順位を審査のクオリティの向上に転換して、これを達成するためには審査官の自発的な努力がカギであることを認識して、審査計画を審査官が自発的に設定して管理するものの審査官別に審査のクオリティレベルに対する目標を設定して審査速度を調節することにした。

これと共に審査官に対する評価を従来の計量的評価から審査に対する熱意、および審査能力向上のための努力を重点評価するなど審査業務の執行と、管理を審査官の自律に任せる自律審査制度を導入して、本格的に推進している。

自律審査制制度を推進した結果、審査のクオリティは制度施行前に比べて、大幅に高まったことが明らかになったが、(アンケート調査)審査処理期間は多少増えた。

アンケート調査 13)結果特許、および実用新案出願に対する審査処理内容を最もよく把握できる弁理業界では、当然者の76%が自律審査施行前に比べて、「審査結果通知書(意見書提出通知書)が理解しやすく詳細に作成されている」と答えて、審査のクオリティが高まったことと評価している。

審査業務を担当している審査担当官は回答者の76%が自律審査施行で、「審査のクオリティの向上」に大きな効果をもたらし、審査官は回答者の63%が、自律審査制度の施行で「審査実績に負担がなく精密な審査を遂行することができた」と肯定的に各々評価した。

一方、「審査処理速度が速くなったのか」という質問に対して弁理士は回答者の51%、審査担当官は回答者の62%、審査官は回答者の69%が普通以上で、他の質問項目に比べて、相対的に低く評価している。

特許庁は、このような調査結果と今後審査対象物量が増えている点などを考慮して、2002年には審査能力の向上、審査業務のアウトソーシング拡大、および使用可能審査人材の最大限活用など自救努力に総力を傾けると同時に、これによっても不足した部分に対しては、審査人材を増員することによるなど審査のクオリティと審査処理速度を同時に高められる対策を用意し、推進することにした。

2. 先行技術調査アウトソーシング拡大

審査調整課 土木事務官 キム・ヨンジュン

先行技術調査アウトソーシング事業は、審査業務の一部である先行技術調査業務を外部専門機関に依頼することで審査官の過重な業務負担を軽減して、審査のクオリティ、量的レベルを共に向上させることにその目的がある。これは『特許庁長が必要だと認める時、専門調査機関に先行技術に対する資料調査を依頼できる』と規定した特許法第58条を根拠としている。

先行技術調査アウトソーシング事業は'90年改正特許法で法的根拠を用意して準備期間を経て'92年から推進されたし、初期には特許庁の特許関連資料のDB構築が不十分な関係でインターネットを通したOn-Line検索システムが特許庁より相対的に有利な産業技術情報院に外国人特許中技術内容が高度なものを対象にして、調査を依頼した。

その後'95~'97年自動車業者と半導体を中心にある電子業者の出願急増で審査停滞物量が累積し、審査処理期間が37ヶ月以上要することによって審査処理期間の短縮が最大の懸案事項として

13) 2001年12月10日~12月14日の間、弁理士100人と審査担当官24人、審査官340人を対象に無記名で実施して、弁理士は54%、審査担当官は88%、審査官は80%が質問に応じた。

浮かび上がっていた。

このような審査停滞の累積で審査官の増員で解決するには限界があるとみて先行技術調査業務のアウトソーシングを通して、出願増加に弾力的に対応するために、'97年から本事業を拡大実施した。

'97年には、8千件、'98年以後は3万件余りをアウトソーシング依頼し、'02年には審査物量が増加して、当初の4万件から6.5万件に、拡大することを進めている。

'95年までは、先行技術調査事業を産業技術情報院(KINITI)にサービスを依頼していたが、'96年からは発明振興法により設立された特許技術情報センターを、'02年には特許技術情報センターから名称変更された韓国特許情報院を専門調査機関に指定して運営している。

〈表 2-1-11〉 年度別先行技術調査外部サービス事業推進実績

区分	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02 (計画)
調査対象	産業技術情報院 (KINITI)				特許技術情報センター (KIPRIC)						韓国特許 情報院
調査対象	国外特許				国内 実用	国内特許・実用			国内・外特許・実用		
調査依頼 件数(件)	504	652	596	224	558	8,000	32,000	30,000	29,000	39,000	65,000

現在 韓国の審査官の1人当りの審査処理件数は、年間330件程度で他国家に比べておおすぎるレベルであり、また特許出願が持続的に増加していることを考慮した時、審査処理期間を短縮して審査のクオリティを高めるために本事業は、今後より一層拡大しなければならないことと展望される。

3. 国際特許分類(IPC)付与外部サービス依頼

審査調整課 土木事務官 キム・ヨンジュン

国際特許分類(IPC)とは、IPC 協定により、制定された国際的に統一された特許文献の分類体系で、特許文献の分類と検索、実体審査官の指定などの目的に活用されている。

特許分類付与アウトソーシング事業は、国際特許分類付与業務を外部専門機関にサービスを依頼する事業だ。

これは、「特許庁長は、特許出願の審査に必要だと認める際には、政府機関、当該技術分野の専門機関、または特許に関する知識と経験が豊富な者に協調を要請したり、意見をきくことができる。この場合、特許庁長は、予算の範囲内で手当またはコストを支給できる」と規定した特許法第58条を根拠としている。

本事業は、'00年「国際特許分類付与専門機関指定に関する運営要領」を制定した後、'01年から始めた。これはIMF経済危機で、'97～'98年の間減少傾向にあった特許出願が'99年6月から増加傾向に反転し、'00年には前年対比25%増加して、分類審査官の持続的な増員なくでは分類付与を適期に施行できなかったためだ。

施行初年度である'01年には、前年の繰り越し分まで含めて、15.7万件を遂行して、'02年には特許、実用新案全体出願予想物量である14万件をアウトソーシングする計画だ。

'01年には、特許技術情報センターが、特許分類付与専門機関と指定されて、サービスを遂行し、'02年にも特許技術情報センターから名称変更された、韓国特許情報院が遂行中である。

特許分類付与業務に対して、サービスを施行することによって、誤分類率が減少するなど、特許分類の専門性が強化され、'01年には19人、'02年には17人(予想)の分類業務に投入される審査官を

実体審査に投じられるようになり、審査処理期間短縮と審査のクオリティレベルの向上をもたらしている。

4. 審査、審判の効率性向上のための制度改善

ア. 特許、実用新案法施行令および施行規則改正

審査調整課 機械事務官 キム・ジュンヌアン

1) 改正背景

特許法および実用新案法が改正('01.2.3)されることにより、改正法で委任された事項を定める一方、各種申込書の記載事項を簡素化して電子化対象書類を拡大するなど、現行特許制度の運営上現れた一部不備点を改善、補完することにその改正の背景がある。

2) 改訂内容

改正された特許法および実用新案法には国内または国外で発行された刊行物に掲載されたり、電気通信回線を通して、公衆が利用可能となった発明は、公示されたことから見て、特許および実用新案登録を受けることができないように規定されたので、当該、電気通信回線の範囲を政府、地方自治体、国際機構、国立大学または国立研究機関などが運営する電気通信回線に定めた。

特許出願または、審判に関する書類が不適法な場合、改定前には、すぐに出願人などに書類を差し戻すようにしたが、改正以後には差し戻す前に出願人などに疎明できる機会を与えて、疎明期間内に疎明書を提出しなかったり、提出された疎明がないと認められる場合には、これを差し戻すようにし、出願書および各種申込書を簡素化して必要な場合にだけ提出年月日を記載するように提出人が法人である場合には、代表者の氏名を記載しないようにした。

また、ペーパー文書の形態だけ使用可能な一部書類を、電子文書での形態で使用できるように電子化対象書類を拡大した。

3) 期待効果

改正特許法および実用新案法で委任された事項などを施行令および施行規則に反映することによって、改正法による新しい制度が円満に施行されるようになった。

ウ. 商標制度改善

審査基準課 行政事務官 朴・ヒョンフイ

1) 商標法、改正

ア) 改正背景

特許庁は、WTO スタートにともなう国境のない貿易戦争の時代を迎えて『商標法条約』と『標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書』のような商標関連国際規範を国内法に反映、適用することにより、国内企業の海外商標登録出願手続きの容易化と国内商標出願、登録手続きの簡素化、および国際的統一化を指向して、これまで商標制度の運営過程で現れた一部不備を補完することによって、出願人の国内、外の商標出願、登録に関する手続き上の便宜を向上するために商標法および商標関連下の法令の改正を推進した。

イ) 主要改訂内容

(1) マドリッド協定議定書加入関連法制整備事項

(ア) 損失補償請求権制度の新設

マドリッド協定議定書第 4 条(1)(a)第 2 文を反映して、原則的に出願人が出願公告後には警告をして業務上損失に相当な報償金を請求できるようにするものの商標登録出願の写本(国際商標登録出願の場合には国際出願の写本)を提示して警告する場合には出願公告前にも報償金を請求できるよ

うにした。

(イ) 本国官庁に関する手続き規定

特許庁を通して、国際出願ができるようにし、この場合、特許庁は記載事項が国際出願の基礎となる国内商標登録出願、または国内商標登録の記載事項と合致するのかの有無を審査した後、国際事務局に国際出願書および必要な書面を送るようにした。

(ウ) 指定国官庁に関する手続き規定

外国特許庁を通じた国際出願が大韓民国を指定国として定めた場合には、原則的に国際登録日または事後指定日に出願された商標登録出願と見なし、取扱うものの、マドリッド協定議定書により認められない出願の分割、変更などに関しては、特例を定めた。

(オ) 再出願に関する特例規定

国際出願の基礎となる出願または登録に対する取り消しなどで国際登録が消滅した場合、または外国の議定書廃棄により、出願人が出願人適格を喪失するようになった場合には、再出願ができるようにして、日程要件下で出願日を遡及し、大韓民国において商標権であった再出願に対しては、再審査をせずに商標登録決定をするようにした。

(2) 商標法条約加入関連法制整備事項

(ア) 出願書

各種申込書記載事項の簡素化商標法条約によって、出願書と各種商標出願、登録手続きと関連した申込書記載事項中「法人代表者氏名」と「提出年月日」を削除した。

(イ) 商標法条約締約国をパリ協約同盟国と同等に取扱うための関連条項改正

商標法条約の規定により、商標法条約の制約国をパリ協約の同盟国と同等に取扱うために商標法条約締約国の国旗、国章なども商標登録を受けられない商標に含め、商標登録を拒絶することにした。

(ウ) 更新登録手続きの簡素化および商品分類転換登録制度の新設

商標権の更新登録手続きをより簡素化して、更新登録手続きではたとえ'98年3月1日以前の商品類区分(旧商品分類)により登録された商標でも、'98年3月1日以後に採択された商品類区分(新商品分類)にしたがい、指定商品を再分類しなくても更新登録ができるようにした。ただし、新、旧商品分類並存にともなう問題点を解消するために更新登録出願手続きと別個の手続きである商品分類転換登録制度を新設して、旧商品分類と登録された商標の指定商品を皆て、新商品分類に転換登録するように改正している。

(エ) 出願日の認定と開陳の機会を付与しない差し戻し制度廃止

商標法条約により出願日認定に最小限の要件を規定して、このような要件がみたされた出願書類に対しては、ひとまず出願書類を提出した日を出願日と認定して、このような最小要件がみたされない出願の場合には、補完できる開陳の機会を付与して、その補完した日を出願日と認めるようにした。

(3) その他 現行商標法令の改善、補完関連事項

(ア) 特許権などの存続期間満了後に商標を使用する権利

立体商標の登録出願日前または、または、同日に出願、登録された特許権などが立体商標と抵触する場合、その特許権の存続期間が満了する時には、原特許権の範囲案でその商標の指定商品と同一、類似する商品に対してその登録商標と同一、類似の商標を使用する権利を付与する条項を新設することによって、立体商標と特許権など他産業財産権との抵触問題を解決した。

(イ) 使用により識別力を取得した顕著な地理的名称の商標登録の許容

従来は顕著な地理的名称で構成された商標である場合、いくら使用によって信用が蓄積されて商標としての機能しても、商標登録が排除されていたが、改正法では例外的に顕著な地理的名称だから

といっても使用により、識別力を得た場合には、商標登録を許す規定を用意し、長期間の使用により蓄積された商標権者の信用を保護することにした。

(エ) 標章の定義に合致しない標章の拒絶事由条項の新設

現在の商標法第 23 条第 1 項の拒絶理由条項は、商標とサービス票中心の拒絶理由を限定的に列挙しており、特殊標章である団体標章、業務標章の定義の規定に合致しない商標(例えば、実体審査時業務標章の指定業務が営利事業と判定される場合)に対しては、拒絶できる明示上の拒絶理由がなく、これの根拠条項を新設する一方、韓国がマドリッド協定議定書に加入する場合、国内商標制度には導入されない音商標や、臭い商標を基礎として、韓国を指定国に指定する場合、これに対する商標登録の拒絶根拠条項を用意して、商標審査の法的透明性と妥当性を向上した。

(オ) 商標登録後、識別力を喪失した商標を無効化できる根拠条項の新設

商標登録後登録商標が社会環境などの変化、または商標管理のいかげんさなどにより、識別力を喪失した場合、無効審判対象になるようにして当該商標権の効力は、識別力が喪失した時からなかったことと規定することによって、商標権の存続期間更新登録出願に対する実体審査の廃止にともなう問題点を補完した。

(カ) 商標権侵害時権利者の損害額立証責任の緩和

商標権侵害に対する損害額を算定する際、侵害者が物品の販売を通して、権利を侵害した場合、侵害者の販売数量に権利者の原価計算による物品当たり利益額をかけたものを権利者の損害額と推定するようにして、権利者の損害額立証責任を緩和した。

(キ) 商標権侵害に対する制裁強化

商標権保護を強化するために商標権または、専用使用権を侵害した者に対する懲役刑と罰金刑を 5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金から 7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金刑に上方修正した。

(ク) 正当な商標権者の権利保護機会の拡大

正当な商標権者の許諾なくその代理人などが行った商標登録出願に対して異議申し立てがある場合のみ断るよう規定しているが、出願後異議申し立て前でも情報提供がある場合、拒絶するようにして、正当な商標権者の権利保護の機会を拡大させた。

(ケ) 商標登録料の未納により、失効になった権利の回復および回復した商標権の効力制限

商標登録料の未納で出願が放棄されることと見る商標登録出願や指定商品の追加登録出願、商標権の存続期間更新登録出願中、出願人本人が責任を負えない事由によって、法廷期間以内に商標登録料を納付できない場合、出願人は、その理由がなくなった日から 14 日以内に登録票を追加納付できるようにする救済措置を新設した。

また、商標権の更新登録出願が放棄されたことと信じて、当該商標と同一、類似の商標を使用した善意の第三者を保護するために、登録料納付期間経過後、商標権が回復する前までその商標と同一、類似の商標の使用行為には該当、商標権の効力が及ばないように規定した。

(ケ) 2 つ以上の指定商品がある商標登録決定された商標登録出願などに対する特徴

商標登録決定膳本の送達を受けて、商標権設定登録を受けようと思う者は、商標登録料納付時に商標権の設定登録を望まない指定商品を放棄して、残った指定商品に対して商標登録料を納付できるようにする根拠規定を新設した。

(コ) 法律用語の純化

法制処用語純化指針および民事訴訟法改訂内容を反映して、登録事情、拒絶事情など一般人が理解しがたい特許関連用語を商標登録決定、商標登録拒絶決定、商標登録有無決定などに用語を純化して、一般人が簡単に商標法の内容を理解できるようにした。

ウ) 期待効果

(1) 商標出願、登録手続きの簡素化を通じた民願人の便宜増進

商標登録出願書および、各種申込み書式の簡素化と商標権の更新登録出願手続きの簡易化、出願人変更などに対する「多件 1 通」方式の申請および、処理等により、商標の出願および登録関連手続きが簡素化されて、民願人の便宜が大幅に改善されることと予想される。

また商標登録料を納付する際に一部指定商品を放棄するようにする一方、出願人が責任を負えない事由の発生で登録料を納付できない場合、当該事由の終了日から 14 日以内に登録料を納付するようにして、商標登録出願などを回復できるようにすることによって出願人の商標登録手続きと関連した負担と不便を除去した。

(2) マドリッド システムを通じた国内外出願人の商標登録手続きの容易化

マドリッド協定議定書による国際商標出願手続きを進行できるようにする商標法制を整備することにともない今後、韓国がマドリッド協定議定書に加入する場合、国内出願人が 1 通の出願書類を通し、色々な国家に海外商標登録出願ができるシステムを用意するようになり、国際商標出願時手続きが簡単で、コストを節減できるようになった。

(3) 国内商標制度の国際的統一化を通じた国内商標制度の地位向上

今回の商標法改正を通して商標法条約およびマドリッド協定議定書の加入のための前提要件を充足して、国内商標制度が国際水準に先進化される契機を用意するようになった。

(4) 真の商標権者の十分な保護誘導

条約当事国に登録された商標、またはこれと類似する商標として、その商標に関する権利を持った者の代理人や、代表者または商標登録日前の 1 年以内に代理人または代表者が商標に関する権利を持つ者の同意を受けないなど正当な理由なく、その商標の指定商品と同一、類似する商品を指定商品として商標登録出願する場合、異議申し立てばかりでなく、情報提供によっても拒絶できる根拠規定を用意し、合わせて商標権侵害に対する制裁強化および損害額推定規定を新設して、真の商標権者の保護に寄与することと展望される。

ウ. 意匠制度

改善審査基準課 行政事務官 ジョン・スンチョル

1) 意匠法改正

ア) 改正背景

経済社会の発展と産業社会の多様化により新しく多様な形態の物品の外観に関する美的創作が形成されており、国際社会ではこれら創作物と創作者に対して意匠制度を通し、より強力に保護しようとする多様な努力を傾注している。

このような国際社会の努力に相応して、意匠保護対象を確保して、これまで意匠制度運営において明らかにされた問題点を補完するために意匠法の改正を推進した。(2001.2.3.法律第 6413 号)

イ) 主要改訂内容

(1) 部分意匠制度の導入

物品から物理的に分離できない物品の部分に対して意匠の創作的価値を保護して、部分意匠の盗用による権利間の紛争を防止して、主な知識財産先進国においても部分意匠制度を採択している点を考慮して、意匠制度の国際化、統一化を図ろうと物品の部分に関する意匠を保護する部分意匠制度を導入した。

(2) 先出願の一部と、同一または類似する後出願の登録を排除

部分意匠制度の導入と先出願主義の問題点を改善するために当該、出願された意匠を含んでいる先出願に対して、いわゆる「拡大した先出願地位」を付与して、先出願が公開されたり、登録公告される場合には当該後出願意匠は、登録を受けることができないようにした。

したがって、先出願が全体意匠として後出願された部分意匠を含んでいたりと、先出願が一セット物意匠として後出願された構成物品の意匠を含んでいたりと、先出願が完成品意匠として後出願された部品(付属品)意匠を含んでいる場合、先出願が公開されたり登録公告される場合には当該後出願は登録を受けることができなくなる。これは選出原因と後出願人が同一人である場合にも適用されるようになる。

(3) 機能性意匠の保護除外

出願された意匠がその物品の機能を確保するのに不可欠な形状だけで構成された意匠は、特許や実用新案の保護対象であるから意匠法の保護対象から除くようにした。意匠法の保護対象は、物品の外観に関する美的な創作であるが故、自然法則を利用した技術的思想の創作である機能性意匠に対しては、意匠法で保護しないようにしたものである。

(4) 一セット物品の成立要件、および登録要件の緩和

社会の取引習慣に束縛を受けず、現実的に一セットで使われている物は、構成物の同種有無に関係なく一セット物として成立できるようにして、一セットを構成する各構成物に対しては、各々意匠権を発生しないながらも実体的な登録要件は、要求する制度的矛盾を解消するために各構成物に対する登録要件を廃止した。このような緩和された一セット物の成立要件により、一セット物で出願できる物品を6個から31個に拡大した。

(5) 情報提供対象および情報提供理由の拡大

当事者間の紛争等により、公開されない出願に対しても、情報提供されている現実を考慮して、意匠登録出願に対し、出願公開の可否と関係なく誰でも情報提供が可能となり、審査官の審査力を強化して、情報提供事由も実体的登録要件に限定したことすべてを拒絶理由に拡大した。

(6) 意匠無審査登録制度の改善

意匠無審査登録出願に対して、旧法下での審査処理期間を最大限維持しながら、不良権利の発生を最小化するために意匠の成立要件、工業上利用の可能性、不登録事由全体に対して審査するようにした。

したがって、他人の著名な商標を登用した意匠など、不十分な意匠出願に対して登録を排除できるようにした。

(7) 登録料追加納付による意匠登録出願または意匠権の回復

本人が責任を負えない事由によって登録料追納期間まで登録料を納付できず、出願が放棄されたり、意匠権が放棄された場合、その理由がなくなった日から14日以内に登録料を追加納付できるようにした。

また効力制限期間(追加納付期間が経過した日から追加納付した日までの期間)中に、他人がその意匠または、これと類似する意匠を実施した行為に対しては、効力を及ぼさず、同期間中善意の実施者、および実施を準備している者には有償の法廷実施権を付与するようにした。

ウ) 期待効果

(1) 意匠の保護対象の拡大にともなうデザイン創作活性化

物品の部分に関する意匠に対しても、意匠として登録を受けられるようになることによって、デザイン創作の範囲が拡大して意匠の支配的な特徴がある一部分に対する意匠の権利化を通じ、これを付体財産に確保できることによって、部分意匠に対する創作が活発化されたことと予想され、また一セット物が31個に拡大することによって、多様な統合的デザインの創作がなされるものと期待される。

(2) 部分意匠の盗用事例の減少

旧法のもとでは、他人の部分意匠を盗用したが、全体的には登録意匠と類似しない場合、侵害が成立しないので、部分意匠の盗用が頻発し、これにともなう分離紛争も多数発生したが、改正法によっては部分意匠の盗用も侵害となるので、他人の部分意匠を盗用する事例が大幅に減少することと予想される。

(3) 不良権利の発生減少

意匠無審査登録出願の場合、旧法では方式審査と公序良俗違反の可否だけを審査してきたが、改正法では成立要件、工業上利用の可能性および不登録事由などを審査することにもない、意匠権で行使できない不良権利および他人の著名商標を模倣した不良権利がかなり減少することと見られ、外国の著名商標を盗用する事例が減少し、外国との通商摩擦も減ることと予想される。

(4) 審査の円滑化および審査のクオリティ向上期待

変更出願に対して、新規出願番号が付与されず、中間書類で取扱うことによって、審査官は審査を迅速かつ円滑に遂行でき、また情報提供対象の拡大で公衆審査が強化されることによって、審査のクオリティレベルが向上することと予想される。

2) デザイン専門課程運営

国際特許研修部に意匠審査官および今後、予定者らを対象にしたデザイン専門課程を開設して、'01 年末まで 2 回教育を実施した。

専門デザイナーとデザイン学課教授を講師として招請して、デザイン産業の分類と展望、デジタルデザイン、市価・情報デザインなど 12 科目に対して教育を実施し、意匠審査官らがデザインに関する専門知識を習得できるようにし、総数 62 人の審査官が本デザイン専門課程を履修した。

3) 意匠審査資料 DB 構築

ア) 目的

意匠審査・審判の際に関連参証資料の完ぺきな検索を支援して、審査・審判業務の効率性を向上して、特許、商標に続く意匠のインターネット無料対民間サービスを通じた産業財産 4 権の対国民トータル電子情報サービス体系を完成して、民間の技術開発を促進して重複投資を防止し、産業発展に貢献するように推進された。

イ) 推進背景

'00 年末に開発を完了した意匠検索システムを効率的に活用して審査官らの審査力を強化する一方、審査参証資料の持続的な増加で空間確保が困難なばかりでなく、過去分の参証資料の変色、流失などの問題点を解決するために、過去分の意匠検索資料の DB 構築を推進するようになった。

ウ) DB 構築対象

区分		真証資料	既構築	構築対象
先出願 図面	登録	40 万件余 (‘58 年～)	国内公報 (51,095 件(‘98.5 月～))	35 万件余
	拒絶	12 万件余	-	12 万件余
カタログ		143 万件余 (～‘01 年)	-	127 万件余
国内実用公報		217,137 件 (‘79.7 月～)	SGML DB 構築 217,137 件(‘79.7 月～)	-
日本意匠公報		89 万件余 (‘75 年～)	37,868 件 (‘00.1～)	85 万件余
他国意匠公報		61 万件余 (‘75 年～)	WIPO 及びアメリカ公報 437,099 件(‘98.11 月～)	18 万件余

エ) 期待効果

過去の意匠参証資料に対して DB を構築して、効率的な電算検索環境を提供することにより、迅速で正確な審査・審判業務遂行に多く寄与することと見られて、特に既存の特許/実用/商標に限ったインターネット無料対民間サービスに意匠を含めることによって、産業財産権 4 権の対国民トータル電子情報サービス体系を完成させて、国民にワンランク高いサービスを提供できることと展望される。

また米国、日本に続き、意匠参証資料を DB 化することで、先進外国水準の検索環境を構築できるようになり、既存の書類参証資料の保管面積を事務室空間に活用できるようになることによって、より快適な勤務環境を具現することができることと期待される。

エ. 審判制度

改善審判行政室行政主事 キム・ギョンオク

1) 審理終結予定時期通知制度運営活性化

審判事件の審理が終結した時は、審判長は当事者に審理終結通知をするように特許法第 162 条第 3 項に規定されているが、当事者がその時期をあらかじめ予測できず、開陳の機会を喪失したり、同条第 4 項の規定により、当事者が審理再開申請をすることで審理が遅れる問題点があり、これを解消するために特許審判院では、’00 年 5 月から審理終結予定時期通知制度を導入した。

しかし、審理終結予定時期通知制度は単に審理終結の時期を案内する程度に過ぎず、該当審判事件に対して当事者などが追加的な意見を提出できる機会があるのかどうかなどが不明確な点があり、審理終結予定通知以後、意見の提出の集中により、むしろ審理が遅れる問題点があった。

これに対して特許審判院では、’01 年 1 月から審理終結予定通知時通知内容文に書類提出期間を明確に記載するように改善することによって、審判処理の遅延を防止すると同時に、民願人に最終開陳の機会を案内している。

2) 不良権利の存続防止のための処理制度の改善

従来の「不良権利の存続防止のための処理指針」(項告 150-4692.‘82.10.7)は、特許無効審判を請求した後、特許庁内に設置された産業財産権紛争調停委員会で和解や調停が成立した事件の場合、または審判段階で和解や調停が成立した場合にも不良権利と見て審査官が職権無効審判を提起できるようにしていた。

また、利害関係人が訴訟費用の負担を回避するために、審査官をして無効審判を提起するようにする不当な場合も発生し、審査官の無効審判請求制度を改善する必要性が浮かび上がっていた。

したがって、特許審判院では主要国家の無効審判請求制度と審査官による無効審判請求制も運

営現況を調査、研究して'01年9月「不良権利の存続防止のための処理指針」を改善した。同指針によって、従来は無効審判請求後審判が取り下げられれば不良権利の可能性のあることで見たものを、今後は、無効という趣旨の審決、および判決が形成された後、審決確定前に取り下げになったり、権利の移転などで利害関係が消滅して、審判請求が却下された場合に限り、不良権利の可能性のあることと見るようになっていく。

このような処理指針の改善を通し、より効率的に業務処理ができるようになったばかりでなく、登録権利に対する保護が強化されて、特許紛争に対して当事者間の合意による円満な解決を期待できるようになった。

3) 審判事件(商標) 事前公覧制度改善

特許審判院では、同一類型の商標事件に対する審判の一貫性の確保のために商標分野審判官間の類似事件の事情公覧制度、および審判請求公覧制度を併行実施してきた。

これは、毎月審判処理予定の事件、および審判請求事件を整理して、商標分野各部に公覧する方式と迅速、正確な類似商品検索のためにネットワークを通じた公覧および、商標検索システムを活用する方式を並行して実施していた。

しかし、審判請求事件、および審判予定事件の事前公覧のための資料作成に多くの努力と時間を投じなければならない点と、資料量が毎月増加して、膨大な量(年間約1,100余件)の書面資料検索が容易でなく、資料管理に困難が多かった。

したがって、このような点などを補完しようと審判事務処理システム上で審判請求された商標事件に対して、商標名による審判事件の検索可能にシステムを改善して、審判請求された件は、全て検索が可能するようにして検索された商標に対しては、該当審判官、審判当事者などを一目瞭然に比較、検討できるようにした。

このような審判請求事件および審判予定事件の事前公覧制廃止と審判事務処理システム上商標名による審判事件検索機能が可能になることによって、審判官の業務負担が軽減されるばかりでなく、審決の一貫性の確保、および審判官が必要な資料だけ検索して、比較検討できるので、業務の効率性が増大することが期待される。

5. 審判情報体系構築事業推進

審判行政室 建築主事 キム・インチョン

特許審判院は、電算化の傾向に合わせて、審決文など審判関連情報を電子化して'02年開通予定であるオンライン審判システムに備えて、'83~'99年度審判包袋(File History)の電子化(光ファイル)作業を推進した結果、審判関連資料管理および閲覧など業務処理効率性が増大した。

進行中の'00年度審判包袋(File History)、および'01年度審判包袋(File History)は、審決が完了する時点で今後電算化作業を進行する計画であり、'02年からはオンライン審判システムの開通により、審判書類が受付時点で電子化作業がなされてオンラインによる審判手続きが行われる。

オンライン審判システムの開通は、審判関連業務の効率性を向上して正確で迅速な審判業務の進行を可能にすることと期待される。

また審判業務の電算化に障害物として作用していた証拠物管理と関連し、証拠物管理方案を用意して、証拠物の受付から差し戻しまでのすべての情報を電算化して、体系的に管理することにより、審判関連民願人に対するサービス水準をより一層向上させることができると期待される。

第4節 国際傾向を反映した知識財産権制度の改善

1. 実体特許法条約議論動向および対応方案

審査調整課 工業書記官 ゴ・スンジン

ア. 特許法統一化議論経過

特許法統一化議論は、'86年米国が猶予期間(grace period)の国際的統一を提案することによって初めて議論され始めた。その後、特許制度全般に議論が拡大して'90年まで8次にわたった国際専門家会議を通して、特許法統一化条約基本案が用意されたが、クリントン政府スタート以後、米国が先発明主義の固守の立場に回帰することにより条約妥結に失敗した。

'95年以後、WIPOの主導で統一化の障害となった特許実体に関する事項を除いて、特許手続きに関する事項に対して議論を進行した結果、去る'00年5月11日から6月2日の間、スイス、ジュネーブの世界知識財産権機構(WIPO)本部で開催された外交会議で特許法条約(Patent Law Treaty, PLT)が締結された。'00年11月にはWIPOの主導で特許実体に関する事項に対する統一化議論が再開され、現在WIPOが作成した実体特許法条約案(Draft Substantive Patent Law Treaty, SPLT)をベースに特許要件を統一するための国際専門家会議が進行している。

イ. 実体特許法条約の主要内容

実体特許法条約は、同一発明に対する各国の特許要件を一致させるもので特許対象、新規性、進歩性、先出願主義、新規誠意制、先行技術、請求範囲解釈、拒絶および無効事由など特許実体に関する事項を含んでおり、この中、先出願主義の採用、特許対象の拡大、猶予期間の延長、明細書の開始要件などに関する問題が主な争点となっている。

エ. 今後の展望

'00年11月米国は、先発明主義が特許法統一化の最大障害要素であることを認め、先発明主義放棄の可能性を示唆したことがある。米国が先発明主義を守る場合、特許実体法統一化議論が失敗に終わることであるから、最大の国外出願国であり、特許実体法統一化の最大の恩恵国となる米国が先発明主義を最後まで固守することは難しいことと展望される。

しかし、米国はこの議論過程で、先発明主義放棄を条件に特許対象の拡大を図ることと予測される。

米国が先発明主義を放棄するようになれば、特許実体法統一化議論が急進展されるであろうから、この場合、国際事務局は、'03年頃実体特許法条約が締結されて、'05年頃発効されるものと展望している。

オ. 対応方案

特許庁は、実体特許法条約の議論過程で韓国の立場を最大限反映して条約発効に先立ち特許法改正および電算システム補完作業を問題なく遂行して、国際的環境変化に対して国内産業界などが事前対応できるように'02年3月特許庁内業務推進部署、および特許庁外専門家で構成された特許法統一化企画団を発足して運営している。

2. 商標・意匠制度の国際化

審査基準課 行政事務官 朴・ヒョンフイ
行政事務官 ジョン・スンチョル

ア. 先進国商標、意匠制度の研究

1) 研究の目的

商標、意匠分野において、先進国と韓国の制度との比較研究を通して、特許行政の先進化を指向

し、現行業務運営上の問題点を解決するなど商標、意匠法制および組織全般に対する制度改善を通して、世界一の特許行政を具現することにその目的がある。

主要内容

ア) 商標分野

商標法による登録可能標章、サービス票の「使用」に対する定義、異議申し立て制度、指定商品の追加登録出願制度、先使用による商標使用権利の認定、商標登録出願の早期審査制度の施行、商標権の移転に関する混同防止標示請求制度などを研究した。

研究結果、「商標権設定登録料の分割納付制度」をベンチマーキングしたところ、この制度を導入するようになれば一括納付による出願人の負担を緩和できて(特に多類出願時)、使用意思がない商標権の抹消効果をもたらし、出願人に手数料納付方法の選択機会を付与できるようになる。

イ) 意匠分野

部分意匠制度、創作性要件の強化、拡大した先願い主義制度、機能性意匠の保護をのぞく、先出願による通常実施権制度、関連意匠制度、一セット物意匠制度の改善などを研究した。

研究結果、「部分意匠制度」、「拡大した先願い主義制度」、「機能性意匠の不登録制度」、「一セット物意匠制度」等をベンチマーキングすることにして、意匠法改正を通してこの制度を導入することにした。

(詳しい内容は、意匠法改正内容を参照)

3. 審判制度の国際化

審査行政室 行政主事 キム・ギョンオク

ア.判例動向分析および活用特許審判院

専門性、一貫性のある審判行政を具現するためにこれまで各審判部別に判例動向を研究、分析して『判例ガイド(特許、実用)』、『商標登録取り消し事件判決要旨集』、『特許裁判所、最高裁判所商標判決要旨集』、等を発刊し、審判院内部はもちろんのこと審査、審判の一貫性維持のために各審査局にも配布した。

また、学習する組織文化の中で、審判官の審判業務に対する専門性の向上はもちろん、一貫性ある審判処理と迅速、公正な審判処理により、審判員の地位も向上した。

特許審判院は、持続的に判例を研究するために'01年6月審判部に商標、意匠2グループ、特許、実用2グループを、送付グループに商標、意匠1グループ、特許、実用1グループの判例研究会を設置して、小委員会別に判例動向を分析するようにし、より体系的な研究ができる環境を用意した。

判例研究会の研究結果で得られた資料は、毎年分野別に判例要約集で発刊、配布して、審査、審判に活用するようになる予定である。

イ.「審判制度発展協議会」構成、運営

審判制度に関する発展方案の摸索、審判制度関連問題点解決のための審判院長の諮問などの機能を遂行するために基準の「審判制度発展研究会」を改編し、分野別代表審判長の協議体形態で'00年1月「審判制度発展協議会」を構成して運営中である。

審判制度発展協議会の委員構成は、審判員長が委員長になり、総務審判長、商標、意匠、特実機械、特実化学・薬品、特実電気、電子分野別に各代表審判長が委員となり、審判行政室長が幹事となっている。

'01年6月には従来の運営方式を改善して、審判制度発展協議会下部に、審判制度発展審判官会議および、審判制度発展実務委員会を置き、審判制度発展のための名目上の協議会ではない内容がある機構になった。

このような下部組織体系をそそえた審判制度発展協議会は、審判の専門性、公正性、および一貫性維持のための審判基準の定立、審判手続きの改善と制度発展のための課題発掘および研究、改善法案の樹立、審判院運営全般に関する重要事項協議などの機能を遂行し、国際化水準に見合った審判制度用意に寄与している。

ウ. 補正却下不服審判制度の廃止

'01.2.3 改定前の法では、新しく提出された明細書または、図面が最初の明細書または図面に比べて、その要旨が変更されるという理由で審査官がその補正書を却下決定した場合に、これを不服とする制度で、補正却下不服審判を通し、その適否を論争するようしていた。

しかし、これまで要旨変更された補正書に対しては、補正却下をした後、補正却下不服審判請求の可否など一定期間中、後続処理ができず、審査処理が遅れるなど請願惹起の原因となっていた。

これに伴い改正法では、審査遅延を防止して、民願人の不満を解消するために最初の拒絶理由通知に対する補正で新規事項が追加された場合、これを拒絶理由および無効理由にして、最後の拒絶理由に対する補正で新規事項が追加された場合には補正却下をするようにした。

しかし、補正却下決定に対しては、別途の不服審判を提起できず、拒絶決定不服審判で補正却下の適法の可否を共に争うようにして、迅速な審査処理がなされるようにした。ただし、商標、意匠の補正却下制度は継続して存続している。

エ. 特許無効審判継続中の特許訂正制度の導入

'01年2月3日改定前の特許法では、無効審判が進行中である場合、無効事由を克服するためには、別途の訂正審判請求を許していた。このような制度をおくことは明細書や、図面のミスは、大部分出願、審査段階で修正されるが、特許後で発見される場合、このようなミスを理由に無効審判が提起されている時、特許権者に特許発明の明細書または図面の訂正を通して、無効理由を克服できる機会を与えるためだ。しかし、訂正審判は、特許権者が自ら、自らの特許発明の内容を明確にするために請求する審判であるが、特許権設定以後に明細書を訂正することであるために訂正の結果により、既存の権利関係に変動を招き、法的安全性を害する可能性があるので制限的にこれを許している。

このように無効審判継続中に訂正審判が請求される場合、訂正審判の審決が確定する前まで無効審判の審理が通常中止されて、無効審判審理遅延の問題が発生しており、改正法では、無効審判が続いている場合、独立した別途の訂正審判を許さない代わりに無効審判手続きで訂正の機会を付与し、審理の迅速性を図った。

オ. 実用新案却下決定不服審判制度の新設

'99年7月1日実用新案先登録制度が導入され、実用新案登録出願に対しては新規性、進歩性などのような実体的要件に対する審査を行わず、最小限の不合理的な基礎的要件、および方式審査を通過すれば、実用新案の設定登録をしてくれている。

また、これに対する要件をそろえられない場合、補正の機会を付与して、適法な補正がない場合、無効処分とするようにしてそれに対する不服は、行政審判および行政訴訟を通して争うように運営してきた。

しかし、基礎的な要件審査は、明細書などの内容に対する実質的で技術的な審査に該当するので、審査官が補正命令を下して、それに対する不服がある場合、技術専門機関である特許審判院に不服申し立てをするようにすることが望ましく、改正実用新案法で実用新案登録出願が却下された場合、特許審判院に不服審判を請求するように規定している。

特許審判院では、新しく用意された同制度の円滑な運営のために、特許ネット上の実用新案登録出願却下決定不服審判を実現しておいてあり、諸般書類を処理できるシステムを実現することと同時に、同事項に対してユーザー教育を実施している。

第5節 審査、審判の基準および指針の整備

1. 特許、実用新案ガイドライン発刊

審査調整課 工業書記官 イ・サンチョル

ア. 制定目的

'01年2月3日特許法および実用新案法が改正されて'01.7.1.から施行された。これに審査官らが改正された規定により出願された発明を正確かつ、一貫性あるように審査ができるように改正法令による『特許、実用新案審査ガイドライン』を発刊した。

イ. 主要内容

本ガイドラインは、改訂規底の内容中、電気通信回線を通じた公開、公示例外主張出願、補正制度および優先権主張制度など審査と関連して変更された制度を詳細に説明している。

特に、'01年2月3日付の改正法を通し、導入した新規事項追加禁止規定に対する判断基準と審査処理手続きを拒絶理由通知段階別に提示する一方、新規事項追加有無に対する判断事例を補正開所別に比較して、整理、提示することにより、審査に容易に参考にすることができるようにして、これまで審査時に論議されてきた複数の補正がある場合、審査対象明細書の確定方法と審査手続きを明確に提示した。

また、本ガイドラインは審査官ばかりでなく、出願書や、補正書を作成する場合にも役立つように参考にでき、代理人や発明家を対象に数回にわたり、その内容を説明したことがあって今後、本ガイドラインの内容をより一層補完して、審査指針書に反映する計画だ。

2. 商標審査基準改正

審査基準課 行政事務官 パク・ヒョンフィ

ア. 改正背景

立体商標審査に対する具体的解釈基準の用意と商標法、同施行令および施行規則の改正にともなう審査処理基準の補完事項を規定するために商標審査基準を改正した。

イ. 主要内容

1) 新設内容

ア) 視覚的に認識できない商標に対する拒絶根拠明示

商標法第2条上の商標の定義規定により、視覚的に認識できない音、臭い商標などに対する拒絶理由の根拠条項を明示した。(基準第4条新設)

※関連条項:改正商標法('01年2月)第23条第1号第4号(新設)

イ) 立体商標の識別力判断に対する具体的解釈基準の用意

物品の一般的な形態に一部変形を加えたり、追加的な装飾があったとしても取引会社会では、商品またはその商品の包装の形状で採用できる範囲を抜け出さない場合には、識別力がないものと見て、識別力のない立体的形状と、識別力ある平面標章が結合した場合は、原則的に標章全体として識別力があることにすることを規定した。(基準第6条 第⑦項 解釈参考資料第11号新設)

エ) 他人の商標と同一、類似判断時、他人の解釈規定用意

先登録商標において「他人」に対する解釈規定を明確に反映した。(基準第21条解釈参考資料第1号新設)エ)立体商標の機能性に関する具体的解釈基準の用意立体商標の機能性条項の趣旨、機能性の判断のための考慮事項および証拠資料の例示を規定して、立体商標審査に関する客観性を向上した。

(基準第27条解釈参考資料新設)

オ) 先出願を理由に法第 8 条適用時審査保留有無の明示

先出願利用商標が登録された後には、その登録商標に対する無効審判の提起にもかかわらず、後出願商標は審査を保留することがなく、第 8 条を適用して、拒絶するようにした(基準第 29 条解釈参考資料第 1 号新設)、また先出願引用商標が出願人の帰責事由のない手数料未納を原因に出願が放棄された場合、当該、出願の回復の可能性を考慮して、当初手数料納付期間経過後 6 ヶ月を待って、審査を進行するようにした。(基準第 29 条解釈参考資料第 2 号新設)

※関連条項:改正商標法('01 年 2 月)第 36 条の(新設)

カ) 更新登録出願審査時、同一人判断に対する要件緩和

存続期間更新登録出願審査時、同一人判断において登録原簿上と更新出願書上の住所が必ずしも一致しなくても、住民登録番号や法人登録番号を通して、同一人であることが明白に判明する場合には、当該、更新出願を拒絶しないようにした。(基準第 46 条①項端緒新設)

キ) 商品分類転換登録に対する解釈基準用意

改正商標法により'01 年 7 月 1 日から施行される商品分類転換登録審査時、原出願が消滅した場合、当該、商品分類転換登録申請の処理方法、および原用条項に対して説明した。(基準第 47 条新設)

ク) サービス票審査に対する具体的解釈基準用意

サービス業の範囲、サービス業の類似の可否判断、商標とサービス業間の類似判断などサービス票審査に関する解釈基準を用意した。(基準第 48 条解釈参考資料新設)

2) 整備内容

ア) 定期刊行物の題号に対する識別力の例外的認定廃止

性質標示的な定期刊行物の題号に対して識別力を例外的に認めることは、商標法第 6 条第 1 項第 3 号の規定に対する不合理な例外規定であるので、これを削除し、今後、性質標示的な定期刊行物の商標登録は、法第 6 条第 2 項の使用による識別力獲得の可否を積極的に考慮して判断することにした。

(基準第 6 条第⑫項)

イ) 地理的名称と業種名を結合して登記された相互名に対する例外的商標登録廃止

地理的名称と業種名を結合して登記された相互名を顕著な地理的名称の例外と認定することは、識別力ない標章の登録を乱発する結果を産み、商標審査の一貫性を阻害するのでこれを削除した。

(基準第 7 条第⑤項)

ウ) サービス業の包括名称認定範囲に対する解釈基準補完

サービス業対象ごとに 1 サービス業と見る場合、包括名称にならないようにするためには、原則的に 1 商品群以下に限定するものの、商取引実情上、同一部類で取り扱われる商品は、1 商品群を越える名称でもこれを包括名称でないことに認められるように補完した。(基準第 31 条第⑨項)

エ) 立体商標の見本が不備な場合の拒絶理由通知規定明示

商標見本で提出された立体的形状が立体商標としての構成と態様をそろえられない場合、法第 2 条 1 項の標章の定義に合致しないことから見て同条により、拒絶理由を通知するようにした。(基準第 32 条①項)

オ) 適法でない分割出願に対する処理方法の明示

適法でない分割出願の類型と分割出願が適法でない場合の処理方法に対して規定した。(基準第 38 条③項)

カ) 商標法施行規則 別表(商品類区分)の性格を明確にする

商標法施行規則別表の賞品類区分の性格を甘受規定で原則規定として明確にして、取引実情や、

凡例の傾向などにより、同一賞品類区分上の物品も類似しないように見られるように柔軟に規定した。
(基準第 53 条第 1 項第 3 号)

3) その他事項

基準形式上、条文体系を整理して、2 条文が新設されて、ツリー形式規定の整備によって、既存 51 条文が、56 条文に拡大した【新設条文:商標の構成要件(第 4 条)、商品分類転換登録制度(第 47 条)】

また、第 7 条各号に対する判断時期を解釈参考資料に明確に規定し、法令改正による用語を純化(拒絶事情→拒絶決定など)した。

3. 意匠審査基準の改正および審査資料整備

審査基準課 行政事務官 ジョン・スンチョル

ア. 意匠審査基準の改正

1) 改正背景

部分意匠制度の導入、一セット物の意匠制度改善などを骨子とする意匠法、同施行令および、施行規則の改正により、これの施行に必要な事項を規定して、これまで運営過程で指摘された問題点を補完するために意匠審査基準を改正した。

2) 主要内容

部分意匠制度の施行に必要な事項で部分意匠の成立要件、および図面審査要領を新設し、部分意匠の類似の可否判断基準を設定した。

また拡大した先出願規定の適用要件と不等録事由で新設された「機能性意匠」に関する判断基準を新設して、一セット物意匠で登録を受けられる物が 6 個から 31 個に拡大することによって最小限の一セット物構成の適合性要件を規定した。

イ. 意匠審査資料整備

1) 概要

韓国は、一部有害性が強い品目に対しては、無審査を採択しているが、意匠制度全般は、審査主義の立場を取っているため、出願前に頒布された刊行物に掲載された意匠は登録を受けられない。したがって審査上必要な資料を速かに収集、分類して、整備することが意匠審査においてかなり重要である。

意匠審査資料は過去に出願された意匠(先図面)と国内および世界各地で公示された雑誌、カタログ、外国意匠公報などを収集して、単位物品別、小分類、または形態別に三分類して、意匠の参証資料に活用している。

2) 意匠審査資料の種類、および整備

意匠審査資料の種類としては出願関係資料である意匠公報と先図面があり、公示資料では国内外のカタログと雑誌があり、その他に国内実用新案公報と米国公報、ベネルクス公報、WIPO 公報、ドイツ公報、日本意匠公報などがある。

このような資料らのうち、出願関係資料である意匠出願図面は物品分類により意匠図面とじを整備して、審査資料として活用している。

そして、定期的に購読する外国公報と展示会などから収集する国内外カタログ、および雑誌類に収録された意匠を抽出して、国内に出願されて公開された実用新案公報でも意匠の対象になる物品を抽出して、整備した後に意匠審査資料として活用している。

3) 意匠審査資料整備外部サービス依頼

意匠審査資料を正確かつ迅速に整備するために外国の公報資料とカタログ、および雑誌類に収録された意匠資料整備業務を外部機関に依頼している。

〈表 2-1-12〉 年度別意匠審査資料整備外部サービス実績

(単位: 件、千ウォン)

年度	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01
物量	170,000	300,000	298,000	280,000	300,000	382,920	350,430
所要 予算	130,000	242,000	248,830	223,720	246,710	311,737	295,117
整備 対象	カタログ	カタログ	カタログ ドイツ意 匠公報	カ タ ロ グ、ドイ ツ、アメリ カ、ベネ ル ッ ク ス、 WIPO など 外国意 匠公報	同左	カタログ 外国意 匠 公 報、国 内 実 用 公 新 案 公 報	同左

4) 意匠審査参証資料の保有現況および保管形態

ア) 意匠審査参証資料保有現況 ('01年12月基準)

(単位: 千件)

合計	先図面	国内実用	日本意匠	外国意匠	カタログ
4,205	544	384	907	754	1,614

イ) 意匠審査資料保管形態

種 別	内 容	整備状態
意匠先図面('49～)	出願された図面から審査を完了すれば、1部を分離して、審査先図面として綴る。	意匠分類別、出願番号順
実用新案公報('48～)	実用公報中必要なイメージを抽出分類して分類して綴る	意匠分類別
内国カタログ('76～)	審査官による直接収集、または企業から寄贈	外注業者にて意匠分類後、カード化
外国カタログ('76～)	外国で発行されたカタログを購入したり、企業から寄贈	〃
日本意匠公報('75～)	定期的に入手	外注業者にて意匠分類後カード化または意匠審査担当官室保管
新製品カタログ	展示会で収集または企業から寄贈	外注業者にて意匠分類後、カード化
外国(米国、ドイツ、WIPO)意匠公報('80～)	定期的に入手	サービス業者で意匠分類後、カード化

4. 審判便覧の全面改正

審判行政室行政主事 キム・ギョンオク

審判便覧は、特許審判実務を担当する審判官など審判員職員のための業務指針書と同時に、弁理士や特許法学者らが特許審判業務の実務慣行を把握する基本資料として活用されるなどその重要性が非常に高い資料である。

審判便覧は、'78年12月15日初めて発刊されたのにつづいて、5回の修正と補完を経たが、その後実用新案先登録制度の実施、産業財産権4法の改正とその下位法令の整備および制度改善などで審査便覧の修正と補完が避けられなくなった。これに伴い特許審判院は、'01年3月審判便覧改正作業グループを構成して、法令の改訂内容と共にこれまでの制度改善内容、新たな判例などを反映した審判便覧を発刊した。

特に、今回の審判便覧改正作業は、ゼロベース(Zero-base)次元で学習組織を利用して、便覧全分野にわたって、問題点を発掘していくつかの代案中最善の解決方案を探し、これを反映する方法で進行され、より内容がある資料を作成するために日本審判便覧、裁判所実務題要、特許訴訟実務など多くの資料を参考にした。

このような審判便覧の全面改正を通して、審判官および審判行政業務従事で統一された業務処理基準と指針を提供することにより、民事訴訟の理想といえる審判事務の適正と公平、迅速と経済の原則による審判処理と審判業務の発展に寄与できるものと期待される。

第6節 審査、審判官の士気高揚

1. 優秀審査、審判官褒賞実施

審査評価課 行政事務官 キム・ヨンス

ア. 目的

特許庁の最も重要な基本的業務は審査、審判といえ、このような審査、審判業務は速かに処理されなければならないばかりでなく、高度な正確性と公正性が要求されるといえるだろう。このような審査、審判業務を優秀に処理した審査、審判官に対して褒賞をすることで審査、審判官の士気を振興させるのはもちろん、審査、審判のクオリティレベルの向上に対する動機を付与して、審査、審判業務のクオリティレベルを高めることにその目的があると言える。

最近、10年間韓国の産業財産権出願は、年平均10%の増加傾向を見せて'01年度には、28万8千件が出願されて、世界5大出願国に浮上している。

しかし、これを処理する審査官、および審判官の数はこれに達し得ず、審査官と審判官の業務がオーバーするなど、審査環境が先進国に比べて、劣悪なのはもちろん、これにともなう審査、審判のクオリティレベルの低下が憂慮される現実であった。

このような状況で公正で客観的な評価を通じた優秀審査、審判官に対する褒賞は士気を振興させるばかりでなく、クオリティレベルの向上に対する動機を付与し、審査、審判のクオリティレベルの向上に大きく寄与するようになることと期待される。

イ. 褒賞現況

客観的で公正な審査評価のために「審査評家規定(特許庁訓令第324)」を制定し、審査官の能力と態度などを総合評価するために「審査官評価ガイドライン」を制定して、2001年上半期から運用している。審判官の場合には「目標管理制による審判評価指針(特許審判院)」を用意して施行しており、これに伴い褒賞対象者を選定している。

褒賞は優秀審査、審判官、優秀部署および優秀チームに対する褒賞など3分類に分けられており、褒賞の範囲と時期は、従来は審査官の10%範囲内で褒賞していたが、20%に拡大し、毎年2回褒賞することで制度化した。

2. 優秀審査事例褒賞実施

審査評価課行政事務官 キム・ヨンス

ア. 目的

優秀審査事例褒賞は、審査官が行った特許、実用新案、商標、意匠出願の審査処理過程で関連法規および審査関連規定を遵守するのはもちろん、出願人が理解しやすく通知書を作成するなど審査処理が他の模範になって教育的な効果が高いと認められる事例を選定して、褒賞することにより審査官らに審査のサンプルを提示して審査のクオリティを向上させようということにその目的がある。

イ. 褒賞現況

褒賞は、四半期ごとに約40件余りの事例に対して褒賞しており、優秀審査事例選定のために四半期末ごとに審査国別優秀審査事例選定委員会を設置して運用するようにしている。委員会は、各々5人の委員で構成しており各審査担当官が推薦した優秀事例を審議して褒賞対象優秀事例を最終決定する。

優秀事例は、審査評価指針の基準と推薦理由の優秀性評価点数により、最優秀、優秀、模範事例に等級化して、選定、褒賞しており、選ばれた優秀事例は、別途の事例集を作り、審査官教育資料に活用されるばかりでなく、同一類似する事例に適用して、一貫性ある審査業務遂行に活用できて、

未来指向的褒賞制度といえる。

3. 商品、意匠分類審査官に対する加点制度の運営

審査基準課 書記官 許・根

ア. 目的

商標登録出願の指定商品および意匠物品分類業務の専門性と一貫性を確保するために、担当審査官と審査員に対し一定期間中(3年)情報を制限する専門職位制施行を推進した。

イ. 実績加点などのインセンティブの付与

専門職委業務遂行に必要な職務遂行要件をそなえた者として専門官と指定された審査官、または審査員(商品分類審査官4人、意匠分類審査官1人、および審査員2人)に対しては、長期勤務を誘導するために人事運営上、実績加点を付与して、今後要件充足時に別途手当までも支給する計画だ。

4. 2001年度公務員叙勲実績

人材管理担当官室行政主事補 ゴン・ジョンイ

公務員に対する褒賞は、国家観、使命感が透徹して誠実で創意的な姿勢で業務発展に寄与した公務員に授けるもので、褒賞勲格別種類を見れば、大きく勲章、褒賞、大統領表彰、国務総理表彰、機関長表彰などに区分できる。

褒賞は、在職公務員ばかりでなく、退職公務員に対しても授けられる。

'01年度特許庁の叙勲受賞者現況を見れば、庁長表彰296人、優秀、模範公務員褒賞21人、退職者褒賞10人、その他3人で総計330人が受賞した。

各種叙勲は、業務実績や態度などが優秀な職員ばかりでなく、他人に目立たず、黙々と誠実かつ創意的に仕事をしながら、功績をおさめた有功者を積極的に発掘し、褒賞で疎外されないようにすることによって、該当公務員たちの士気を振興し、窮極的には、特許行政の発展を図れるようにすることが必要である。

<表 2-1-13> 2001年度特許庁公務員叙勲実績

区分	庁長表彰	優秀公務員	模範公務員	退職者褒賞	その他	計
人員	296人	14人	7人	10人	3人	330人

第7節 審査評価制度の効果的な運営

1. 自律審査制度実施にともなう審査評価制度改善

審査評価担当官室 電気事務官 ジョン・ソンテ

ア. 審査評家規定の制定

1) 制定趣旨

2001年から自律審査制度に転換されて、審査評価業務に対する基本的な運営指針の用意と効率的な審査評価体制構築の必要性が台頭することによって、審査評価業務の処理手続きと、評価方法を明確に客観化することによって一貫性と信頼性がある審査評価システムを用意するために、'01年3

月 8 日(特許庁訓令第 324 号)審査評価規定を制定した。

2) 主要内容

第 1 章の主要内容を探ってみれば、①審査評価を遂行する審査官に「審査評価官」という呼称を使用できるようにすることにより、実質的な審査評価権を付与し、②審査業務のプロセスを中心に評価する審査官の評価方法(審査評価担当官)の二元化された評価体制を採択、運営しており、③審査プロセスでの失敗を最小化するために、審査結果が発送される前に審査評価する事前評価制を導入しており、④優秀審査官の士気高揚と審査クオリティ向上のために優秀審査官に褒賞できる根拠を用意した。

第 2 章では、①審査評価対象出願に対するサンプリング作業および手続き、②審査評価対象出願書類に対する各審査国での取り扱い手続きおよび方法、③審査評価担当官室で審査評価を遂行するための評価業務遂行手続きと審査評価結果通知手続き、④審査評価官の評価結果に対する審査官の異議申し立て手続き、⑤審査評価官および審査官の調停申請手続きと審査評価結果調停委員会運営に関し事項など評価業務遂行のための細部手続きが総合的に規定されている。

イ. 特許、実用新案審査評価指針改正

審査評価指針は、審査評価官が審査官の審査結果に対して公正で客観的に評価できるように評価に対して具体的な方法と基準は提示したもので、今回の改正は従来からの審査評価指針を改正特許法と実用新案法の用語と一致させて、'01 年から施行してきた自律審査制度と符合するように修正しただけでなく、実用新案先登録評価の内容も反映するなど評価の一貫性を維持して公正性と信頼性を確保するのにも主眼点をおいて、改正した。

主要内容を探ってみれば、用語の場合、登録事情書、および拒絶事情書を登録決定書および拒絶決定書に統一し、審査結果に対する事後評価で審査結果が発送される前に評価を遂行する事情評価制に転換されて、評価項目各々に対して減点を記載したことを勧告事項(審査官の原決定を翻意するだけのものではないが、審査のクオリティ向上のために改善されなければならない事項)と、再検討事項(審査評可決と審査事項に審査官の原決定を翻意するほどのミスと欠陥または重大な欠陥が発見されて、再審査すべき事項)に区分し、減点制度は削除し、評価項目内容に従来の拒絶決定書、登録決定書だけを評価するようになっていたことを審査官らが実際審査をしている基礎的要件、技術決定書、訂正請求書の内容も含まれるようにして実質的な評価となることができるように改正した。

ウ. 審査評価結果通知制度の新設

従来からの審査評価制度は、関連公文書が施行された後に審査結果に対して審査評価をする事後評価制度として審査官のプライバシーを尊重するという次元で評価結果を秘密に維持していたが、該当審査からの意見により①審査評可決課を審査官に通知して、審査官の立場で意見の差がある場合、意見書を提出する機会を付与、②該当審査担当官が審査官の審査結果を人事考課に反映できるように審査結果通知を関連審査担当官に通知、③審査結果を送る前に評価をし、担当審査官に通知することによって審査官の立場においては多少負担になるだろうが、重大な欠陥やミスを事前に直せる機会を付与することと同時に、今後審査過程上の同じ誤りを繰り返さないように反省の機会を与えることによって審査のクオリティの向上を図るのに大きく寄与することと期待される。

エ. 審査評価結果調停委員会制度の新設

審査官および審査担当官に通知される審査評可結果は、大きく「勧告事項」と「再検討事項」に区分されるのであるが、勧告事項に対して意見の差がある場合、意見書を提出できて、再検討事項に対して再評価申請をしなければならぬ。ただし、審査官が審査評可結果を受け入れる場合、発送しなければならず、再検討事項は、関連内容に対し是正をした後、発送しなければならない。

審査官が勧告事項に対し意見書を提出する場合、審査評価担当官の判断により、決定されるが、再評価申請の場合には審査評価担当官が判断して決定する事もでき、審査評価担当官が決定できない場合、調停委員会(審判官、審査担当官、審査官などの委員 3 人)に回付して、調停委員過半数で決定できる。

調停委員会の決定に対しは不服をできないようになっているが、調停委員会の結果が審査官のミスや欠陥と判断されても、これを必ず受け入れなければならない強制条項ではなく、担当審査官が最終的に判断して決定できる。

オ. 審査評価ガイドライン制定

'01 年度自律審査制度が導入、実施されながら、従来の審査評価制度システムが一部変更された。例えば、従来は審査担当官室で各審査官別にサンプリングされた審査内容(事後結果)を評価して、点数化してこれを審査官の人事評定に反映するようにはしていたが、審査評価規定を制定して、審査担当官室で不良権利を予防するという次元で、事前に審査評価をするものの、その評価結果は、人事考課に反映しないようにした。

これに伴い審査局長や審査課長または審査チーム長が審査過程で審査官の能力、態度を中心に職務知識、企画、創造力などを各々 5 段階に区分して、可能な限り客観的な評価ができるように審査評価ガイドラインを制定して、その結果を審査官の人事考課に反映するようにした。

2. 審査クオリティ指数の科学的管理

審査評価担当官室建築事務官 ファン・ソンホ

ア. 目的

審査質指数は審査のクオリティレベルを代弁する特許庁内、外のすべての変化の要素らを分析してこれを指数で計量化して、審査のクオリティの改善の可否を把握し、さらには、審査評価政策樹立に活用しようと開発された。

具体的には審査のクオリティを表す色々な変数の要素の中で、代弁する程度が大きい変数の要素を抽出し、各変数の要素への代弁程度を反映して、指数で算出して、半期別に前半期対比該当半期別審査クオリティ指数を算出して、全体審査クオリティの変化の推移を把握して、不十分な部分の原因を分析して、次期審査評価評制作樹立に活用される。

イ. 算出方法

審査クオリティ指数分析のために使われる変数は、①アンケート調査結果、②審査評価票の平均得点、③意見提出通知書と拒絶決定書の記載量、④引用文献が添付され、意見提出通知通知された件の中で、取り下げ/放棄/意見書なしの比率、⑤拒絶決定不服審判請求率、⑥拒絶決定不服審判請求の取り消し還送率、⑦異議申し立て率、⑧異議申し立てされた件の中、原決定翻意率、⑨無効審判請求された件の中、原決定翻意率など 9 種類である。

この中で、主要変数は、アンケート調査結果と審査評価票の平均得点だ。「アンケート調査結果」という審査官らの審査業務が、出願人を対象にするものとして、審査のクオリティは出願人や代理人らが審査処理手続きや結果にどれくらい満足するかに依存するもので、これを一定部分反映したものであり、「審査評価票の平均得点」は、審査クオリティの向上の可否は審査評価担当官室で作成した審査評価票が最も客観的な資料になるといえるので、審査評価票に記された全体審査官が獲得した点数を平均してこれを一定部分反映したものである。

ウ. 分析結果

1) '01 年上半期審査クオリティ指数分析

'01 年上半期の審査クオリティ指数は、'00 年下半期対比 3.1%増加したものと分析された。アンケート

調査結果と審査評価票の平均得点が各々85.45%、6.6%上昇し、意見提出通知書と、拒絶決定での記載量が増え、拒絶決定不服審判請求の取り消し差し戻し率が減少し、肯定的と分析された。

一方、意見提出通知された件中、取り下げ/放棄/意見書なしの比率が減少して、拒絶決定不服審判請求率と、異議申し立て率、異議申し立てされた件中、原決定翻意率が増加し、否定的と分析された。

これに審査評価担当官室では、意見提出通知書と拒絶決定書を顧客中心で具体的で理解しやすく作成して、先行技術に対するより徹底した検索を行えるように誘導している。

2) '01年度下半期審査クオリティ指数分析

2001年下半期の審査クオリティ指数は、上半期対比 8.04%増加したことが明らかになった。アンケート調査結果と審査評価票の平均得点が各々71.88%、0.17%上昇し、意見提出通知書と拒絶決定での記載量が増えて、意見提出通知された件中、取り下げ/放棄/意見書なしの割合が増加し、肯定的と分析された。

一方、拒絶更生不服審判請求率、拒絶決定不服審判請求の最小差し戻し率、異議申し立て率、異議申し立てされた件中、原決定翻意率、無効審判請求件中、原決定翻意率などが増加したことが明らかになり、否定的と分析されたが、主な原因は、審査官 1 人当たり審査処理量が上半期に比べて増加し、最近、知識財産権に対する認識が向上されて、知識財産権を獲得しなければならない必須の出願が増加して企業間の競争関係により、異議申し立て率が、上昇したことが主な要因であったと分析された。

3. 審査評可決との審査に対するフィードバック(Feed back)

審査評価担当官室 電気事務官 ジョン・ソンデ

ア. 審査官別審査評価件数

半期別(6月)に特許、実用新案の場合審査官 1 人当たり 4 件(登録決定 2 件、拒絶決定 2 件)を、商標、意匠の場合、審査官 1 人当たり 12 件(登録決定 8 件、拒絶決定 4 件)をサンプリングして審査評価しており、商標異議申し立ての場合、審査官 1 人当たり 8 件(登録決定 4 件、拒絶決定 4 件)をサンプリングして、審査評価している。

イ. 審査評価結果のフィードバック

審査評価結果を内容別に区分して、分析、評価した後、その結果を審査クオリティ向上のための資料に活用している。

1) 審査事例集発刊

審査評価結果、主要指摘事例に対しては、評価項目別、および類型別に区分して整理するものの、審査過程社のミスと欠陥に対し、同じ誤りを繰り返すのを予防するために優秀に記載された模範事例と熟慮せずに誤って記載された事例をあわせて収録して、比較判断したり、不十分な点に対する是正ができるようにした。また、同事例集をすべての審査官に配布して、今後の新規審査官教育や自己教育の教材にも活用できるようにした。

2) 審査評価結果に対するセミナーの開催

審査評価結果に対して各審査国別に特性に合う事例を区分、整理して、主要指摘事項や優秀審査事例または、誤って記載された事例などを中心にセミナーと自由討論を実施して、改善法案を導き出すことによって今後審査時に誤って記載する事例をなくするように事前に予防するのは、もちろんのこと全般的な審査のクオリティの向上のための重要な資料として活用されている。

3) 国際特許研修部教育課程に反映

優秀審査事例、および誤って記載された事例を新規審査官や中堅審査官補修教育時教育資料と

して活用することによって、実際の審査業務時の誤りを最小化して不良権利の発生を事前に予防し、審査のクオリティを向上させるのに実質的な事例教育になっている。

4) 審査評価結果報告書の活用

審査官に対する審査評価結果を四半期別に総合分析、評価し、前年度と比較することによって制度を改善したり、重点的に補完しなければならない事項などを把握して、今後、審査評価業務計画に反映したり、関連法規および、規定の改正など制度改善のための資料として活用されている。

第2章 特許行政分野電子政府の構築

第1節 特許行政情報化長期発展計画の運営

情報企画担当官室 電算主事イ・ヒボン

1. 特許行政情報化長期発展計画樹立

ア. 特許行政情報化のビジョン

特許行政情報化は、まず請願の受付段階から内部事務処理など特許行政のすべての手続きを情報システムを通して処理する特許ネットシステムの構築など世界最高レベルのサイバー特許庁の実現、第二に、特許ネットを通し、先行技術、審査情報を蓄積して、固有、活用して、高級特許情報を分析、活用して、国民に提供するなど組織内に蓄積された知識の共有、活用、拡散を通じて知識基盤社会化を先導。第三に知識分野の国際協力強化と開発途上国に特許ネット技術移転を推進するなど、特許行政のグローバル化を通じて国際的優位を確保するという3種類の具体的な目標を持って樹立された。

イ. 特許行政情報化戦略と推進経緯

特許行政情報化は、①規定と手続きの確立を通じた安定した情報化推進体系を用意し、②情報化効果の極大化のために庁全体的な観点でBPR設計後、制度改善およびシステム開発を併行して、③予算節減および効率的執行のために開発計画などを樹立した際、予算節減方案などの自らのスクリーン機能を具備して、④情報通信技術の急激な発展の推移を考慮して硬直した計画、執行を止めて技術の発展により、弾力的に対応するスライディング体制の計画として樹立された。

このような特許行政情報化戦略により、第一次特許行政情報化7ヶ年計画('92~'98)と、第2次特許行政情報化3ヶ年計画('99~'01)が推進され、今後、第3次特許行政情報化3ヶ年計画('02~'04)を樹立して推進する予定だ。

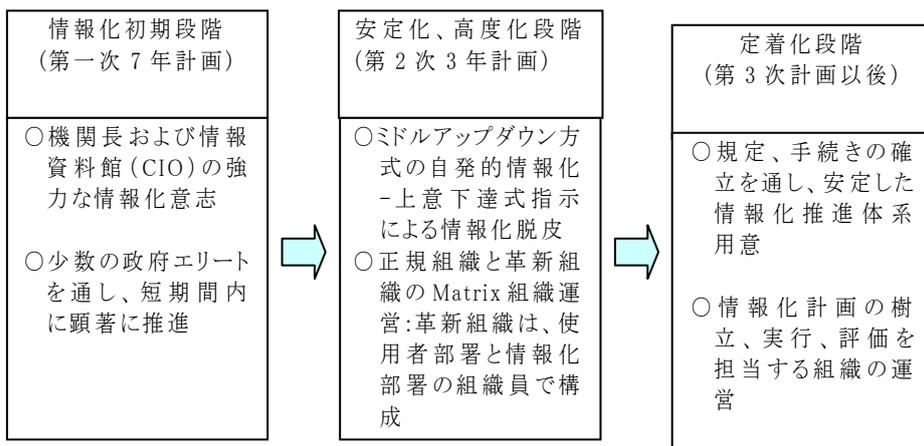
これを具体的に探ってみると、第一次計画は、インターネットを通じたオンライン電子出願と内部審査事務処理の情報化のための特許ネットシステムの開発が主な内容として、同計画により去る'99年1月1日世界で初めてインターネットを通じたオンライン電子出願、および審査事務処理情報化システムが開通し、'01年には、81.4%の電子出願率を記録した。第2次計画は、特許ネット運営の安定化と特許情報普及体系の構築、そして特許行政のグローバル化を目標として推進され、同計画によりサイバー統合請願室、オンライン手数料納付システム、PCTシステム、インターネット公報発刊、特許情報分析システムなどを開発、普及する一方、韓国国内特許情報インターネット無料サービスを提供して、18カ所の特許情報支援センターを設立、運営している。

また、第3次計画は、特許ネット運営体系の先進化と品質の向上、知識基盤体系の完成および対内外拡散、ワンストップ(One-Stop)電子請願システムの強化、データ管理センターと特許顧客コールセンターを運営して、登録、異議申し立てと審判部門の請願オンライン化で特許行政分野の電子政府

を完成して、国際商標出願システムおよび次世代特許ネット開発のための情報戦略計画(ISP)を樹立、推進する計画だ。

〈図 2-2-1〉 特許行政情報化の推進方式

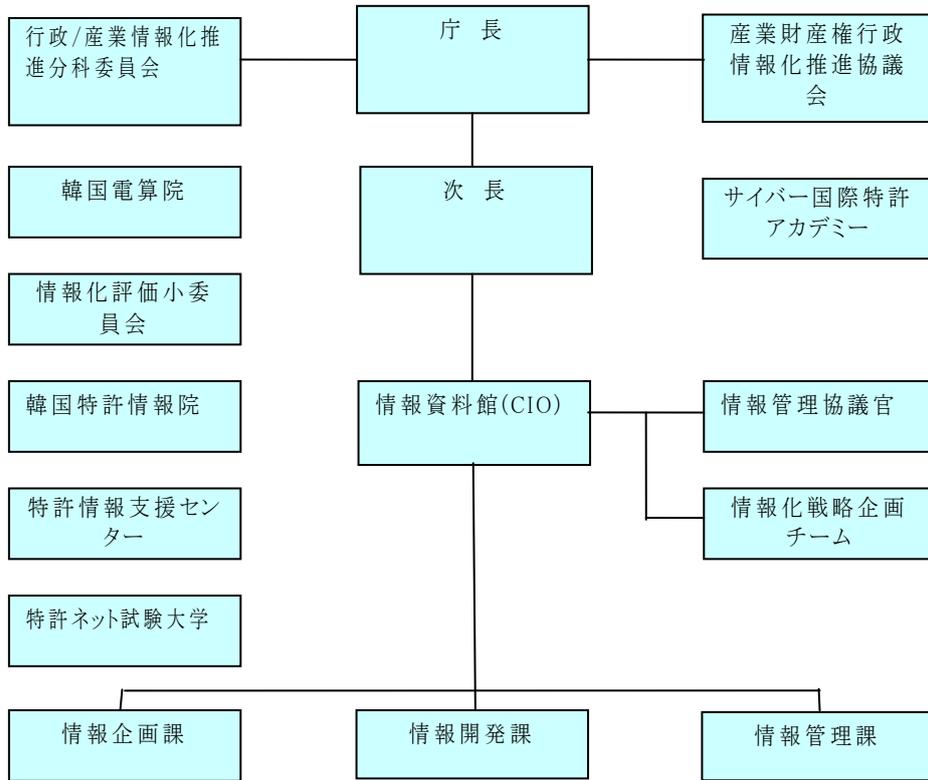
行政機関の短所である「機関長の情報化リーダーシップ格差」に左右されない安定した情報化推進体系用意



ウ. 特許行政情報化推進体系

特許行政情報化の推進方式は、機関長の情報化リーダーシップ格差に左右されない安定した推進体系の確立というところに特徴がある。情報化初期段階の第一次計画期間中('92~'98)には、機関長およびCIOの強力な情報化の意志にしたがって、少数の情報エリートを通し、短期間に顕著に推進する反面、安定化、高度化の段階である第2次計画期間('99~'01)には、トップダウン式の指示による情報化ではなく、下からの自発的な情報化を推進し、このために正規組織と革新組織(使用者部署および情報化部での組織員で構成)のMatrix組織を運営した。また、第3次計画期間('02~)には規定、手続きの確立を通し、安定的情報化推進体系を用意して情報化計画の樹立、実行、評価を担当する組織運営を推進する方針である。また、情報化推進計画に対する技術的な妥当性および効率性検討のために外部専門家らで構成された情報化技術諮問団などを活用し、産業財産権行政情報化推進協議会を構成して、情報化推進計画の承認、および推進状況を指揮監督するようにするなど安定した情報化推進体系を確立していく計画である。

〈図 2-2-2〉 特許行政情報化推進体系図



〈表 2-2-1〉 特許行政情報化推進体系別業務分場

組 織	業 務 分 場	備 考
行政/産業情報化推進分科委員会	○政府行政情報化推進 ○政府産業情報化推進	○行政情報化分科委員長:自治行政省次官 ○産業情報化分科委員長:産業資源省次官
産業財産権行政情報化推進協議会	○情報化推進計画承認 ○情報化推進状況指揮監督	○情報化議決機構 -委員長:特許庁長
情報資料館室(CIO)	○情報化計画樹立および調整○ 電算システム開発、運営、管理	○情報化推進部署
情報化戦略企画チーム	○情報システム企画、開発基盤 業務総括調整	○情報化推進部署、基盤および 応用 SM チーム
情報管理協議官	○庁内電算需要発掘 ○情報化評価および教育	○庁内の需要者
情報化評価小委員	○情報化推進状況諮問 ○情報化推進実績および計画に 対する評価	○外部特許行政および電算専門 家
韓国特許情報院	○特許情報普及細部計画推進 ○KIPRIS 運営	○対民間サービス機関
サイバー国際特許アカデミー	○知的財産権関連教育プログラム 運営 ○知的財産権および特許情報専 門家育成	○対民間オンライン教育機関
特許情報支援センター	○情報検索支援、知的財産権請 願相談、電子出願支援	○対民間サービス機関
特許ネット試験大学	○電子出願および知的財産権制 度教育 ○関連専門家養成	○教育機関
韓国電算院	○監理および方法論支援	○政府情報化支援機関

2. 2001 特許行政情報化 Action Plan 樹立

特許行政情報化事業の実効性の確保および予算の効率的使用のために'01 年特許行政情報化 Action Plan を樹立した。これは、大きく知識経営体系の構築、特許ネットの拡充および品クオリティの向上、検索サービス高度化、対民間情報サービス強化および特許行政グローバル化を目標にしており、効率性向上を通じた予算節減、情報システム互換性の向上、特許電算セキュリティ強化、開発期間の短縮およびメンテナンスの容易化、十分な開発期間確保などを事業の推進原則としている。

'01 年度主要事業別所要投資額は、知識経営体制の構築に 47 億ウォン、特許ネットの拡充およびクオリティ向上に 279 億ウォン、検索システム高度化に 50 億ウォン、対民間情報サービス強化に 55 億ウォンおよび特許行政グローバル化に 31 億ウォンを編成するなど総額 519 億ウォンの予算で事業計画を樹立した。

'01 年度実行計画により登録、異議申し立ておよび審判オンライン請求システムの開発推進、特許情報分析システムの追加開発、特許ネット ISO 認証、サイバー統合請願室、特許顧客コールセンターおよび顧客管理システムの構築、インターネット公報発刊、Push-mail およびモバイルサービスの実施、知識管理システムとサイバー国際特許アカデミー構築などの事業を遂行して、双方向オンライン請願処理を通じた対民間サービスを改善することと同時に審査、審判業務の効率性を向上した。

3. 特許行政情報化関連制度の改善および組織革新

特許行政情報化のため、情報化システムの構築と合わせて制度改善と組織革新を推進している。特許行政情報化の初期段階では、強力なリーダーシップによる組織革新を推進して、審査補助、出願で管理および公報、検取人材などを縮小した後、これを再配置する一方、公開公報などを CD-ROM で発刊して、冊子形態の先行技術資料を廃棄するなど制度改善と組織改編を並行して推進した。

〈表 2-2-2-〉 特許行政情報化のための主要制度改善内容

法、制度名	主要内容
電子化関係事務取扱規定制定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面書類電子化と関連する責任と権限の明確化('01.1.1) - 出願課および KIPRIS で二元化されていた電子化業務を転換センターに一元化 - 副適法な書面書類の補正、および差し戻しのための基礎方式審査権限の新設 - 検取体系の一元化を通し、電子化手続きの簡素化および迅速化
特許法、実用新案法改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット上に公開された先行技術の公示技術認定('01.2.3) - 法廷刊行物の「特許公報」および、「特許公開公報」を、インターネットを通して、リアルタイムに発刊できる法的根拠を用意して、インターネット公開既報(Cyber Bulletin)の法的効力強化
商標、意匠法令改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ マドリッド協定協定など国際商標出願、登録手続き用意(電子出願根拠)('01.2.3) ○ 部分意匠の出願、登録手続き用意、電子文書種類拡大など - 手続き補完で、差し戻し要請書など 14 種類書類追加
発明振興法および同法施行令、特許技術情報センターの登録基準に関する規則など改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域民に対する特許情報普及活性化規定など新設('01.2.3)- 地域民に対する特許情報普及活性化などのために地域別に 特許情報支援センターをおけるようにする - 地域特許情報支援センターは特許情報普及、産業財産権相談業務などが行えるようにする - 地域特許情報支援センターに対して特許庁で予算を支援できるようにする
知識管理および補償に関する指針制定・施行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知識活動に対する客観的評価および補償体系構築('01 年 10 月) - 知識登録および知識評価に関する専門家任命 - 知識マイレージおよび補償に関する規定新設 - 知識集めおよび知識管理委員新設
特許技術情報センターの登録基準に関する規則改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域別に特許情報支援センターを設置できる法的根拠用意('01 年 6 月) - 地域住民の発明意欲をかりたてて産業財産権に対する認識を高める - 登録しようと思う者がそなえなければならない人材および施設要件の具体的基準の規定

〈表 2-2-3〉 特許行政情報化関連主要組織革新内容

組織革新事例	革新内容
特許情報支援サービスマニュアル、規定手続き化(2002.10)	<ul style="list-style-type: none"> ○特許ネット業務手続き、文書の標準化を通じた情報システム運営クオリティ向上 - 特許ネット運営および開発のためのマニュアルおよび規定を手続き化
電子署名するのに当日発給体制構築(2001.8)	<ul style="list-style-type: none"> ○最初出願時出願である電子署名キーを申請当日発給して、請願処理期間の短縮 - 既存 2 日から 1 日に短縮
特許顧客コールセンター構築(2001.12)	<ul style="list-style-type: none"> ○電話、インターネットなど非訪問請願の窓口単一化(Sigle-Window) ○特許顧客関係管理システム(P-CRM)と連係して、顧客情報および相談者力の体系的管理
インターネット公報発刊構築(2001.7)	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての公開公報および登録公報をインターネットを通し、毎日発刊 ○需要者が必要とする特許技術情報を E-mail で自動通知する Push-Mail サービス併行
E-mail, Mobile システム構築(2001.7)	<ul style="list-style-type: none"> ○請願処理結果を E-mail および携帯電話ショートメッセージを通し、直ちに通知することによって顧客感動の行政具現
特許技術情報センター独立法人化(2001.12)	<ul style="list-style-type: none"> ○発明振興会付設機関で独立、財団法人韓国特許情報院の設立
知識マイレージ制度導入(2001.9)	<ul style="list-style-type: none"> ○知識の創出、共有、活用など知識活動を効果的に支援するための体系的なインセンティブ用意 ○一定額の褒賞金を支給する金銭的補償、新知識人選定時の優待など名譽的補償など各種成果補償方案実施 ○知識管理および補償に関する指針制定および施行(2001.10)
サイバー国際特許アカデミー基盤造成(2001.12)	<ul style="list-style-type: none"> ○知的財産権分野サイバー国際教育機関を設立して、専門担当者養成 ○オンライン教育システムの構築、産業財産権基礎過程などコンテンツ開発など基盤造成完了
決定系審判オンラインシステム構築(2001.12)	<ul style="list-style-type: none"> ○書面でだけ受け付けていた決定系審判請求書をインターネットで受付 ○関連書類の発送および事務処理をオンライン化
サイバー統合請願処理システム(e-Patent Portal)新設(2001.12)	<ul style="list-style-type: none"> ○特許庁ホームページをオンライン電子請願中心に改編 ○文書作成、受付、請求、交付および相談などすべての請願業務をサイバー空間にてワンストップ処理 ○電子文書提出範囲拡大、事前手続き簡素化で請願便宜の増進

第2節 特許請願のオンライン化

1. サイバー統合請願処理システム構築

情報開発担当官室 電算事務官 シン・ヨンジュ

『サイバー統合請願処理システム構築』事業は電子政府具現という政府の重点施策を先導する次元で推進された重点事業で、特許庁と関連したすべての請願をサイバー空間で解決できるように支援するという目標を持ち、請願が便宜中心の制度改善および関連サービス提供が推進された。

この度、特許庁の同システム構築事業は去る'99年1月特許ネットシステム開通した電子請願サービスレベルを大幅に改善したもので、従来、多少不備な点があった特許請願サービス環境を名実共に顧客中心のオンライン体制に再編したものと見られる。主な推進内容は大きく分けて「電子出願サービス機能強化」、「電子請願サービス構築」、「e-Patent Portal 構築」の三つに区分される。

ア. 電子出願サービス機能強化

まず、特許法、実用新案法、意匠法、商標法施行規則の改正を通して、電子文書利用申告書提出など事前登録手続きを簡素化して、出願書類はもちろん事前登録書類、各種中間書類、異議申し立て書類、審判書類など特許庁に提出する具備書類の大部分をインターネットで提出可能にするなど、民願人の便宜中心に各種制度を改善した。また、電算システムの側面でも Web 基盤の書式作成器、商用ワードプロセッサ(ハングル、MS-WORD)を利用して、特許文書を作成できるようにする電子文書作成器などがユーザーの便宜を中心としたソフトウェアに変革されて、民願人に新しく登場した。

イ. 電子請願サービス構築

特許庁は、上記で言及された電子出願サービスとは別に特許庁の核心業務に対するオンラインサービス提供のためのシステム構築も合わせて推進した。

その推進内容を探ってみれば、既存のCD-ROM公報をインターネット公報¹⁴⁾に拡大発刊して、各種請願処理過程をe-MailおよびSMS¹⁵⁾を利用して、オンラインで通知するシステム¹⁶⁾を構築し、特許顧客の効率的な管理のためのCRM基盤顧客管理システムと特許顧客のワンストップ相談サービス提供のための特許顧客コールセンターシステムを構築した。

ウ. e-Patent Portal 構築

電子出願サービスおよび電子請願サービスのゲートの役割をするポータル(Portal)サイトを提供することにおいて、既存の特許庁ホームページをポータルサイトに改編して、上記のサービスはもちろん、知識財産権に関連したすべての情報を体系的に提供する e-Patent Portal を構築した。この程、サイバー統合請願処理システム構築は、特許行政サービスを利用する際に民願人の便宜を向上させたという側面以外にも、特許行政機関中、世界で初めて出願事務、審査事務、審判事務、登録事務、公報事務など特許庁の核心事務処理環境を完全に電子文書ベースに変えて事務処理の効率性を極大化する基盤を用意した。

これは、今後、国内政府機関と外国特許庁の業務電算化および事務処理方式に大きな影響を及ぼすようになることと予想される。

2. インターネット公報発刊システム構築

情報管理担当官室 電算事務官 ノ・ソクヒョン

14) 詳しい事項は後述する「2. インターネット公報発刊システム構築」参照

15) SMS(Short Message Service): 特定携帯電話にショートメッセージを送信する文字送信付加サービスの一種

16) 詳しい事項は後述した「3. 請願処理過程オンライン通知サービス構築」参照

特許庁では出願および登録された産業財産権を迅速に産業界、学会、研究界、個人発明家などに知らせ、異議申し立て機会を付与して公衆審査を通して、不良権利発生を予防して、技術内容の公開を通して、同一技術に対する重複研究およびこの中で投資を防止するなど新技術の早期産業化を裏付けるために'48年から特許公報を発刊し始めた。'90年代に入りながら、韓国は特に、実用新案、意匠、商標などの産業財産権すべて出願国家中、5位に入るほど産業技術と関連した産業財産権出願件数が急増している。

これに伴い、急増する書類公報発刊費用に必要な莫大な予算負担と個別公報冊子の全体検索にともなう過度な時間所要などの問題点を解消し、検索を効率的に遂行するために、'98年5月冊子公報をCD-ROM公報に転換し、さらに'01年7月からは、'99年から開通した特許ネットシステム環境をベースに既存のCD-ROM公報をインターネット公報に転換した。特許庁の出願、審査、登録部署で処理された電子化されたファイルは、特許ネットシステムの自動化された手続きを通し、毎日PDF 17¹⁾ファイル形態で特許庁インターネットホームページ(www.kipo.go.kr)に掲載している。

〈表 2-2-4〉 2001 年度公報発刊件数

(単位:件)

区分		公告特許	公告実用	意匠	商標	公開特許	公開実用	計
'01	CD	15,762	20,126	9,408	22,016	53,638	2,203	123,153
	インターネット	23,092	30,152	12,953	29,155	60,629	166	156,147
	計	38,854	50,278	22,361	51,171	114,267	2,369	279,300

3. 請願処理内訳の e-mail 通知サービス構築

情報開発担当官室 電算事務官 シン・ヨンジュ

出願人および発明家らは、本人らが出願した書類と関連した処理過程らがどのように進行されるのかに対して気になるという請願が多く提起されてきており、特許庁でこのような請願を解消するために「私の特許は?」、「審判現況照会」、「消滅予告案内」、「登録業務処理現況」、「公示送達」等特許庁ホームページを通じた閲覧サービスを提供していた。

だが、このようなホームページを通じた片方向的な請願処理過程閲覧サービスは民願人立場ではそれほど実質的なサービスはできなかった。

なぜなら、特許手続き関連請願は相当な期間にわたり、間欠的な行政行為が発生するので、民願人が随時特許庁ホームページにアクセスして、請願処理過程を確認するということはきわめて非現実的だという理由のためだ。

特許庁ではこのような問題点を解決するためにサイバー統合請願処理システム構築の一環で請願処理過程オンライン通知システムを構築した。同システムで提供するサービスは、請願処理過程の特許

17) Portable Document Format の略

庁が直接民願人にe-MailおよびSMS 18)を利用して、オンライン通知してくれるサービス方式を導入している。

サービス内容には各種通知書発送事項、期間渡来事項、登録された権利の消滅予告事項、搬送通知書の公示送達事項などを民願人にメールまたは携帯電話を通し、上記の該当事項が発生する場合、これを随時通知するサービスを提供している。

請願処理過程の通知サービスは、行政情報の公開を既存の片方向的閲覧サービスから双方向的な通知サービスに拡大実施して、民願人の便宜を振興させたが、今後、通知サービスのエリアを持続的に広めていき、通知サービスの即時性を確保しなければならない課題を残しているが、民願人のオンラインチャンネルを確保して、今後ターゲット顧客管理など改善されたオンライン請願サービス提供のための基盤を用意したという点で少なくない意義をあげることができる。

第3節 特許技術情報のDB拡充

1. 検索DBの持続的拡充

情報管理担当官室情報通信書記官 キム・ボンソプ

ア. 概要

産業技術の急速な発達で毎年産業財産権出願件数が急増するようになり、特許庁審査、審判官らは多様で幅広い審査用検索資料が必要となった。

特許庁では迅速、正確な情報検索のために22ヶ国4国際機関から入手した850,000万件の国内、外特許情報を特許庁検索データベースに持続的に拡充してきている。特許庁では既存のデータベースに新規で発生する国内、外データを迅速で正確に搭載、提供するために国家別にデータベースを構築して、国内データベースには公開、登録公報で発行する資料を検索用データベースに搭載して、審査用検索資料で提供しており、国外データベースには交換データと購買データを入手即時に構築、提供している。

特に米国データは、ImageとTextに区分して、データベースに搭載しており、そのうちTextデータはFTP 19)を通じて、直接入力して、検索できるようにしている。

イ. 検索DB構築現況

〈表 2-2-5〉 意匠検索DB構築現況

(’01. 12. 31現在)

入手機関	資料種類	収録年度	媒体種類	件数 (千件)
国内	先出願	92～	Disk	621
	国内公報	94～	Disk	554
	拒絶包袋専門イメージ	92～	Disk	36
日本		97～	CD	610
WIPO		99～	CD	45

18) Short Message Service の略で特定携帯電話にショートメッセージを送信する文字送信付加サービスの一種である

19) File Transfer Protocol の略

〈表 2-2-6〉 商標検索 DB 構築現況

('01. 12. 31現在)

入手機関	資料種類	収録年度	媒体種類	件数 (千件)
国内	書誌	50～	Disk	1,221
	見本イメージ	50～	Disk	988
	拒絶包袋専門イメージ	89～	Disk	150

〈表 2-2-7〉 特許検索 DB 構築現況

('01. 12. 31現在)

入手機関	資料種類	収録年度	媒体種類	件数(千件)
国内	書誌	47～	Disk	1,360
	抄録	47～	Disk	1,359
	公開イメージ	83～98.3	Disk	786
	公開 SGML	83～98	Disk	373
	公告 SGML	83～98	Disk	494
	専門イメージ	47～98	Disk	715
日本	書誌	75～2000	Disk	10,249
	特室公開公報	75～92	Disk	9,519
		93～	CD	3,406
	特許抄録	75～96	Disk	5,394
PAJ	76～	CD	5,624	
ヨーロッパ	IFD	74～	CD	30,407
	FPD	74～	CT	3,956
	EP-A	78～2001	CD	1,152
	EP-B	78～2001	CD	390
	EP-WP	78～2001	DVD	540
アメリカ	特許庁明細書	75～	CVD	2,751
	特許庁明細書	76～	FTP	2,484
総計				80,959

2. データ管理システム構築事業推進

情報管理担当官室 行政事務官 チェ・チェファン

ア. 推進背景

'99年1月から本格稼動した特許ネットシステムが順次安定化しながら、データの量的拡充よりは、データの正確性の確保を通じた質的高度化にユーザーの要求が変化し、特許庁の立場でもすでに備蓄されたデータ量が膨大なだけでなく、持続的に増加しており、人材投入による単純対処方式のデータ整備、検収などの限界を克服できる体系的なシステム構築が必要となった。

これに伴いすでに特許庁が保有中の誤り抽出プログラムなどの機能を最大限活用して、公正の安全性を確保して所要コストと開発期間を短縮するという基本原則の下で特許庁内すべてのデータの無欠化を目標にした「データ管理システム構築事業」を本格的に着手した。

イ. 推進経過および活用計画

「データ管理システム構築事業」という事業の専門性を考慮して、外部専門機関である(株)

LG-CNSが、'01年9月から12月までの3ヶ月間にわたって開発した。このデータ管理システムは、次の表のように品質管理システム、工程管理システムなど、大きく5種類の機能システムで構成されており、特許庁では'02年度からこのデータ管理システムを活用して、特許庁が保有中の各種データを検証、整備していく計画である。

〈表 2-2-8〉 データ管理システムの主要機能

主要機能	細部内容
品質管理システム	・行程、作業別誤りなど現況管理 ・公正別修正履歴など品質履歴管理
工程管理システム	・検索および特許ネットシステム連係管理 ・例外処理、自動分配など業務フロー別工程管理
作業運営管理システム	・作業物量、進展度など実績履歴管理
整備、検収、検証システム	・データ変換、自動比較など論理的誤り抽出 ・データ編集、校正などデータの修正
媒体管理システム	・媒体別収録内容、類型など管理

3. 特許文書電子化センター委託運営

情報管理担当官室 行政事務官 チェ・チェファン

ア. 推進背景

特許文書電子化センターは、特許ネットの完全開通以後、大部分の出願書、補正書などが電子方式で提出されているにもかかわらず、個人出願人をはじめとする一部で書面やFD方式の出願を継続しており、これを特許ネットシステムで自動処理されるように電子文書に転換するために設置した。

書面資料電子化事業は、'99年1月特許ネットシステム開通に備えて、'97年度から特許技術情報センター(KIPRIC)を通じて、試験的に運用してきたが、電子化対象文書の種類が拡大して電子化文書の品質の重要性が強調されることによって品質と生産性を同時に向上できる「統合電子化システム」を開発して活用する一方、これを実務的に担当する特許文書電子化センターを'01年1月特許庁ソウル事務所に設置した。

イ. 運営方式および成果

特許文書電子化センターは、特許法令により、「特許文書電子化機関」と指定された(財)韓国特許情報院にアウトソーシング方式で委託運営されており、特許庁は行程全般に対するプロセス調整と、電子化完了文書の検収業務を担当している。特許文書電子化センターを外部機関に委託して運営する理由は、生産性と運営コストの側面を考慮したもので、'01年度運営現況を分析した結果、電子化処理量が、'00年8万4千件から35万4千件と322%増加し、電子化処理期間も、従来の最長90日から平均4.8日程度に大幅に短縮し、所要コストも'00年度に比べて、7億2700万ウォンが削減されるなどの成果があったことが明らかになった。'02年度に特許文書電子化センターで処理した文書現況は次の表のとおり。

〈表 2-2-9〉 2001 年度特許文書電子化センター処理文書現況

(単位:件)

計	出願書					中間書類			
	小計	特許	実用	意匠	商標	小計	補正書	意見書	その他
53,906	52,967	7,277	9,798	9,046	26,846	300,939	39,069	43,654	218,216

4. 韓国特許英文抄録加工事業推進

情報管理担当官室 電算事務官 ホン・ソンフン

ア. 概要

海外での国内特許技術を保護して、国家間の特許情報を交流して、国内の先行技術検索のための補助資料として韓国特許英文抄録(KPA 20')を作成して発刊している。KPAは特許公報に記述されている発明の要旨を迅速かつ、正確に判断できるように平易な英文で簡潔に記載された英文要約書であり、書誌事項、要約文、代表図面で構成されている。

書誌事項は、公報発行時点の情報を基準に英文化されており、英文要約文は、明細書全体を理解、要約して、解決しようとする目的が記載された「PURPOSE」部分と技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された「CONSTITUTION」部分に分けて、英文 50～150 単語範囲で作成される。

イ. 推進結果

英文抄録作成事業は、'86 年度に'79 年から発刊された登録特許公告分を対象に英文録を作成して以来、英文抄録冊子を発刊しており、'97 年には特許 3 極(米国、ヨーロッパ、日本)で共通で使用する MIMOSA ソフトウェアを通して、検索と照会が可能な CD-ROM 形態で英文抄録を発刊し始めた。

また、国内出願技術の保護を強化しようと、'00 年度からは、英文抄録作成対象を登録特許公告で、公開特許公告でその範囲を拡大し、'01 年度からは英文抄録(公開特許分)の作成方法を改善して、公開特許分作成時

に優先権主張出願件に対して PAJ(日本特許英文録)を活用、作成して、予算を節減して、PCT 出願件は作成対象から除いた。

〈表 2-2-10〉 韓国特許英文抄録作成現況

区分	'95	'96	'97	'98	'99	2000	2001	計(件)
公開特許	-	-	-	-	-	58,221	69,481	127,702
登録特許	53,305	6,371	5,500	6,500	11,200	22,822	72,144	177,842
小計	53,305	6,371	5,500	6,500	11,200	81,043	141,625	305,544

エ. 発刊および配布

海外での国内特許技術保護と国家間特許情報交換を目的に国内特許技術の韓国特許英文抄録(KPA)を CD-ROM で製作して、国内外関連機関に無料で配付している。国内の場合、産業財産権関連 15 機関と、地方特許情報支援センター(15 カ所)に配布しており、海外の場合には、米国、日本を含んだ 40 ケ国の特許庁と 3 カ所国際機関、その他 5 カ所の海外機関に配布している。

〈表 2-2-11〉 韓国特許英文抄録国内外配布現況

20) Korean Patent Abstract の略

区分	海外特許庁	国際機関	その他海外機関	国内庁外機関
配付先	米国、英国、日本、中国、フランス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、スイス、ドイツなど40ヶ国	・ EPO ・ WIPO ・ ARIPO (3ヶ国際機関)	・ APCTT(India) ・ Derwent(UK) ・ JAPIO ・ JIII ・ ユーラシア (海外機関 4ヶ所)	○国立中央図書館、大統領府政策資料室、韓国発明振興会、国立中央科学院など15ヶ所 ○特許情報支援センター

5. 過去分 書面出願包袋 (File History) 電子化事業

情報管理担当官室 行政事務官 チェ・チェファン

書面出願包袋 (File History) 電子化事業は、特許ネットシステムの稼働で、'01年1月以後に提出された書面出願書類は、特許文書電子化センターで自主的に電子化して、審査、審判業務に提供しているが、'00年12月以前に提出された書面出願書類は、紙包袋 (File History) で継続して管理している。

審査、審判業務の便宜を向上して火災など災難発生のような流失、き損などの恐れがあり、これを解消するために原本書類の保管、確保対策として推進した。

この事業は、特許庁が保有している書面出願包袋 (File History) 中、'92年から'01年間に提出された PCT 包袋 (File History) (受理官庁包袋 (File History)、国際調査機関包袋 (File History)、国際予備審査機関包袋 (File History)) とこれまで予算不足などの事由で電子化することができなかった '95年から'96年までの国内書面出願包袋 (File History) を電子イメージに転換して、光ディスクに収録することを主要内容としており、総事業費 9700 万ウォンを投入して、'01年11月～12月(2ヶ月)にわたって推進した。詳細事業内訳は表の通り。

<表 2-2-12>書面出願包袋 (File History) 電子化事業内訳

区分	計	PCT 包袋			国内署名出願包袋 ('95-'96)
		受理官庁 ('92-'01)	国際調査機関 ('99-'01)	国際予備審査 ('98-'01)	
件数	15,901	6,121	3,947	1,268	5,565
面数	1,226,760	306,050	353,640	177,520	389,550

6. 意匠検索資料 DB 構築

情報管理担当官室 電算事務官 ホン・ソンフン

ア. 概要

特許、実用新案、商標に続き意匠資料の検索 DB を構築して審査、審判時関連先行技術資料の完ぺきな検索支援を通じた審査、審判業務の効率性を向上させて、特許情報無料サービスを通し産業財産権 4 権の対国民サービス体系を完成して、技術開発促進および、重複投資防止などの産業発展に尽くすために同事業を推進するようになった。

イ. 意匠資料の特性および推進経過

意匠検索 DB 構築資料の近刊は、意匠出願書を根拠とした先出願図面と一般人に公示されているカタログで分類されて、先出願図面はまた登録者料と拒絶決定などの非登録資料に分けられる。これに意匠登録資料は、意匠公報を、拒絶決定などの非登録分は、先出願図面を利用し、カタログは整理、分類して DB 化した。この中で、意匠公報 DB 化は、ソウル事務所の電子化センター公正を活用して、自主運営することによって予算を大幅に節減した。

ウ. 推進実績

'01 年 12 月末までに登録公報 24 万件、拒絶決定などの先図面資料 19 万件、カタログ 30 万件を構築した。DB 構築過程で特にデータの正確性を高めるためにデータ管理システムの検取検査システムを利用して、系統的に伝授検取検査を実施することによってデータのクオリティ的側面で画期的な改善をもたらした。

これに伴い産業財産権 4 権の対国民サービス体系を一步操り上げて、技術開発促進および重複投資を防止して、産業発展を成しす契機を用意した。また審査、審判関連先行技術の完ぺきな検索を支援することによって審査、審判業務の効率性の向上の基盤が可能になった。

第 4 節 特許情報検索システムの高度化

情報開発担当官室 電気事務官 チェ・ボンムク

1. 検索機能の高度化および統合検索環境構築

検索システムとは、産業財産権すなわち、特許、実用新案、意匠、商標に関する登録要件である新規性、進歩性などを判断するために該当出願の出願日より最初に出願(先出願)された資料の有無を検索できるように国内資料は、もちろん、米国、日本、ヨーロッパなど先進外国特許資料をすべて DB 化(商標の場合は、国内資料のみ)し、これを審査時に簡単にそして正確に検索されるように構築されたシステムをいう。

'00 年まで運営してきた既存特室検索システムと審、判決文検索システムなどに対して質問するキーワード、演算子を標準化して結果内、再検索機能、High Lighting 機能、日本文献に対する国文統合検索機能など検索の機能をより一層高度化し、先端技術であるビジネスモデル特許に対する米国の資料と国内資料を細分化して、別途構築し、Cyber Bulletin(インターネット公示)の資料を検索システムで検索できるようにするなどインターネット関連分野審査にも迅速で正確な検索がなされるようになった。

また、特許、実用、意匠、商標、審、判決文および生命工学検索システムなど個別的な開発、運営されている DB に対して運営の効率性、および使用者の便利性を向上させるために使用者が一度の入力手続きだけで、各システムにアクセスできるように統合認証手続きを構築し、検索結果に対する結果表示時に多様なファイル形態のファイルを同一画面で見られるようにするなど、各サブ検索システムに対して統合化を成し遂げた。

このように検索システムに対する機能の高度化、および安定化に対しては、KIPRIS に移転して、無料で利用できるようにすることにより、一層向上した内容のサービスを受けられるようになる予定だ。さらに使用者の意見と、IT 技術の発展に相応する技術を導入して、自動化が実現される知能型検索システムを構築して、対民間と審査官に普及するようにする予定である。

2. 特許情報分析システム(PIAS 21¹⁾)の機能高度化、および無償普及

特許情報分析システム(PIAS)とは、インターネット上の特許情報を検索、収集してこれに対する分析結果を多様な特許情報分析ソリューションと特許マップ(Patent Map)の形態で提供する分析システムをいう。

これを活用すれば、過去から現在までの技術動向、出願動向、技術分布、技術発展段階などをひと目でわかることができるようになり、企業では R&D 投資および、技術開発戦略樹立時、研究所では研究方向設定および技術動向の把握を、そして、特許法律事務所では特許出願人の特許管理を手助けすることと判断される。過去には莫大な経費と時間、そして専門性のために情報分析は専門家により、専門機関で限定的に行われていた。

このような問題点を解消して発明のすそ野を広げることと、産業発展に寄与して特許庁で個人発明家と中小企業および零細発明家のために特許情報分析専門ソフトウェアを開発して、無料で配布したのである。

そして、特許庁では多様な層を対象に無料配布して使用者教育のために多くの努力をした。すなわち、'01 年 1 月から無償でホームページを通じて、3,000 回ダウンロード、2 回にわたり、CD-ROM を製作して、5,000 部を配布し、説明会 3 回、全国巡回教育など 17 ケ地域を対象に約 2,300 人余りを教育した。

その結果、'01 年 6 月から 11 月まで使用者らの要求事項を分析して、日本など先進国の事例を分析して、より一層機能アップした PIAS2.0 バージョンの開発が完了し、これは、'02 年第一四半期に特許庁ホームページを通して、無償でダウンロードができるようにしている。同時に CD-ROM とマニュアル冊子を発刊して、無償で普及している。

第 5 節 特許ネットシステム運営の安定化

情報開発担当官室 電気事務官 チェ・ボンムク

1. 法改正および制度改善にともなう支援システム構築

特許ネットシステムは世界で初めて('99.1)産業財産権全分野(特許、実用、意匠、商標)に対する出願、受付、審査、登録と公報発刊業務を完全に自動化した電子出願および事務処理自動化システムのことをいう。特許ネット システム運営の安定化のために、第 2 段階事業計画('99~'01)で特許ネット 拡充、特許情報サービス高度化および特許行政グローバル化計画を推進している。

一方、'01 年 7 月 1 日から施行される改正特許、実用新案法に適用される最後拒絶理由の導入による意見提出で作成制限、先登録に関する技術評価請求時期の変更、および国内優先権主張制度に対する先出願の取り下げ甘受時期変更にともなうシステム修正など特許、実用新案事務処理の部分と、特許庁に提出する各種書類に対して、不受理制度に開陳の機会を付与したり、国際モデルの統一された書式で改正、および多数の請願を 1 書類で処理できるようにする多件一通主義改正書式、および処理手続きを反映するなど国内の法制度変更内容と産業財産権制度の国際的調和(PLT 22²⁾:特許法条約、TLT 23³⁾:商標法条約)のための内容が反映され、商標システムにおいては、'98 年 3 月国際商品分類制度施行と共に商標検索の効率化のために類似グループコード制度を導入して、運営して

21) Patent Information Asanalysis System の略

22) Patent Law Treaty の略

23) Trade Law Treaty の略

いたが、類似グループコード自動付与率の低下にともなう問題点解消のために、未確定DBを構築して、審査時に迅速正確な検索となるように機能を改善して、システムに反映している。

また、特許業務を代行する代理人において、個人別代理で法人ができるように、特許法が改正されることによって、このために手続き、および書式を全面的に修正し、審査、審判の迅速な手続き進行を支援する一方、特許権保護を強化して特許関連用語を誰にでも簡単に理解できる用語に純化した改正特許、実用新案法とIT技術システムを'01年6月までに開発を完了し、改正法施行時期である'01年7月1日から適用できるようにした。合わせて、一部制度改善の部分と関する事項は、'01年11月までに開発を完了して、'01年12月1日から適用できるように特許ネットシステムの安定した運営のために適期に支援した。

2. 電算設備の増設および商用ソフトウェアの持続的なアップグレード

情報管理担当官室 電算事務官 ノ・ソクヒョン

'99年特許ネット開通以後、システムの安定化を持続的に追求してきたが、産業財産権の出願件数が急増することにもない、審査業務が増加したばかりでなく、サイバー統合請願、審判オンライン、法制度改善にともなう支援システムなどが拡大して、電算支援不足現象が発生した。これに伴い特許ネットシステムの安定した運営のためにハードウェアと商用ソフトウェアの導入を推進し、サーバー6台、ディスク10TBおよび商用ソフトウェア16種などを導入した。

特に、データを重要度にしたがって、3分類し、各々他のディスクに割り当てることによって、効率的なシステムを構築した。すなわち、高価なディスクには、民願人の権利と直結する重要なデータだけ割り当て、残りのデータは高価なディスクの代わりに中低価格のディスクに割り当てることによって、'01年導入量基準²⁴⁾で42億ウォンの予算節減を果たした。また、'01年にデータ事業で生産されたすべてのデジタルコンテンツを、2次記憶装置²⁵⁾ではないディスクに搭載することによって、検索速度が画期的に向上した。

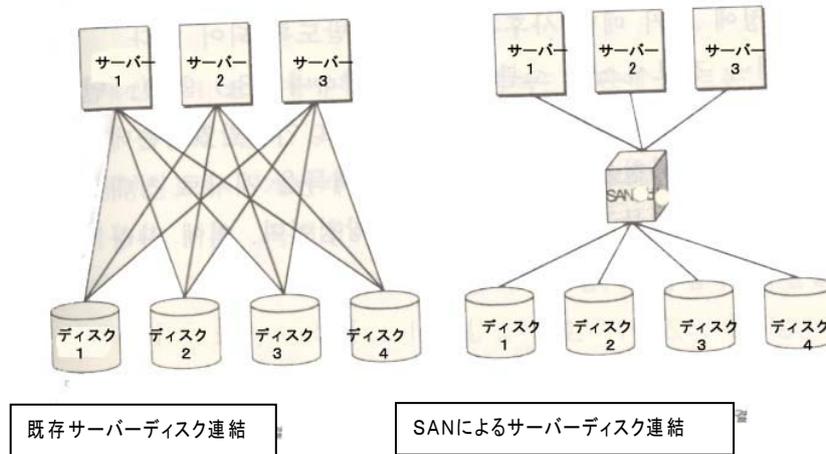
また、SAN²⁶⁾基盤のネットワーク環境構築で、ネットワーク性能の向上および安全性を図った。

24) 2001年所要ディスク10TBを既存のEMCで導入した場合、総48億ウォンが必要であるが、中低価格のディスク5.6億ウォンで導入することによって、当初42.4億ウォンの予算節減

25) CD-Jukeboxなど低速記憶装置

26) Storage Area Networkの略

〈図 2-2-3〉 既存サーバー-ディスク方式と SAN 方式



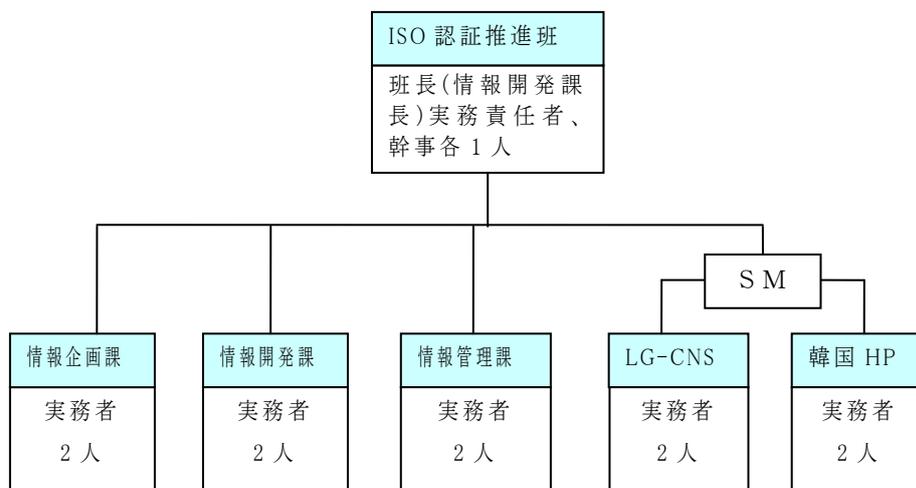
3. 特許ネット ISO 9001 認証獲得

情報開発担当官室行政主事 イ・ジョンホ
サイバー特許行政すなわち情報システム開発、運営および付加サービスの ISO 9001 認証獲得推進は、第三者機関である ISO 9001 認証審査機関から公正かつ客観的に評価を受け、認証を獲得することによって、情報システムの開発および運営品質を向上させて特許行政の信頼性を向上させることにその目的がある。

ISO 9001 認証獲得のために、認証推進基本計画を樹立することと共に認証推進班を構成して、(社)韓国能率協会をコンサルティング機関として選定して、問題なく推進させた結果、当初計画のとおり'01年11月27日産業資源省傘下(財)韓国品質認証センターから ISO 9001 認証を獲得した。認証書有効機関3年('01.11.27~'04.11.26)であり、ISO 規定により毎年事後管理審査を受けるようになっている。

特許庁情報システム所管業務と関連して ISO 9001 認証獲得は政府部署中、IT 分野において国内で初めて認証を受けたということに意義がある。特許庁は、ISO 9001 認証獲得を契機に庁内審査官、等顧客中心に業務プロセスを改善する方針であり、これに伴い顧客満足度が大きく向上することと期待される。

〈図 2-2-4〉 ISO 9001 認証推進体系



4. 特許ネット使用者支援チーム運営

情報管理担当官室 電算事務官 パク・ソンウ

産業財産権の出願から審査、登録、審判に達する産業財産権業務全般にわたり、'92年から持続的に推進された第一次産業財産権行政情報化7ヶ年計画により、開発された特許ネットシステムが、'99年1月開通以後、特許庁ではシステム安定化、高度化のために、先行技術検索を支援する統合検索システム、行政業務支援のための電子決裁システム、知識情報の活用のための知識管理システム、サイバー請願窓口としてのサイバー統合請願システムなど特許ネットシステム拡充事業に心血を注いできた。

特許ネットシステムを直接利用するユーザーは、庁内1,200人余り、庁外20,000人余り(電子文書利用申告者基準)であり、将来的に使用する潜在的なユーザーは、57万人余り(出願エンコード申請者基準)に至っている。

このように急増する庁内外使用者が特許ネットシステムを使用しながら、ぶつかる不便、および問い合わせ事項、障害状況などの色々な問題点を速かに支援して特許ネットシステムの機能改善関連要求事項などを体系的に受領、反映するために特許庁では'99年1月から使用者支援チームを運営してきた。

使用者支援チームは、庁内外使用者の不便およびリクエストを電話で受け付けて、処理する Help Desk と、PC、プリンタ、スキャナーなど庁内使用者の電算リソースを管理してハードウェア、ソフトウェア環境設定および、障害状況に対して現場訪問を通し、支援する現場支援チームで形成されている。特許庁では、'01年度に Help Desk を通し、44,993件(1日平均150件)を支援し、16,522件の現場支援を実施した。

使用者支援チームは、使用者らが特許ネットシステムを便利に利用できるように使用者の目線で常に迅速なサービスを提供しようとし、また処理結果に対する満足度調査、問い合わせおよび回答事項に対して、DBを構築して、使用者リクエスト、障害パターンなどを体系的に分析し、クオリティの高い顧客サービスを提供しようと努力している。

第6節 電子出願率の向上

1. '01年度権利別および提出人別電子出願現況

情報開発担当官室 機械事務官 チェ・イルスン

特許庁は、'99年1月1日オンライン出願サービスを開始して以来オンライン出願率を高めようと持続的に努力した。オンライン出願手続きや使用方法に慣れていない人々のために「使用者サポートチーム」と共に「特許ネット現場出動ヘルパー」を運営し、電子出願無料教育を持続的に実施した。また、民願人が電子出願システム利用時に不便な点を改善しようと電子出願事前手続きの簡素化、および電子出願ソフトウェア機能などを含んだサイバー統合申請室構築事業を'01年から推進し、'02年3月開通し、特許顧客コールセンターを'02年3月開通して、民願人の問い合わせ事項に対する回答のクオリティを高めようと努力している。このような努力に力づけられて、開通初期40%台に留まった電子出願比率は、1999年74%を経て、2001年度には81%まで向上した。

'02年度には電子出願無料教育、特許顧客コールセンターを利用して、新しく開発された電子出願ソフトウェアと変更された電子出願手続きに対し広報、教育を持続的に実施して、相対的に電子出願比率が低い一般民願人らが簡単に電子出願制度を利用できるようにする計画である。

〈表 2-2-13〉 2001年権利別オンライン出願現況

(単位:件、%)

区分	特許	実用新案	意匠	商標	計
オンライン	97,318 (93%)	30,951 (14%)	27,865 (76%)	79,685 (74%)	235,819 (81%)
書面	7,314 (7%)	9,847 (24%)	9,002 (24%)	27,452 (26%)	53,615 (19%)
計	104,632 (100%)	40,798 (100%)	36,867 (100%)	107,137 (100%)	289,434 (100%)

〈表 2-2-14〉 2001年提出人別オンライン出願現況

(単位:件、%)

区分	代理人を通じた出願	直接出願		計
		個人	法人	
オンライン	222,885 (98%)	5,952 (14%)	6,982 (35%)	235,819 (81%)
書面	5,029 (2%)	35,895 (86%)	12,692 (65%)	53,615 (19%)
計	227,014 (100%)	41,847 (100%)	19,673 (100%)	289,434 (100%)

2. 特許ネット現場出動ヘルパー制度

運営情報企画担当官室 行政事務官 ソン・ギチョル

出願人(個人、法人、学校、弁理士など)を対象に電子出願を支援するために、電子出願ソフトウェアのインストールから出願書類の作成方法、およびオンライン伝送まで電子出願に関する全てのことを案内してくれるサービスとして、申請方法は案内を受けようと思う出願人が特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)に掲示されている各地域訪問日程に合わせて、直接特許庁ホームページ、電話、

FAX、郵便を利用して、申込書を受け付ければ誰でも支援を受けられるようにしている。

教育内容は、産業財産権制度案内、電子出願ソフトウェアインストールおよび、使用方法、電子出願事前手続きおよび出願書類作成方法、オンライン伝送方法、先行技術および公開公報などの調査方法などである。教育場所を特許庁本庁教育場、特許庁ソウル事務所教育場および各地域特許情報支援センター(18カ所)の教育場を利用して、申請者を対象に実施した。

特許ネット現場出動ヘルパーは、'99年11月1日から運営されており、'01年には、個人255人、法人202ヶ所に1,867人、学校12カ所に596人、特許事務所10カ所16人など全479カ所に2,734人を対象に現場教育を実施した。

本制度は、電子出願制度の茶の間出願と訪問請願サービスを提供し、特許制度の認識向上および拡散に寄与している。

〈表 2-2-15〉 2001年特許ネット現場出動ヘルパー実績

区分	箇所	人数
個人	255	255
法人	202	1,867
学校	12	596
特許事務所	10	16
合計	479	2,734

3. 電子出願実務教育実施

情報企画担当官室 行政事務官 ソン・キチョル

電子出願教育に対する需要が持続的に増加しており、教育希望者の大部分が各地方に分布しており、集合教育が難しくなることで、地域特許情報支援センターと特許ネット試験大学に電子出願教育を委託、実施した。

地域別教育需要により、地域特許情報支援センター別に延べ2回以上、電子出願教育を実施して教育期間中には現場出動ヘルパーを常駐させて、訪問サービスを併行した。

教育課程は、2～3日を基本とするものの、地域別に希望時教育課程を弾力的に運営し、中小企業知的財産権所有運動と連係して、教育効果を極大化した。一方、地域特許情報支援センターがないソウルと大田(テジョン)地域は、ソウル事務所と特許庁マルチメディアセンター間にTV会議システムを利用して、遠隔講義で電子出願および特許情報検索教育を実施した。

18カ所の地域特許政府支援センター内で全32回にわたり、1,145人余りの地域住民を対象に、電子出願および特許情報検索教育を実施して、ソウル-大田(テジョン)間教育は、全36回にわたって、564人余りを教育した。

地域別電子出願教育は、特許研修部の集体教育の短所を補完して、地域別教育需要者を対象にその地域で教育することによって訪ねて行く行政サービスを実現して、顧客感動行政の実現に率先している。

〈表 2-2-16〉 2001 年電子出願教育実績

(単位:回、人)

区分	回数	人員
地域センター教育	32	1,145
ソウル-大田間教育	36	564
合計	68	1,709

第 7 節 電子決裁および利用者情報化マインドの向上

1. 電子決裁システム改編および現況

情報開発担当官室 行政事務官 イ・インス

特許庁は、電子政府実現の一環として、推進していた汎政府的な電子文書流通システムの実現に相応じるために、既存の電子決裁システムを使用者便宜の向上、効率的な文書管理などの観点で大幅に改編して、'01 年 3 月から運営している。

主要改編内容は、対内外起案文様式の分離使用、編集既使用、一括起案文プレビューおよび印刷機能、文書分類番号追加、検索機能、文書回収機能、特殊書式受け、文書審査プロセス改善、文書とじ移管など多様な機能を実現するようにした。特に、対内起案文作成時にグラフィック兼用編集機を使用することによって、文書作成時多様な機能を活用するようにして使用者の便宜性を高め、対外起案文作成時には、機関間文書流通のために、別のエディターを使用するようにすることによって文書流通の便宜を拡大した。

'01 年 7 月には改編された電子決裁システムが、行政自治省で製品認証を受けることにより、政府機関間の文書流通の基盤が用意され、これに伴い他政府機関および自治団体に直接電子文書で送受信をするなど、電子文書流通のためのシステム改編が全面完了することによって内部文書作成の便利性が向上して、対外文書発送時の電子文書流通機能を積極的に活用するなど電子政府具現に積極的に率先している。

〈表 2-2-17〉電子決裁現況

(単位:件、%)

年度	'00	'01	備考
電子決裁率(A/B)	96.3%	99.1%	
電子決裁件数(A)	1,318,379	1,652,533	
総生産文書件数(B)	1,368,531	1,667,541	

2. 電算教育拡大

情報開発担当官室 行政事務官 ソン・キチョル

自治行政省は、'01 年度を全公務員に対して、「情報化基礎水準完成の年」になるように積極的に推進している。

これに対して特許庁は、「中級水準以上の情報化能力強化」を自らの情報化教育の基本目標に設定

して全職員の情報化能力水準を測定し、個人別知識水準に合う個人向け教育で実施するという基本計画の下でレベルアップ教育を施行した。

4 級以上管理職公務員に対しては、国際特許研修部でインターネット情報検索 E-MAIL 活用、電子決裁など集体教育を実施し、5 級以下の実務公務員に対しては、庁内集合教育と、インターネットサイバー学習を併行実施している。

情報化資格証明所持者、電算専攻者などに対しては、教育を免除する一方、電算職公務員に対しては自治行政部政府電算所および民間専門教育機関で教育を受けられるように措置した。

教育対象人員が、4 級以上 196 人、5 級以下 718 人、電算職 39 人など全 953 人であったが、年末の実績は、4 級以上に対しては全 239 人を教育し、5 級以下に対しては、全 738 人、電算職は 75 人を教育して、当初の教育目標を超過達成した。

3. 情報化分野共進大会

情報企画担当官室 行政事務官 ソン・ギチョル

21 世紀知識情報化社会に対応して、特許庁公務員の情報利用能力を培養して、PC 利用能力の向上を通し、行政の能率性を向上するために毎年 PC 共進大会を開催している。

共進大会の推進方針は、文書編集および統計票作成など情報活用能力検定中心に、日雇い職以上の全職員を対象に中堅管理者(4 級)、初級管理者(5 級)、責任実務者(6 級)、実務者班(7 級以下)に区分して開催した。厳正な審査を経て、最優秀賞 1 人、優秀賞 3 人、奨励賞 2 人など成績優秀者に対して賞状および副賞を授与して、行政自治省で開催される中央競技大会の参加資格を付与した。

評価分野は、与えられた時間内に最適の文書生産程度と統計表作成などのための文書編集、および統計表の作成分野とインターネット情報検索分野であった。最優秀賞は、キム・ヨンジェ通信事務官が受賞し、ムン・サムソプ書記官など 5 人が優秀賞(3 人)および奨励賞(2 人)を受け、キム・ヨンジェ事務官は、行政自治省主催第 8 回公務員 PC 利用中央競技大会で、行政自治省長官賞(奨励賞)を受賞した。

第 8 節 特許行政に対する知識経営実践

情報開発担当官室 行政事務官 イ・インス

1. 知識管理システムの構築

知識管理システムとは、分散している各種知識を体系的かつ統合的に管理するための情報システムをいう。知識管理システムは、知識倉庫、知識マップなどに多様な種類の知識を登録して、使用者が種別、類型別など多様な条件により知識を探せるようにして重複的な知識生産努力を取り除き、知識の多様な活用を促進するなど個々人の知識を保存、分類、活用、伝達する知識共有の場だ。

特許庁は、知識マップ、知識倉庫、検索エンジン導入、登録知識の専門家評価と使用者評価の併行、個人間の協業機能のためのメッセージングシステム、個人ポータル、個人知識マップ構成などを、内容とする知識管理システムを構築して、SSO 27)を適用して、特許ネット システムのゲートウェイとして活用することによって、知識の共有、蓄積のための基盤を確固なものにした。

27) Single Sign On の略

2. 「知識収集運動」の持続的な推進

特許庁では、'00年12月政府機関で初めて知識経営宣言式を挙げて、韓国知識経営学会を特許庁傘下社団法人として正式にスタートさせるなど、積極的に活発な知識経営活用を展開している。その一環として、庁内外に散在して存在している各種知識を掘り出し、知識DBとして活用して、これの体系的な管理をするために知識収集運動を積極的に展開した。

知識経営の開始は、現在、存在する各種知識を掘り出し、体系的に整理、統合する作業が必須というだろう。このために特許庁では各部で担当者との面談、アンケート調査などを通じ、庁で必要な知識を定義して個人がキャビネット、文書とじ、または、経験やノウハウなど自身が所有しているすべての知識を取り出し、他人と共有する運動を積極的に展開した。その結果、約5,300余件の知識が蓄積され、またこれを体系的に整理して、約5,000件余が整えられて、知識DBとして管理されている。

3. 「知識管理および補償に関する指針」制定および施行

知識の創出、共有、活用など知識活動を促進するためには知識活動に対する適切な成果補償方案が必要であるがゆえ、これを詳細に、規定して、知識登録および管理を体系的に一元化し、知識経営の重要性に対する認識および関心を向上させることによって知識経営文化を成功裏に定着させるために「知識管理および補償に関する指針」を制定して、'01年9月から施行している。

この指針は、庁で生産された知識を体系的かつ、効果的に管理してこれに対する規範的効力を担保するために制定された。総額20兆ウォンで構成されており、主な内容としては、知識登録基準を制定することによって知識管理の効率化を図り、登録知識に対し専門家の評価と使用者の評価を併行することによって、評価の合理性を向上し、知識活動に対するマイレージ点数付与、およびマイレージ点数にともなう金銭的、名譽的補償方案などを主内容としている。

4. 知識マイレージ制度の導入

知識の創出、共有、活用など知識活動およびフィードバックに対する客観的な評価と補償体制を構築して、全職員の知識経営に対するマインドを向上して知識共有、蓄積するの文化を作り、全職員の積極的な関心と、参加の中に知識経営を推進するために知識管理システム(KMS 28)の導入と同時に9月から知識マイレージ制度を導入して、施行している。

知識マイレージ制度とは知識の登録、検索、照会、質疑応答、データの場所整備など職員らの知識経営活用全般に対して一定の基準にともなうマイレージを付与して、決められた期間のマイレージを合算して、上位優秀者に各種インセンティブを提供する制度をいう。

このような知識マイレージ制度は、個人が持っている知識を他人と共有、活用することによって個人の知識を組織の知識として実現させられる方法の一つとして、知識経営システムを導入運営している大部分の民間企業、および公共機関で実施している制度だ。

特許庁は、知識活動各段階別に点数を付与してこれを合算して、毎月優秀者を選定して、これを褒賞することにより活発な知識活動が形成される基盤を確固にした。

5. 新知識人運動の持続的な推進

企画予算担当官室 行政事務官 カン・スング

ア. 推進背景

28) Knowledge Management System の略

新知識人運動は、政府樹立以後 50 年ぶりの最大の危機であった去る'97 年外国為替危機と、国家経済の急速な衰退を克服して 21 世紀を先導的に導いていくために新しいパラダイムの必要性が台頭しながら、胎動している。

新知識人は、多様な情報を習得、適用して新たな発想により知識を創造、活用して仕事をする方法を革新することによって経済、社会、文化的価値を創り出し、その全課程を情報化して、社会的に共有する人と定義される。このような新知識人の登場と、新知識人運動は、創造的な考え方による価値創出で始まり、21 世紀の新たな国家の知的資本を蓄積する運動だと見ることができる。

特許庁では、21 世紀知識基盤社会建設と、一流経済競争力の実現を裏付けるために、発明家や知識財産分野の従事者らは対象とする「新知識特許人」と特許庁公務員を対象とする「新知識公務員」に分けて、新知識人運動を推進している。

イ. 推進実績

1) 新知識特許人

特許庁では、'99 年第四四半期から毎四半期別に、10～20 人余りの新知識特許人を選定してきているが、'99 年に 11 人、'00 年に 69 人、'01 年に 59 人、等全 139 人(男 110 人、女 29 人)の新知識特許人を選定した。新知識特許人に選ばれた彼らに「新知識特許人」杯を授けて、報道資料と特許庁ホームページを通し、その事例を広く伝播して、多くの人々が共有できるようにした。

〈表 2-2-18〉 四半期別新知識特許人選定現況

区分	計	'99		'00 年			'01			
		4/4 (1回)	1/4 (2回)	2/4 (3回)	3/4 (4回)	4/4 (5回)	1/4 (6回)	2/4 (7回)	3/4 (8回)	4/4 (9回)
人員 (人)	139	11	11	10	20	28	27	13	10	9

'01 年に選ばれた新知識特許人を活動分野別に探れば、ベンチャー企業人が全体の 59 人中 31 人(52.5%)で最も多く、その後は発明教室教師 13 人(22.0%)、弁理士 8 人(13.6%)順で多く選ばれた。

彼ら新知識特許人は、「韓国新知識特許人協議会」を結成し、発明振興の雰囲気 of 拡散のために活動をしている。

〈表 2-2-19〉 分野別新知識特許人選定現況

区分	計	ベンチャー 企業人	弁理士	発明教室 教師	大学 教授	研究員	その他
人員 (人)	59	31	8	13	1	4	2
構成比 (%)	100	52.5	13.6	22.0	1.7	6.8	3.4

2) 新知識公務員

創意的で成果指向的な公職者を養成して、生産性の高い新知識を創出、共有できる公職風土を作るために、'99 年 4 月から毎月 1～2 人の「新知識公務員」を選定してきた。

'99 年に 11 人、'00 年に 15 人の新知識公務員を選定したのに続き、'01 年度に 15 人を選定して、業務実績加点付与など人事上優待措置とともに新知識公務員名札と、10 万ウォン相当の文化商品券を贈呈して、その事例を特許庁ホームページに掲載し、広く伝播している。

ウ. 今後の推進方向

特許庁では、今後も知識財産分野の新知識人を継続して発掘し、その事例を広く伝播することにより、発明振興条件造成のための雰囲気を拡散して多数が共有できるようにする一方、名実共に新知識人が選ばれるように選定手続きを強化していく計画だ。

第3章 知識財産権の徹底した保護

第1節 知識財産権保護のための教育および広報強化

産業財産保護課 行政事務官 ソン・ノギョン

1. 大型電光掲示板を利用した広告推進および広報物の発刊、配布

ア. 都心地駅大型電光掲示板を利用した広告

偽造商品の流通は、他人の財産権を侵害する犯罪行為として健全な商取引秩序を紊乱させて、国内固有ブランド開発を阻害して国際的な通商摩擦を引き起こし、国家経済発展の障害物となっている。このような点を国民に認識させるために、国政広報処と協議して、'01年2月から1回1ヶ月ずつ6回にわたり、全国主要都市に設置された140台の大型電光掲示板を利用して、同時に文字表出方式で偽造商品追放のための対国民を教え導き、広報をした。

イ. 『主に盗用される国内、外商標集』および各種広報物発刊、配布

検察と警察そして地方自治体不正競争防止業務担当公務員が、偽造商品取り締まり業務をより効率的に遂行できるようにこれまで取り締まり実績、商標権者の商標管理努力そして当該、商標の認知度などを考慮して、国内で主に盗用される国内商標13件、外国商標70件など全83件の商標を選定した後、『主に盗用さえる国内、外商標集』1,500部を発刊して、地方自治体、検察、警察および関税庁など関連機関に配布して、偽造商品取り締まりおよび、検察、警察事件処理などに参考資料として広く活用するようにした。

また偽造商品を追放して健全な商取引秩序を確立するために、一般人および商人を対象に、「偽造商品を追放しましょう」などの指導、広報ビラ7,000部を製作して配布した。

2. 放送新聞を通じた対国民広報の強化

知識財産権の保護に対する国民認識を高めるために、波及効果が高いTV、日刊新聞などを活用して、広報活動を強化した。月刊『発明の話』、時事週刊『政経ニュース』、NEWSWORLD『偽造商品の流通』などに「不正競争防止行為対策」を、大田(テジョン)日報に、「産業財産権紛争に対し」等を寄稿して、公共チャンネルであるK-TV国政招待席「産業財産権保護に対する政策懇談会」に出演し、偽造商品ビデオ「あなたはいかがですか?」を製作して、地域ケーブルTVなどで放映している。今後も、各種報道機関に対する寄稿ばかりでなく、重要放送行事と連係して、多様な広報活動と合せて放送CFを製作してインターネット広告も実施する予定だ。

第2節 知識財産権の効果的保護のための制度改善

産業財産保護課 行政事務官 キム・ヨンス

1. 知識財産権侵害に対する刑事制裁および賠償の強化

知識財産権は、権利侵害の容易性および被害額の莫大性、社会、経済的影響力を考慮した時、

窃盗罪の刑量より高くなければならず、知的財産権の価値を考慮して、罰金刑を上方修正する必要性が着実に提起されてきた。

これに伴い知識財産権権利侵害時、刑量の強化、および損害額算定方式の改善などを主要改訂内容にして、特許法、実用新案法、商標法、意匠法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律など知識財産権関連法律を'01年2月3日改正、同年、7月1日から施行された。

〈表 2-3-1〉 知識財産権侵害に対する法定刑量強化内容

区分	従来	改正内容
侵害罪	○5年以下の懲役刑 ○5千万ウォン以下の罰金刑	○7年以下の懲役刑 ○1億ウォン以下の罰金刑
偽証罪	○5百万ウォン以下の罰金刑	○1千万ウォン以下の罰金刑
詐偽行危疑罪	○5百万ウォン以下の罰金刑	○2千万ウォン以下の罰金刑
料罰罰規定	○個人あるおよび法人に同じ罰金刑	○法人の場合 - 侵害罪:3億ウォン以下の罰金刑 - 虚偽表示罪、詐偽行為罪:6千万ウォン以下の罰金刑

2. 損害額推定規定新設など民事的救済手段の強化

従来の知識財産権侵害時、権利者の損害額立証が難しい点を改善するために'01年特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正を通し、従来の知識財産権侵害にともなう損害額推定方法に損害額推定規定を新設して、侵害者が販売した数量に権利者の原価計算基準による物当たり利益額をかけたものを損害額として算定できる根拠を用意することによって知識財産権侵害行為に対する民事的救済手段を強化した。

3. 有名商標の保護強化

最近インターネット使用の急増と電子商取引の活性化によって有名商標をドメインネームで先行獲得して、登録、使用することによって有名商標の識別力や信用を損傷させる行為が頻発しているが、既存の混同理論根幹とする現在の規定だけでは有名商標に対する十分な保護が成されず、有名商標の希釈化防止規定を新しく規定することによってこれに対する適切な救済策を用意するようになった。

'01年2月に改正された『不正競争防止および営業秘密保護に関する法律』では全国的に広く認識された著名商標の識別力や名声を正当な事由なく損傷させる行為を不正硬材行為類型に追加してこのような行為に対しは、他の不正競争行為とは異なり、故意がある場合にだけ損害賠償と信用回復の責任を問うように規定した。

これは、これまで有名商標と混同の危険がなければ、比喩思想品で自由に使用することを許すことによって著名商標の信用と広告宣伝力、顧客吸引力などが各種商品に分散、弱まることを防止できなかった点を考慮したもので、米国、日本、英国、ドイツなど外国ではすでに導入されたており、WIPOの有名商標保護規範にも規定されていたものだ。

またインターネットの普及拡大と電子商取引が活性化されることによって、他人の著名な商標を悪意的にインターネットドメインネームで登録、使用して、商標紛争が起きる事例が多くなっている点を考慮してみた時、このような規定の新設でインターネットドメインネームと商標権の抵触をより円滑に解決して、真の商標権の保護を通じた健全な商取引秩序確立と不必要な通商摩擦を防止するのに寄与するものと期待される。

第3節 偽造商品流通根絶のための取り締まり活動強化

産業財産保護課行政事務官 ソ・ジンホク

1. 全国的な偽造商品流通実態調査および取り締まり強化

ア. 偽造商品流通実態調査および取り締まり

偽造商品の取り締まり活動は、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律により、特許庁と市、道など地方自治体を取り締まり班を組み合わせ、定期的に特別取り締まりを実施しており、必要により検察、警察と合同取り締まりを実施しており、特に市、郡、区合同交差取り締まり班を編成・運営することによって地方自治体担当公務員の積極的な取り締まりを誘導して、取り締まり業務の効率性を高めている。

'01年の場合、特許庁と地方自治体の定期および特別取り締まりを19回実施して、673件、検察および警察との合同取り締まりを13回実施して、118件など計32回の取り締まり活動を実施し、791件を摘発し、この中645件に対しては当該、地方自治体で販売中止などは正勧告措置して、146件に対しては立件するようにした。

〈表 2-3-2〉 偽造商品取り締まりおよび措置内訳

(単位:件)

区分		'99	'00	'01
摘発件数	立件	441	242	146
	是正勧告	627	424	645
	計	1,068	666	791
摘発総件数		63,851	36,753	33,274

摘発された主要商標大部分(上位10位)が、外国の有名商標で、全体摘発物量の69.6%を占め、品目別には衣類やカバン類、装身具類が大部分であった。

〈表 2-3-3〉 主な品目別取り締まり実績

(単位:件)

区分	1999	2000	2001
衣類	30,770	16,842	24,464
かばん・財布類	9,743	6,054	1,713
履物類	2,898	2,051	327
装身具類	5,455	291	4,978
その他	14,975	11,515	1,792
計	63,851	36,753	33,274

イ. 偽造商品取り締まり公務員に対する教育実施

地方自治体の不正競争防止業務担当者に対する偽造商品取り締まり要領など取り締まり活動に必要な地域巡回教育を20回にわたり、302人を対象に実施し、国家専門行政研修院国際特許研修部の産業財産権指導要員課程を通し、地方自治体、検察、警察、および関税庁公務員を対象に偽造商品取り締まりと関連した専門教育を実施した。

〈表 2-3-4〉 偽造商品取り締まり公務員教育、懇談会実績

年度	1999	2000	2001
教育回数	27 回	13 回	22 回
教育人員	745 人	668 人	443 人

2. 偽造商品申告センター運営

特許庁では、産業財産保護課に偽造商品申告センターを設置して、偽造商品流通申告を受け付けて、検察および警察と合同取り締まりを実施しており、'01 年度には、全国市、道および市、郡、区に偽造商品申告センターを拡大設置して運営している。また申告者の便宜のために特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)に偽造商品申告センターを設置して、電話や書面による申告はもちろんインターネットを通して申告できるようにしている。

3. 地方自治体合同評価実施

ア. 推進背景

地方自治体で遂行する国家の主要施策に対する評価、フィードバックを通して、国政の効率性を確保するために政府業務などの評価に関する基本法に基づき、行政自治省の主管下で、中央行政機関と合同で'01 年度地方自治体合同評価に特許庁が参加した。

イ. 主要内容

今回の評価は、'01 年 11 月 1 日から 12 月 22 日まで実施された。特許庁は産業経済部門の商取引秩序確立施策中、不正競争防止業務の部分の評価機関で参加し、評価はまず市、都が提出した推進実績に対する書面検討をした後、'01 年 11 月 19 日から 2 週間、全国 16 市、道に対する現場実地調査を通し、実施された。

具体的に不正競争防止業務制度、広報実績および偽造商品取り締まり実績を細部評価指標で選定した後各指標を計量化して、総合順位を定めた。

今回の評価結果不正競争防止業務が他の業務に比べて、優先順位上で低くなっており、市、道すべて推進実績が振るわず、特に道に比べて、市の実績が相対的に低調であったことが明らかになった。また取り締まり実績に比べて、広報実績が相対的に低調で、市、道の指導、監督実施有無により、市、道の取り締まり実績に多くの差を見せており、不正競争防止業務推進において市、道の役割が重要なことと現れた。

一方、評価結果をベースに優秀機関(自治団体 5 団体)、および優秀公務員(13 人)に対しては特許庁長表彰を授け、評価過程に現れた問題点などは、'02 年度不正競争防止業務推進計画などに反映した。

エ. 推進成果および今後の推進課題

評価期間中、市、道責任者および担当者に不正競争防止業務に対する重要性などを認識させて、市、道の最高責任者の関心を触発し、今後不正競争防止業務推進において、積極的な参加を期待できるようになった。

一方、実質的で内容がある評価のために、より具体的、客観的な評価指標開発に対する努力を傾けなければならないだろうし、常時フィードバックが形成されるように有形、無形の実績を客観化しなければならないだろう。

4. 産業財産権虚偽表示広告に対する指導取り締まり

特許、商標などの知識財産権を出願したり、登録された事実もなく、出願または登録されたように表

示することは消費者らの誤認、混同を招き、製品および企業に対する誤った認識を持つようになり、知識財産権の公信力を低下させるなど、健全な商取引秩序を害するようになる。

したがって、特許法、実用新案法、意匠法、商標法ではこのような行為を虚偽表示の罪と規定し、知識財産権の正しい使用を誘導している。知識財産権虚偽表示の代表的な類型を見れば、特許出願中である物を登録された特許品として表記したり、出願や登録された事実もなく、出願および登録番号を記載することである。

特許庁では、このような虚偽表示行為による消費者の被害を防止して健全な知識財産権使用秩序を確立するために、正しい知識財産権表示方法を案内する一方、虚偽表示行為に対する持続的な指導、点検をしている。

その結果、'01年度には全108件の虚偽表示、広告行為を摘発して、この中73件に対しては、文書を通した是正勧告を、残り35件の軽微な懸案に対しては口頭で是正を要求し、その他にも特許庁では電子商取引の急速な拡散でサイバー空間での知識財産権虚偽表示、広告行為が増えていることに備えて、各種インターネットショッピングモールに対する監視活動も強化していつている。

第4節 特許法律構造事業の効果性向上

産業財産保護課行政事務官 オ・ヨンホ

1. 特許法律構造事業の概要

特許庁は、個人発明家および零細小企業などの知識財産権保護のために、特許法に関する無料相談をはじめとする知識財産権関連紛争当事者間の和解、および調停の斡旋、審判と訴訟の代理などを内容にする特許法律構造事業を推進している。

特許法律構造事業は、経済的に厳しく、特許管理法律知識の不足により、多くの時間と費用を投資して、獲得した知識財産権を侵害されても法律的な救済方法を探せない個人発明家や零細小企業などの知識財産権を積極的に保護することによって、権利行使の公平性を図る一方、これらの知識財産権創出基盤を拡大していく必要があり、推進するようになったのである。

特許庁は、この事業を積極的に推進するために、専門機構として'00年1月に発足した「韓国産業財産権保護協会」を事業遂行機関に指定して、'00年4月からは「大韓弁理士会」も事業遂行機関に指定して、同事業に参加するようしており、これまで事業遂行機関としては、'00年以後28件の知識財産権紛争関連法律相談と、15件の審判および訴訟を支援した。

2. 特許法律構造事業運営細則制定

特許庁は、特許法律構造事業をより体系的かつ、安定的に運営するために'01年4月に「特許法律構造事業運営細則」を制定して、施行した。

同細則は、事業の積極的な推進基盤を用意するために、特許庁が予算の範囲内で事業遂行機関に対し印紙税など官庁への納品料と交通費など最小所要経費を支給できるようにする一方、事業の適用対象、運営手続き、補助金支給基準および手続きなど事業遂行全般に対する具体的かつ、明確な基準を提示している。

3. 特許法律構造事業の充実および広報

特許法律構造事業の色々な長所にもかかわらず、今までの活用実績は低調であることが明らかになったが、その理由は、事業内容に対する広報不足に起因する面もあるが、政府の補助金支援が官庁への納品手数料および交通費など最小経費だけ支援することにより該当弁理士、または弁護士らが事

実上自身の負担で事業を遂行しなければならないという点で積極的な参加を期待しにくい条件にあるといえる。

特許庁は、このような問題点を考慮して、大韓弁理士会など事業遂行機関はもちろん中小企業振興公団、地方商工会議、および業種別協会など関連機関のホームページに事業内容を案内するように要請するなど、持続的な広報活動を通じて、より多くの人々が法律救助を受けられるようにする一方、審判および訴訟費用保全のための予算を'01年および'02年度に各3,000万ウォンを確保するなど、特許法律構造事業の定着のための施策を積極的に推進してきた。

これと共に補助金支給規模も最小限の経費支援の他に、一部受託料の保全を可能にし、被害防止の効果が大きい事件に対しては、補助金の支給制限なく全額費用支援が可能となるようにする方案と共に、事業遂行機関別に事業推進実績と連係した差別支援方案なども講じて、特許法律構造事業がより活性化されるように諸般の努力を傾けていく計画だ。

第5節 営業秘密保護制度の定着推進

産業財産保護課行政事務官 キム・ヨンス

1. 営業秘密保護制度に対する教育および広報強化

しばしば、現代は技術戦争の時代であり、現代社会を情報化社会と称している。20世紀イデオロギーの対立が終焉を告げて以来、世界各国が経済優先の政策を行っている時点で技術の高度化、先端化技術で優位を保つ国家が経済力で優位に立ち、国際社会に強力な影響力を行使できるようになった。

従来、韓国は営業秘密の保護に関して、何ら特別規定をおいていなかった。

営業秘密は、その侵害の態様にしたがって、不法行為になり、契約法の原理により、保護されたり、刑法上の犯罪行為にもなり、一般的な民、刑法上の保護を受けられるだけであった。

このような形式的な問題点を改善して営業秘密に対する保護強化のために去る'91年不正競争防止法を改正して、営業秘密の概念、保護対象と要件、侵害態様などを明確にして一定の種類の営業秘密侵害行為に対して民事的な救済(侵害禁止、損害賠償など)と刑事的処罰を規定した。('92.12.15 施行)

営業秘密保護のための法と制度的装置が用意されていたとしても、営業秘密を保有した企業自らの保護努力と管理が先行しない限り、常に営業秘密が流出する危険に露出されるしかなく、法的保護もやはり期待できず、産業財産保護課では、営業秘密の効果的な保護のために企業らをして営業秘密の重要性に対する認識を向上して自発的な管理努力を培養させるための積極的な広報と教育活動に主力を注いでいる。

'01年には、営業秘密保護制度に対する広報冊子である『営業秘密保護をどのようにするのか?』を1,300部発刊して、中小企業など企業と大韓商工会議所など類関団体600カ所余りに配布して、特許庁インターネットホームページに全文を掲載して必要な場合、誰でも閲覧できるようにし、また企業に対する特許教育特講、中小企業知的財産権所有運動の参加、特許研修部講義など営業秘密保護制度に対する広報および教育活動を全10回余り実施するなど、営業秘密保護制度に対する対国民広報および教育活動を積極的に実施した。

2. 営業秘密保護相談センターの運営

営業秘密保護制度の定着のために特許庁は去る'92年12月産業財産保護課に営業秘密保護相

談センターを設置して、相談を実施している。

営業秘密保護に対する相談は、主に現行制度に対する説明、営業秘密保護ガイドブックの紹介および配布などを中心に形成されており、外国の営業秘密保護制度に対する案内なども一緒に行っている。

営業秘密保護制度は、保護対象の特性上、相談者が身元露出を敬遠するのが大部分であるため正確な相談日誌の作成が制限されてきた。制限された資料だが、'92年からの相談実績を探ってみれば、毎年30件余りの相談活動が成されているが、'01年には、計20回の相談活動をした。

このような相談活動を通し、収集された要求事項などを営業秘密保護政策に反映する一方、毎年発行される営業秘密保護ガイドブック『営業秘密保護をどのようにするのか?』に収録反映している。

3. 営業秘密保護制度に対する判例、資料の収集

産業財産保護課では、毎年営業秘密保護と関連した国内外判例および事例を収集、分析する一方、営業秘密保護相談センターの相談結果を総合整理して『営業秘密保護をどのようにするのか?』という営業秘密保護に関する総合案内冊子を発行している。

'01年には、国内外営業秘密と関連する冊子全26種を収集して分析し、国内判例11件を収集したことがある。これをベースに『営業秘密保護をどのようにするのか?』を'01年10月に1,300部を発行して、企業、商工会議所など600ヶ所余りに配布した。また、不正競争防備および営業秘密保護制度と関連して'64年から'00年まで宣告された最高裁判所および各級裁判所の判例中、重要な判決文を収集、整理して、不正競争防止法判例集を'01年4月に発行した。

第6節 産業財産権紛争調停制度運営の活性化

産業財産保護課 行政事務官 オ・ヨンホ

1. 産業財産権紛争調停制度の概要

産業財産権の侵害による紛争が発生した場合、大部分の紛争当事者らは弁理士、弁護士を通し、裁判所または特許審判院に訴訟や審判を提起して、紛争を解決している。しかし、このような紛争解決手続きは多くの訴訟費用がかかるという負担ばかりでなく、紛争解決の長期化によって権利者の正当な権利行使に多くの支障を招くようになる。

特に、資金力が弱くて、産業財産権に対する専門知識が不足している中小企業や個人発明家らにはさらに大きな負担になるしかはない。

特許庁では、こういった問題点を解消するために'95年から発明振興法第29条を根拠として、産業財産権に関する紛争を迅速で経済的に解決できる簡素化された行政手続きとして「産業財産権紛争調停委員会」を設置、運営している。

紛争調停委員会は、弁護士または弁理士、判、検事、特許庁所属公務員など産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成されており、同委員会が扱う紛争調停の対象は①産業財産権の侵害によって発生した紛争、②産業財産権の譲渡または実施に関連した紛争、③職務発明補償に関連した紛争、④その他産業財産権に関連した紛争件などである。

紛争調停申請結果、合意が成されて調停調書が作成されれば紛争当事者と調停委員が捺印することによって紛争調停の効力が発生するようになるのであるが、これは紛争当事者間で「民法上和解契約」が成立したものと見なされる。紛争調停制度が施行された'95年から'01年まで全49件の紛争調停申込書が受け取られて、この中で16件は紛争当事者間の円満な調停を通し、紛争を解決するように誘導した。

〈表 2-3-5〉 産業財産権紛争調停現況

(単位:件)

区分	'95	'96	'97	'98	'99	2000	2001	計
申請	4	2	13	15	7	5	3	49 (相談除く)
調停成立	2	-	7	4	3	-	-	16
調停不成立	2	2	6	11	4	5	3	33
進行中	-	-	-	-	-	-	-	-
紛争相談	-	-	-	3	4	7	15	29

このような紛争調停制度がうまく活用される場合、通常 2～4 年という長期間がかかる紛争懸案が、2～3 ヶ月程度の短期間に解決され、調停申請が無料であるため紛争費用を節約できるばかりでなく、すべての手続きが非公開に進行されることによって企業の秘密が維持されるという点など長所が多い制度といえる。

2. 紛争調停制度の対国民広報体制強化

紛争調停制度がより活性化されるためには、多くの人々が同制度の趣旨と長所を理解して積極的に活用できるように効果的な広報が必要である。

これに伴い特許庁では、これまで処理された紛争調停の事例などを整理した広報冊子とパンフレットなど案内冊子を発刊して、産業財産権紛争関連当事者らが参考資料として活用できるようにし、産業財産権の利用者なども同制度を見て現実感あるように理解できるようにしている。

発刊された冊子などは、特許庁請願案内室、地方特許閲覧室など関連機関に配布して、産業財産権紛争関係者ばかりでなく、産業財産権利用者などが広く活用できるようにし、中小企業を対象にした全国巡回知識財産権説明会を通し、同制度の紹介および案内冊子を配布する一方、特許庁ホームページと中小企業振興公団、地方上のおよび業種別協会など関連機関のホームページに産業財産権紛争調停制度も案内するように要請するなど持続的な広報活動を展開している。

3. 紛争調停の範囲拡大および機能強化など制度改善

産業財産権紛争調停制度の趣旨と目的に照らしてみた時、活用の利点が多い制度にもかかわらず、これまで活用実績が比較的振るわなかった理由は、まず制度内容に対する関連業界の認識が不足し、申請件数自体が不十分だった点とあわせて、紛争調停の効力が「民法上和解契約」と認められ、合意後一方当事者が不履行時別途の訴訟手続きを遂行しなければならない制度的要因もあるためといえる。

特許庁は、今後同制度が紛争当事者らに積極的に活用されるように調停の効力を強化するなど実効性確保案はもちろん、調停権告制度の導入案など制度運営を活性化するための案を講じていく計画であり、中長期的には斡旋、調停、仲裁など既存の紛争解決体系などを綿密に研究して、新たな紛争解決モデルを開発する努力も併行する計画だ。

第7節 半導体配置設計権の保護および振興

電気審査担当官室 電気事務官 ジャク・ジェフン

1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」という半導体集積回路を製造するための設計として、各種回路素子、およびこれらを連結する導線を平面的、立体的に配置した設計をいい、一種の建築用設計図のようなものである。

知的労働の産物である創作性ある配置設計を効果的に保護するのに、特許法、著作権法など既存の知的財産権法体系では限界があり、米国が'85年特別法で半導体チップ保護法を立法しながら、新知識財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

これについて、'86年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行して、'89年5月ワシントン条約(チップ保護条約会議)、'91年12月にWTO/TRIPs最終合意により国際的な保護に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠組みの中で'92年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を立法するようになった。

'93年9月施行されて以来、法律所管は産業資源省が担当して知識財産権専門担当部署である特許庁は、登録業務だけ担当する形態で運営されてきて、効率的法制運営のために'99年1月1日から特許庁が「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

'99年9月には担当部署を従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体集積回路配置設計振興室」に改称し、これに伴い、'00年からは配置設計権の設定登録行政だけでなく、半導体設計技術発展にともなう配置設計保護制度の改善研究、配置設計権の創出活性化、および半導体設計資産の保護、流通インフラの構築など、半導体配置設計技術振興事業を本格的に着手した。

2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進現況

ア. 概要

電子、通信、情報製品の小型化(携帯電話、Hand held PC)、半導体集積度の急激な増加など半導体分野の急速的な技術進歩とこれにともなう市場の適期進出(Time to Market)のために半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。すなわち、個別半導体の代わりに半導体設計資産(SIP:Semiconductor Intellectual Property)を流通市場から購入して、単一半導体チップの中にレゴブロックを組み立てるように設計して、電子製品を実現するシステム半導体(SOC:System on Chip)方式が、過去のプリント回路基板上で個別半導体、および部品を組み立てて、製品を作る方式に代っている。

半導体設計資産の形態では、大きくソフトタイプ(プログラム・ソースコードと類似)とハードタイプ(配置設計図)があり、最近では設計技術の発展傾向とシステム半導体の設計および流通を考慮して、リユースに、より柔軟性があるソフトタイプの設計が主流をなしている。このような半導体産業の新しい流れに優位を占めようと米国、日本、ヨーロッパなどの先進国は半導体設計資産をリユースするための標準化、流通システム、法的保護案研究などに政府と民間が取りかかっている実情だ。

これに対して知的財産権専門担当部署である特許庁は、①新知的財産権の領域である半導体設計資産に対する法的権利保護案を研究しており、②効率的な法制運営のために保護、流通技術(設計技術基準、登録基準、保護流通モデル)を開発して権利の保護、流通システムを構築する計画であり、合わせて民間の半導体設計者資産取引所設立など、取引市場の活性化を推進できるように行政的な支援をする計画である。

また、半導体配置設計関連技術振興のために、③半導体設計関連中小企業、および大学の半導

体設計者が半導体設計の知的労働結果を半導体配置設計権という果実で収穫できるように積極的に支援して、半導体産業の知識基盤を強固に固めていく方針である。

イ. 2001 年度事業推進実績

事業内容	事業実績
保護制度国際化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・保護範囲拡大:半導体チップ→配置設計データ ○半導体設計資産の保護、および取引法制研究 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の設計資産保護、取引関連研究報告書 翻訳、配布 ○配置設計統計年譜発刊配布など
半導体設計者保護、および流通基盤造成	<ul style="list-style-type: none"> ○研究機関:韓国科学技術院半導体設計資産研究センター ○事業費: 60 億ウォン ○事業実績・保護、流通 DB 構築:78 件の設計資産登録 <ul style="list-style-type: none"> ・流通モデル用意:先進国の流通モデル分析 ・評価、検証システム構築:遠隔設計資産検証システム試験稼動 ・設計基準開発:設計資産登録指針書および、登録基準、RTL コーディング指針書、アナログ混成モード設計指針書 ・流通市場活性化: ニュースレター2 回発刊、AP-SoC 2001 開催、ホームページ運営
半導体配置設計権創出活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○大学および中小企業の優秀半導体配置設計権創出研究支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象:忠北大など 12 機関 ・支援金額:20 億ウォン ○配置設計公募展開催 <ul style="list-style-type: none"> ・褒賞対象者:情報通信大学院大学教授、および学生など 9 件(褒賞金 950 万ウォン) ○優秀配置設計に対する設定登録費支援 (大学、中小企業および個人 29 件、1 件当たり 35 万ウォン)

1) 保護制度国際化事業

ア)半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則改正

改正された施行規則('01.12.1)により半導体集積回路の配置設計に対する商業的利用をする前に配置設計権の設定登録を申請する者は、半導体集積回路に替えて、配置設計の詳細内容が入力されたディスク磁気テープなど電子的記録媒体物を提出できるようになった。

改定前の施行規則によれば、半導体配置設計の商業的利用日前に半導体配置設計権を登録しようとするならば、半導体集積回路 4 ケに替えて、半導体集積回路の表面をその大きさの 20 倍以上に表した写真を提出するようにしていた。しかし、表面写真提出は、半導体集積回路を提出する場合と実質的に同一なことなので、集積回路製造期間中、創作性のある配置設計の知的財産権化が不可能で、権利化の遅延は避けられなかった。

これに配置設計の商業的利用である以前にも、半導体集積回路製造の可否と関係なく、設定登録申請が可能で、配置設計図面補完資料の実効性を向上できるように表面写真提出を電子的な配置設計情報を保存した電磁記録媒体の提出に代わった。これに伴い半導体集積回路製作前に迅速な権利化が可能となり、配置設計図面プリントに活用された配置設計情報を電磁記録媒体に保存して、提出するので設定登録申請が簡便になり、配置設計情報を通じた侵害判別の場合、コンピュータのモニター上で電子図面状態に拡大/縮小が容易で、半導体集積回路の物理的分析より迅速で効果的になった。

イ) 半導体設計資産の保護および取引法制研究

日本は、半導体設計資産保護法制研究(工業所有権センター、'98~'00年)を既存の知的財産権体系に対する問題提起、および半導体設計資産の流通の部分に焦点を合わせて進行している。これに日本の半導体設計資産取引に関する法的検討報告書を翻訳および配布することにより、半導体設計者資産流通にともなう法的研究を遂行した。本報告書を通し、半導体設計者資産の取引時に発行できる問題点、配置設計法と異なった法律との関係、契約論、技術取引市場論など半導体設計資産取引に必要な法的事項を研究した。

2) 半導体設計者資産保護および流通基盤造成

ア) 国内外動向

米国は、200社余りの企業で設計資産標準団体(VSIA)を構成、運営しており、日本も大企業を中心に90年代後半から設計標準を研究中にある。また設計者資産取引所であるVCX(米国、スコットランド)、IPTC(日本)、SIPコンソーシアム(台湾)等が活動している。それに反して、韓国は、DB構築および運用技術、流通技術が初期研究レベルに過ぎない。国策研究所、および大企業は自らの研究結果に対する設計者資産を蓄積しているレベルで、専門家らは、国家的な半導体設計資産の収集、分類、供給の体系化が至急であることを強調している状況だ。

〈表 2-3-6〉 海外設計者資産の標準、および取引所現況

機関名	設立年度(設立主体)	役割	会員社
VSIA(米国)	1996年 (SIP供給/需要者)	・SIP設計標準/検証標準、侵害防止技術	サムスン電子、HP、ソニーなど200社
VCX(英国)	1998年 (英国情報)	・SIP取引所の役割 ・法的難題解決	cadence、ARM、東芝(日)、UMC(台)等
SIPコンソーシアム(台湾)	2000年 (政府研究所)	・SIP取引所の役割 ・SIP産業育成	台湾内業者
IPTX(日本)	2000年度 (東芝、日経BP)	・SIP取引所の役割	政府、研究所、企業、弁護士実務室と連係
D&R(フランス)	1997年 (ベンチャー企業)	・SIP取引所の役割	17,000人の使用者 会員190社余りの企業のSIP登録

イ) 推進実績

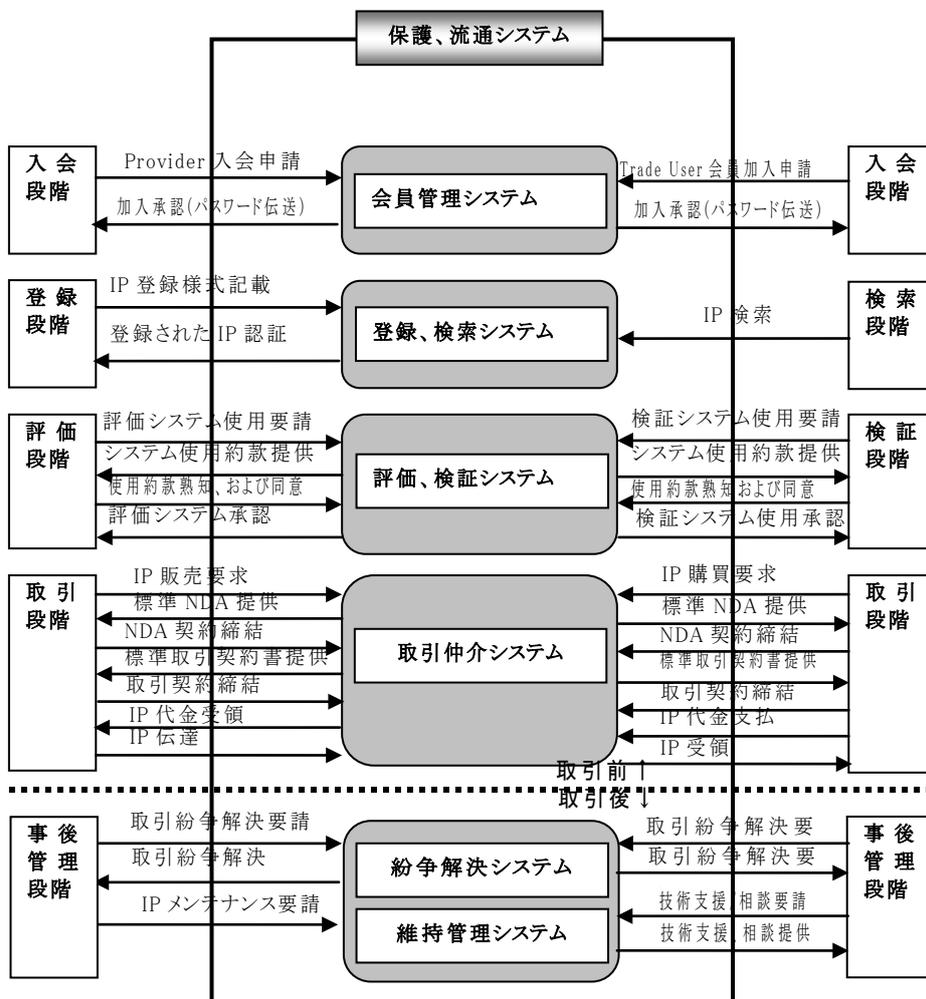
半導体設計者資産は反復の実施製品であるので知的財産権権利の設定登録過程で公開時に直ちに第三者が利用可能で、業績、物理的な保護、流通管理システムがあつてこそ法制運営および流通市場の支援が可能だ。また、半導体設計者資産の保護、流通のためには個別半導体の代わりをして、半導体配置設計をレゴブロックの組み立てに必要な設計基準、知的財産権付与のための登録基準、流通に必要な標準など保護、流通技術確保が前提にならなければならない。

このような総合的な研究の必要性により、'01年7月韓国科学技術院内半導体設計資産研究センター(SIPAC)を設立した。本研究センターを通して、設計者資産DB構築、設計者資産評価および検証システムの構築、設計者資産流通モデルの構築、設計基準用意、流通市場活性化方案研究などを遂行しており、窮極的に半導体設計資産の保護および利用体系を確立することを目標にしている。

'01年度は、78件の設計資産をDBに登録して、先進国の流通モデルの分析、およびSIPAの流通手続きを用意し、遠隔検証システムを試験稼動した。また、リユース可能な設計者資産の生産のためにRTLコーディング指針書、アナログ設計指針書、設計資産登録指針書、および登録基準案を用意

し、ホームページ運営、ニュースレター2回発刊、および AP-SOC '01 を開催して、設計者資産流通市場の活性化に主力を注いでいる。

〈図 2-3-1〉 半導体設計者資産保護流通 DB システムモデル



3) 半導体配置設計権創出の活性化

ア) 配置設計権創出研究支援

大学および中小企業に小額の配置設計権創出研究費支援を通し、成功事例を作った後、その他の研究機関で拡散させる目的で事業を推進している。

'01 年度には一件当たり 2000 万ウォン前後で、Elliptic logarithm を利用した暗号プロセッサIP 開発など 12 課題に対し 20 億ウォンを支援した。完成された配置設計権は、特許庁に設定登録して産業に活用されるように事後管理をしている。

〈表 2-3-7〉 配置設計権 研究課題および研究機関現況

課題名	研究機関
1.Elliptic logarithm を利用した暗号プロセッサIP 開発	西経大
2.Embedded FRAM IP 開発	円光大
3.CMOS 公正 Compatible な Flash Memory IP 開発	円光大
4.VGA 級 GMOS Image Sensor に使用可能な A/D	清州大
5.Elliptic Logarithm を利用した暗号化チップ設計	忠北大
6.バッテリー保護用 IC の設計	国民大
7.移動通信用低電力 CMOS ADC 開発	世宗大
8.DDR-II Synchronous DRAM 用 DLL 設計	昌原大
9.低電力持ち物紛失防止放置用チップ開発	全北大
10.動的電圧制御を利用した動画携帯電話用低消費電力動き推定器の VLSI 実現	梨花女子大
11.携帯用音響機器信号伝送用 CMOS FM Fransmitter IC	西経大
12.総括主管機関	忠北大

イ) 半導体配置設計公募展開催

国内半導体配置設計公募展は優秀な入賞作に対して褒賞することによって、国内半導体配置設計の技術向上および開発活性化を図り、新知識財産権である半導体配置設計権に対する一般の認識向上のためのもので 40 件応募された中で審査を経て、9 件を褒賞した。

ウ) 半導体配置設計権設定登録費補助

個人、大学および中小企業の半導体配置設計権に対する設定登録費用の支援を通し、優秀半導体配置設計の設定登録を誘導して優秀半導体配置設計権の創出を拡大しようと配置設計権設定登録費を補助しており、補助金額は 1 件当たり 35 万ウォンで、'01 年には 29 件を補助した。

3. 半導体配置設計権保護業務推進現況

ア.半導体配置設計権設定登録

特許庁に登録された半導体配置設計権は、'01 年 12 月末現在、1,293 件であり、この中で内国人による登録件数は全体の 44%である 564 件であり、外国人による登録は全体の 56%である 729 件だ。登録された配置設計権中、機能別にはリニア IC 34%、ロジック IC 23%、マイクロプロセッサ18%、メモリーIC 14%、その他 IC 11%である。これは、配置設計権侵害の可能性が高い技術を使用した半導体の登録申請件数の多さを見せている。

半導体の集積度が急激に増加しながら、競争企業の配置設計権侵害が過去に比べて容易ではなくなり、年度別で半導体配置設計権の登録件数が減少傾向にあったのが、'00 年から始まった半導体配置設計振興事業の結果で、'01 年からまた増加し始めた。

特に目を見張る事項は、'01 年の中小企業、研究所、個人の配置設計登録が'00 年対比、248%(25 件から 62 件)大幅増加したがこれは、最近半導体設計技術と開発ツールが発達し、中小設計専門業者、大学、研究所などからも半導体設計が活発に形成されていることが反映されたものと見られる。

イ. 配置設計権年度別登録現況

(単位:件、%)

区分	'93-95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	計	
									シェア
内国	82	129	100	106	33	26	88	564	44
外国	107	90	135	143	97	80	77	729	56
計	189	219	235	249	130	106	165	1,293	100

注) 特許ネット(2002年8月)

4. 今後の計画

半導体設計資産中長期発展計画('01年1月)によって、①設計者資産および権利の保護制度国際化研究、②半導体設計者資産の保護、流通のための設計技術基準、評価基準の開発および保護、流通システムの構築、③半導体配置設計権創出研究支援を通じた大学および中小企業の配置設計創出元の育成を推進する計画であり、同計画のため総投資額は、'00～'05年期間中、約92億ウォンである。

特許庁は、半導体設計分野で新流通技術の出現(半導体チップ取引→機能ブロック別設計図取引)と流通市場拡大に対応して、新知的財産権制度を新設して運営基盤を構築する一方、民間の設計資産権取引市場の定着を支援することによって、電子および半導体産業の変革のための起爆剤的な役割を遂行する計画だ。

<表 2-3-8> 半導体設計資産の中長期発展計画の目標及び内容

区分	1段階			2段階	
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
目標内容	事業の基盤造成	事業の拡大発展	事業の実体化	事業の活性化	事業の安定化
1. 制度の国際化研究	①施行規則の改正	法・制度の研究	法・制度の研究	新知識財産権制度の確立	
2. 保護、流通基盤の造成	②配置設計権制度の認識拡散 (公募展、設定登録の支援)			データベースの活性化	設計資産権の保護及び民間取引市場の定着
	③SIP収集、管理流通モデルの草案	データベースの構築 流通モデルの発展	データベースの試験運営 流通モデルの検証		
	カタログサービス(2001年)		民間の参与	評価制度の実証	
	④試験評価及び評価技術の開発	試験評価及び評価技術の発展	評価自動化システムの構築		
	⑤設計技術基準の開発	設計技術基準範囲の拡大・発展	設計技術基準の検証・活用		
⑥実証用半導体チップの設計	設計基準の実証	保護・流通データベースの実証	保護・流通データベースの設計基準の実証		
3. 創出研究支援	⑦半導体設計資産権を創出する研究の支援				

第4章 知識財産分野の国際協力の強化

第1節 国際協約加入の拡大及び関連制度の整備

1. 特許法条約(PLT 29)の主要内容及び加入方案

審査調停課 工業書記官 高・スンジン

ア. 特許法条約の意義

経済と技術の国境が無くなっていることで、出願人が外国で特許権を獲得しなければならない必要性が高まっているが、各国の特許法が互いに異なり、出願人が外国で特許権を獲得する過程に多くの困難があった。WIPO は、こうした困難を解消するための案として 1970 年に特許協力条約(PCT)を採択した。

しかし、PCT は基本的に一つの国際出願で複数の国家に出願する効果を得るためのものであって、国際出願が国際段階にあるときに国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関、出願人などが守るべき規範を定めているだけで、国内段階へと進入した後には各国の特許庁で進行する手続きを定めてはいない。特許法条約は、特許出願について各国の特許庁が、各国内で付加しうる手続きの範囲を規定し、締約国がその範囲内で手続きに関する法を運用するようにしている。したがって出願人は、PCT によって国際出願をした後、その出願が国内段階に進入すれば、特許法条約によって容易で安全に特許権を獲得、維持できるようになった。

イ. 主要内容

特許法条約は、特許獲得手続きの統一化と単純化を目的としている。すなわち、互いに異なる各国の特許法を統一化するにあたり、単純な方向に統一化しようというものだ。その結果、出願人が予測可能で、一貫性があり、簡素な手続きを提供し、ひいては出願人が失敗を犯す可能性を低くするだけでなく、失敗を訂正する機会も提供することになる。PLT の主要な特徴としては、①出願人の要件の緩和、②PCT 要件と相応する標準化された要件、③標準様式の使用、④簡素化された特許庁への手続き、⑤意図しなかった権利の喪失防止などがある。

ウ. 発効時期の見通し

WIPO 国際事務局は、現在論議されている実体特許法条約が 2003～2004 年頃に妥結すると展望している。これに伴い特許法条約と実体特許法条約に時間差を置いて加入する場合、1～2 年の間に 2 度にわたる大規模な法改正及び電算システム補完作業を遂行しなければならない負担が発生することになるため、大部分の国家では実体特許法条約が妥結した後、特許法条約と実体特許法条約に同時加入するものと予測される。したがって特許法条約は、2005 年頃に実体特許法条約と共に発効される可能性が高い。特許法条約は、10 か国が加入した後、3 か月が経過すれば効力が発生するようになる。

エ. 加入案

特許庁は、頻繁な法改正及び電算システムの修正に伴う人材及び予算の負担を減らして出願人などの不便を最小限にするために、実体特許法条約の妥結を待つて両条約に同時に加入する案を推進する計画だ。

29) Patent law Treaty のイニシャルで 27 の条項、21 の規則及び 6 つの合意宣言文からなり、2000 年 6 月 2 日に外交会議で採択された

2. 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加入準備

審査基準 行政事務官 睦・ソンホ

ア. マドリッド協定議定書の概要

1) 公式名称及び成立時期

マドリッド協定議定書の公式名称は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書(Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)で、1989年6月27日に採択され、1995年12月1日に発効、同議定書を施行するための下位規定である共通規則が制定されたことで1996年4月1日から施行に入った。

2) 成立の背景

マドリッド協定議定書は、マドリッド協定が抱える問題点を克服して伸縮的な国際登録制度を創設する目的で設けられた。

すなわちマドリッド協定議定書では、フランス語以外に英語も公式言語として採択し、英語圏国家に対して配慮しており、自国内の商標登録だけでなく、商標登録出願を基礎としても国際出願を可能にするなど、無審査主義国家と審査主義国家間の不均衡を是正し、拒絶理由通知期限も最大1年6か月まで延長できるようにした。併せてセントラルアタック(Central Attack)によって国際出願が消滅した場合にも、各国で出願人が国内出願に転換できるようにし、出願人が抱えることになるリスク負担を相当部分除去した。また国内商標登録出願に対する手数料を上回らない範囲内で個別手数料を徴収できるようにし、審査主義国家らが安い手数料で審査の遂行を強いられるという加入に伴う負担を緩和させた。

3) マドリッド協定議定書の特徴及び加入国の現況

ア) 特徴

マドリッド協定議定書の体制は、公式言語(フランス語または英語)で作成された一つの国際出願を一つの本国官庁に提出し、ただ一度の手数料を払い込むことで、一つの番号からなる国際登録を獲得して多数の国家で保護を受け、一度の更新手続きによって更新を行うという特徴がある。

イ) 議定書加入国の現況

2001年12月現在、合わせて55か国がマドリッド協定議定書に加入している。最近になって議定書の加入国が大幅に増加する傾向にあり、55の加入国のうち34か国が1998年以降に加入した。

世界最大の商標出願国である米国の場合、マドリッド協定議定書に加入するという方向を定めて、マドリッド協定議定書執行法案が設けられ、1999年4月に下院を通過したが、政治的な理由(EUの複数投票権問題)で、いまだ上院を通過できず、マドリッド協定議定書が保留されている状態だ。

イ. マドリッド協定議定書の加入を推進する背景

マドリッド協定議定書システムは、通常の商標登録出願システムに比べて出願人及び特許庁側にも多くのメリットがあり加入を推進した。

1) 出願人及び商標権者への便宜向上及び費用節減

マドリッド協定議定書制度を利用すれば、出願人は国籍を置いている国または居住国に英語またはフランス語のうち、その国家で定める言語で作成された国際出願書に商標の登録を受けようとする国家を指定して出願することで、複数の締約国に出願した効果を得ることができ(多国家1出願システム)、手数料も原則的に国際出願時に一括的に払い込めばよい。また国際出願の段階では、商標の登録を受けようとする各個別国ごとに代理人を選任する必要がないため、代理人の選任費用を節減することができる。

2) 権利取得の可否が明確

マドリッド協定議定書によると、指定国官庁で拒絶理由を発見した場合、異議申請を基礎としている場合を除いては、原則的に国際事務局から指定通知を受けた日から1年(1年6か月まで延長可能)以内に国際事務局に拒絶通知をしなければならないので、出願人は原則的に指定国官庁が国際事務局から指定通知を受けた日から1年(1年6か月まで延長可能)以内に、その指定国官庁での商標権取得の可否を知ることができる。

3) 商標権の一元的な管理が可能

マドリッド協定議定書制度によると、商標権者はWIPO国際事務局が作成する国際登録簿上の権利者の名義変更または存続期間の更新などによって、複数の国家での商標権者の名義変更または存続期間更新などが可能なため、商標権を一元的に管理することができる。

4) 海外投資の促進及び外国人投資の増進

マドリッド協定議定書に加入すれば、韓国国内の出願人の海外出願手続きが簡便になるので、ブランドの海外進出がより容易になることで、韓国国内企業の海外投資を促進することができ、外国人の場合も韓国国内へのブランドの進出がより簡便になるので、外国人の対韓投資が増大しうる。

5) 商標分野での韓国の国際的な位置付け向上

マドリッドシステムは、商標分野における代表的な国際条約として今後、国際出願手続きに関してより活発な論議が進行するものと予想されるものであり、マドリッド協定議定書に加入することでWIPO及び先進諸国らと共に商標分野を国際的に主導することができ、中国及び日本と共にアジアの主要国家として商標分野をリードすることができる。

ウ. マドリッド協定議定書の加入推進の経過及び今後の推進計画

特許庁は2002年下期のマドリッド協定議定書加入に向けて2001年2月に商標法を改正し、下位法令を2001年6月に改正した。これと同時に外国のマドリッドシステム運営事例を研究・分析し、日本のマドリッドシステム専門家を招いて特許庁で日本の運営事例を発表させた。

特許庁は2001年末現在、電算支援システムの開発に向けた業務分析作業及び細部業務処理手続きを定めている。

2002年には、マドリッドシステム関連手数料を整備して手数料徴収規則を改正し、電子的な国際出願が可能ないように関連規定を整備し、細部業務処理手続きを確定すると同時に各種通知書式を整備して電算支援システムの開発を一次的に終える計画だ。またWIPOと共同でマドリッドシステムに関するセミナーを開催して出願人及び代理人に対してPRし、特許庁審査官に対してもマドリッドシステムについて教育する予定だ。

第2節 多者間及び二者間協力事業の推進

1. WTOの知識財産権分野の論議への積極対応

国際協力担当官室 行政事務官 金・シヒョン

2001年度のWTOの最も重要な活動成果は、2001年11月にカタールのドーハで開催された第4次WTO閣僚会議を通じて、新しい交渉、いわゆる「ドーハ開発アジェンダ(DDA 30)交渉」について全世界の合意を引き出したことと言える。交渉は今後、2005年まで一括妥結方式(single undertaking)に進行する予定で、その結果は21世紀の世界経済秩序を改編する重要なきっかけになるだろう。

30) Doha Development Agenda の略

第4次閣僚会議において最も重要なテーマの一つがまさしく TRIPS 協定だ。まずアフリカの最貧国(LDC:Least-Developed Countries)と南米、アジアの一部国家はエイズ、マラリアなど各種疾病による公衆保健の危機を克服するにあたって、特許など知識財産権が妨げになってはならず、TRIPS 協定が伸縮的に適用されるべきと主張して、強制実施権の付与、平行輸入などを通じた危機解決を主張した。反面、先進国らはこうした公衆保健の危機を解決する必要性は認定しながらも、その対象となる疾病と方法などについては、開発途上国とは異なる立場を固守した。採択された「TRIPS 協定と公衆保健に関する別途宣言文」によると、TRIPS 理事会は2002年末まで、生産基盤が備わっていなかったり、不十分な国家の強制実施権の行使を効果的に保障するための方案を一般理事会に報告しなければならず、最貧国に対する先進国の技術移転の義務が強調されている。

この他にも過去の TRIPS 理事会ですでに設定議題として論議された葡萄酒と蒸留酒の地理的表示通報及び登録のための多者システムの設立、追加的な地理的表示保護対象範囲の拡大、動・植物特許などバイオ工学特許の保護、油田資源と伝統知識の保護及び知的財産権分野における非違反申し立て(Non-violation complaint)の適用などの議題が DDA 交渉の議題に含まれるようになった。

TRIPS 理事会は、毎年合わせて4回の定例会議をスイスのジュネーブで開催しており、韓国の特許庁は知的財産権分野の主務部署として外交部など他の部署と共に積極的に参与している。TRIPS 理事会の活動で韓国は大部分の事案において先進国の立場と後進国の立場を同時に受け入れなければならない特殊な位置にある関係上、双方の立場を調停して妥協点を見出すにあたって、きわめて重要な役割を果たしてきた。

2. 韓国・WIPO 間の知識財産権業務の協力関係構築

国際協力担当官室 工業書記官 ジョン・チャホ

イ. KIPO-WIPO 業務協力協定の締結

2001年11月9日、WIPO 事務総長と韓国特許庁長は、大田で知識財産権分野において両機関が協力する事項に対する協定を締結した。今までは韓国の特許庁が、各国の特許庁のうちの一つとして活動したが、これまでの韓国の特許庁の活動成果を受けて、WIPO が開発途上国を支援するパートナーとしての能力を認定し、同協定が締結されたものと評価される。同協定は、知識財産権分野で両機関の協力が知識財産権制度の発展に寄与するという基本認識のもと、韓国特許庁が持つ経験を開発途上国に伝播するいくつかの事業を施行することを目標としている。同協定は電算化、中小企業のサポート、PCT、人材開発など9つの優先協力分野について両機関が協力する事項を特定している。

イ. 協力協定の後続措置

協力協定の後続措置として韓国特許庁は、一つ目にフィリピン、ベトナム、マレーシアなどの国家に審査官を短期派遣して韓国の制度に対する教育を実施、二つ目に WIPO が主催する各種セミナーに講師を派遣、三つ目によりスムーズな協定の履行のために2002年3月に実務会議を開いて今後の具体的な協力事業について論議する一方、2003年から3年間 APEC 資金及び韓国特許庁の対応資金により、APEC 域内の特許庁を対象とした電算化諮問事業を展開する予定だ。

3. 日韓中、3 国間の特許協力関係の構築

国際協力担当官室 行政事務官 キム・シヒョン

ア. 3 国庁長会談の推進経緯

韓国特許庁は2000年度中に韓国-中国、韓国-日本間の庁長会議により3か国の協力関係を構築する必要性を強調し、3か国庁長会談を提案したことがある。その後にも3か国間協力関係に関する working paper を日中に伝達するなどの努力を続けた結果、2001年8月14、15日の両日にわたり3

か国特許庁長会談の開催に向けた3か国実務会議が中国の北京で開催され、3か国庁長会談の具体的な日程と協議する議題について論議することになった。

イ. 第1次会談の成果と意義

2001年9月11日、日本で開催された第1次日韓中3か国特許庁長会談は、何よりも3か国の特許庁長が最初に一堂に集まって意見を交換し、今後3か国間の庁長会談を定例化することで、3か国間の特許協力の基盤を構築するにいたった点で重要な意味を持つ。

第1次会談で3か国特許庁長は、出願人の便宜を最大限に図る統一された特許制度の構築が3か国の科学技術の発展と経済公益の促進に寄与することで認識を共にし、3か国庁長会談の毎年の開催、常設実務協議体の運営、共同専門家グループを構成すること、そしてアセアン国家との協力体制の構築に共同で努力することで意見が一致した。また3か国特許庁は、WTO及びWIPO(世界知識財産権機構)レベルでの知的財産権の国際規範に関する論議と構成過程でも互いに緊密な共助体制を維持することにした。

この他にも3か国の特許庁が直面している共同課題の解決及び任務の効率的な遂行のために特許制度の統一化、特許電算ネットワークの連結、審査情報及び審査結果の活用など多様なテーマについて意見を交換して今後の協力案を話し合った。

第1次3か国特許庁長会談は、特許権など知識財産権が3か国の間でより活発に流通し、企業がより簡便で安い費用で東北アジア経済圏内において知的財産権の保護を受けられる統一した特許制度構築の礎を築いたと評価されている。

ウ. 今後の推進計画

今後も韓国の特許庁は、3か国の特許庁長間の持続的な協力関係の維持、発展に積極的に寄与することで、先の1次会議で合意した事項が達成できるよう努力しなければならず、第2次の3か国庁長会談は、アルファベット順に従って2002年度中に韓国で開催される予定だ。

4. 主要国家との特許庁長会談の開催

国際協力担当官室 行政事務官 ビョン・ヨンソク

2か国間の特許庁長会談の開催は、それを通じて知識財産権の懸案事項に関して効果的に論議することができ、強力な推進力により事後措置が進むという点で、外国との知識財産権協力業務の核心であると言える。

韓国特許庁は、2001年度にも2か国間の特許庁長会談を積極的に推進してブラジル、メキシコ、香港、シンガポール、マレーシア、日本、豪州などと2か国庁長会談を開催して実質的な両者協力関係の構築のために努力した。

まず2001年3月に韓国・ブラジル特許庁長会談を開催して特許庁電算システムであるKIPO-netのブラジルへの技術移転及び輸出に関して基本的に合意し、「韓国・ブラジル了解覚書」を締結した。

2001年6月には香港、マレーシア、シンガポールとそれぞれ庁長会談を開催したが、2か国間の審査官交流、韓国企業の知識財産権に対する保護、電算分野の協力などについて協議し、引き続き互いに緊密に協調していくことにした。

日韓特許庁長会談は、毎年定例的に開催されているものであり、2001年9月に第13次日韓特許庁長会談が東京で開催された。この会談で日韓の特許庁長は、両国企業の出願の便宜を画期的に向上させるため両庁の電算網の相互連結、出願関連書類の電子的な交換、特許情報の相互活用、そしてPCT国際出願に対する国際調査及び国際予備審査の相互実施などの協力事業を積極的に推進することで合意した。

一方、韓国特許庁が最初に提案して2001年9月に第1次日韓中3か国特許庁長会談が日本の

東京で開催された。3 か国の特許庁長会談の開催は、東北アジア 3 か国の特許庁長が一堂に集まって、東北アジア地域の特許協力に向けた論議を最初に行ったという点で大きな意味がある。この会議では、東北アジア地域の特許制度の統一化及び特許審査関連情報の共同活用のための特許協力方案について協議した。また 3 か国の特許庁長は、出願人の便宜を最大限に向上させる統一した特許制度の構築が日韓中 3 か国の科学技術の発展と経済公益の促進に寄与するという点で認識を共にし、これに向けた多様な協力方案を実務協議体及び分野別の専門会議の常設化によって積極的に推進していくことで合意した。

3 か国特許庁長会談に続いて、同じ日の午後には日韓中 3 か国と東南アジア諸国連合(ASEAN)の代表が参加した第 1 次 3 か国+ASEAN 会議を開いて、アジア地域内の特許権の保護強化と特許技術の流通促進のために域内の特許庁間の電算網の構築、知識財産権人材の開発、特許情報の交換など域内特許協力推進案について論議した。

2001 年 9 月には韓国・豪州特許庁長会談も開催され、韓国と豪州間の PCT による国際出願の国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)の相互指定を論議して合意した。

5. PCT 運営で ISA、IPEA としての役割向上

出願課行政事務官 パク・ユンソン

特許庁は 2001 年の 1 年間、PCT 分野において ISA/IPEA としての役割を国際分野に拡大した。ISA/IPEA 業務の開始から 2 年にして世界第 6 位の ISA/IPEA に跳躍した特許庁は、内部的に蓄積された力量をもとに特許庁の PCT 業務の国際化を積極的に推進した結果、2001 年 8 月 27 日から PCT 締約国として業務を始めたフィリピン特許庁から最初の権限ある ISA/IPEA に指定され、2001 年にフィリピン特許庁が受理した 5 件の国際出願のうち 4 件について韓国特許庁が国際調査業務を遂行した。これは韓国特許庁が外国の特許庁に対して輸出した最初の行政サービスの事例で、特許庁の業務を国際化させる礎となった。

また特許庁は、ISA/IPEA サービスの対象国家をアジア諸国に拡大するために二者交渉を活発に推進した。2001 年 11 月中には、韓国特許庁をベトナム特許庁のための権限ある ISA/IPEA に指定するための実務交渉をベトナム特許庁側と成功裏に終えて、両庁間の PCT 分野の業務交渉が 2002 年 3 月中に締結、特許庁は外国の特許庁に対する二番目の権限ある ISA/IPEA に指定され、特許庁の PCT サービスに対する国際顧客の範囲を一層拡大した。

PCT/ ISA/IPEA と関係した技術協力分野でも活発な活動を繰り広げて 2001 年 11 月にはフィリピン特許庁を訪問して、フィリピン審査官を対象に PCT 業務と関連して職務訓練教育を実施した。2002 年 2 月には現在、PCT 条約加入を考慮中のカンボジアを訪問して PCT 分野と一般特許分野に対する職務訓練を実施し、カンボジア特許法を制定して特許庁を発足させる一翼を担った。今後、カンボジアが PCT 条約に加入すれば、韓国特許庁がカンボジア特許庁のための PCT/ ISA/IPEA に指定される一番目の ISA/IPEA になる展望だ。

今後も PCT 分野の外国顧客の範囲をさらに拡大するためにマレーシア、インドネシア、シンガポール特許庁と実務交渉をして韓国特許庁を ISA/IPEA に指定することを含めた PCT 分野の業務協定を締結する計画で、それと併せて日本、豪州、中国など特許分野の先進国を対象としても実務交渉を引き続き推進していく計画だ。

6. 商標・意匠分野の国際協力の強化

審査基準課 行政事務官 パク・ヒョンヒ
行政事務官 ジョン・スン Chol

ア. 日本

1) 両国の関係

日本の商標と意匠制度は、韓国ときわめて類似している関係上、日韓両国間には商標、意匠分野において相互に共感する部分が多く、国際的な懸案においても共助を維持してきた。また日韓両国は、地理的に近接している点と共にアジア地域の代表的な商標及び意匠の出願大国という名声に呼応して、両国相互間の審査官交流及び相互協力は、他の国家よりも活発に進められてきた。

2) 協力の現況と成果

これまでの商標・意匠審査官の交流は、その頻度数に比べて体系化できなかったという限界を抱えている。こうした問題意識を受けて、商標・意匠分野に専門化された協力チャンネルを構築するために2000年11月に韓国特許庁で開催された第12次日韓特許庁長会議で、今後、日韓間の商標及び意匠審査官会議を定例化しようという論議に両国が積極的に合意し、2001年から商標・意匠審査官会議が定例化され、体系的に協力を推進できる転機となった。

この合意によって2001年6月に東京で第1次日韓商標審査官会議が開催され、商標政策及び運営実務の全般に関して両国の意見を交換し、とくにこの会議を通じて韓国のマドリッド協定議定書加入推進の過程での両国間の協力の持続と国際商品分類分野での両国間の共助体制の維持を合意したところであり、何より商標分野での両国の特許庁間の相互信頼の向上を通じた情報交流協力チャンネルを構築したことが最大の成果と言える。

また2001年11月に第1次日韓商標・意匠審査官会議を東京で開催し、両国の意匠登録制度の全般、未保護領域問題、意匠の国際的保護に対する国際発表と意見交換によって、これまで他の分野に比べて活発でなかった意匠分野においても、両国の理解の礎を築いた。

3) 今後の協力計画

第1次会議に続いて第2次日韓商標・意匠審査官会議が2002年下期(11月中)に開催される計画で、日韓間の協力関係がさらに確固たるものになる見通しで、今後、両国は商標及び意匠分野での協力関係をさらに厚くするのはもちろん、国際的な懸案に対する立場を定立するにあたって、相互共助体制を構築していく予定だ。

イ. 中国

1) 両国の関係

中国は韓国と地理的に近接しているにもかかわらず、社会文化的な差や制度的な差などによって商標及び意匠分野において韓中両国間の協力活動が活発に進展できなかった。

ただし、毎年開催される両国特許庁長会議を通じて、商標・意匠分野の協力が付随的になされてきた。とくに中国は、その他の国家と異なり特許業務と商標業務の遂行機関が分離している関係上、商標分野だけの専門的な協力関係の構築のための機会が頻繁にはなく、主に韓国側の商標審査官たちの中国商標制度と関連した調査活動が大部分を占めた。

2) 今後の協力計画

しかし、中国は最近、アジアの巨大新興国家として跳躍しており、また韓国の中国への進出も増大すると予想されるため、韓国特許庁は中国商標業務部署である工商行政管理局 商標局との協力チャンネルの構築を引き続き推進していく必要がある。これに伴い2000年12月には中国制度調査団の派遣を通じて中国との商標関係の協力チャンネルを模索しようと試み、今後、これを発展させて韓中商標・意匠審査官会議を定例化、両国間の協力関係を確固たるものとしていく予定だ。

ウ. 欧州商標庁

1) 両国の関係

欧州商標庁(OHIM)とは、2000年3月に韓国特許庁の商標政策担当者のOHIM訪問により第1次

商標審査官会議を公式的に発足させることになった。地域的に統一した商標制度のお手本として代表される OHIM との協力を通じて、韓国の国際的協力の力量を育むきっかけとなり、韓国の商標制度を欧州地域に広く知らせる機会となった。

2) 協力の現況と成果

とくに2000年9月、OHIMの特許庁次長をはじめとした商標専門家らが韓国を訪問して、韓国特許庁及び大韓弁理士会を対象に第1次OHIM商標制度説明会を開催し、同地域の商標制度の理解に大きな助けとなり、2001年3月に韓国特許庁で第2次韓国・OHIM商標審査官会議を開催し、立体商標など自国の審査基準に対する細かな論議を通じて両国の審査慣行に対する幅広い理解を高め、今後、韓国の商標制度の発展に参考となりうる資料に接する機会が設けられた。

OHIMの制度は、韓国と多少異なる点があるが、長い実務経験と研究活動により先進商標制度を運営しており、韓国がまだ導入していない音商標、臭い商標など非定形的な商標制度も受容しており、今後、制度改善において良いお手本になるものと判断される。

3) 今後の協力計画

第2次OHIM商標・意匠制度セミナーが2000年に続いて2002年9月中に関連業界の従事者を対象にソウルで開催の予定であり、2002年から韓国・OHIM意匠審査官会議を開催することで合意して、2002年9月に意匠審査官会議を大田で開催するなど、両国の協力関係をさらに確固たるものとする予定だ。

7. インターネット上の標示保護問題の解決に積極対応

審査基準課 行政事務官 パク・ヒョンヒ

ア. 論議の背景

世界経済は今、情報技術とインターネットの発達により電子商取引の時代に進入する大変革を遂げており、こうした変化は全産業分野に多大な波及効果を引き起こしている。電子商取引は、サイバースペースで国境無き製品が取り引きされている関係上、製品の出所を示す商標の重要性がさらに浮上している。これによってインターネット上で他人の有名商標を無断で使用するなど、新しい問題が続々と登場している。

またインターネットの無国境性(global nature)という特徴によってサイバースペースで起こる諸般の問題が、全世界的に影響を及ぼすようになったことで、伝統的に属地主義に基盤を置いている既存の商標制度の限界を露呈しており、これを規律する国際的な時限の統一された規範を制定する必要性が提起されているのが現実だ。

イ. インターネット上の標示保護と関連した国際的なテーマ

インターネット上の標示保護問題と関連した商標分野の論議は、国際的な次元で多角的に進んでいるが、おおむねドメインネームと商標間の紛争の解決問題とインターネット上の商標の使用に関する新しい規範の樹立問題などが重要な懸案として浮上している。

1) 統一したドメインネーム紛争解決政策(UDRP)

商標とドメインネームの紛争の解決に向けては、既存の司法的な次元の限界を超えて、迅速で経済的な紛争解決の方法を模索しようと1999年8月に世界インターネットアドレス管理機構(ICANN)で統一されたドメインネーム紛争解決政策(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)を採択し、同年12月からWIPO仲裁調停センターなど4か所の機関で最上位一般ドメイン(gTLD)に関する紛争処理サービスを実施している。通常これをUDRPによるドメイン紛争処理と言う。

2) 「インターネット上の標示使用と関連した産業財産権保護規範」の設立

インターネット上の商標の使用と関連した新しい国際規範の樹立と関連して、WIPO 商標法など常設委員会(SCT)では1998年6月に同委員会の創立当時からインターネット上の商標権保護問題に深い関心を持ち、会員国たちもまたこうした研究の必要性に共感してSCT会議の第1次、第2次会議ではWIPOが中心となって論議の対象、範囲などに関する研究資料を準備し、第3次、第4次、第5次会議にいたるまでの間、各国は「インターネット上の商標など標示保護関連規範」の設立を論議した後、2001年3月の第6次会議の際に「インターネット上の標示使用と関連した産業財産権保護規範」が最終的に設けられた。

韓国特許庁もまたWIPO SCTのインターネット上の商標保護の論議過程に積極的に参加して同規範(案)の設置に大きく寄与した経緯がある。第6次会議時に設けた同規範は、他のSCTの論議結果と同じように2001年9月のWIPO総会に上程されて、パリ同盟総会とWIPO同盟総会の「共同勧告」(Joint Recommendations)の形態で最終的に確定した。本規範は、現行の各国が運用している実際世界で適用される商標関連法律が、インターネット上で発生する商標の使用、侵害、救済措置など各種の法的問題にも同一に適用されるべきという原則を照らすと共に、ただインターネットの無国境性と商標権の属地主義を調和させるために、インターネット上の商標権などの権利の共存を可能とする方法を模索していることが特徴だ。

「インターネット上の標示使用と関連した産業財産権保護規範」は、法的拘束力を持つ条約ではないが、WIPO 会員国の参加と論議を通じて設けられたものとして、インターネット環境のもとで商標など産業財産権の保護問題と関連して重要なガイドラインになると期待され、今後、韓国でも関連分野に対する韓国内外での論議の動向把握はもちろん、独自のガイドラインの設置を通じて、商標権がインターネット上でも効果的に保護される立法的な基盤を拡充していく必要があると見られる。

ウ. 韓国のドメイン紛争調停機関

韓国でも急増するドメインネームの登録・使用と関連した紛争を効果的に解決するために韓国インターネット情報センター内に「ドメイン名紛争調停委員会」を設置し、kr 国家ドメインネームに対する紛争調停サービスを提供し始めた。したがって、kr 国家ドメインネームと関連して、他人が不正な目的で自らの商標またはサービス表と同一または類似した文字をドメインネームとして登録することで権利が侵害された当事者は、「ドメイン名紛争調停委員会」に紛争調停申請を行うことが可能になった。

第3節 知識財産権研究機能の拡充

発明政策課 行政事務官 イ・チュンム

1. 「知識財産権研究センター」の拡大改編

ア. 推進の背景

21世紀の知識情報化時代を迎えて知識財産権に関連した韓国内外の紛争に対する効率的な対応方案を樹立し、韓国内外の知識財産権の動向分析と新知識財産権分野の関連問題を調査・研究・分析することで、国家と企業の対外知識財産権戦略の樹立が必要となった。

これに伴い1997年3月28日に発明振興法 第31条(知的財産研究所)に拠って韓国発明振興会内に知識財産権研究センターが設立され、現在、所長1人、常任研究員9人、非常任研究員54人から構成される。

イ. 研究実績

これまでの主要研究事業の実績としては、「電子商取引関連技術の知識財産権保護方案の研究」など研究レポートが24件、「新知識財産権の国際的動向と韓国の保護方案」など研究用役が4件、

「知識財産権紛争と対応方案」など学術セミナーを7回開催、「米国とインドの紛争に関するWTOパネルレポート」など外国文献の調査・分析が6件、その他の知識財産権の国際動向の分析及び判例分析が100件余りある。

ウ. 主要内容

知識財産分野の専門家が不足した韓国国内の現実にあつて、主要政策の開発など多くの研究実績を成し遂げたにもかかわらず、遂行機能の狭小さ、研究人材の非専門化及び低い認知度など多くの問題点が表面化しており、これを解決するため研究実績の改善及び研究センターの認知度アップ策など改善案を設けた。

まず2001年9月にホームページを構築(<http://www.kiprc.re.kr>)して活用し、これまでの各種研究資料をデータベース化し、研究センターの人材を拡充、研究機能の専門化のために研究センター所長と研究員5人を充員する一方、2001年12月に日本知的財産権センターと情報交換及び共同セミナーの開催などの業務協約を締結した。

また既存の中期課題を柱とする研究と平行して随時発生する知識財産権の懸案と関連した短期テーマを積極的に遂行することで、政策補佐機能を強化し、受動的な研究テーマの遂行方式から脱皮して知識財産権の懸案に積極的に参加して、調停者としての機能を遂行するようにした。

エ. 今後の推進方向

知識財産権研究センターの認知度を高めるために、研究センターのホームページを活用して優秀な知識財産権情報を提供させることで、オンライン上での知識財産権研究の中核的な機能を遂行し、オフライン上で研究センターの研究活動を広報して研究成果を普及するために研究誌を発刊させる計画だ。

また、知識財産権研究センターの研究機能を拡大して推進するために日本、米国、欧州など海外の知識財産権研究機関との研究員の派遣勤務、国際学術セミナーの開催など、交流の活性化して、民間企業の知識財産権研究センターへの人材派遣も推進する計画だ。

〈表 2-4-1〉 知識財産権研究センターの研究レポートのリスト

年度	研究レポートのタイトル
2001 年	<ul style="list-style-type: none"> ○2002 年度の特許管理特別会計の税収入の推計 ○特許法条約(PLT)反映のための特許法改正案の検討 ○証明標章制度の導入に伴う問題点及び導入案 ○弁理士制度の改善案の研究 ○審決取り消し訴訟と関連した特許審判院と特許裁判所間の業務協力案の研究 ○国有特許の効率的な管理方案 ○米国の知識財産権交渉戦略と韓国政府の対応方案 ○電子商取引時代の商標紛争及び裁判管轄に関する研究 ○主要国の発明振興施策の比較・研究 ○発明活動の底辺拡大のための階層別の発明活動活性化案の研究 ○バイオ工学(Biotechnology)時代の植物特許改善案の研究 ○医療発明の法的保護 ○職務発明ハンドブック
2000 年	<ul style="list-style-type: none"> ○意匠制度の総合的な発展方向 ○管理範囲確認審判制度の存廃問題の研究 ○電子商取引関連技術の知識財産権保護策 ○米国のグローバル特許戦略分析を通じた知識基盤経済下での産業政策方向 ○動物特許の保護に関する研究 ○未登録商標の保護の必要性と保護策 ○特許侵害訴訟における公知技術の抗弁
1999 年	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル環境下でのインターネットドメインネームと商標権の抵触問題及び解決策の研究 ○知識財産権と産業標準化及び反独占法の関係の研究 ○産業財産権侵害に対する刑事訴追要件の緩和と取り締まり公務員に司法警察権を与える方案 ○産業財産権の活性化のための税法上の支援方案 ○特許法条約案(PLT)に対する研究 ○マドリッド協定議定書加入の実益及び問題点に対する研究 ○産業財産権紛争に関する裁判外紛争解決制度
1998 年	<ul style="list-style-type: none"> ○産業財産権担保貸付制度の活性化のための研究:価値評価及び担保設定方法を中心に ○知識財産権の効率的な管理方案 ○産業財産権の権利者を保護するための効果的な侵害救済方案
1997 年	<ul style="list-style-type: none"> ○特許技術の事業化方案 ○特許・実用新案審査組織の改善及び審査官の管理方案 ○特許審判院の運営方式に関する研究 ○電子媒体に収録された産業財産権情報に対する著作権問題の研究 ○商標・意匠保護対象の拡大及び保護策

2. 韓国・WIPO 産業財産権共同研究の遂行

国際協力担当官室 工業書記官 ジョン・チャホ

ア. 共同研究推進の経緯

WIPO は韓国の経済発展と知識財産権制度の発展の相関関係を把握することが、今後望ましい知識財産権制度を設定する助けとなり、また開発途上国支援の羅針盤の役割を果たしうるとの判断のもとに2000年初めに韓国・WIPO 共同研究を提案した。研究機関の選定手続きを経て2000年7月にソウル大学経済研究所が研究計画提案書を提出し、2001年5月に同研究用役事業が最終承認された。研究期間は2001年6月1日から2002年5月30日までで、用役費の約7,000万ウォンは、韓国特

許庁とWIPOが50%ずつ折半で負担することにした。2002年5月30日に最終レポートが提出されれば、韓国特許庁とWIPOと同レポートの活用方案に対して論議する予定だ。

イ. 研究内容の要約

研究内容は、特許引用の頻度数が先進国水準に到達するなど特許の質が高度化し、日本の企業に比べて韓国の企業がR&Dへの投資に積極的であることを実証的に検証し、望ましい特許政策として、一つ目に特許制度の認識向上事業が必要であり、二つ目に審査官の数を大幅に増員して審査期間を短縮しなければならず、三つ目に事業化の成功率アップのための持続的な努力が必要であり、四つ目に徹底した執行(enforcement)を通じて知識財産権の価値を保護しなければならず、最後に知識財産権の行政体系を統合する必要があることが指摘されるだろう。

ウ. 研究レポートの活用計画

研究結果が確定すれば、関連の専門家たちの意見を集めるためにセミナーを開催する予定で、研究の結果は2002年下期にWIPOの179か会員国に配布されて韓国の成功事例をWIPOを通じて広報する媒体として活用するだろう。また長期的にはレポートが提示するいくつかのモデルを根拠として、多様な政策が開発・施行されるものと期待される。

3. 知識財産権関連シンポジウムの開催

国際特許研修部 行政事務官 キム・チョンギョン

ア. 日韓知識財産権執行セミナーの開催

国際特許研修部は、知識財産権が国際化する傾向にあることに伴う執行関連の懸案を論議して、共同の対応策の樹立を通じて、アジア地域内における知識財産権の執行現況の把握と望ましい体制確立を模索するために、日本の特許庁と共同で2001年6月26日から6月29日まで4日間、中国、ベトナムなど4か国の開発途上国の知識財産権執行業務の従事者26人が参加した日韓知識財産権執行セミナーをソウルのウォーカーヒルホテルで開催した。

アジア地域での偽造商品の流通防止など知識財産権執行活動を活性化することと知識財産権関連制度及び執行活動に関する情報交流を目的として、韓国とアジア地域での知識財産権執行活動、韓国企業の知識財産権保護活動、偽造商品流通に関する研究、韓国の知識財産権をめぐる訴訟の概要など知識財産権執行と関連したテーマを中心としてセミナーを進めた。これを通じて知識財産権保護強化の必要性を自然に強調して、国際世論を喚起させることができ、また知識財産権保護の重要性が浮上したことで海外で韓国企業の特許権及び商標権が侵害される事例を事前に防いで、知識財産権を効果的に保護するための多様な対策を模索したと評価された。

この他にもセミナー期間中に韓国の偽造商品取り締り活動の事例を紹介するために関税庁の執行部署であるソウル税関を訪問して、関税博物館内の偽造商品展示館の見学を通じて現場討論の機会も設けた。

イ. WIPOアジア地域セミナーを開催

知識財産権分野の主要な国際懸案と争点を論議するために世界知識財産権機構(WIPO)と共同で2001年11月20日から11月22日までの3日間、第14回「WIPOアジア地域セミナー」が開催されて、米国、デンマーク、中国、インド、インドネシア、イラン、マレーシア、モンゴル、ネパールなどアジア・太平洋地域の20か国余りの知識財産権分野の専門家と政策決定者など外国の専門家34人と、特許庁、バイオ工学研究所など大徳バレー内の研究機関、大学及び弁理士など韓国国内の専門家10人など合わせて44人が参加した。

今回のセミナーでは21世紀の知識財産権社会の変化に対応し、こうした変化をリードしていくための知識財産権庁(IP Office)らとその利用者らの役割、これら核心的な主体たちとの相互作用に再び

スポットを当て、これを新たに定立することにウエイトを置いてセミナーを進めた。とくに知識の創出、権利化、保護及び事業化など知識財産の創出と活用の全段階で知識財産庁らと利用者らの間の建設的な相互作用とシナジー増大策及び戦略に対する深い理解を図り、これに対する相互のコンセンサスを形成する機会を持った。

こうした論議を通じて 21 世紀の知識基盤経済社会で、その核心的な主体としての知識財産庁らと利用者らの革新的な役割が何かを定立し、とくに知識財産庁らが利用者らの期待を深く理解することで、知識価値創造の道を一次元高める知識財産行政サービスが提供されるきっかけになるものと評価される。

ウ. WIPO アジア地域知識財産権教育担当者の国際セミナー開催

国際特許研修部は、WIPO と共同で 2001 年 3 月 19 日から 3 月 23 日まで 5 日間、中国、インド、マレーシア、フィリピンなど 13 か国のアジア地域の知識財産権教育担当者及び国際知識財産権機構の関係者ら 30 人余りが参加した中で、「WIPO アジア地域知識財産権教育担当者国際セミナー」を実施した。今回のセミナーでは、バイオ工学とビジネスモデル特許など最近の知識財産権の主要テーマと知識財産権教育の関連分野の政策的な課題、教育課程と教材及び講義技法の開発と方法論などに対する活発な共同討議と政策代案の模索がなされた。この他にもセミナー期間中に特許庁を訪問して、KIPO-NET の実演と電子図書館及び発明の殿堂の見学、産学連携の代表的な事例である韓国科学技術院(KAIST)ベンチャーインキュベーター団地の訪問など、韓国の知識財産権教育の現場を実地に経験する機会を持った。

知識基盤社会で知識を蓄積、再創造、伝達する役割を果たす知識財産教育担当者こそが情報社会の主役であり、これら知識財産教育担当者の知識と能力開発は、すなわち所属組織の競争力強化と国家の富と福祉の創出と直結するという認識のもと、国際特許研修部と国際知識財産権機構(WIPO)が知識財産の人的資源の教育と能力開発にウエイトを置くために、今回のセミナーを共同で開催し、参加国間の相互教育分野の協力事業の拡大と友好増進、参加国間の情報交流に大きく寄与したものと評価された。

エ. 「韓国の知識財産権制度課程」セミナーの開催

「韓国の知識財産権制度課程」セミナーは春、秋の 2 回にわたって開催され 2001 年 3 月 29 日から 4 月 11 日まで 14 日間、8 か国から 18 人、9 月 13 日から 9 月 26 日までの 14 日間、11 か国から 15 人が参加した。

このセミナーは、韓国国際協力団(KOICA)の後援により国際特許研修部が主管して行うもので、1987 年から毎年 1 回開催してきたのを 2001 年からは春・秋の 2 回開催することで、その効果を倍増させた。参加者はインドネシア、フィリピン、ブルガリアなど開発途上国の知識財産権関連の公務員または関連実務専門家たちで、参加国の大部分が韓国と公益が活発か、今後、経済分野で相互協力の増大が予想される国家らを選定して、相互協力事業の拡大と国益増進に寄与するようにした。

セミナーの内容は、参加者たちが韓国の知識財産権制度に対する理解を高めて、知識財産権保護の重要性を認識させるために韓国の知識財産権制度の全般にウエイトを置いて、知識財産権制度の世界的な発展傾向及び先進国の立法動向と知識財産権保護制度、バイオ工学発明特許の動向と争点、インターネットドメインネームの懸案、ビジネスモデル特許などについても深く扱うことで、韓国の知識財産権の保護、侵害予防を通じた輸出増大と相互情報交換及び連帯強化を図った。これを通じて韓国企業らが海外で特許権及び商標権が侵害される事例が発生せず、産業財産権を効果的に保護する一助になると見られる。

この他にもセミナー期間中に慶州などを中心とした新羅文化圏の探訪により、韓国文化に対する理解の幅を広げて、浦項製鉄、(株)現代自動車、(株)現代重工業など産業体の見学を通じて韓国の産業

現場体験の機会も提供した。

第4節 知識財産権専門家養成のためのプログラムの開発

1. WIPO など国際機構及び主要国家への職員の派遣を拡大

国際協力担当官室 工業書記官 ジョン・チャホ

ア. 職員派遣の必要性

韓国の海外公館には多くの分野の駐在官が派遣されているが、主要国に知識財産権関連業務を専門に担当する特派官がいない。そのため知識社会の台頭によってすでに要求の高まった知識財産権関連の専門サービスを十分に提供できていないのが現実だ。特派官による専門サービスの提供が必要だが、知識財産権に関する専門的な知識が不足した商務官または経済官が、日増しに複雑になる知識財産権関連業務を適切に消化できなくなった。

また WIPO は、知識財産権の国際的な規範を制定・運営する国連専門機構であり、同機構には約 80 か国の出身者 800 人余りが勤務しているが、韓国出身の職員の数はいわゆる制限されているのが現実だ。それゆえに、韓国の立場をスムーズに改進黨、高級情報を適時に入手し、関連専門家を養成するために同機構に特許庁の職員を派遣する必要性が台頭した。

イ. 職員派遣現況

2001 年末現在、特許庁は駐ジュネーブ代表部及び駐 EU 代表部に特派官を派遣しており、日本特許庁傘下の日本発明協会にも職員を派遣している。また WIPO には、我が国の資金で PCT 関連部署に 1 人を進出させて勤務させており、PCT 方式の審査官 1 人は永久就業の形で勤務している。

エ. 職員派遣拡大案

特許庁は今後、韓国企業の知識財産権侵害が頻発な中国などの国家に追加で特派官を派遣できるよう関連部署と協議する計画だ。これは韓国企業の知識財産権を保護するための現地サービスが必要なためだ。また WIPO に永久就業する職員を増やすために WIPO 担当者と協議中であり、韓国特許庁の適任者を選んで WIPO 側に選抜を求める計画だ。

2. 審査・審判官の海外研修の充実化

国際協力担当官室 行政事務官 クォン・チュンガク

知識基盤社会の成熟に伴う e-Commerce、BT、NT など新技術の登場は、既存の審査関連法令の補完及び知識財産権と関連した国際動向の反映の必要性を台頭させており、これに伴い先進主要国からは知識財産権関連の審査基準の制定・改正に多くの努力を傾けている。

このような動きは、先進主要国の知識財産権制度の運営実態及び先進事例を把握する必要性を一層高めており、審査官の海外交流研修を通じて、特許政策関連の知識財産権制度の効率的な整備と審査・審判官の専門性向上が切実であることを示している。

これに伴い韓国特許庁は、2000 年以降、主要国家らとの特許・商標庁長会議の際、議題の中の一つとして人材交流方を論議し、その結実として 2001 年に審査官海外交流事業予算として 2 億 4,000 万ウォンを確保して合わせて 76 人の審査・審判官が米国、日本、欧州など主要国の研修プログラムに参加した。

2002 年には前年度の経験をもとにして審査官交流国家の拡大と出張の前・後の徹底した管理体制を導入して、交流協力事業を充実させる計画で、このために「1 人 1 課題」(政策・制度・審査事例など)

の出張遂行を原則としてチーム制レポート、個人別レポート、出張感想文、質問紙リストの作成、出張前点検会議の開催と出張後の事後評価会議を開催する予定だ。

第5節 海外進出企業の知識財産権の保護

1. 海外知識財産権の保護・管理の必要性

国際協力担当官室 行政事務官 ナム・ヨンテク

新世紀の到来と共に地球村は単一経済体制に転換して、デジタル革命・バイオ工学革命・ナノ革命など先端技術の急速な発展が結合しながら、国家間の無限競争時代を迎えている。こうした国際経済・技術環境の変化と共に知識財産権は、特許戦争と呼ばれる技術覇権主義時代において国際通商分野のホットな懸案として登場するにいたった。

米国・欧州など先進国は、早くから知識財産権を扱う経済の懸案らと連携してこれを通商武器とすることで、国際交渉で有利な位置を先取りできた。こうした状況で、過去に韓国は知識財産権の侵害国家に分類されて、先進国から多くの通商圧力を受けてきたのは事実だ。

しかし、最近では韓国企業の国際社会での認知度アップと製品の質に対する信頼度が向上したことで、かえって中国・東南アジア市場に韓国企業の商品と商標を模倣した偽造製品が氾濫して、現地に進出した韓国企業が莫大な投資損失を被っている実情だ。

海外の韓国企業の知識財産権と関連した侵害や紛争は、韓国企業の海外輸出と投資進出自体を不可能にするだけでなく、質が低い偽造製品の流通により韓国企業に対する国際的な公の信頼と評判が低下する。これによって否定的なイメージが海外市場に形成されて、韓国企業の海外マーケティングに悪影響を及ぼしうる。また模倣製品の流通により同製品に対する消費者らの需要が速く充足し、製品の寿命が短縮しうるので、十分な投資利益を回収できなくなるという問題点がある。

2. 海外の知識財産権侵害の現況

ア. 年度別の海外知識財産権被害の受付及び実態調査の把握件数

2001年12月末現在、海外の知識財産権被害の受付及び実態調査によって把握された件数は、全世界の約30か国余りで合わせて187件と把握された。

〈表 2-4-2〉 年度別の海外知識財産権被害の受付及び実態調査の把握件数

年度別	1997以前	1998	1999	2000	2001	計
件数(件)	92	24	38	16	17	187

イ. 地域別現況

被害事例を地域別に見ると、アジア・太平洋地域で被害事例が多数発生しているものと集計された。とくに中国・台湾など中華圏と東南アジアなどで主に発生しているものと把握されている。欧州や北米地域など先進国の場合、該当国の国民による侵害事例よりは、中国と東南アジアなどで生産された製品らが輸入されたり、現地で企業活動をするアジア企業らによる侵害事例が多いものと把握されている。

〈表 2-4-3〉 海外の知識財産権の地域別被害現況

地域別	アジア・太平洋	アフリカ	北米	中南米	欧州	計
件数(件)	121	6	12	26	22	187

ウ. 権利別現況

商標が124件、特許及び実用新案が28件となり、商標権の被害事例が圧倒的多数を占めている。これは商標権の場合、他の権利に比べて相対的に模倣や盗用が容易なためと分析されている。これと共に、最近になって韓国企業の現地での認知度が高まったことで、商標が現地人によってドメインネームとして先取りされるなど、インターネット上の商標権侵害事例も発生していると把握されている。

〈表 2-4-4〉海外知識財産権の権利別の被害現況

権利別	特許・実用 新案	意匠	商標	その他	計
件数	28	21	124	14	187

注)その他は営業秘密とドメインネーム、財産的価値がある無体財産及びライセンス関連内容を含む

エ. 侵害タイプ別の現況

侵害タイプ別の現況を見ると、現地で登録された権利と関連した技術の模倣及び同一・類似商標を付着した偽造商品の製造・販売による権利侵害が多数を占めており、現地人による無断先出願・登録と未登録の権利に対する模造品流通が同様の割合を占めている。

とくに最近になって現地人が異種商品に商標を無断で使用したり、広告への無断盗用、現地ディーラーが自らの業務に商標を無断で使用するなど、侵害のタイプが多様化する傾向にある。

現地人による侵害タイプである無断先登録、未登録の権利に対する模造品の流通及び侵害が多様化する傾向は、現地に進出する韓国企業の知識財産権に対する認識及び保護・管理の怠慢による場合が多く、これに対する積極的な対策が必要だ。

〈表 2-4-5〉海外の知識財産権の侵害タイプ別現況

タイプ別	現地人の無断先出願・登録(類似を含む)	登録された権利に対する模造品(類似商標の付着など)流通	未登録の権利に対する模造品の流通	その他	計
件数	52	70	48	17	187

注)その他はドメインネーム、ライセンス及び訴えられた場合を含む

3. 「海外知識財産権保護センター」の概要及び支援事例

国際協力担当官室 行政事務官 ナム・ヨンテク

ア. 「海外知識財産権保護センター」の概要

特許庁では、韓国企業が知識財産権と関連して海外で当面している問題点について相談、法律諮問及び通商交渉を通じた外交的な支援などを提供するために1997年7月に国際協力担当官室内に「海外知識財産権問題点申告センター」を設置し、2000年5月に海外知識財産権保護業務を強化するために同センターを「海外知識財産権保護センター」に改編して、これに伴って関連法令を整備した。

同センターは、海外での知識財産権侵害事件に対する申告受付、あるいは実態調査によって把握された問題点について、各種の資料提供及び弁理士、弁護士、教授などからなる法律諮問団で専門的な相談をサポートしている。

また2か国間の特許庁長会談及び外交部が主管する2か国間の貿易実務会談・経済共同委員会の議題の上程、該当国に向けた特許庁長名義の協助書簡の発送など通商交渉を通じて問題点を解消する一方、海外の知識財産権の効果的な保護・管理策に対する指導と広報を持続的に推進している。

イ. 「海外知識財産権保護センター」の支援事例

海外知識財産権保護センターに受け付けられた侵害事例のうち、(株)ウンソンデベロプメントの場合、上まつげ成形具である「アイカル」の模倣品が米国、日本などで輸入、流通されていることで、関係部署の助けを受けて、2か国間の貿易実務会談などで該当国家に同事案の調査を要請し、諮問法曹人団を活用した無料法律諮問、各種の資料などを提供したことがある。

(株)韓国人参公社の「テヨンガンジャン」(高麗人参製品)の商標紛争や(株)東洋製菓の「チョコパイ」商標紛争などでは、関係部署の協力を得て、特許庁長名義の協力要請の書信を伝達するなどの対応措置を通じて、「テヨンガンジャン」紛争の件の場合、香港(1997年)と中国工商行政管理局 商標評審委員会から2001年10月に勝訴判決を受け、すでに商標権を回収し、「チョコパイ」の場合、ベトナム企業の商標登録無効審判に対して原告敗訴の判決を得ることで商標権を維持できた。

中国とベトナム・タイなど東南アジア国家とブラジル、メキシコなど中南米国家など侵害が頻繁な地域は、特許庁長会談や専門家会議の際、議題として上程して現地の韓国企業の知識財産権侵害問題に言及、侵害発生時には、該当国の関係機関に協力を要請している。

この他にも申告が受け付けられた紛争事件を事案別に2か国間貿易実務会談、経済共同委員会などを通じて、これに対する具体的な資料を提示して該当国家の関係当局に協力を要請している。また海外の知識財産権紛争事件を効果的に予防するために広報冊子などを発刊して関連企業に伝達し、特許庁長会談の際に現地の進出企業との歓談会などを通じて、知識財産権保護の必要性と対処要領などについて積極的な指導及び広報を展開している。

4. 今後の海外知識財産権の保護対策

海外の知識財産権紛争により被害を被った現地の韓国企業らは、侵害の証拠収集の困難、現地国民の知識財産権に対する認識と取り締まりの実効性の不足、人材と費用の不足、現地に進出した韓国企業の知識財産権に対する認識不足と保護・管理の怠慢、現地での法律相談の困難などの問題点を指定している。

こうした問題点に対する認識をもとに「海外知識財産権保護センター」では、今後、事前広報機能を強化して、外交通商部・関税庁など政府部署、大使館など現地公館、KOTRA・貿易協会など関連機関との総合支援体制を構築する一方、海外知識財産権の問題点を能動的に把握するなど、知識財産権の問題点解消機能の内実化を期して、知識財産権紛争が頻繁な国家の知識財産権関連当局との交流協力の強化などに焦点を合わせて、政策的な支援を展開していく計画だ。

第6節 知識財産権情報化分野の国際協力の強化

1. 特許ネット(KIPO-NET)技術移転のための努力の強化

情報企画担当官室 工業書記官 ジャン・ジュンホ

ア. 必要性

特許ネット技術移転事業は、韓国特許庁のKIPO-NET技術の普及を通じて、知識財産権行政の情報化分野で技術標準の主導権を確保するために、多者レベルの支持基盤及び民間企業の海外市場進出のための土台を構築し、開発途上国との戦略的なパートナー関係を築くことで、国際社会において国益優先の多者関係の形成に向けた前哨基地を構築することにその意義がある。

イ. 推進経過及び成果

2000年に推進されたブラジルに対する特許ネット技術の移転事業を発展させて、2001年1月末にWIPO情報技術常設委員会(SCIT)において、ブラジル情報資料局長と非公式に実務会議を開いて、2001年3月には韓国・ブラジル特許庁技術協力事業了解覚書を締結した。

2001年6月には東南アジア3か国(シンガポール、マレーシア、香港)技術移転事業の推進のために各庁との2か国間庁長会議を開催して、韓国特許庁の情報化計画の樹立、BPR³¹⁾遂行、システム設計・分析などに対するノウハウの伝授とコンサルティングの可能性を提示した。これによって地理的に隣接したこれら3か国に今後、韓国特許庁の開発途上国向け技術移転チームの派遣の可能性に対する事前協議とCEOマーケティングを通じた特許ネット対外輸出事業の市場拠点を確保することになった。

また2001年11月にAPEC TILF(貿易及び投資自由化 円滑化)基金の23万米ドルを活用して、大田庁舎の国際会議室で開催されたAPEC知的財産権行政IT国際シンポジウムでは、技術協力が必要な中国、インドネシア、メキシコ、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、ベトナムなどAPECの14か開発途上国の特許行政関連の公務員40人余りを対象として、域内の先進国及びその他の国際機構のIT専門家などを招いて、先進国と開発途上国間のデジタル格差に対する緩和策の樹立と特許行政の自動化システムに対する重要性を再認識させる場を設け、同期間に開発途上国の特許庁に対して情報化技術移転のための「韓国・WIPO間の業務協定」を締結して、開発途上国の技術支援協力事業を共同で遂行するための枠組みを設けることで合意した。

ウ. 今後の計画

広報及びマーケティング第一に推進された開発途上国向け技術移転事業を投資概念に拡大して、開発途上国の技術コンサルティング事業を推進するが、開発途上国の情報化事業の実質的な利益を得る主要先進国の特許庁及びAPEC、WIPOなどの多者協力を通じて同事業を行うことで、開発途上国に対する韓国特許庁の対外信用度及びイメージをアップし、先進国・開発途上国の特許庁間の情報化水準の格差を緩和するための実質的な協力事業を推進する計画だ。

(1) APEC次元の情報化技術協力及び特許ネットの対外技術移転事業の推進

「APEC情報化技術協力3か年プロジェクト」を提案して特許ネットの対外技術移転事業を推進するための実質的な多者協力を誘導し、域内会員国の情報化分野の技術先進化及びグローバルネットワーク構築のために努力するだろう。

(2) 韓国・WIPO情報技術分野の共同協力事業の実施

2001年11月に締結された韓国・WIPO間の業務協定を土台にして、韓国特許庁の特許ネットシステム開発経験とWIPOの開発途上国向け情報化事業支援チーム及びITプロジェクトチームの人材と資源を活用し、開発途上国の特許庁の電算システムを設計・開発するための技術諮問を共同遂行することで、今後、アジア太平洋地域の開発途上国の特許庁情報化支援事業に対するWIPOの積極的な支援を確保する計画だ。

2. 日韓間の優先権証明書類の電子的交換の推進

情報企画担当官室 機械事務官 キム・ジン

ア. 推進の目的

電子出願を実施している日韓両庁で、電子的形態で優先権証明書類の電子データを交換することで、紙の書類の電子化費用を節減して業務の効率性を向上させるため推進された。

イ. 推進経過及び成果

31) Business Procecc Re-engineerint の略

2001年4月の第3次日韓電算専門家会議で合意したように、2001年7月からCDロムを通じた相互交換を開始し、優先権データのネットワーク交換のために日韓間のネットワーク構築が進行している。2001年7月から12月までの交換件数は4,500件余りに達しており、ネットワークの利用によって出願人の優先権証明書類の発給申請及び受付業務が大幅に減少し、庁内の電算化及び管理費用も節減された。

ウ. 今後の計画

2002年4月に構築予定の日韓間ネットワークが完了すれば、両庁間はオンラインで優先権データを交換する予定で、今後、優先権証明書類の電子的交換の対象国家を欧州特許庁、中国特許庁などに拡大するために実務者間の話し合いを引き続き推進する計画だ。

3. 情報化分野の国際標準を主導

情報企画担当官室 電算事務官 ユン・ヨンウ

ア. 必要性

知識財産権行政の電子化と急速な情報技術の発達により、既存のWIPO標準の制定・改正が活発に進行しており、標準の変更は既存情報システムにきわめて大きな影響を及ぼすだけに、国家間の技術標準の主導権競争がより激しくなっている。

これに伴い特許ネット標準の国際化を達成して、特許ネットシステムとWIPO情報システム間の互換性を確保するために知識財産権情報化分野の国際技術標準の改正に主導的に参加する必要性がある。

イ. 推進経過及び成果

WIPO情報化分野の国際標準化活動は、WIPO情報技術常設委員会(SCIT)を中心になされており、SCIT傘下には2つの実務グループである情報化プロジェクト実務グループ(ITPWG)と標準・文書化実務グループ(SDWG)が活動中だ。標準化活動は、SCITを中心になされるが、「特許ネット対外技術移転事業」を通じて、特許ネット標準の国際化を達成できるよう努力しているところだ。

(1) 2001年WIPO SCITの主要活動

会議	主要な論議の議題
第6次SCIT総会(1月)	○SCIT組織改編のため二つの実務グループを新設 -情報化実務グループ:IT Project Working Group -標準文書実務グループ:Standards and Documentation Working Group
第1次SDWG(5月)	○WIPO標準 ST.6(公開特許文書の番号付与方法)を含んでST.30.31.32.33.35及び40の改正論議
第1次ITPWG(9月)	○ITPWG作業リスト(Task List)検討 ○WIPONETプロジェクト ○IMPACTプロジェクト ○PCT E-filingプロジェクト ○IPDLプロジェクト ○その他にFOCUSプロジェクト、IPC reformを支援するIBISプロジェクトなど

(2) PCT E-filing標準の制定活動に参加

PCT出願の増加と管理費用の増加により、PCT業務の電子化の必要性が提起されていることで、WIPOは2004年を目標としてPCT電子出願のためのプログラムを進行中で、PCT電子出願のための関連標準の制定を優先的に推進した。

PCT電子出願のための標準案改正の推進経過を見ると、2000年3月の第28回PCT総会で国際

出願の電子出願及びその処理に対する話し合いが始まり、上記の総会で PCT 施行細則の第 7 条及び付属書 F を提案した。その後、4 次にわたる修正案の発表と各国の意見集めを経て 2001 年 12 月に標準案を制定、公布した。

韓国特許庁は、同標準の制定過程に積極的に参加して伝送プロトコル及び電子文書パッケージなどに関する特許ネット標準を同標準に反映するなど、韓国特許庁の標準を国際化することに多くの努力を期した。

(3) WIPO 標準の制定・改正への参加

1) 改正済みの WIPO 標準が改正される可能性

WIPO の 177 か会員国らの情報化が進行していることで、既存の紙の書類を基盤とした WIPO に対して、電子的処理・交換と関連した内容を受け入れるように、改正済みの WIPO 標準に対する新たな改正の論議が活発に進んだ。

〈表 2-4-6〉 韓国の他の標準改正活動への参加現況

WIPO 標準	主要内容	備考
ST.1	唯一の特許文書の識別のための標準	改正完了
ST.6	公開番号体制関連の標準	改正中
ST.10/C	書誌データ構成要素の表現と関連した標準 - 韓国の誤記表現の修正要請及び韓国の標準を WIPO 標準とするために準備中	〃
ST. 30～ST.40	特許文書の電子的処理に関する標準 - 韓国特許庁の文字コードの標準化のための意見改進及び韓国特許庁が使用する SGML TAG (ST.32) を WIPO 標準とするため準備中	〃

(2) 未制定の WIPO 標準に韓国側の意見を提示する可能性

WIPO は PCT 電子出願のための法的な根拠を設けて、細部施行細則について各国の意見を集めて制定し、関連標準が 2002 年 1 月に制定・発効された。これによって同分野で 4 極体制 (3+1: 欧州、米国、日本の特許庁+韓国特許庁) が確立した。PCT 電子出願標準に韓国特許庁の標準を反映し、今後 WIPO で主導する PCT 電子出願テストプロジェクトにも主導的に参加する計画だ。

また電子出願分野で豊富な経験を持つ韓国特許庁は、未制定のマドリッド分野の電子出願標準の制定のために WIPO と協議中だ。

〈表 2-4-7〉 改正論議中の WIPO 標準及び主要内容

改正論議中の WIPO 標準	主要内容	備考
公開番号体系の改正 (ST.6)	・権利区分コード使用に対する韓国特許庁の意見改進及びタスクホース活動 ・韓国特許庁の公開番号に一貫性のある表記方法を検討	改正 参 与
出願番号体系の改正 (ST.)	・出願番号体系の改正に対する韓国特許庁の意見改進及び現況報告、タスクホース活動	〃
電子的データ処理のための標準制定	・既存の特許文書の電子的データ処理及び交換関連のタスク (17、19) 活動	〃
電子図書館 (IPDL) の標準開発	・IPDL の知識財産権情報に対する接近及び交換に関する標準開発事業に参加	〃
WIPO 標準 ST.8 制定	・国際特許分類 (IPC) の改革に伴う電子的な表記方法改正の検討	〃
知識財産権情報の拡散のための電子データ製品の目録制定	・各国の特許庁からの電子的データの効率的な収集及び普及の準備	〃
JOPAL 参与	・JOPAL 事業への参与及び EPO 非特許文献検索システムの利用検討	〃
マドリッド国際出願の電子化	・マドリッド国際出願の電子化と関連した電子的資料交換・処理に関する韓国特許庁の立場の整理及び韓国・WIPO 間の協力	〃
PCT 国際出願の電子化	・PCT 国際出願の電子化のための韓国特許庁の立場の整理及び韓国/WIPO 協力	〃
ST.30~40	・特許文書の電子的処理に関する標準	〃

(3) 今後の計画

第 7 次 SCIT 総会 (2002 年 6 月に開催予定) 及び第 2 次 SDWG (2002 年 12 月予定) に参加して、WIPO 標準の制定・改正及び WIPO 情報技術プロジェクトのモニタリング、ビジネスチャンス発掘のための SCIT 活動を強化する計画だ。

このために庁内に標準制定・改正のための専門的なチームを構成し、現在進行中の WIPO 標準改正タスクホースに積極的に参加することで、韓国特許庁の標準国際化に努力する計画だ。

4. 情報化分野の 2 か国間協力

情報企画担当官室 電算事務官 ユン・ヨンウ

ア. 必要性

3 極特許庁の技術会議に対応する多者間技術協議体を設けるために、中位圏の特許庁間の協力を強化する一方、知識財産権情報化分野の多者事業を展開して、情報技術の相互交換の次元から主要な先進特許庁との 2 か国間協力を持続的に推進する必要がある。

イ. 推進経過及び成果

(1) 韓国・EPO

2001 年 10 月にオランダのハーグで開催された第 1 次韓国・EPO 情報化分野高位実務会議で、双方の特許庁は優先権証明書類の早急な電子的交換の実施を通じて特許分野の協力基盤を強化し、韓国特許庁は EPO 訂正公告及び MIMOSA (特許検索ソフトウェア) 活用について積極的に協力し、KIPO-NET の早急な 3 極網連携を通じた韓国・EPO 間の協力拡大に努力すること、PCT e-filing、XMLDTD の開発など今後の主要な IT 政策の方向に対するコンセンサスを形成すること、そして検索シ

システム及び検索データの活用案などについて合意した。

(2) 韓国・日本

日韓双方の特許庁は、電算専門家会議を毎年 2 度ずつ定期的で開催して、電子出願と事務自動化システムの運営・開発の経験を共有し、両庁間の情報化協力を強化、WIPO SCIT(情報技術常設委員会)の技術標準改正と関連して、国際舞台でより主導的な立地を築こうと努力している。2001 年 4 月及び 12 月に日本特許庁で開催された第 3、4 次日韓電算専門家会議の主要な論議内容は次の通りだ。

〈表 2-4-8〉 第 3、4 次日韓電算専門家会議の主要な論議内容

プロジェクト	主要な論議内容
電子出願	PCT 電子出願などのグローバル電算化及び情報システム開発方向に対する両庁の積極的な意見交換
ネットワーク構築	両庁間のネットワーク構築合意を再確認し、インターネットを基盤として早急にネットワークを構築することに合意
優先権証明書類の電子的交換	2001 年 7 月から JPO→KIPO で電子的交換をまず開始し、日本の法改正後に 2001 年 10 月から KIPO→JPO で実施することに合意
検索システム	KPA、PAJ の相互無料利用に関する韓国特許庁の提案について、抄録作成者を表記して両庁の英文抄録(KPA、PAJ)を相互に無料で利用することに合意
検索データベースの交換	両庁の特許公開公報専門データベース及び登録意匠データベースを相互に交換し、交換が可能なデータベースのリストを引き続き更新することで合意

(3) 韓国・豪州

2001 年 11 月の APEC シンポジウム期間中に開催された第 1 次韓国・豪州特許庁間の電子専門家会議で、両庁は定期的に電算専門家会議を開催し、次期会議は豪州で開催することを決定し、Madrid Protocol 電算化及び電子出願のための標準化に互いに協力することにした。同会議を通じて両庁の情報化戦略及び情報システムに対する理解を高めて、豪州特許庁に特許ネットシステムの成功的な開発・運営を紹介して深い印象を植えつけることで、今後に向けて両庁間の相互協力の必要性を認識するきっかけとなった。

ウ. 今後の計画

区分	2002年	主要論議テーマ
韓国・EPO	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次高位実務者会議の開催 ・電算専門家会議の開催 ・両庁間の優先権証明書類の電子的交換及び特許文献の電子的交流 ・KPA 発刊のための MIMOSA ソフトウェアのアップグレード ・両庁間のネットワーク連結 ・開発途上国の知識財産権行政情報化支援事業での協力など ・PCT 電子出願など PCT 業務電子化で共同協力を推進
韓国・JPO	6月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次日韓電算専門家会議の開催 ・日韓電算網構築及び優先権証明書類のオンライン交換の開始 ・特許・実用新案・意匠検索データの相互交換の実施 ・両庁のマドリッドシステム開発現況及び課題 ○第6次日韓電算専門家会議 ・上記内容の持続的な検討 ・サーチレポート及び Legal Status の交換、塩基序列データベースの相互交換 ・日韓共同デジタルライブラリー、日韓/韓日技術同義語辞典の構築
韓国・USPTO及び韓国・カナダ	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○各庁との高位実務者会議の開催 ・両庁間の電算専門家会議開催及び3極特許庁技術会議に能動的に対処するための両者間情報化協力 ・APEC 域内の開発途上国を対象とした知識財産権情報化支援事業のための共同協力方案の講究
韓国・豪州	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次韓国・豪州電算専門家会議の開催 ・APEC 域内の開発途上国を対象とした知識財産権行政情報化支援協力事業の共同推進のための両庁実務者協議 ・WIPO 標準及び PCT 電子出願標準などを主導している3極特許庁技術会議に対する共同対応方案の模索など

5. 特許ネットと3極網の連結

情報企画担当官室 機械事務官 キム・ジン

ア. 必要性

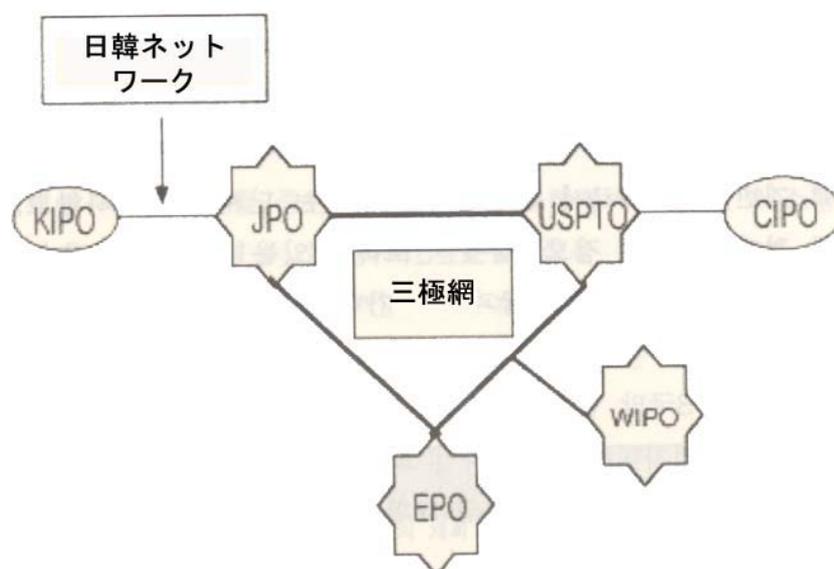
3極網は、1998年8月に3極間の資料交換、検索環境の共有など業務協力基盤ネットワークとして出発した後、拡張する段階に進入し、インターネット電子出願と関連する情報技術をリードする韓国の特許庁としては、3極網拡張の大勢に先がけて侵入し、3極と協力基盤を形成する必要性が台頭した。これに伴い韓国特許庁はJPO、EPO、USPTOとの個別的な二者協力を通じて3極網連結の支持基盤を拡充することと合わせて、今後、3極網を利用して電子データのオンライン交換を推進し、さらには優先権証明書類、審査結果などにまでオンライン交換の対象を拡大すべきだろう。

イ. 推進経過及び成果

第3次日韓電算専門家会議で3極網連結を考慮したインターネット基盤ネットワーク構築について協議を経て、先の9月に開催された第13次日韓庁長会議では、以前の電算専門家会議で論議された合意事項を早急に推進することで合意した。また5月にワシントンで開催された3極技術会議で、3極網の拡張のために韓国特許庁とカナダ特許庁(CIPO)を3極網に試験的に連結することに合意。その結果、日韓両庁間でネットワーク構築基盤、活用分野、装備導入方法、3極網連結方法などを主要内容とする合意書(ROD)を作成してサインし、3極網装備設置のための庁内の準備、すなわち米国特許庁から提供される保安装備を設置するためのNTサーバー、スイッチングハブなど韓国特許庁のネッ

トワークの準備環境づくりを12月までに完了した。

〈図 2-4-1〉 三極網連携図



※三極網連携図 98年11月三極網構築後、WIPOネットワークに連携されて使用

ウ. 今後の計画

2002年度に韓国特許庁は、日韓電算網を構築すると同時に韓米電算専門家会議及び韓国・EPO庁長会議を通じて3極との意見を調整して3極庁長会議の際に韓国特許庁の3極網連結に関する意見を打診する計画であり、3極網を通じて優先権証明書類、サーチレポート及びFamily Dataのオンライン交換を提案する予定だ。

6. 英文ホームページの改善

国際協力担当官室 行政事務官 グウォン・チュンガク

知識財産権分野の先進国としての国家イメージアップと行くほどに鋭く対立している外国との通商摩擦を解消し、外国人投資を積極的に誘致するために韓国特許庁は、韓国の知識財産権制度及び行政をインターネットを通じて広報するために多大な努力を傾けてきた。

これまで英文資料の生産・収集・編集・翻訳・掲示業務の総括責任者がはっきりしておらず最新資料の更新ができなかった点を考慮し、2001年4月から国際協力担当官室で英文ホームページの効率的、持続的な管理を総括している。

そうして2001年6月に行政自治部と中央日報が共同で主催した「政府部署ホームページ」の評価で、韓国特許庁のハングル及び英文ホームページが、評価対象68か部署(52の中央部署、16の地方自治団体)の中でベスト5に選定されたりもした。

第5章 特許顧客を感動させる行政の具現

第1節 制度及び手続きを顧客中心に再整備

1. 権利消滅予告通知の拡大及び消滅した権利の回復

登録課 書記官 モ・ヒョシソ

ア. 権利消滅予告通知の拡大

特許権などの設定または権利維持のための特許(登録)料は、新規登録時に払い込む設定登録料と第4年次から1年ずつ払い込む年次登録料があるが、設定登録料の場合は新規登録時に一時に払い込むので、払い込み期間と関連して問題がとくにないが、第4年次以降の年次登録料の場合、設定登録日からかなりの期間が過ぎて払い込み期間が到来するので、権利を維持する意志があるにもかかわらず、払い込みの期日を守れないで権利が消滅するケースが多かった。

これに対して特許庁では、特許(登録)料の未払いによって権利が消滅しないよう、今までは正規の払い込み期間の満了の後、第4年次の追加払い込み期間が満了する2か月前になって消滅予告通知をしてきたが、2001年1月から新規設定登録、商標更新登録出願はもちろん、すべての年次登録料について、正規の払い込み期間満了時に消滅予告通知をするように「消滅予告通知制度」を改善することで、権利者の錯誤または不注意で産業財産権が消滅することを最大限防ぐようにした。

イ. 権利回復制度の導入

特許権などの権利回復制度は、2001年2月3日に特許法など産業財産権4法が改正され2001年7月1日から施行された制度で、出願人または特許権者など本人が責任を負うことのできない事由により特許(登録)料を法定期間内に払い込めずに消滅した権利について、該当権利を回復できるようにする制度だ。

この場合、権利回復の申請は、その事由がなくなった日から14日以内は可能となっているが、特許(登録)料などの追加払い込み期間の満了日から6日以内に申請しなければならない。また権利回復の期間中には、効力制限期間を設けて、権利の善意による実施者については通常実施権を与えるようにした。

2. 特許手数料のオンライン払い込み制度の実施

情報開発担当官室 機械事務官 チェ・イルスン

出願料、登録料など各種手数料をインターネットで払い込みできる「特許手数料オンライン払い込み制度」を2000年12月から全面的に実施する。この手数料のオンライン払い込みシステムは、インターネットバンキングを利用して特許手数料を払い込ませるもので、電子出願の地、インターネット上で手数料の未払い内訳を照会して口座振り替えを実行すれば、民願人の口座から特許庁の国庫口座に手数料が入金される制度だ。

こうしたオンライン払い込みサービス制度の実施によって、出願人が直接に銀行に行かなければならない不便さが解消されるだけでなく、これまで手数料の払い込みの際の問題点と指摘されてきた記載事項と電算入力ミスによる払い込みの誤処理を根本的に防止する効果が見られた。

2001年の施行初期には利用率が1%未満と振るわなかったが、引き続き広報を通じて2001年末にはこの数字が20%に達した。今後、オンライン払い込みサービスの利用率を高めるために、サービス提供銀行を現行の新韓銀行と農協から他行にまで拡大する計画だ。

＜表 2-4-9＞ 2001 年オンライン払い込みサービス利用率

(単位:億ウォン、%)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
払い込み総額	84	91	114	94	106	119	113	108	117	116	109	587	1758
オンライン払い込み額	0.3	0.8	7.4	15	18	24	22	24	22	20	22	26	202
割合	0.4	0.9	6.5	16.0	17	20	19.5	22.2	18.8	17.2	20.2	4.4	11.5

3. 出願関連の各種書類及び手続きを出願人の便宜を第一にして簡素化

出願課 書記官 ソン・ビョンジュ

ア. 出願関連の各種添付書類の簡素化

1) 推進背景

出願人が自身に関する情報が変更されたり、または出願中に他人に名義を移転しようとする場合、これを証明できる書類の提出義務を廃止して、必要な場合に事後提出を要求できるようにするなど、事後規制方式に規制を解除することで、手続きを簡素化して、民願人の便宜を高められるようにする。

2) 主要内容

旧法のもとでは出願人が住所・印鑑などの情報が変更されたり、または更正しようとする場合は、これを証明する書類として住民登録簿・抄本、戸籍簿・抄本などの書類を提出するようにしている。また出願中に出願人の名義を他人に移転する場合も、本人か否かを確認する書類として印鑑証明書を必ず提出するようになっていた。

改正法では、上記のような変更事実を証明する書類及び本人確認の必要書類の提出義務を廃止し、民願人がこれらを提出しなくてもよくした。(特許法施行規則 第9条第3項、第26条第1項;商標法施行規則 第6条の2)ただ、提出人の具体的な確認が必要と認定するときは、証明書類の提出を命じることができるようにし、民願人の便宜を高める一方、権利変動の正確性も保証できるようにした。(特許法施行規則 第8条第1項;商標法施行規則 第6条の2、第8条)

一方、書類の提出命令を受けた者が該当書類を提出しない場合は、関連書類を返還する規定を設けた。(特許法施行規則 第11条第1項第14号、第2項 但し書き;商標法施行規則 第2条第1項第16条、第2項 但し書き)

イ. 提出書類の記載事項の簡素化

1) 推進背景

出願書など提出書類の記載事項の中で出願人が法人である場合、法人の代表者の氏名は特許庁との手続き的な過程や権利の所有などの関係において、法律的に重要な意味を持っていない。また出願人は出願書の作成時、その出願日を確定できないという点と出願人を認定するのは特許庁である点などを考慮するとき、出願書上に提出年月日は大きな意味が無い記載事項と言える。

このように書類の記載事項のうち行政官庁の立場で必ずしも必要ではない事項を削除して、これを簡素化することで民願人の負担を軽減しようとした。

2) 主要内容

旧法のもとでは、出願書に提出年月日を記載しなければならず、出願人が法人の場合には代表者の氏名を記載しなければならなかった。改正法では、民願人が必要な場合にだけ出願書及び申請書に

提出年月日を記載するようにし、提出人が法人である場合は代表者の氏名を記載しなくてもよくした。
(特許法 第 42 条第 1 項:商標法 第 9 条 第 1 項)

ウ. 各種申請書の署名提出時に提出部数を減らす

各種書類を書面で提出する場合にも特許庁内部で書面提出書類を電子化する手続きを経て、必要な場合には関連人に書類をプリントして送付できるので、民願人に付本 1 通を追加で要求することを廃止して、民願人の便宜を図ることができるようにした。(特許法施行規則 第 13 条、第 21 条など:商標法施行規則 第 10 条、第 11 条 第 1 項など)

第 2 節 民願人の便宜の向上

1. PCT 国際出願の活性化のためのワークショップ開催

出願課 行政事務官 パク・ユンソン

韓国は 2001 年に 2,318 件と世界で第 8 位の PCT 国際出願大国に進入するなど、この 3 年間に海外特許に対する関連業界の関心が高まってきた。PCT 国際出願は、出願人が特許庁に提出した一つの出願書で最大 115 か国で同時に出願した効果があり、国際調査及び予備審査を通じて 4 か月にして各国での特許取得の可能性を予測することができ、高い費用と複雑性により遠く感じられるだけだった海外特許を取得する新しい代案として、海外特許を希望する発明家、中小企業、ベンチャー企業らに脚光を浴びている。

特許庁は、このような関連業界の海外出願の熱気に応じて、PCT 国際出願をさらに拡散させ、迅速で安く海外で特許保護を受けようとする個人発明家、中小・ベンチャー企業などを支援するためにソウル、釜山、大邱、光州、大田地域で無料説明会を開催した。同説明会では、PCT 国際出願と海外特許戦略、PCT 国際出願書の作成方法、PCT 国際調査及び予備審査の活用方法、各国の国内段階進入戦略などのテーマに関して、専門講師陣が発明家及び大企業、中小企業及び個人発明家たちの PCT 国際出願に対する疑問を解決してあげた。

またこの 3 年間に韓国全体の PCT 出願の出願増加傾向は急速に強まったが、出願数で 10 大法人の出願の割合は相対的に減少傾向にあることが分かる。2001 年の上位 10 大多出願法人の出願件数は 291 件で出願総数の 12.5%を占め、2000 年の 309 件に比べて出願件数が 18 件減少し、法人の出願総数(1312 件)で上位 10 大多出願法人の出願件数が占める割合も 2000 年の 35.8%(209 件)から 2001 年に 22.2%(291 件)と 13.6%が下落した反面、中小・ベンチャー企業らの PCT 出願件数は大幅に増加する傾向にあることが分かる。

〈表 2-4-10〉 韓国の PCT 国際出願の推移と世界順位

年度	1998	1999	2000	2001
出願件数	495 件	855 件	1573 件	2318 件
前年対比増減	-	72.7%	84.0%	47.1%
世界順位	21 位	14 位	11 位	8 位

〈表 2-4-11〉 2001 年の国家別 PCT 国際出願件数現況

順位	国名	年度別の出願件数			国家別シェア
		2000 年	2001 年	増加率 (%)	
1	米国	38171	40003	4.8	39.48
2	ドイツ	12039	13616	13.1	13.10
3	日本	9402	11846	25.9	11.40
4	英国	5538	6233	12.5	6.00
5	フランス	3601	4619	28.2	4.44
6	スペイン	3071	3502	14.0	3.37
7	オランダ	2587	3187	23.1	3.07
8	韓国	1514	2318	53.1	2.23
9	カナダ	1600	2030	26.8	1.95
10	スイス	1701	2011	18.2	1.93

こうした現象は、これまで大企業らが主導してきた高級技術の開発が、ベンチャー企業など中小企業にその底辺が拡大し、これら中小企業も海外特許を通じた海外技術保護に対する関心が急速に高まっていることを意味する。とくに上位 10 位内に中小企業(テクノ.ティ)が含まれており、20 位内には 3 社の中小企業が含まれているのは望ましい現象と言える。2000 年にベスト 10 入りしていた韓国バイオ工学研究院(6 位)、オリオ電気株式会社(7 位)、韓国化学研究院(9 位)は、ベスト 10 外に落ちて、テクノ.ティ、LGCI、(株)コーロンなどが新たにベスト 10 入り、技術分野別では化学分野の PCT 出願の割合が全体の 21.3%で前年度に続いて 2001 年にも最も高く、これと共に IT 産業の急成長によってコンピュータ、通信関連の出願も引き続き上位をキープした。

〈表 2-4-12〉 2001 年の技術分野別の PCT 国際出願現況

技術分野	件数	件数(割合)
化学	403 件	21.3%
機械	323 件	17.1%
コンピュータ	266 件	14.0%
通信	232 件	12.2%

PCT ワークショップは、関連業界の PCT 国際出願制度に対する疑問を解消して、その活用戦略を広報し、韓国企業の PCT 国際出願を通じた海外技術競争力アップをサポートするために開催するようになったもので、この PCT ワークショップの開催をきっかけに韓国企業らが PCT 国際出願制度を海外特許獲得戦略として活用するようになった。

2. 民願サービスの提供環境を顧客親和的に改善

出願課 書記官 ソン・ビョンジュ

ア. 総合民願室の内部構造及び業務環境の改善

韓国特許庁が政府大田庁舎に移転してから 4 年目に入り、ある程度、定着段階に進入したことで釜山、大邱、光州、大田など中部圏以南地域の顧客をほとんど吸収するようになり、大田庁舎を訪問する民願人の数が次第に増加している。しかし、これに対応する総合民願室の内部環境はとて狭く劣悪で、改善が急がれる実情だ。

これに伴い韓国特許庁では、ワンストップ(One-Stop)特許民願サービス行政体制を構築するために

顧客親和的でありながら、民願業務処理の効率性も高める方向で総合民願室の内部構造及び勤務環境を画期的に改善した。

2001年5月1日から6月17日まで6週間にわたり民願室の内部構造を改善したが、その主要事項を見ると、直線型の民願窓口(受け付け台)を柔らかい美感の曲線型に設計・配置することで、民願人の利用スペースを拡張して民願人の便宜を図り(16坪<23%>⇒30坪<40%>)、民願室の全職員を民願窓口(受け付け台)に前面配置して、業務の連携性を強化することで、民願業務を効率的に処理していけるようにした。また審査官面談制度の活用を促進して民願業務との連携性を強化するために、これまで6階に分離されていた審査官面談室を総合民願室内に移転設置した。(本庁6階⇒総合民願室3階)

イ. 民願相談の専門性の向上

1) 職務教育の強化

総合民願室の民願窓口において、水準の高い良質の民願サービスを提供するために、民願室長の主宰により毎日職務教育を実施しており、知識財産権法令の改正など随時変動する主要制度の改善事項についても、タイムリーに教育(2001年に10回)することで、民願相談の専門性を高めた。

2) 優秀な民願相談官の配置

民願相談業務は、特許など産業財産権の登録可否と関連した実体的な事項と出願時に添付する明細書、図面などの作成方法など手続きに関する事項などをすべて含むため、これら実体的・手続き的な事項と関連した民願人の要求に迅速・正確に対応して、その要求を充たすべくとても重要な業務だ。

したがって民願相談窓口のスムーズな遂行のためには、産業財産権法令などに対する広い法律知識と出願など手続きに対する実務経験が豊富な優秀な相談官の配置が欠かせないだろう。

特許庁では、民願相談窓口のこうした重要性を深く認識して、総合民願室に特許・実用新案・意匠・商標分野に対する審査経験と専門知識を兼ね備えた優秀な民願相談官(特許・実用分野1人、商標・意匠分野1人)を配置し、産業財産権の全分野(産業財産権の登録可否、出願書類の作成、出願・登録など手続きの進行、審査・審判手続きなど)に関する相談サービスを提供している。

3) インターネット民願専門相談官の配置

知識情報化時代においては、民願の形式も既存の訪問及び書面民願から電話、オンライン、インターネットなど情報通信網を利用した民願が大幅に増加する傾向にある。

こうした特許行政環境の変化に積極的・能動的に対応するためには、民願人の多様な要求を迅速・性格に把握して処理する手段として、オンライン、インターネットを通じた常時アクセスとサイバースペースで民願人の意見を集めることのできる電子民願サービス体制の構築が必要になった。

これに伴い特許庁では、民願人が産業財産権制度及び特許行政全般に関して疑問事項がある場合は、特許庁を直接に訪問したり、電話を通じずにインターネットなど情報通信を利用して、その疑問を解決できるよう特許庁インターネットホームページに質疑・応答コーナーである「何でも聞いてください」欄を開設した。

本コーナーを通じた質疑・相談件数を見ると、1999年度に4,469件、2000年度に9,213件、2001年度に8,489件など着実に増加する傾向にあり、その質問内容も基礎的な出願案内などの水準を超えて、専門的な法令解釈及び具体的な事例に対する判断を要求する水準にまで発展している実情だ。

特許庁では、これまで質疑・応答コーナーを運営した結果として見られる、民願人の高まった要求水準に効果的に対応できるよう、担当者を2人に増員すると同時に、そのうち1人を経歴審査官で任命し、その業務も特許・実用新案及び意匠・商標など分野別に分けて担当者2人がそれぞれ専門に担当するようにし、専門化・多様化していく民願水準に対応している。

3. 民願人のための案内及び広報冊子の発刊・配布

出願課 行政事務官 アン・ソンヨブ

ア. 知識財産権ガイド(特許・実用新案の質疑応答)

出願課では、2001年度の特許・実用新案分野の民願相談とインターネット質疑応答コーナーに掲載された質問の中で、民願人の関心と質問が多かった特許要件及び出願・登録手続きなどについて、民願人が理解しやすく応用が便利のように「知識財産権の質疑応答集(特許・実用新案)」を発刊・配布した。

本冊子は、民願人の立場で特許・実用新案に対する理解を助けようと、その全般的な内容を要約整理したもので、産業財産権に対する疑問を解消するものと期待されている。

イ. PCT 国際出願ガイド

特許庁は、1984年にPCT(特許協力条約)に加入して1999年12月に世界で10番目の国際調査機関及び世界で9番目の国際予備審査機関として業務を開始しており、2001年には世界8位のPCT出願大国に成長した。

PCT国際出願は、最近5年間に約57%の増加率を見せているが、いまだに一部企業や個人出願人などは、海外での知識財産権の確保及び利用方法をよく知らないでいるのが現実だ。

本冊子は、PCT国際出願に対する理解の幅を広げて、海外出願時の実務に助けとなるPCT国際出願の利用上のメリットと細部手続きを一目瞭然に整理したもので、海外特許の獲得とPCT国際出願を希望する韓国企業及び出願人などの水先案内人になると期待されている。

ウ. 特許など産業財産権の出願登録手続き

特許庁では、民願人が特許など産業財産権を出願する際、出願書作成の参考になるよう、産業財産権4圏に対する出願登録手続き案内書を発刊・配布している。この案内書は、産業財産権に対する出願書類の作成要領と処理手続き、手数料払い込み方法などが詳しく記載されており、とくに明細書、図面、請求範囲などサンプルを添付して、民願人が産業財産権の出願書を直接に作成するのに便利な構成となっている。

第3節 広範囲な世論収集体制の構築

1. 顧客満足度調査の定期的な実施 -審査評価関連のアンケート調査及び意見収集-

審査評価担当官室 工業書記官 リャン・ヒョン

ア. 調査背景

審査官らの審査業務に対する顧客(出願人、代理人)の満足度調査を実施して審査官らにフィードバックすることで、審査業務のいたらない分野を持続的に改善すると同時に、調査結果を顧客を感動させる特許行政に反映して、審査のクオリティ向上のための資料として活用しようと2000年12月と2001年11月の2次にわたってアンケート調査を実施した。

イ. 調査方法と内容

本調査は、出願数の多い代理人(弁理士)100人と同じく企業50社を対象として郵便、ファックス及びソウル事務所を利用したアンケート紙調査の方式、そして審査評価担当官室の審査評価官が広域市(6か地域)所在の弁理士事務所を現地訪問して、歓談会の方式で実施したものだ。

主要調査内容でアンケート紙調査は、意見提出通知書、拒絶事情書など各種審査形態の審査処理過程と結果に対する満足度の有無、そして現地訪問調査内容は、2001年の自律審査後の各種通知書と関連した審査業務に対する改善の有無などを調査した。

ウ. 調査結果

アンケート調査の結果、意見提出通知書の改善有無は 86%、拒絶決定書の改善有無は 71%が「はい」となっており、回答者の 88%が 2001 年の「自律審査」後に審査のクオリティが向上したとし、自律審査後に審査官らの審査の専門性、一貫性、公正性が高まり全般的に審査のクオリティが目立って向上した結果となった。反対に拒絶決定書及び意見通知書の作成時に顧客らが十分に理解できるよう具体的に理路整然として、より内容に忠実に作成する必要があるとされた。併せて審査のクオリティを引き続き向上させるための改善及び建議事項としては、中間書類(特許、技術評価請求件)のより迅速な処理、拒絶決定時に出願人が提出した意見書や補正書の綿密な検討とその内容の具体的な記載、先行技術調査の拡大を通じた審査所要期間の短縮などが、おおむね多いことが明らかになった。こうした改善及び建議事項については、教育などを通じてその内容を周知させると同時に、関連部署に通報して持続的に改善するよう誘導し、今後の審査評価業務を行うにあたって主要点検事項として活用する予定だ。

2. Green(親切)・Yellow(不親切)カード制の活性化

監査担当官室 事務官 キム・ホンヨン

1999 年 3 月から導入・施行されているGreen・Yellowカード³²⁾制度は、公職社会の親切サービス強化の一環として導入された制度で、民願人が業務を処理する過程で触れた親切事例はGreenカードに、反対に不親切事例はYellowカードに記載して申告箱に入れば、監査担当官室で回収して、該当職員及び民願人を相手にその事実の有無を確認した後、それに伴う一定の措置を取るもの。

Green カードを受けた者については、年末に親切公務員に選定して報償し、アルバイトの場合は勤務評価時に 1 回当たり 0.5 点を加えてい。Yellow カードを受けた者については、注意措置と共にアルバイトの場合には勤務評価時に 1 回当たり 0.5 点を減点している。

2001 年 12 月末現在、合わせて 145 件のカードが受け付けられ、このうち Green カードは 144 件、Yellow カードは 1 件となっている。

〈表 2-4-13〉 Green・Yellow カードの受け付け現況

(単位:件)

年度 カード	1990 年	2000 年	2001 年	計
Green カード	16	66	62	144
Yellowカード	1			1
計	17	66	62	145

今後、同制度の活性化のために民願人が容易にこれに参加できるよう現在、政府大田庁舎のトンヒョン館案内デスクにだけ配置されているカード箱を総合民願室などに追加で設置する一方、Green Mileage 制度を導入して一般職公務員の場合にも、一定以上の累積点数者に勤務評価の際、加・減点する方案の導入などが積極的に検討されるべきだろう。

32) カードは政府大田庁舎のドンヒョン館 1 階案内デスクに配置

第3編 知識財産の事業化

第1章 特許技術の取引活性化の支援

第2章 特許技術の産業化のための資金支援

第3章 特許製品の流通・販売支援

第1節 特許技術取引システムの多様化

発明政策課 機械事務官 ジョン・ソンチャン

1. 概要

どんなにたくさんの研究開発費を投資して良い技術を開発したとしても、産業現場で活用できなかったり、市場で通用しなければ無用の長物と言える。

〈表 3-1-1〉 睡眠特許調査のためのアンケート調査実施現況

年度	調査期間	調査対象	調査方法
1997年	97.5.20-6.30 (41日間)	○対象:企業、研究所、個人(10件以上保有) ・発送:1,062機関(個人) ・回信:96機関(応答率9.0%)	郵便調査
1998年	98.6.26-7.31 (36日間)	○対象:企業、研究所、大学 ・発送:2,834機関 ・回信:313機関(応答率11.0%)	郵便調査
1999年	99.8.24-9.30 (37日間)	○対象:企業、研究所、大学 ・発送:3,640機関 ・回信:345機関(応答率9.4%)	郵便調査 電子メール調査
2001年	01.11.26-12.2 (25日間)	○対象:企業、研究所、大学 ・発送:2,000機関 ・回信:1,155機関(応答率5.8%)	郵便調査

注) 2000年には睡眠特許の現況調査を実施しなかった

このため特許庁では、「特許技術の活用」を促進するために特許技術取り引き市場を運営、特許事業化資金の支援、優秀特許製品の販路確保支援などを推進することになった。とくに優秀特許技術が睡眠化(未活用)するのを防ぐために技術移転を通じた事業化を促進する一方、技術移転・技術評価及び技術情報の提供など、技術移転インフラ構築を通じた中小・ベンチャー企業の技術競争力アップのためにインターネット特許技術市(IP-Mart)、特許技術常設市、特許技術市の開催、特許マーケット誌の発刊及び地方知識財産権センターを運営している。

〈表 3-1-2〉 年度別の睡眠特許現況

(単位:件、%)

区分	年度別	存続権利 (A)	実施権利 (B)	睡眠権利 (C)	睡眠率 (C/A、%)
産業財産権 全体	1997年	33322	7996	25326	76.0
	1998年	44549	20867	23682	53.2
	1999年	45564	22098	23466	51.5
特許及び実 用新案	1997年	18803	3421	15382	81.8
	1998年	15950	5799	10106	63.4
	1999年	23338	10222	13116	56.2
	2001年	3032	1131	1901	62.7

注)2001年のアンケート調査は特許・実用新案だけを対象に調査

2. インターネット特許技術市 (IP-Mart) サービスの拡充

情報技術 (Information Technology) とこれに伴う電子商取引 (EC) の発達は、産業の生産性を画期的に高めて、顧客に対してより便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など社会の全分野で新しい生活方式への変化を促進している。こうした発達した情報技術を通じて、優秀な特許技術が広く活用されて事業化に成功できるようにと、インターネット上に特許技術市を構築して2002年4月1日からインターネット上にホームページ (<http://www.patentmart.or.kr>) を構築・運営しており、技術ユーザーと技術供給者間の直接取り引きを推進している。インターネット特許技術市では、2001年末現在で42,000件の特許技術情報についてデータベースを構築して、インターネットを通じた技術ユーザーと技術供給者間の特許技術移転に関する商談及び取り引きを支援している。また技術取り引きの活性化のためにインターネット特許技術市に情報が登録されたら、必要とするユーザーに自動的にこの情報が提供されるシステム (Push-Mail) が運営されており、中小・ベンチャー企業で必要とする技術情報及び産業現場で不足した技術の情報が、産業別・技術分野別に提供されている。それだけでなく事業化を支援するための特許法・税制・金融及び会計・マーケティングなどの各種情報と関連専門機関との相談支援サービスが提供されることで、技術供給者・技術ユーザーなどの特許技術移転契約が以前より容易になった。

一方、2001年の特許法改正の際、出願書式の変更を通じて技術移転を出願人が希望する場合、出願公開または登録した技術について、これを自動的にインターネットの特許技術市に登録するようにし、技術移転を希望する優秀な特許技術を早期に発掘するようにした。またインターネット特許技術市は、技術評価を基礎とした取り引き対象技術の紹介に限定しており、実際に取り引きは当事者間の直接商談による個別直接取り引き、または特許技術常設市を通じた間接支援によってなされているため、正確な実績の把握が難しいが、特許技術常設市を通じて2001年に81件の特許技術が移転された。

また登録技術のうち権利存続期間が10年以上の特許技術について評価を実施して、産業別・技術分野別の技術移転及び事業化の成功有無の客観的な資料として提供しており、連合ニュース (YNA)

に毎週 5 件ずつ優秀特許技術の評価資料を提供している。

〈表 3-1-3〉インターネット特許技術市データベース構築現況

区分	開設時	01.12.31	備考(01.12月末現在)
取引対象技術データベース	13,785 件	19,049 件	接続者個別取引システム 登録会員:12,120 人 接続者数:235,000 回
事業化支援情報	8,815 件	13,031 件	
機関情報	2,858 件	5,467 件	
公告情報	-	4,453 件	
合計	25,458 件	42,000 件	

3. 特許技術常設市の設置・運営

特許技術常設市は、特許技術市のイベント性技術取引機能とインターネット特許技術市のサイバー上の技術取引機能を有機的に統合・発展させ、特許技術移転及び売買など取引機能を常設化するために 2000 年 11 月 17 日にソウル市江南区駅三洞所在の発明会館 3 階に展示場、投資説明会場など 185 坪規模で開館した。この特許技術常設市には、移転希望技術 50 点と事業成功技術 16 点など 66 点が常設展示され、四半期ごとに 50 点ずつ入れ替えて優秀な特許技術 390 点を展示しており、開館から 2001 年 12 月末まで権利譲渡、実施権の許与などの形態で合わせて 111 件の特許技術が移転された。また 2001 年 5 月と 11 月に特許技術事業化成功事例の発表会を開催して、合わせて 14 社の優秀成功事例を発掘し、発表の度に中小・ベンチャー企業を対象に成功事例集を 1,000 部ずつ配布した。

一方、特許技術常設市は、インターネット特許技術市 (IP-Mart) に登録されている技術の中から展示対象技術を選別して、常設市に展示している。常設市の展示技術などを動画像またはシミュレーションで制作して IP-Mart でも閲覧できるよう提供しており、特許技術常設市の技術移転及び事業化成功事例を IP-Mart を通じてオンライン広報している。また専門流通相談官 3 人を配置して、業界及び市場の動向、予想収益、技術移転と事業化に対するコンサルティング及び事後管理について相談しており、技術売買・実施権許与・クロスライセンス契約書など技術移転と関連した契約書の作成時、発明家及び投資家が共に満足できる契約の標準モデルを提供している。2000 年 4 月のインターネット特許技術市の開設後、特許技術常設市を通じて技術移転された特許・実用新案は 2000 年に 30 件、2001 年に 81 件など合わせて 111 件に達する。

〈表 3-1-4〉タイプ別の技術移転実績

タイプ別	2000 年の取引実績	2001 年の取引実績
権利譲渡	-	16 件
実施許与	30 件	65 件
合弁投資	-	-
計	30 件	81 件

4. 特許技術市の開催

特許技術市は、技術供給者・技術ユーザー・資本家間の出会いの場として、発明家に商談ブースを提供して、資本家と直接に商談できるようにするイベント性技術取り引き市だ。行事の期間中、専門無料相談コーナーを別途に設けて、中小企業庁では中小企業向けの支援相談を、弁理士・創業投資会社・税務士は事業化と関連した支援制度に関する相談を、技術信用保証基金では保証支援相談を実施した。

また発明家の個別相談コーナーでは、保有技術に対する詳しい資料を無料で受け取って見ることができ、特許技術市に紹介される優秀特許技術は、インターネット特許技術市(IP-Mart)を通じてシミュレーションと動画像で紹介される。2001年には特許技術市を3回開催して1,615件の斡旋商談を実施した。

〈表 3-1-5〉 特許技術市の開催実績

区分	2001年 第15回特許技術市 (優秀特許製品大広場)	2001年 第16次特許技術市	2001年 第17次特許技術市
主催	特許庁・韓国発明振興会	特許庁・韓国発明振興会	特許庁・韓国発明振興会
開催期間	5.14～5.20 (7日間)	10.11～10.14 (4日間)	12.8～12.12 (5日間)
場所	ヨイド総合展示場 (ソウル)	多目的体育館(大田)	COEX(ソウル)
参加現況	総185点 (特許製品:115社117 ブース、特許技術:70 件)	総50点 (中小企業:7件、大 学:1件、個人:42件)	総100点 (中小企業:9件、個 人:91件)
成果	斡旋商談:606件	斡旋商談:511件	斡旋商談:498件

5. 特許技術取引関連機関との業務協力の強化

韓国特許庁は、韓国発明振興会で独自に運営しているオンライン上とオフライン上の取引システムをまず体系的に連携して、取引対象技術についてシミュレーション制作費、サンプル制作費及び取引希望技術の展示を支援しており、特許技術の新技术動向調査、Patent Map普及、産業財産権の診断などを通じて同一技術の重複投資を防止し、研究開発の方向を提示している。

また韓国発明振興会で運営するインターネット特許技術市、特許技術常設市及び特許技術市などの特許技術取引システムを、技術情報登録管理システム(OKTIMS)を備えた韓国技術取引所、技術信用保証基金及び大学技術移転センターなどと連携して、技術取引情報を共有している。こうして技術情報を交流するために韓国発明振興会は、韓国技術取引所から「技術評価機関」に指定され、技術信用保証基金とも業務協約を締結したことがある。このように特許技術取り引きの活性化のために韓国発明振興会は、韓国技術取引所及び技術交流センターなどと情報を交流するなど、技術取引連携システムを構築して運営に当たっている。

6. 特許マート誌の発刊

インターネット特許技術市、特許技術常設市に展示された優秀な特許技術に対する説明・特徴・市場性・図面などの技術内容と事業化関連機関の支援情報などを収録した特許流通情報誌である「特許マート」を年6回発刊し、企業の特許管理専門担当部署、創業投資会社、韓国発明振興会の会員企業、政府関連機関及び全国の国公立図書館などに3,000部余りを配布して、事業化できなかった睡眠特許技術情報を提供している。

また特許マート誌では、特許技術情報だけでなく、特許技術評価、産業財産権の診断、優先購買推薦及びサンプル製作支援など中小・ベンチャー企業の事業化の際に必要な各種情報も共に提供している。

7. 地方知識財産センターの運営

莫大な研究開発費と時間を投入しても活用できない地方の特許技術を売買・仲介及び斡旋するため、発明振興法に拠って地方知識財産センターをソウル・釜山・光州・大田に設置して運営している。

これは地方でも、特許技術情報に容易に接近できるようにするためで、特許技術移転の効率性と専門性を高めるために、特許技術常設市及び韓国発明振興会の特許技術事業化斡旋センターと連携して、特許技術流通相談官を配置・運営している。

〈表 3-1-6〉 地方知識財産センターの運営現況

区分	ソウル	釜山	光州	大田
設置根拠及び 設立日	特許庁告示 83-13 1983.4.15	特許庁告示 92-2 1992.10.27	特許庁告示 93-1 1993.9.16	特許庁告示 95-2 1995.10.19
組織・人員	3人	2人	2人	2人
主要業務	<ul style="list-style-type: none"> ○奨励館の機能 ・優秀発明品の常設展示事業、流通活性化及び販路支援 ・学生の発明品の展示事業 ○特許情報検索機能:特許技術情報センター及び特許庁閲覧室を通じて利用 ○斡旋機能:特許技術取り引き斡旋及び商談 ○一般機能:知識財産権についての無料相談など 			

第2節 特許技術の客観的な価値評価のためのインフラの構築

発明政策課 電気事務官 リ・ソンテク

1. 概要

特許技術の経済的価値に対する客観的な評価は、特許技術の事業化及び技術取引のための基礎資料であり、特許技術を財産価値として判断する基本要件となる。

韓国発明振興会が2001年11月26日から12月20日まで企業、研究所及び大学など2,000か所余りの機関を対象にアンケート調査したところによると、特許または実用新案として登録された技術の中で事業化に繋がる技術はわずか37%に過ぎない。

したがって事業化に繋がれない優秀な特許技術の発明のために研究開発に投資された費用と人材、時間などを考えると、発明家や国家共に多大な損失に他ならない。このため特許庁は、個人及び中小企業を対象にして、特許技術の評価手数料支援事業から発明の評価機関の指定、発明

の特許技術評価教育プログラムの運営など、特許技術の客観的な経済価値評価のための枠組みを設けて特許技術の事業化率を高め、技術取り引きを活性化するための努力を傾けている。

特許技術の評価は、大きく市場性評価、技術性評価、技術価値評価に区分できる。ある技術が市場で価値があるか否かについては、市場性評価を通じて提供され、技術性評価を通じて特許技術の優秀性の有無を判断することで、技術ユーザーと供給者間の技術取引を誘導することができる。最後に技術価値評価を通じて、無体財産権である特許権を有体財産性格の現金の流動的な価値とすることができる。

2. 発明の評価手数料の支援

発明振興法 第 21 条の 2 の規定に拠って政府は、個人及び中小企業が保有する特許技術について技術性または市場性の評価を完了した後、評価手数料 k 補助申請を行う場合、該当年度に評価を完了した発明に限り、3,000 万ウォンの範囲内で評価にかかった費用の 90%まで無償支援している。

申請の対象は、内国人として申請日現在の特許法、実用新案法に拠って登録された権利者とその承継人及び専用実施権を許与された者だ。

特許技術の評価の結果は、発明の事業化前段階として発明品の技術性と事業性の確認、特許技術事業化斡旋センターを通じた権利譲渡、実施権の許与、合弁投資などの実施斡旋時の客観的な資料として活用され、評価結果が「優秀」と認定される場合には、技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会の優秀発明サンプル製作支援及び優秀発明品優先購買の推薦など、事業化支援のための選定審議の際に加算することで、事業化支援時に優先的に支援を受けられるようにしている。

評価手数料の支援対象は、評価課題の適正性、具体性及び実用性、評価結果の活用計画の明確性及び国家産業発展の寄与度などを総合的に考慮して選定し、審議の結果、同一点数または同一順位で競合する場合は零細発明家、個人発明家、中小企業者の発明・考案の順で支援することになる。

特許庁では、発明振興法 第 21 条の規定に拠って技術性または事業性の評価機関に指定された専門評価機関から 2001 年度の優秀技術として評価された 50 件について 49,100 万ウォンの評価手数料を支援した。

〈表 3-1-7〉 最近 5 年間の発明評価手数料の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
予算(直接事業費)		100	100	100	604	604
申請件数		37	39	24	1473	50
支援内訳	件数	37	39	24	1473	50
	金額	73	51	63	559	491

注) 1. 予算額は年度別の全体予算から人件費、付帯経費などを除外した直接事業費。

2. 2000 年の IP-Mart 登録技術 1,434 件について評価

3. 発明の評価機関の指定

特許庁では、産業財産権として登録された発明の早急な事業化が必要であると認定された場合、その発明の評価のために関係行政機関の長と協議して、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明の評価機関に指定できるようにしている。

特許技術の評価は、高度の技術力、専門性そして客観性が要求されるため、評価を担当する専門評価機関を指定する際は、該当機関の最近3年間の産業財産権の評価実績または類似業務経験、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な施設の保有有無、評価が可能な技術分野及び具体的な評価技法の保有有無などを総合的に考慮して指定させるようにしている。

評価機関が詐欺その他の不正な方法で評価機関の指定を受けた場合は、指定を取り消し、発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合及び発明振興法または同法による命令や処分違反した場合と評価総合意見の漏れ、評価意見の記録時に評価結果の判断が難しい曖昧な擁護を使用した場合及び権利者に有利だったり、不利な特定部分だけを評価するなど不良評価と判定された場合は、指定を取り消せるようにしている。

また特許庁では、評価対象技術及び評価範囲、評価機関に対する資金支援及び評価手数料などについて評価機関と協議して定められるようにしている。ただ評価手数料を協議する際は、評価対象となる技術・評価の範囲・評価期間などを参酌しなければならない。評価機関は、評価を要請した者の同意無しに他の者に評価結果を公表できないが、公益の上で必要な場合は、特許庁長と協議して評価結果を公表できる。

発明振興法上の技術性評価機関としては、技術標準院、韓国生産技術研究院、韓国化学試験研究院、韓国人参タバコ研究院、韓国海洋研究所、韓国電気電子試験研究院、韓国原子力研究所、韓国エネルギー技術研究所、韓国資源研究所、韓国化学研究所、韓国電気研究所、産業技術試験院、韓国生活用品試験研究院、韓国建資材研究院、韓国食品開発研究院、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国科学技術情報研究院、窯業技術院、韓国原糸織物研究院、韓国建設技術研究院などに加えて2001年に新たに追加された韓国機器石油化学試験研究院など23の機関で、事業性評価機関は、中小企業振興公団、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術研究院(KIST)など4つの機関だ。

4. 発明の特許技術評価教育プログラムの運営

技術評価の重要性にもかかわらず現在、韓国国内には専門的な技術評価機関が無く、また評価専門人材もあまりにも不足した実情だ。したがって特許庁では、特許技術評価基盤を構築するための事業の一環として、大韓弁理士会を通じて、特許技術の評価専門人材の要請のためのプログラムを運営している。

このプログラムは弁理士法に拠って、特許など知識財産権に関する鑑定業務を遂行する弁理士を評価専門人材として積極的に育成するためのもので、弁理士会の会員弁理士150人余りを主な対象として、韓国科学技術開館の中央堂で2001年12月18日から19日の2日間、教育を実施した。教育の内容は、価値評価概論、特許権と価値評価、技術価値評価事例、価値評価業務処理規定の解説、技術価値評価と企業会計、無形資産と価値評価などだった。

今後、教育課程を基礎課程、専門課程、深化課程などで運営し、特許技術評価モデルの普及機関を対象に技術評価モデルの活用度を分析して、評価専門人材要請プログラムの効果性を分析して韓国技術取引所など関連機関との教育連携方案を検討している。

第2章 特許技術の事業化のための資金支援

第1節 事業化資金支援のための財源準備

発明政策課 電気事務官 イ・ソンテク

1. 概要

21世紀の知識基盤経済時代に技術力中心の産業構造改編と国家競争力を高めるためには、特許など知識財産権を確保した核心技術を通じて世界市場をリードしなければならない。しかし、韓国発明振興会が2000か所余りの機関を対象としてアンケート調査した内容によると、特許技術の中で事業化に結びつく技術はわずか37%となった。

特許庁では、事業化されない優秀な特許技術の事業化に必要な資金を支援するために産業資源部、中小企業庁などと協力し、1999年11月に「特許事業化協議会」を構成して知識層出願、技術開発、デザイン開発、創業教育、設備資金・ランニング資金など特許創出及び事業化段階別に多用な支援事業を展開しており、特許庁独自の事業としては特許技術評価手数料補助事業、優秀発明サンプル製作支援事業、産業財産権診断事業、外国出願費用補助事業と特許出願技術に対するベンチャー企業確認などを行っている。

そして、民間投資資本を誘致するために特許エンゼルを結成して投資説明会を開催し、特許技術常設市に展示されている技術を対象に、年間を通じて技術移転説明会及び投資説明会を開催している。

2. 事業化支援資金の確保及び支援拡大

特許庁では、特許技術の事業化促進のために産業財産権診断支援、特許技術評価手数料支援、優秀発明サンプル製作支援、外国出願費用支援などを行っている。

産業財産権診断事業は、個人または事業者などが研究開発に取りかかったり、技術導入を推進する前に研究開発の方向を設定して重複投資を防げるようにするため、特許専門家集団から関連技術に対する産業財産権の事前総合診断を受けられるよう1,500万ウォン以内で診断にかかる費用の50%を支援する事業だ。

優秀発明サンプル製作支援事業は、特許技術の本格的な事業化に先立ち事業化の成功可否をあらかじめ知ることができるよう、優秀特許技術のサンプル製作にかかる費用を支援する事業で、支援対象は内国人で、個人・中小企業が保有する特許・実用新案として登録された権利に限って1件当たり3,000万ウォン以内で学生及び零細発明家は、サンプル製作費の全額、個人発明家は90%の範囲内で、中小企業は80%の範囲内で支援している。

外国出願費用支援事業は、外国に特許または実用新案を出願した個人・中小企業を対象に出願1件当たり120万ウォン、1人当たり年間3件以内で支援する事業だ。

特許庁では、こうした事業を遂行するため2001年に特許技術評価手数料5億ウォンなど合わせて21億ウォンの投資技術の事業費を直接支援した。

〈表 3-2-1〉 2001 年特許技術活用資金の支援現況

連番	事業名	支援計画	支援実績
1	特許技術の評価支援	5 億ウォン	○申請:50 件 54,600 万ウォン ○支援: 50 件 49,100 万ウォン
2	優秀な発明サンプルの製作支援	6 億ウォン	○申請: 237 件 885,600 万ウォン ○支援:39 件 59,100 万ウォン
3	特許技術常設市	5 億ウォン	○投資説明会7回開催(全14社) ・ 4社58億ウォン誘致 ○シミュレーション制作支援 ・ 視聴 : 2500件、250000ウォン ・ 支援 : 257件、50000万ウォン
4	外国出願費用の補助金支援	3 億ウォン	○申請: 470 件 54,700 万ウォン ○支援: 257 件 29,900 万ウォン
5	産業財産権診断事業	2 億ウォン	○申請: 40 件 16,700 万ウォン ○支援: 21 件 16,700 万ウォン

このように特許庁では、個人または中小企業の優秀な特許技術が資金、情報、担保能力などの不足により死蔵しないで、事業化しうるように政府レベルの一括支援体制を構築しようと産業資源部、中小企業庁などと協議して、特許事業化協議会を結成・運営しており、今後、特許技術の事業化を支援するため特許庁の独自予算の確保及び特許事業化協議会の支援資金を大幅に拡大させる予定だ。

〈表 3-2-2〉特許事業化協議会を通じた支援実績

年度	支援内訳	備考
1999 年	新技術創業保育(TBI)事業費から 9 か課題、75,600 万ウォンを支援	
2000 年	支援計画 377 億ウォンに対して 73%である 277 億ウォンを支援	
2001 年	支援計画 506 億ウォンに対して 110%の 559 億ウォンを支援	

3. 「特許エンゼルクラブ」を通じた創業活性化の支援

エンゼル(ANGEL)とは、創業初期段階の企業に資金を支援する個人投資家を指し、資金支援の他にも個人の専門的な知識を土台に投資企業の経営諮問に応じたり、直接に企業経営に参加することもある投資家を意味する。

特許エンゼルクラブは、優秀な特許技術を保有する中小・ベンチャー企業の資本調達を容易にして、エンゼル投資家には投資情報及び健全な投資の機会を提供する目的だ。特許庁の後援と韓国発明振興会の主管のもとに一般投資家(Lead Angel)と弁理士、会計士など特許技術事業化の専門家をサポートエンゼル(Support Angel)として参加させて2000年9月1日に設立された。

特許エンゼルは、定期総会と臨時総会で運営され、運営委員会は会長 1 人、副会長 3 人、顧問 2 人、監査 2 人、委員 16 人など合わせて 25 人からなり、事務局は韓国発明振興会の特許技術事業化幹旋センターに置く。

エンゼル会員は、特許技術の投資に関心のある投資家や資本家(個人または法人)または特許技術による創業及び事業活動に対する諮問が可能な弁理士、弁護士、会計士、大学教授などの専門家(Support Angel)から構成され2001年12月現在で186人が加入している。

特許エンゼルを通じた投資申請の対象は特許権、実用新案権、意匠権の保有者(出願中である場合は特許庁長が認定する技術)で、上記技術を利用して創業を準備中か事業開始7年以内のベンチ

ャー企業または中小企業のうち、製造業及び製造業関連サービス業を主な事業として営む企業で、投資希望会員と投資申請企業が投資規模、形態、方式など投資をめぐって交渉して運営費は会員が負担する。

投資方式は株式、資本引き受け、転換社債などで、投資規模は会員1人1社当たり500万ウォン以上を原則とし、投資した後は自律経営を原則とするが、必要な際は特許事業化協議会の支援事業と連携、追加融資の斡旋及び経営・技術諮問を行う。

2000年2度の投資説明会を開催し、2001年には5月15日にCOEXコンファレンスセンターで総合筆記具専門会社である(株)プリンテックと線型ベアリングメーカーである(株)ウイナーベアリングが、キボキャピタルなど投資家130人余りが参加した中で投資説明会を開催した。これを通じて(株)ウイナーベアリングで7,620万ウォンの投資金額を誘致し、今後も優秀なベンチャーまたは中小企業が投資説明会を開催して民間資本を誘致できるよう努力を注ぐ予定だ。

4. 投資説明会の開催を通じた民間資本の誘致

特許庁では、特許エンゼルクラブを通じた民間投資資本の誘致だけでなく、特許技術常設市に展示されている優秀な特許技術についても、投資説明会を開催することで、優秀な特許技術を開発したにもかかわらず事業化に必要な資金が不足し、事業化できない個人または中小企業を支援している。

常設市の投資説明会は、説明技術について技術の特徴と長所・短所、事業の展望などを説明するものだ。説明は、特許技術の完成度及び機能を動画像またはシュミレーションで制作・上映し、これと共に業界の動向と市場動向及び予想収益などを説明することで、投資意欲を高めている。

また投資説明会の開催時、特許庁の審査官・技術取り引き会社などからなるヘルプデスクを運営して知識財産権、技術移転及び事業化支援など発明の権利から事業化成功までの困難や問題点を相談してアドバイスしている。常設市の投資説明会は2000年に1回、2001年に7回など合わせて8回(15社)が開催され、(株)キヤドランドが15億ウォンを誘致するなど、合わせて58億ウォンの投資誘致に成功した。

今後、投資説明会は年間を通じて開催することで、民間の投資資本を誘致したり、技術移転を活性化できるようにする計画だ。

第2節 「特許事業化協議会」運営の内実化

発明政策課 電気事務官 イ・ソンテク

1. 概要

政府では中小・ベンチャー企業の優秀な特許技術が資金、情報、担保能力などの不足により死蔵することなく事業化できるよう、政府レベルの一括的な支援体制を構築すると同時に核心技術を保有した中小・ベンチャー企業がリードする技術中心への産業構造の改編及び国家競争力アップのために産業資源部、特許庁、中小企業庁、技術標準院、産業技術評価院、技術信用保証基金、中小企業振興公団など10か所の中小企業支援機関からなる「特許事業化協議会」を組織した。

特許事業化協議会を通じて支援される範囲は、まず特許技術事業化資金支援による特許技術の事業化に必要な創業の支援、金融支援、技術・経営指導支援、包装・デザイン開発支援、販路開拓・広報支援などがあり、特許技術の移転支援としては、特許技術の譲渡(売買)、実施権の許与、合弁投資などの特許技術流通支援と特許技術開発支援によって開発技術を事業化するため追加の技術開発が必要な場合に支援している。

特許事業化協議会を通じた支援規模は産業資源部、中小企業長、特許庁間の協議を経て、毎年初めに決定することになり、特許事業化協議会の議決の後、支援機関別に支援事業を執行している。

〈表 3-2-3〉 特許事業化協議会及び実務協議会の構成現況

区分	機関名	特許事業化協議会	実務協議会
委員長		産業資源部次官	特許庁管理局長
委員	産業資源部 特許庁 中小企業庁 技術標準院 韓国発明振興会 韓国産業技術評価院 産業技術情報院 技術信用保証基金 中小企業振興公団 韓国産業デザイン振興院	産業技術局長 管理局長 技術支援局長 次世代部長 常勤副会長 院長 院長 専務理事 事業理事 企業支援本部長	産業技術開発課担当事務官 発明政策課 担当事務官 技術政策課 担当書記官 電子技術部 担当事務官 事業化幹旋センター所長 事業管理室長 知的財産権室長 技術評価事業本部長 技術取引所長 開発企画チーム長
監事		産資部 産業技術開発課長 特許庁 発明政策課長	特許庁 発明政策課長
計		13 人	12 人

2. 特許技術事業化促進総合計画の樹立

特許事業化協議会の主要機能は、特許事業化に関する制度の改善と整備及び総合支援策などを決定し、推進実績に対する点検と機関別の支援施策を総合して調整することだ。このために同協議会は、特許事業化を体系的に支援するための特許事業化協議会運用要領を制定（産業資源部訓令第 1999-21 号）し、特許技術の事業化促進のための総合計画を樹立し施行している。

この総合計画には、特許技術の移転及び事業化に対する支援需要を発掘し、効率的な支援態勢の構築のために政府機関間の役割を定立する一方、事業化のための情報提供においてこれまでの単純な技術情報の提供から資本家または技術導入を希望するユーザーのため PM 事業及び新技術調査会などを通じて加工された特許情報を提供し、韓国内外の技術取り引き市場間の相互連携体制の構築などを通じた特許技術の取り引き活性化と特許製品の販路確保支援など、特許製品の流通活性化に関する細部支援計画などが示されている。

今後、同計画によって各推進機関別に役割を分担して細部事業の推進と四半期ごとの振興状況の点検など事業の周期的な事後管理を実施して、同対策の推進の効率性をアップさせる計画だ。

3. 特許技術事業化支援の基盤構築のための調査分析

特許庁では、上記の特許事業化促進総合対策によって国内企業（大企業、中堅企業、中小企業に区分）、大学、研究所の発明家及び産・学・研の専門家を対象にして、「事業化支援需要及び政策発

掘」のための調査事業を2001年9月～12月の4か月間、実施した。

調査機関は、韓国発明振興会内の特許技術事業化斡旋センターが行い、調査の内容は「特許事業化」政策の需要発掘、特許事業化の問題点及び支援需要の発掘(Bottom up)、調査対象別の権利保有現況、事業化現況、権利別の事業化段階、今後の実施計画などで、調査の結果は発掘された技術需要及び特許事業化戦略をもとにして特許事業化政策の樹立と特許事業化支援プログラムの新設、制度改善などの基礎資料として活用される予定だ。

4. 優秀発明品サンプル製作支援

優秀発明品サンプル製作支援事業は、内国人として個人・中小企業が保有した特許・実用新案として登録された権利を対象にして、事業化の可能性、技術的な優秀性、国家産業発展への寄与度、事業化推進の意思、事業化経営能力などを選定基準として考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ちサンプルの製作にかかる費用を国庫から負担して事業化を支援する制度だ。

支援申請は、毎年1月に行い、支援額は1件当たり3,000万ウォン以内(超過分は本人の負担)で、学生及び零細発明家はサンプル製作費の全額、個人発明家はサンプル製作費の90%の範囲内、中小企業者は80%の範囲内で支援する。

評価機関によって優秀と認定された発明・考案、産業財産権の診断支援事業によって開発された発明・考案、中小企業庁の各種技術開発事業の結果、成功した技術の中で優秀技術共同審議団で選定された発明・考案、職務発明報償制度を実施する企業の発明・考案などについては選定審査の際に優待する。

サンプル製作費の支給は、サンプル製作が完了すれば、これを検数して製作費用を清算してサンプル製作者者に支給することになり、申請は韓国発明振興会の特許技術事業化斡旋センター(02-557-1077)にすればよい。

今後は特許技術の事業化率を高めるために製作支援の後にも1年ないし3年の一定期間、「特許事業化協議会」及び協議会の支援機関である中小企業庁、中小企業振興公団と連携して技術・経営指導をしていく予定だ。またサンプル製作後、本格的な事業化に必要な設備資金、ランニング資金などの事業化にかかる資金まで連携して支援するよう推進している。

〈表 3-2-4〉 最近5年間の事業化支援実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	1997	1998	1999	2000	2001	
予算 (直接事業費)	270	260	253	600	600	
申請件数	101	106	116	166	237	
支援 内 訳	件数	24	29	28	36	39
	金額	217	244	234	595	589
事業化数 (比率)	8 (33.8%)	12 (41.4%)	7 (25.0%)	24 (66.6%)	26 (66.6%)	

注) 予算額は年度別の全体予算から人件費、付帯経費などを除外した直接事業費

5. 特許技術事業化に対する認識向上と成功経験の拡散

発明政策課 電気事務官 李・ソンテク

特許庁と韓国発明振興会は、特許技術の事業化成功事例を発掘・収集して、特許技術の事業化に成功したノウハウを学ぶことで、今後、さらに多くの中小・ベンチャー企業の創業と育成が活性化しうるきっかけづくりとするため、5月と11月に特許技術事業化成功事例発表会を行っている。

成功事例発表会では、優秀な特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発過程から事業化の過程、流通及び販売過程など事業化に関する全過程に対する内容を発表しており、発表する企業は1次審査を経て選定された7社だ。

これら7社の企業に対して現場で技術の開発過程、経営者の事業ビジョン、発表力などを総合的に考慮して金賞には産業資源部長官賞を、銀賞3チームには特許庁長賞を、銅賞3チームには韓国発明振興会長賞を授与している。

こうした成功事例は、発明動機、特許事業化の問題点、特許事業化過程、特許事業化成功の決定的な要因などを盛り込んだ成功事例集として発刊、中小・ベンチャー企業に配布され、「中小企業知識財産権所有運動」の説明会の開催時にもこれが配布される。また特許技術常設市の特許技術事業化成功事例コーナーに展示され、事例発表の場面は動画像で制作されてインターネットの特許技術市(<http://www.patentmart.or.kr>)に登録される。

5月に開催された成功事例発表会では、(株)清風(チョンブン)の「陰イオン発生空気清浄器」が金賞を、11月に開催された発表会では(株)シーアンドシーテクの「スイッチング電源装置の駆動及び軌還回路の事業化」が金賞を受賞した。

今後、こうした発表会を通じて、ベンチャー・中小企業が事業企画の初期段階から緻密な戦略を樹立して実行し、新たに開発された特許技術の実用化と拡散に力を注いで、経済的な収益性を創出することで、事業化に成功できるよう引き続き支援する予定だ。

第3章 特許製品の流通・販売の支援

特許権・実用新案権・意匠権など知識財産権を保有しているものの、資本力と市場マーケティング能力が不足した中小企業及びベンチャー企業が保有している優秀な特許製品に対して、流通促進と販路を開拓するために各種流通博覧会の開催とテレビ・新聞などメディアを通じた優秀特許製品のPRなど多様な努力を繰り返している。

第1節 優秀特許製品の流通促進

発明政策課 電気事務官 イ・ソンテク

1. 優秀特許製品大広場の開催

資本力と市場マーケティング能力が不足した中小企業が所有する優秀特許製品の販路を開拓するため、2001年5月14日から5月20日まで7日間、ヨイドの中小企業総合展示場で「優秀特許製品大広場」を開催して、流通特許製品115点と117ブースを展示・販売し、とくに女性発明品コーナーとして10ブースを別途に運営した。

同行事は、品質が優秀な特許製品を生産しても対外PRの不足により販売が困難だったり、優秀特許技術を開発しても投資者や資金不足により事業化に障害を抱えている中小企業などを支援するために準備され、大広場の行事に参加を希望する全体250社余りの中から170社余りの企業の特許製品と特許技術70点を選定した。優秀特許製品115点を分野別に見ると、生活文化(49)、電気電子

(32)、機械・環境(8)、化学繊維(5)、食品医学(5)などとなっている。

また同行事期間中に行事場内に多様な商談コーナーと映像設備を設置して、発明と事業化に関する多様な冊子も無料で配布し、行事の参加者と訪問者に対して、発明に対する認識と優秀特許製品に対する認知度を高める。同行事は、1日平均5,100人余り合わせて36,000人余りが観覧し、現場で製品販売8億5,000万ウォン、CJ39ショッピングを通じて5社の7点の製品を販売して10億ウォンを記録するなど、合わせて18億5,000万ウォン程度の優秀特許製品を販売した。

今後、同行事を毎年定期的に開催して、優秀特許製品の販路に困難を抱えている中小・ベンチャー企業を引き続き支援する計画だ。

2. 大田発明特許博覧会の開催

大田広域市は人口が140万人余りの都市で特許庁と特許裁判所が入居しており、70余りの研究機関に1万5,000人余りの研究人材が密集し、最近、大徳バレーを中心として中小・ベンチャー企業の創業ブームが起こっている。特許庁と大田広域市は1998年8月、大田に庁舎を移転した後、大田地域を名実共に知識財産権のメッカとして育てるために多方面から努力を傾けている。

大田発明特許博覧会は、その一環として特許技術移転及び事業化のために特許庁と大田広域市が共同で主催し、韓国発明振興会が主管して2000年には9月19日から9月24日まで6日間、大田貿易展示館で、2001年には10月11日から10月14日まで4日間、大田多目的体育館で開催した。

この大田発明特許博覧会は、「発明特許標準流通博覧会」、「特許技術市」、「学生発明展示会」など3つの部門からなり、観覧を希望する者は誰もが無料で入場できる。2001年の大

田発明特許博覧会では、全南、忠南など9か地域別に優秀発明品コーナーを運営して40社の流通特許製品65点を販売した。

これを通じて1日平均3,500人余り、合わせて14,000人余りが観覧し、付帯行事として特許技術市を開催して優秀特許技術50点を展示、この他に学生発明大田展示会を開催して学生の発明品106点を展示した。

3. 大韓民国特許技術大典を開催

大韓民国特許技術大典は、優秀な特許技術者を選定して褒賞し、優秀発明品の展示を通じて国民ぐるみの発明意識の風土を造成するのが目的だ。併せて、この行事を通じて技術移転及び優秀特許技術の早期の事業化を促進して、優秀特許製品の流通を支援する。

特許技術大典の開催時期は、毎年11月～12月頃で特許庁が主催して韓国発明振興会が主管、産業資源部、大韓商工会議所、全国経済人連合会、大韓弁理士会などが後援する。

特許技術大典の展示分野は、一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは、個人や企業の特許・実用新案・意匠として出願または登録された発明品、機械・金属・繊維・化学、電気・電子・情報通信、生活分野など技術分野別の展示と女性発明家の優秀特許製品に対する別途コーナーを運営し、特別展示コーナーでは国家補助支援のサンプル、国際発明品展の受賞品、職務発明競演大会で入賞した発明品、特許技術賞の受賞品などを展示する。また特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引士などが、発明から権利化・事業化までの全般的な問題点と手続きについて無料で相談する。

〈表 3-3-1〉 大韓民国特許技術大典の出品現況及び観覧人員

(単位:件、人)

年度 区分	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
出品申請	415	429	382	328	374	381	262	172	316	255
展示件数	232	155	163	188	180	117	103	150	138	120
観覧人員	63,768	29,541	81,574	12,9587	77,100	60,000	60,000	30,300	31,350	30,100

大韓民国特許技術大典では、優秀発明品の展示と共に発明家の士気高揚及び国民ぐるみの発明意識を高めるために、一般の展示品を対象として大統領賞、国務総理賞、WIPO 事務総長賞、特許庁長賞など、各種の褒賞を施している。

褒賞対象の選定は、主管機関である褒賞推薦審議会を経て特許庁の公的審議委員会で最終決定するが、中小企業及び個人発明家を優待する。この行事で一般展示に参加したり、褒賞を受ける発明品に対する恩恵としては、展示特許技術の売買・譲渡及びライセンスの機会を与え、次年度の「発明の日」の行事の際に受賞企業(個人)に加点され、褒賞企業に対しては各種金融支援と優先購買推薦制度によって、政府及び公共団体が優先購買できるように推薦している。

これと共に付帯行事として「発明特許品流通博覧会」を開催して、事業化または商品化に成功した優秀特許製品の販路開拓及び流通を増進し、ホームショッピング、CATV(ケーブルテレビ)、新聞などメディアを通じて PR 及び販売している。

4. 優秀発明品の優先購買の推薦

優先購買推薦制度は、特許・実用新案・意匠法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権、通常実施権を許与された者の優秀発明品を国家機関、地方自治団体、国家または地方自治団体が投資・出捐する機関及びその傘下機関に購買するよう推薦する制度で、中小企業の優秀な発明品について優先購買を積極的に支援することで、技術開発に投資された資金の回収と適正利潤の確保を支援することを目的とする。

〈表 3-3-2〉 優秀発明品の優先購買推薦実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	1997	1998	1999	2000	2001
申請件数	12	18	15	45	15
推薦件数	8	17	14	44	15
購買件数	2	7	3	7	4
納品額	1,035	2,179	56	5,824	448

一方、この制度は調達庁など該当購買機関に対する拘束力が無く実効性は少ないが、企業では優先購買機関と協議時、契約締結のためにこの制度を有効に活用している。優先購買推薦制度と類似した調達庁の「優秀製品選定制度」は KT、NT、EM、IT、GR、特許、実用新案など新技術製品を「優秀製品」に選定して随意契約を締結することで、中小及びベンチャー企業を支援する制度だ。この制度を通じた特許製品の選定及び購買現況を見ると、〈表 3-3-3〉で見ると、2001 年 12 月末現在まで合わせて 911 製品(7,269 億ウォン相当)が選定された。

〈表 3-3-3〉 特許製品の選定及び購買現況

区分	1996～1998	1999	2000	2001
選定製品数 (累計)	141	394	718	911
販路支援額 (億ウォン)	1749	2639	5250	7269
年間選定回数	1～3回	4回	6回	6回

第2節 メディアを通じた優秀特許製品のPR

発明制作課 電気事務官 イ・ソンテク

CATV(ケーブルテレビ)の MBN では、「今は特許戦争時代」というテーマで優秀特許技術及び製品に対して紹介し、各種流通博覧会の際にホームショッピングチャンネル(CJ39)を通じて優秀特許製品を販売している。このように特許庁では新聞、テレビなど特許庁が活用できるすべてのメディアを通じて優秀な特許製品をPRして、特許製品の販路を開拓するよう努力している。

1. テレビのホームショッピングチャンネルを通じた優秀特許製品のPR及び販路支援

特許庁では、優秀な特許製品及び特許技術に対する多様な取り引きシステム構築の一環としてテレビなどメディアを積極的に活用している。2001年にテレビのホームショッピング事業者にLG、CG39の他に韓国農水産、ウリ、連合など3社が追加されて5社に拡大されたが、追加で選定された業者は2001年以降、本放送を始めるので、2001年には5月にCJ39ショッピングと韓国発明振興会が業務協約を締結して優秀特許製品に対する販路を支援している。

まず5月に開催された優秀特許製品大広場行事で5社の7点について特別生放送を進行して10億ウォン、10月に開催された大田発明特許博覧会では17億ウォン、12月に開催された大韓民国特許技術大典では17億ウォンなど合わせて44億ウォンの製品を販売した。

今後、流通博覧会の開催時、ホームショッピングのチャンネルを積極的に活用して中小企業の販路を支援させる計画だ。

2. 優秀特許製品の流通行事時に放送社と連携

特許庁では、マスメディアであるテレビを通じて「優秀特許製品大市場」の開催などで展示された優秀特許製品の販路開拓を支援し、特許製品のイメージアップのために流通行事と放送社を連携させる計画だ。

しかし、地上波を活用した「優秀特許製品テレビ大市場」の開催は、放送委員会と協議した結果、特定製品の価格、品質、機能、製品名などをKBS、MBCなど地上波放送で紹介するのは、放送法と放送審議に関する規定に違反するため、放送は不可能と判断された。これを受けて特許庁では、ホームショッピング会社を活用して優秀特許製品の販路を支援できるようにしている。

ただ特許庁では、優秀特許製品の流通行事の際、YTN、KBS、MBC、SBSなどのニュース報道時に優秀特許製品の展示会を紹介できるよう努力することで、多くの消費者が優秀特許製品の優秀さを認識し、特許製品を購入して使用できるようにしている。

また毎日経済新聞、韓国経済新聞など新聞メディアを通じて流通行事に展示されている優秀特許製品の優秀さをPRし、流通行事に対する報道資料を各新聞メディアに配布することで、流通行事を広く

知らせてベンチャー・中小企業の優秀特許製品に対する流通が増進できるよう努力している。

今後も流通行事の開催時にテレビ、新聞などメディアを積極的に活用して個人または中小企業の優秀特許製品に対する販路開拓を支援する予定だ。

第4編 知識財産の創出与件の造成

第1章 10万の「発明の夢の木」の養成

第2章 「中小企業知識財産権所有運動」の展開

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

第4章 発明振興のインフラ構築

第1章 10万の「発明の夢の木」の養成

第1節 発明教育の活性化に向けて関係機関と協力体制を構築

発明政策課 行政事務官 チャ・ヒョンリョル

1. 発明教育発展協議会の構成・運営

特許庁は、学生の発明教育の活性化のために教育人的資源部など関連部署とはもちろん、市・道教育庁など汎国家機関との協調体制を構築することを主要重点課題として推進している。

「発明教育発展協議会」は、特許庁関係者と市・道教育庁の担当奨学生たちを主軸として、発明工作教室の設置運営事業をはじめ発明教育の活性化策の共同推進と協力体制の構築のために 2000年12月13日に「全国発明工作教室関係者ワークショップ」でその結成に合意したもので、2001年4月11日に国際特許研修部で第1次会議を開催して執行部の構成と細部運営方案を話し合った。

2001年4月の第1次の集まりで、ソウル市教育庁の担当奨学生を会長として執行部を構成して年2回の定期会議を開催することに合意し、2001年12月6日に第2次会議を開催し、発明工作教室の設置運営及び発明教育の研究・示範学校への特許庁による支援拡大、発明工作教室の担当教員に対する昇進加点制の推進、発明教育の担当教師団体の活動支援策及び地域別の特色を持つ発明教育の推進方案などを論議した。その結果、特許庁では発明教育の教科研究会など地域別の発明教育教員団体の各種事業を支援しており、2002年から釜山・大邱市教育庁と慶北道教育庁では、改正された教育公務員昇進規定に拠って発明工作教室の担当教員に対する昇進加点制が施行される予定だ。

ただ「発明教育発展協議会」は、政策決定や執行委員会の性格よりは、市道教育庁に対する特許庁の施策 PR 及び意見収集、そして地方教育自治団体である市道教育庁の協力のための諮問委員会の性格を帯びており、ここに教育人的資源部など他の政府部署の関係者が参加できないという限界を抱えている。

2. 優秀な発明学生の大学特例入学の拡大

特許庁は、学生らの発明意欲を積極的に高めて優秀な人材を国家の資源とするために 1997年から各大学と協力して、優秀な発明学生らが、随時選考及び特次選考を通じて大学に入学させる「優秀な発明学生の大学特例入学制度」を導入した。その結果、1998年から発明特技者の大学特例入学生が選拔され、主に大韓民国学生発明展示会など各種発明大会の入賞者と特許・実用新案権の取得学生を対象として、その数が毎年拡大されているが、各大学の主要選考タイプとしては、全国規模大会の入賞者、特殊才能の保有者、科学・発明特技者の選考など、大学によって多様な形態で運営されている。

同制度は、ソウル大学と延世大学、高麗大学をはじめとした全国 192 校の主要大学のうち 60 余りの大学で施行されているが、特許庁で各大学に直接に要請して合格者を集計したところ、1998年に1人、99年には3つの大学で7人、2000年には8つの大学で22人、2001年には26の大学で83人が合格したものと集計された。

特許庁では、発明特技者の選考が正しく定着して拡大できるよう各大学と有機的な協力を強化していく計画で、各大学でも 21 世紀の優秀な産業人材の発掘の次元で同制度はさらに拡大する展望だ。

3. 発明教育研究・示範学校の運営の活性化

特許庁では、発明教育の質的な水準をアップして、発明教育の新しい代案を開発するために市・道

教育庁と協力して発明教育研究・示範学校を指定、運営している。

1997年から始まった発明教育研究・示範学校は、現在、市・道教育庁別に1校ずつ毎年16校を指定して2年課程で運営しており、年間に約700万ウォンの運営費を支援している。発明教育研究・示範学校の担当教員は、教育公務員昇進規定によって毎月0.010点の昇進加点を与えられるようになる。

2001年度には、市・道教育庁との協議を経て、2000年から指定されて2001年まで運営される継続指定学校5校と、2001年から2002年まで運営される新規指定学校11校に対して、それぞれ500万ウォンから600万ウォンずつ、合わせて9,100万ウォンを支援した。

4. 学生発明促進全国巡回講演会の実施拡大と活性化

特許庁は、学校の発明班の活動など学生発明活動を促進するために、国際特許研修部と共同で全国巡回講演会を開催している。巡回講演会は、年初めに小・中・高の各級学校及び機関から教育申請を受けて、発明工作教室を設置した学校と昨年に申請した学校のうち未実施の学校を優先選定して実施しているが、1998年に39件、99年に82件だった巡回講演申請件数が特許庁によって10万の発明夢の木の養成事業が推進された結果、2000年以降は急激に増加して2000年には534件、2001年には419件に達した。

2001年には419件の申請のうち122回を実施したが、2000年に56回の巡回講演を実施したのに比べると、前年対比で118%が増加したことになり、とくに2001年には巡回講演の専門性を高め、巡回講演の講師らの資料と情報の共有のために11月5日から2日間、「巡回講演講師研鑽会」を開催した。

第2節 学校の発明班の活性化に対する支援の強化

発明政策課 行政事務官 チャ・ヒョンリョル

1. 小・中・高校の発明班の設置拡大

特許庁では、幼少時から発明の生活化を通じた発明人口の底辺を拡大し、学生らの創意力と探求力を培養して優秀な発明人材を発掘・育成するために各級学校に発明班を構成することを積極的に勧奨してきた。

学校の発明班は、学生発明活動の基礎分娩室として全国の10,500余りの小・中・高校で80年代後半から設置され、2001年12月末現在、6,945校の学校に発明班が組織され活発に運営されている。特許庁は全国のすべての学校で発明班を運営して「1校1発明班活動」の実現を目標として、発明班の数を引き続き増やしていくよう誘導する計画だ。

学校発明班は、特別活動または自由活動の時間や放課後の活動などの形態で運営されており、各種発明創作活動及び発明品の製作そして発明現場の見学など、発明班の運営の内容はもちろん、学生数も少ないところは3～5人から多いところでは2～3の学級に達するなど、その規模も多様だ。

〈表 4-1-1〉 年度別の発明班運営現況

(単位：学校数)

年度	1991	1993	1994	1996	1997	1998	1999	2000	2001
設置 学校 数	4,231	3,881	4,588	4,771	5,161	5,609	6,013	6,703	6,945

〈表 4-1-2〉 学校級別の発明班の運営現況

(2001年12月末)

区分	全国の学校数	発明班の運営学校			
		計	小学校	中学校	高校
学校数	10,137	6,945	4,104	2,067	864
学生数	8,113,116	112,772	61,320	37,985	13,467

2. インターネットを通じた発明夢の木の養成

全国の各級(小・中・高校)の学校の発明班運営及び発明工作教室などオフライン上の物理的な発明教育基盤にオンライン上の発明教育基盤を接ぎ木させて、トータルな発明教育を実現させるために、まずインターネットを通じた発明教育資料の開発・普及を試みている。

特許庁は、全国の発明工作教室及び発明教育研究・示範学校の学習資料及び研究成果物をCD-ROMで制作することを勧奨した。ソウル東部教育庁の発明工作教室の持つ大韓民国学生発明展示会の歴代受賞作品検索資料をはじめソニル中学、光州のウサン小学校などで、発明教育示範学校の運営資料をCDで制作・普及し、とくに2001年にはインターネットを通じた発明教育時代の実現のために試験的に韓国科学技術院と韓国教員大学を通じて、科学教科と技術教科に基盤を置くサイバー発明教育プログラムの開発用役を実施して、これを関連機関と発明工作教室に普及させた。

また韓国発明振興会を通じて2002年の開院を目標にサイバー国際特許アカデミー課程の開設を準備している。サイバー国際特許アカデミーは、社会教育環境の変化と情報技術の発展を基礎として、知識基盤情報化時代をリードする知識財産権の専門人材を養成するために青少年分野、一般人分野、資格証分野、国際分野などに分けられ、とくに青少年分野でちびっこエジソン教室、学生発明教室、発明班先生コーナーのコンテンツを開発している。

3. 優秀発明班の発掘及び活性化資金を支援

特許庁では、全国の各級の学校に発明班活動を勧奨して優秀発明班の運営事例を発掘・伝播するため、優秀発明班を選定して発明班の活性化支援金を支給しているが、1999年には合わせて182校の発明班を対象に18,200万ウォンを支援し、2000年にも210校に合わせて21,000万ウォンを支援した。

2001年には各市・道教育庁との協議を経て、全国的に150校に100万ウォンから300万ウォンまで合わせて18,800万ウォンを支援した。その対象としては、各市道教育監が選定した優秀な発明班を運営する学校と2000年に大韓民国学生発明展示会で優秀な入賞学生を輩出した学校及び団体賞を受賞した学校の発明班が選定された。

4. 地域の発明教育の教師団体活動への支援

特許庁では、発明教育の全国的な活性化のために地域別の発明教育基盤の強化が必要と見て、2001年から発明教育教科研究会など市道教育庁に登録された教員団体などの活動を支援することにした。

発明教育の教科研究会は、主に各級の学校の発明班指導教師らが中心となって構成された団体で、各種の地域発明教育行事と教師研修などの開催を通じて、学校の発明班の運営ノウハウと情報資料を共有することで、地域ごとの発明教育を活性化させうる主要な活動単位だ。

その選定と支援は、各市・道教育庁の協力を通じてなされ、これに伴い全国的に19地域の発明班の

指導教師団体に合わせて6,200万ウォンが支援された。

5. 発明班の指導教師に対する体系的な教育訓練

発明教育の活性化のためには、各級学校の管理者をはじめとした教育関係者の認識アップと指導教師に対する体系的な教育訓練が欠かせないと言えるが、特許庁では、知識財産権の専門教育機関である国際特許研修部を通じた教育訓練と各教育庁と地域の発明班の指導教員団体を通じた各種研修を支援している。

国際特許研修部では、年4期課程の教育管理者課程と年2期課程の発明指導者課程を通じて、専門的に教育訓練を実施している。教育管理者課程は、各級学校の校長・教頭と奨学生・研究生を対象として2泊3日間、23時間運営しており、発明指導者課程は各級学校の教師を対象として10日間、60時間で運営されている。主要な教育内容としては、知識基盤社会と発明教育の重要性、特許庁の発明教育振興策、学校の発明班の運営技法、知識財産権法の基礎課程からなり、2001年には教育管理者課程に572人、発明指導者課程に210人余りが参加した。

第3節 発明工作教室の運営活性化

発明政策課 行政事務官 チャ・ヒョンリョル

1. 発明工作教室の設置拡大

発明工作教室は、発明振興法 第7条を根拠として各市・郡・区の地域教育庁単位で設置された地域発明創作活動の中心センターとして、各地域の学生や一般人が自らのアイデアを直接に具現して、見られるよう、各種の工具及び機械資財を備え、専門担当教員を配置して運営する発明実習の場だ。発明工作教室では、学生らの発明創作活動の実習だけでなく、父兄らの発明の認識を高めるための「お母さん発明教室」と管内の一般教師らを対象に発明班の運営と発明教育に関する各種プログラムを運営している。

2001年の発明工作教室は、各市・道教育庁から20か所の設置申請の受け付けがあり、そのうち16か所が選定されたが、選定基準として校長及び指導教師の関心度、独自の予算確保の程度、交通の便利さ、余裕施設の規模、施設変更が可能か否かなどが考慮された。発明工作教室を設置した市には、各発明工作教室当たり特許庁と市・道教育庁がそれぞれ5,000万ウォンずつ1億ウォンを共同投資して設置し、年間の運営費は各市・道教育庁別に600万ウォンから3,000万ウォンまでを支援している。

選定の手続きを見ると、市・道教育庁の推薦(2倍数)→市・郡教育庁及び設置対象機関の申請書と運営計画書の受付(韓国学校発明協会)→書面審査→現場審査→審査委員会の審議→特許庁の最終決定の手続きに従って選定される。

発明工作教室は、特許庁が1995年7月にソウル銅雀区教育庁管内のインホン中学に試験的に設置した後、1996年に仁川、全南、忠南など3か所が設置され、1997年には教育部とソウル市教育庁が38か所、1998年には特許庁とソウル市教育庁が3か所を設置し、1999年以降には特許庁と各市・道教育庁の協力により毎年、市・道別に16か所を追加で設置して2001年末現在、全国に95か所の発明工作教室が設置・運営されている。

〈表 4-1-3〉 年度別の発明工作教室の設置現況

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	計
設置数	1	3	38	3	18	16	16	95 か所

発明工作教室が設置された後、1997年から2001年までの教育実績を見ると、教育人員は合わせて585,935人に達し、このうち学校休み課程を含めた中長期課程以上の教育を受けた学生は合わせて120,684人に達する。また学生らに対する発明教育を活性化するためには、父兄及び教師らの関心と支援が避けられず、発明工作教室では父兄教室及び教師研修機能も担当し、その教育人員は76,935人に達する。

〈表 4-1-4〉 年度別の発明工作教室の教育人員

課程 年度	短期課程		中長期課程		学校 休み 課程	父兄 教育	教師 研修	一日 発明 教室 など	計
	小学	中学	小学	中学					
97年	15,798	8,648	3,656	1,830	1,741	4,521	1,937	1,006	39,137
98年	33,966	20,917	8,727	5,095	5,502	9,541	4,704	8,295	96,747
99年	40,986	27,989	10,016	5,848	5,431	9,498	3,911	7,526	111,205
00年	45,116	35,921	14,025	9,216	7,789	12,783	6,253	18,989	150,092
01年	58,829	37,167	18,656	13,837	9,315	17,505	6,300	27,145	188,754
計	194,695	130,642	55,080	35,826	29,778	53,848	23,105	62,961	585,935
	325,337		90,906		29,778	53,848	23,105	62,961	

注)資料出所:『発明工作教室白書(韓国学校発明協会)』

〈表 4-1-5〉2001 年の新規発明工作教室設置機関の現況

連番	市・道	地域教育庁	学校名	連絡先
1	ソウル特別市	北部教育庁	シンチャン小学校	(02) 906-7812
2	釜山広域市	南部教育庁	ソンナム小学校	(051) 646-5359
3	〃	東部教育庁	ヨンサン中学校	(051) 864-1648
4	仁川広域市	北部教育庁	プマ小学校	(032) 519-2564
5	大邱広域市	西部教育庁	タルソン小学校	(053) 354-2253
6	大田広域市	本庁	忠南機械工業高校	(042) 580-2151
7	光州広域市	東部教育庁	シンガン中学校	(062) 264-6302
8	蔚山広域市	江南教育庁	ヒャンサン小学校	(052) 262-0091
9	京畿道	本庁	グンポ高校	(031) 395-8001
10	江原道	ウンジュ教育庁	タング小学校	(033) 765-0493
11	忠清北道	ケサン教育庁	ケサン北中学校	(043) 834-0434
12	全羅北道	全州教育庁	インボン小学校	(063) 243-2709
13	全羅北道	コクソン教育庁	オッカ小学校	(061) 363-1203
14	慶尚北道	礼川教育庁	南部小学校	(054) 654-2353
15	慶尚南道	本庁	慶南航空高校	(055) 673-4563
16	済州島	済州教育庁	済州南小学校	(064) 722-2038

〈表 4-1-6〉 全国の発明工作教室設置学校

市・道	設置場所(運営主体)	市・道	設置場所(運営主体)				
ソウル	チャモン小学校(江南教育庁) ソンス中学校(城東教育庁) ポンチョン中学校(銅雀区教育庁) 科学教育院(科学教育院) ソンイル中学校(東部教育院) チャンチョン小学校(西部教育庁) 九老中学校(南部教育庁) サンゲイ女子中学(北部教育庁) ソンイル中学校(東部教育庁) 亜州中学校(江東教育庁) ソウル空港小学校(江西教育庁) ソウルナム小学校(城北教育庁) ソウル科学高校(市教育庁) 首都電気工業高校(市教育庁) 漢城科学高校(市教育庁) ユンジュン小学校(南部教育庁) アヒョン中学校(西部教育庁) シンチャン小学校(北部教育庁)	京畿	メサン小学校(左に同じ) イルサン中学校(左に同じ) ナクセン高校(城南教育庁) チンアム小学校(議政府教育庁) フィソン小学校(安養教育庁) チジャン小学校(平沢教育庁) 軍浦高校(左に同じ)				
		江原	チョグエイ学生修練場(コソソ教育庁) 江原道科学教育院(左に同じ) ノアン小学校(江陵教育庁) タング小学校(ウンジュ教育庁)				
		忠北	忠州サムウォン小学校(左に同じ) 清州中学校(左に同じ) ボウンサハサン小学校(ボウン教育庁) マンチョン小学校(チェチョン教育庁) ケサン北中学校(ケサン教育庁)				
		忠南	保寧科学教育センター(保寧教育庁) 天安中学校(天安教育庁) カンドン仕様学校(ホンソン教育庁) 長項中央小学校(ソチョン教育庁)				
		釜山	釜山子供会館(左に同じ) 釜山科学教育院(左に同じ) チュレイ上 司中学校(北部教育庁) ケジョン中学校(釜山市教育庁) シンド小学校(海雲台教育庁) 釜山科学高(釜山市教育庁) ソンナム小学校(南部教育庁) ヨンサン中学校(東部教育庁)	全北	チョンイル小学校(左に同じ) キンジェ女子中学校(左に同じ) 群山中 央小学校(群山教育庁) スンチャン中学校(スナチャン教育庁) イリ小学校(イクサン教育庁) インボン小学校(全州教育庁)		
				全南	チャンソンサチャン小学校(左に同じ) ナジュ女子中学校(左に同じ) 麗水中央小学校(左に同じ) ヘナム女子中学校(ヘナム教育庁) イロ小学校(務安教育庁) オクカ小学校(コクソソ教育庁)		
				慶北	ファンナム小学校(左に同じ) 尚州教育館(尚州教育庁) 学生発明教育研究院(金泉教育庁) サンデ小学校(浦項教育庁) ヨンガ小学校(安東教育庁) ボンサン小学校(安東教育庁) 南部小学校(礼川教育庁)		
				慶南	南海教育庁(左に同じ) デア中学校(左に同じ) キョンウォン高校(慶南教育庁) ハプチョン小学校(ハプチョン教育庁) チャンニョン小学校(チャンニョン教育庁) 慶南航空高校(左に同じ)		
				大邱	南山小学校(東部教育庁) テミョン女子中学校(南部教育庁) タルソソ小学校(西部教育庁)	済州	西帰西小学校(左に同じ) 中央中学校(左に同じ) ハンリム中学校(北済州郡教育庁) 済州南小学校(済州教育庁)
				仁川	ハギク小学校(左に同じ) タンバン小学校(左に同じ) 東仁川女子中学校(左に同じ) 教育科学研究院(市教育庁) ソナク小学校(東部教育庁) プマ小学校(北部教育庁)	蔚山	ヨンボ所学校(江北教育庁) ヒャンサン小学校(江南教育庁)
				光州	クンダン中学校(左に同じ) ウサン小学校(左に同じ) ソンジョン中学校(市教育庁) シンガン中学校(東部教育庁)		
				大田	テフン小学校(左に同じ) ユドン中学校(左に同じ) ネドン小学校(市教育庁) トンシン中学校(東部教育庁) 忠南機械工業高校(左に同じ)		

2. 発明工作教室の指導教師の職務研修

特許庁では、発明工作教室の指導教員に対しては、発明工作教室の設置運営事業の主管機関である韓国学校発明協会を通じて特殊分野教育訓練を実施している。1999年以降、韓国学校発明協会は、教育部に特殊分野の教育訓練機関として登録され7期にわたり740人を教育した。また2001年にはソウル特別市の特殊分野研修機関として移転申請され2期にわたり160人の職務研修を実施した。

特許庁は、2000年までは自費負担で運営されていた職務研修を支援し、無料で教育を受けられるようにし、特許庁長をはじめ各種機関の有名人士を特別講師として招き、知識基盤社会での学校発明教育の重要性に対する教養教育と発明材料の加工法、Solar cell carの製作法、ブレインストーミング法、振動車の製作、ロボット制御、三重構造物の製作など、主に発明工作教室で活用される実習第一の教育を遂行している。

それだけでなく7月には、新規の発明工作教室を設置するため選定された機関の関係者50人を対象にして、発明工作教室の設置及び運営要領に対する特別研修をソウルのチャンチョン小学校で行い、12月には全国の発明工作教室の関係者230人余りを対象にして1泊2日間、大田のEXPO科学公園国際会議場でワークショップを開催した。

3. 発明工作教室の運営プログラムの開発と普及

発明工作教室は、学年と年齢の区別無しに基礎班(短期課程)→深化班(中期課程)→高級班(長期課程)など、段階別の課程により運営されており、課程別の運営プログラムを見ると次の通りだ。

〈表 4-1-7〉 発明工作教室の運営プログラム

区分	教育内容
基礎課程 (1日～7日)	○発明の基礎及び興味誘発教育 面白い発明の話し、発明と特許、発明技法の理解など
深化課程 (7日～6か月)	○発明アイデアの創案と適用 - ブレインストーミング、基礎発明技法の適用など
高級課程 (6か月以上)	○発明品の製作及び発明創意力の増進 - 工作実習を通じた発明品の製作、創作能力啓発プログラム、特許庁の情報の活用及び産業財産権の出願など

昨年までは発明工作教室で主に活用される教授-学習教材(運営プログラム)は、発明工作教室で独自に制作して地域内に普及したり、韓国学校発明協会の「発明英才」が主流をなしていた。このため特許庁では、全国の共通運営プログラムの開発普及が必要と見て、発明工作教室が設置・運営され始めた後、最初に2001年5月から開発に入って2001年12月に「発明工作教室白書」と「発明教育理論書」及び「発明教育教授学習書」の3巻を完成して普及するにいった。

「発明工作教室白書」では、全国の発明工作教室に対する運営現況を網羅して独自の情報資料として活用できるようにし、「発明教育理論書」と「発明教育教授学習書」を通じて誰でも発明教育を容易に指導できるよう、理論的な土台と学習素材をプログラム別に収録している。

4. 発明工作教室の標準運営指針など関連規定の準備

発明工作教室の運営指針は、各発明工作教室に対する専門担当教師の配置に関する事項をはじ

め、勤務者の施設管理及び授業運営に関する事項、専門担当教師の処遇と服務に関する事項を含むもので、市・道教育庁の次元で発明工作教室を制度的に運営するための規定だが、今までは全国的に統一された指針が規定できなかった。

したがって発明工作教室の運営を活性化して、これを制度化するために各市・道教育庁に運営指針を制定して施行するよう勧奨し、市・道教育庁の発明教育担当の奨学生らで構成された「発明教育発展協議会」を通じて、発明工作教室の標準運営指針を制定、運営するよう勧奨することで、2001年にソウル、仁川、全南、全北、釜山の5つの市・道の教育庁で独自に運営指針を設けた。

5. 「全国発明工作教室特別展」の開催

特許庁では、2001年5月の発明の月及び第36回発明の日(5.19)を迎えて、発明教育の重要性と共に発明工作教室が設置運営された後の発明工作教室の活動現況を広く知らせて、学生たちの発明意欲を高めるために5月17日から5月19日まで政府大田庁舎で庁舎内の入居機関の長及び大田広域市の教育監などが参加した中で、「全国発明工作教室特別展」を開催した。

同特別展には16の地域の発明工作教室から出品された80点余りの発明品と発明想像画及びDINI 33³⁾大会の活動写真各30点が展示されており、学生と父兄ら4,000人余りが観覧した。

第4節 学生発明競演大会の開催及び運営の改善

1. 優秀な発明学生の発掘と褒賞の拡大

特許庁では、発明教育の底辺が拡大して最近、各大学の発明特技者選考が引き続き拡大していることで、発明大会の出品作が爆発的に増加することで、受賞者数の合理的な調整が必要となり、このような社会的なムードに応じて積極的に優秀な発明学生を発掘するために各種発明大会の開催または後援を拡大している。

これに伴い「大韓民国学生発明展示会」の受賞者数を2000年に148人から2001年には178人に大幅に拡大しただけでなく、韓国発明振興会及び韓国学校発明協会で開催する各種の学生発明大会と韓国発明開発院などで開催する全国学生発明デザイン大会などをはじめとした各種の民間部門の学生発明関連大会も後援している。

2. 発明関連の優秀学生及び指導教師の海外研修の実施

特許庁では、優秀な発明学生を積極的に育成して発明教育を活性化するために指導教師と発明学生を発掘して、海外交流の拡大を推進している。

まず2000年から従来の「大韓民国学生発明展示会」の受賞学生と指導教師に対する海外研修を拡大して、「全国教員発明品競演大会」の上位受賞の教師に対する海外研修を新設して教師の海外研修の機会を拡大したものであり、2001年には「第14回大韓民国学生発明展示会」金賞以上の受賞学生、指導教師13人と「第3回教員発明品競演大会」の銀賞以上の受賞学生と指導教師3人など16人を対象として中国の海外研究を実施した。

学生たちについては日韓学生発明交流を推進して、2001年3月に開催された「全日本自動学生発明創案展」に歴代の優秀な受賞作を展示し、7月に開催された「第14回大韓民国学生発明展示会」には、日本の発明協会と中国の発明協会を通じて、学生10人が訪韓して作品19点が展示された。

33) Destination Imagination Global Finals(世界青少年創造性競演大会)の略

3. 全国教員発明品競演大会及び発明研究大会の開催

「全国教員発明品競演大会」は、学生発明の指導教師の直接的な出品と賞の授与を通じて発明指導の質を高めて、発明教育の活性化と発明意欲のアップのために1999年に新設されて2001年現在、第3回を迎えている。2001年の第3回全国教員発明品競演大会には、137の学校から139人の教師が参加して奨励賞から金賞までに13人が入賞した。

また特許庁では、発明班の指導教員の研究意欲を高めて各級学校の発明教育を活性化しようと、1996年から韓国学校発明協会の主管で毎年、全国教員発明教育研究大会を開催している。この大会は、発明班の指導教員を対象として、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰するが、入賞した教員には教育公務員昇進規定に従って入賞等級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。

2001年には合わせて78編の論文が受け付けられて研究計画書の審査(5月)→本論文書面審査(10月)→本論文発表審査(11月)を経て31編の研究論文が選定され、12月には選定された論文を論文集として制作発表した。

〈表 4-1-8〉 全国教員発明教育研究大会の開催現況

(単位：編)

年度	提出論文数	受賞論文数	受賞内訳
1996	61	18	金賞:3 銀賞:6 銅賞:9
1997	65	26	金賞:4 銀賞:9 銅賞:13
1998	81	32	金賞:5 銀賞:11 銅賞:16
1999	172	50	金賞:8 銀賞:17 銅賞:25
2000	98	36	金賞:6 銀賞:12 銅賞:18
2001	78	31	金賞:5 銀賞:10 銅賞:16

4. 学生発明活動の国際化の推進

特許庁では、学生たちの発明意欲を高める一方、全世界的に模範となっている学生発明活動システムを広く知らせるために、学生発明活動の国際化を推進している。これに伴い2001年から「大韓民国学生発明展示会」に日本、中国の学生と作品の交流を推進して、日本の学生6人と作品12点、中国の学生4人と作品7点が交流展示された。

それだけでなく、韓国学校発明協会を通じて1962年に新設され、米国で開催されてきた「世界青少年創造性競演大会(DINI)」に1996年から韓国の代表チームを選抜して参加させている。2001年には、江南発明教室チームと京畿ソナラ小学校チーム、ソウル首都電気工業高校チームが参加して、江南発明教室チームが小学校の三重構造物部門で3位に入賞し、初めてランク内への入賞を記録した。

5. 大韓民国学生発明展示会の開催

大韓民国学生発明展示会は、幼い学生時代から発明に対する創意力を開発して、発明を生活化することで、未来の高度産業社会の主役となる発明の夢の木を発掘・養成することが目的だ。

2001年の第14回大韓民国学生発明展示会には、3月5日～4月4日に4,145点の作品が出品され、2001年7月12日～7月16日まで韓国総合展示館(COEX)で419点が展示された。

同展示会の出品対象は、小・中・高・大学生の発明及び考案品で、出願及び登録有無とは関係無く、書類審査→先行技術調査→現物審査→特許庁の公的審査の過程を経て受賞作品が選定される。

展示会に出品された作品は、個人賞と団体賞に分けて賞を授与しており、受賞作品については地方展示会の開催、発明キャンプ、指導教授の海外研修などの機会が与えられ、とくに高校在学中に受賞した学生には、大学入試の特技者選考で大学に入学できる特典が与えられる。

〈表 4-1-9〉 大韓民国学生発明展示会の開催現況

(単位:点)

年度	出品数	展示作品数	受賞作品数	展示場所
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1259	339	89	〃
1993	1149	346	106	〃
1994	1338	227	106	〃
1995	1501	180	106	〃
1996	1720	184	106	〃
1997	1871	211	106	〃
1998	1873	257	108	KOEX
1999	3605	393	149	COEX
2000	5715	495	151	COEX
2001	4143	419	186	COEX

地方巡回展示会は、奨励賞以上の受賞作品と歴代の国務総理賞以上の受賞作を展示対象として、2001年には春川(9月)と大田(10月)で開催され、奨励賞以上の受賞学生及び指導教師には2001年8月に2泊3日間の発明キャンプ及び教師研修を実施し、とくに金賞以上を受賞した学生の指導教師については、発明指導の意欲アップと学生発明の活性化のためのムードを拡散させるため、8月に中国研修を実施した。

6. 類似の学生発明競演大会の統合と審査過程の透明性向上

特許庁では、今まで個別的に開催されてきた特許庁主催の「全国学生発明創作競演大会」の実技部門と韓国学校発明協会主催の「全国学生発明頭脳オリンピック」及びサムスン電子が主催する「サムスン創意力オリンピアード」など、3つの大会をさらに発展させるために、1つの大会に統合して特許庁とサムスン電子が共同主催し、韓国学校発明協会が主管する「全国学生創意力オリンピアード」の初大会が、2002年1月29日から1月31日まで成均館大学の自然科学キャンパス(水原)で開催される予定だ。

この大会の特徴は、5～7人の学生が1チームとなって参加して科学、数学、音楽、美術、工作技能など総合的な創意性をもとに、事前に与えられた課題(長期課題)と大会現場で与えられる課題(現場課題)を解決する過程で学生らの創意性を評価するもので、米国で開かれる「世界青少年創造性競演大会(DINI)」をルーツとする学生の総合創意性競演大会とすることができる。

全国の小・中・高校及び発明工作教室から192チームの1,150人余りの学生らが参加して、2001年11月に予選書類審査で79チームの487人が通過し、そのうち56チームが金賞(10チーム)、銀賞(10チーム)、銅賞(10チーム)、奨励賞(20チーム)、世宗賞(3チーム)、

サムスンデジタル賞(3チーム)を受賞し、金賞の受賞チームの中から所定の選抜過程を経て2002年に米国テネシー州立大学で開催される第23回世界青少年創造性競演大会(DINI)に参加するチームを選定、その経費を支援する計画だ。

類似した創作実技大会が統合されることで、1996年から開催されてきた全国学生発明想像画書き大会は、2001年から「全国学生発明想像画キャラクター書き大会」に分離し、規模も拡大して開催され、5月から7月まで全国から参加した6,605人のうち市道予選を通過した698人が8月17日にソウル竜山高校で開催された全国大会に参加した。

小学校を対象とする発明想像画部門には、321人が参加して55人が受賞し、小・中学生を対象とする発明キャラクター部門で377人が参加して86人が受賞した。本大会は今後、発明キャラクター部門にウェイトをおいて高校生まで参加範囲を拡大する計画だ。

また1988年から開催されてきた「大韓民国学生発明展示会」の運営を全般的に改善する意味から、審査過程を内実化するために1次書類審査の審査基準を細分化して、審査結果の早期公開を推進しただけでなく、審査委員会を強化するために審査委員の数を1次審査委員に36人、2次審査委員に18人と大幅に拡大した。審査委員会は、学校級別に小委員会を構成させ、必要な場合には2人以上の審査委員をして組別審査ができるようにする一方、他の大会または既存の大会との二重出品を防止するために、歴代の受賞作品をデータベースで構築して、他の政府部署及び機関と出品作に関する情報を交換した。

第2章 「中小企業知識財産権所有運動」の展開

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

韓国の中小企業数は、2000年12月末現在、285万4千社で、全体企業の99.7%を占め、従業員数においても967万7千人で全体の83.9%を占めているが、大企業及び先進外国企業に比べて人的資源、資金、マーケティングなどで構造的に劣勢にあるだけでなく、技術競争力も大企業の60~70%、先進国の40~50%水準に過ぎないのが実情だ。

特許庁では、このように韓国経済の根幹となりながらも、劣悪な状況にある中小企業が独自の特許技術を開発して、開発した技術の権利化と事業化を通じて知識財産権を企業経営の革新資産として活用し、全世界的な無限競争で競争力を確保できるようにするため、1999年9月から「中小企業知識財産権所有運動」を持続的に展開している。

第1節 中小企業の知識財産権保有の促進

1. 全国を巡回する知識財産権説明会の開催

中小企業の発明活動の促進及び知識財産権の創出のためには、何よりもまず中小企業の知識財産権に対する認識を高めて、全国的な発明ムードの造成が前提にならなければならないと判断して、全国の主要都市を巡回して知識財産権説明会を開催した。

知識財産権の説明会は、大韓商工会議所など関連機関と共同で開催する「全国巡回知識財産権説明会」、全国の5大産業団地の巡回説明会、業種別団体を対象とした説明会、8か所の職業訓練院を対象とした説明会、中小企業の経営者を対象とした説明会及び女性企業家を対象とした説明会など、対象となる機関の特性に合った多様な形で推進された。

本説明会では、技術分野別の担当審査官が講師として参加して、知識財産権の重要性、出願書の

作成方法、出願及び審査手続き、特許登録要件などに関する詳しい教育を実施する一方、大韓弁理士会、韓国発明振興会の専門家からなる「中小企業知識財産権ヘルプデスク」を設置・運営して、知識財産権と関連した中小企業の支援策及び特許技術事業化支援制度などを紹介して、産業財産権に関する無料相談及び特許情報の活用方法の案内、中小企業の知識財産権関連の問題点把握などの活動も平行させた。

知識財産権の説明会は、2000年に38か所の地域で4,900人余りを対象に実施したことがあり、2001年には52か所の地域で6,512人が参加した中で開催された。2002年度にも、本説明会を持続的に実施する一方、中小企業の知識財産権創出を助けるために全国巡回説明会だけでなく、業種別団体を対象とした説明会も重点的に実施する計画だ。

2. 関連機関及び大学を通じた知識財産権教育の実施

特許庁は、全国を巡回する知識財産権の業界説明会と共に関連機関及び大学を通じた常時の知識財産権教育システムを構築して知識財産権の教育を強化した。まず大韓商工会議所など関連機関の中小企業を対象とした教育・研修課程に知識財産権の重要性、権利化の手続き、特許技術事業化支援施策などを紹介する時間を設けて、中小企業の役員・社員らの知識財産権の重要性に対する認識を高めた。代表的に、大韓商工会議所の中小企業経営者課程に産業財産権の特別講座、全国の8か所の職業訓練院に産業財産権の教養講座、中小企業協同組合中央会傘下の中小企業協同組合研修院のベンチャー企業家養成課程及び中小企業振興公団傘下の中小企業開発院の教育課程に知識財産権講座を開設した。

また未来の知識財産権の創出と活用的人的インフラを構築するために1999年から各大学の学士日程に産業財産権関連の教養科目の新設を推進する一方、講座を開設した大学に産業財産権の出願手続き、産業の管理戦略、特許技術情報の活用などに関する教育のために該当技術分野の専門家を講師として派遣・支援した。とくに漢南大学に知的財産権学科の新設、ペジェ大学、忠南大学、漢陽大学、モグウォン大学など4つの大学院に大学院課程を新設、韓国産業技術大学、健陽大学などと知識財産権教育講座の開設のための業務協約を締結した。

3. 国際特許研修部の教育の強化

国際特許研修部 行政事務官 李・チョリョン

知識財産権が21世紀の知識情報化時代の技術競争力を確保できる核心的な手段という認識を高めるため、国際特許研修部では中小企業の役員・社員、個人発明家、弁理士事務所の職員など、合わせて28人を対象として「特許技術事業化支援制度」、「技術革新事例及び中小企業支援制度」などの教育課程を編成して、知識財産権の基本理論及び特許関連手続きに関する内容を教育した。また特許出願情報の加工・分析、開発が有望な分野の選定及び権利の有用性を把握するために、企業、研究所の職員など34人を対象に特許・実用新案課程I(情報加工)を開設し、同教育課程ではIPC分類、情報検索、PM作成理論及び実習などの教科目を講義した。

今後も知識財産権の重要性を認識させて知識財産権を創出するための専門知識を普及するプログラムを持続的に開発して、中小企業が知識財産権をもとに世界的な競争力を確保できるように努力する計画だ。

第2節 技術開発促進のための情報支援

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

1. 中小企業の技術分野別の協議会を運営

特許庁は、業種別の産・学・研・官の協力体制を構築して中小企業の知識財産権関連の問題点を発掘・解消し、中小企業の知識財産権に対する認識を高めて、特許出願など知識財産権の創出力量を倍化するため、産・学・研・官の専門家と特許庁の審査官からなる中小企業の技術分野別の協議会を運営している。本協議会は、技術分野別に24の協議会が構成されており、2000年に54回、2001年には96回が開催されて668社が参加した。本協議会では、業界の知識財産権関連の共同事業推進案を協議し、特許庁の主要施策を討議するなど、中小企業の知識財産権の創出与件を造成する一方、知識財産権関連の問題点を現場から発掘して解消している。

2. 審査官-中小企業の姉妹血縁事業の施行

また中小企業の固有の技術を知識財産権として保護することで、世界市場で競争力を確保させるための一環として、特許・実用新案の出願経験が無かったり、登録された産業財産権が無い中小企業を対象として審査官・中小企業の姉妹血縁事業を実施した。

1999年11月から2001年12月まで451社を発掘して、このうち産業財産権の登録経験の無い410社と321人の審査官の間で姉妹血縁を結び、特許情報を1対1の方式で支援している。

第3節 知識財産の権利化のための支援制度の整備

1. 中小企業に対する海外出願費用支援

発明政策課 行政事務官 李・チュンム

ア. 事業の内容

韓国国内の中小企業が熾烈な国際技術競争で生存できるように、内国人の優秀な発明に対する海外出願及び権利の確保を奨励する必要性が提起されたことで、特許庁では、1982年から外国に出願する特許と実用新案の出願費用を支援している。

申請資格は、内国人として外国に特許または実用新案登録の出願を行った個人または中小企業で、技術性を評価して優秀な発明に限り申請日基準で過去2年以内に送金した出願費用を補助しており、PCT国際出願である場合、国内段階にまで進行した場合に限り、国際段階の費用まで遡って支給している。

補助金の支給は、出願件別に120万ウォンを支給するが、出願費用が120万ウォン未満の場合は、その費用の全額を支援するが、申請人1人当たり年間3件以内と制限している。この場合、1つの発明を多数の国家に出願したケースでは、各指定国家別の出願を1件として、同一の発明については出願国家ごとに1回に限り支援する。

申請書類としては、外国出願証明書類の写本1通、外国出願費用証票書類の写本1通、申請人の印鑑証明1通、発明の詳しい説明・図面及び請求範囲が記載された出願書の写本1部と取り引き銀行の講座番号で、これを韓国発明振興会に提出すればよい。補助金に対する申請期間は、毎年1月1日から12月31日までで、補助金の支給は申請を行った四半期の次の四半期となる。

ウ. 海外出願費用の申請及び支援現況

(単位:件、千ウォン)

区分	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援額	支援率 (B/A)	備考
1996	260	259	124,853	99.6%	個人 226 中小企業 33
1997	469	466	244,932	99.4%	個人 388 中小企業 78
1998	606	593	203,915	97.9%	個人 451 中小企業 142
1999	427	267	299,394	62.5%	個人 204 中小企業 63
2000	737	335	361,700	42.5%	個人 235 中小企業 100
2001	428	257	299,462	60.0%	個人 154 中小企業 103

注) 1998年以前は個人を優先的に支援した後に中小企業を支援したが、99年以降は区分無しに技術性を評価した後、支援可否の決定により個人・中小企業の区分無く支援

エ. 外国の特許出願にかかる費用

(単位:万ウォン)

国家名	米国	日本	中国	英国	豪州	台湾	フランス	欧州 (5か国基準)
総費用	950	1,100	800	800	650	800	900	1,900

注) 韓国国内の代理人手数料 150 万ウォン(平均)、外国の代理人手数料 4,000ドル、翻訳料 96 万ウォン(20 ページ基準)、成功報酬料 150 万ウォン、通信料など 45 万ウォン、印紙代 150 万ウォンなどを含む

2. 出願料など手数料減免の持続的な施行

企画予算担当官室 行政事務官 金・クギル

ア. 手数料減免の対象となる小企業の範囲を拡大(2001.8.6)

産業財産権に関する制度を国際的な基準に合わせるために、特許法・実用新案法・意匠法及び商標法が改正されて、在外者の特許管理人選任登録制が廃止され、商品分類転換登録制などが新設されたことで、関連手数料条項の整備を主要内容とする「特許法・実用新案法・意匠法及び商標法による特許料・登録料と手数料の徴収規則」(以下「手数料徴収規則」と呼ぶ)の改正案が 2001 年 8 月 6 日に公布・施行された。

今回の改正で特筆すべき事項は、産業財産権の国際化の傾向を受けて在外者の特許管理人選任、変更登録料条項を廃止し、手数料の減免対象である小企業の範囲を拡大した点だ。とくに手数料の減免対象となる小企業の場合、既存の製造業及び製造関連サービス業から鉱業、製造業、建設業、運送業など小企業の全分野(中小企業基本法 第 2 条第 2 項)に範囲を拡大し、すべての小企業が恩恵を受けられるようにした。

イ. 特許権移転手数料の大幅な引き下げ(2002.1.22)

特許庁は、韓国経済の当面の課題である企業の構造改革を制度的に後方支援し、会社の分割・合

併に伴う特許技術移転を促進するために、特許権など産業財産権の移転登録料と出願人の変更申請料を大幅に引き下げ、2002年1月22日に公布・施行した。併せて今回の改正時、書面で特許または意匠出願をする場合の補正料(電子化費用)も引き下げた。

改正内容を具体的に見ると、まず企業の構造改革の典型と言える会社の分割・合併の場合、特許権など産業財産権の移転登録料及び出願人変更申請料を大幅に引き下げたが、特許権(既存は1件当たり53,000ウォン)、実用新案権(既存は1件当たり40,000ウォン)、意匠権(既存は1件当たり40,000ウォン)、商標権(既存は1件当たり113,000ウォン)、専用実施・使用权、通常実施・使用权、質権(既存は1件当たり43,000ウォン)などの移転登録料をすべて1件当たり14,000ウォンに引き下げ、出願人の変更申請料(既存は13,000ウォン)も1件当たり6,500ウォンに引き下げた。今回の措置によって該当する分割または合併会社は、経済的な負担が大幅に軽減するだけでなく、より体系的な産業財産権の管理が実現できるものと期待される。

併せて、書面により特許出願及び意匠登録の出願を行う場合の補正料(電子化費用)も引き下げた。特許出願の補正料が1件当たり8,000ウォンから5,000ウォンに調整され、意匠登録出願の補正料も4,000ウォンから3,000ウォンに軽減された。これで特許出願及び意匠登録出願の補正料が、それぞれ実用新案登録出願及び商標登録出願の補正料と同水準に引き下げられ、書面出願が多い個人の場合、補正料の引き下げに伴う恩恵を被るものと予想される。

3. 中小企業向け知識財産権技術診断費用の支援事業の強化

発明政策課 行政事務官 李・チュンム

ア. 目的

産業財産権の診断事業は、先進国の特許攻勢から中小・中堅企業を保護する体制を構築し、技術開発の過程で外国の特許権との抵触有無を診断して、適正技術開発の方案を提示する一方、特許技術情報の活用を促進するための産業財産権マインドを高めることを目的とする。

イ. 事業の内容

中小・中堅企業が研究開発に着手したり、技術導入を推進する前に関連した技術に対する総合的な診断を行うよう奨励するために、こうした診断にかかる費用の50%は国家から補助し、残りの50%は診断を申請した機関に負担させている。

診断の主要内容は、関連技術の韓国国内と海外での先行技術調査、技術情報の原文収集、収集した技術情報の分析を通じて、技術情動的、経営情動的、権利情動的に活用できる Patent Map の作成、核心技術の実態分析、市場及び技術動向の分析、韓国国内・海外のライバル企業の実態分析などを通じた研究開発の推進方向の提示及び問題技術の発掘と特許紛争の事前対応策の樹立などだ。

事業の遂行主体は、事業の管理機関として韓国発明振興会を置いており、大学、研究所及び特許法律事務所など技術分野別の専門性を確保している機関を診断機関に指定し、分野別の技術診断を実施している。

事業の遂行手続きは、保有または研究開発を推進している課題について、産業財産権の技術診断を受けようとする中小企業から申請書を浮け付け、産業界・学校・研究所・政府機関の専門家らからなる運営委員会の審議を経て、費用支援対象の課題を選定し、選定された課題について指定された診断機関で権利侵害の可能性有無、有利な技術開発方向などに対する診断を実施する。

また産業財産権診断の重要性を拡散させるためのセミナーなどを開催しており、診断機関としては、発明振興法に拠って審議委員会の審議と特許庁長の承認を経て、政府出捐研究機関が4か所、特

許事務所が7か所、特許情報サービス機関が6か所など合わせて17か所が指定されている。

ウ. 診断実績

(単位:件、百万ウォン)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001
件数	36	26	22	15	17	21
予算 (直接事業費)	308 (239)	239 (174)	225 (152)	209 (118)	238 (134)	238 (167)
民間負担	239	171	146	112	134	161

注) 1. 1996年は利子を含んだ金額

2. 支援金額=直接事業費(診断費用の50%を支援。ただ業種別の団体または国家機関の場合は70~100%を支援可能+診断結果の評価など管理費用)

第4節 関係機関の合同で総合的な支援体制を構築・運営

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

1. 「中小企業知識財産権所有運動」の推進体系の一元化

特許庁では、中小企業の知識財産権創出を支援するための推進体系として産業資源部、中小企業庁、大韓商工会議所、中小企業協同組合中央会など中小企業の支援と関連した14の民・官の機関が参加する「中小企業知識財産権所有運動推進協議会」を構成、特許庁と大韓商工会議所に「協議会推進本部」を設置して実務事業を遂行している。

推進協議会では、各機関・団体間の協力事業に対する協議、新規支援が可能な施策の共同開発、各団体別の支援方案の講究、各種の支援施策の推進状況の点検及び評価を担当しており、また関連機関の間のスムーズな業務協力を支援すると同時に参加機関の固有業務が中小企業の知識財産権の創出・活用と連携するようにしている。

2001年度には、推進協議会の機関の独自行事に知識財産権関連の教育及び広報・案内をさらに強化し、中小企業協同組合中央会傘下の研修員の教育課程に知識財産権講座を開設し(3月、7月、11月)、釜山職業訓練院など職業訓練院での知識財産権説明会の開催、全国の5大産業団地の巡回説明会開催などの協力事業を導いた。

2. 地方自治団体などと合同で地域別の推進体系を運営

地方自治時代を迎えて中小企業の知識財産権所有運動を効率的に推進して、地域別の特性に合わせて支援するため、2001年10月から特許庁と16の広域自治団体間の特許業務協力約定を締結し、「地方自治団体特許業務協議体」を構成して、地方自治団体の特許業務全般に関する事項を積極的に支援した。

本協議体は、地方に所在する企業の産業財産権関連の行政需要に対応して積極的に支援できるように、地方自治団体の公務員に知識財産権関連の専門知識と情報を提供し、地方自治団体と特許庁間に常設対話チャンネルを開設し、特許行政に対する地域の問題点をヒアリングして解消し、地方自治団体の知識財産権関連の要求事項など政策資料を収集し、各種の支援策を立案推進する目的で構成された。

特許庁では今後、企業の産業財産権に関する行政需要がさらに増加すると予測されることで、各地方で迅速で多様な知識財産権関連サービスを提供できるよう、地方自治団体との協力を強化して、「地方特許技術情報センター」を通じたサービス提供もさらに拡大することで、特許行政サービスの地域別の推進体系をさらに拡大・強化していく計画だ。

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

女性の生産的な経済活動が活性化している国際的な傾向にもかかわらず、韓国の女性の経済活動と発明活動は脆弱なのが実情だ。2001年12月現在、韓国の女性の産業財産権出願は11,286件で、全体出願289,420件の約4%に過ぎないという事実がこれを裏付けている。

特許庁では、女性人材の積極的な開発と活用有無が21世紀の知識基盤社会で国家の競争力を左右するポイントになりうると判断、女性人材の積極的な開発と活用を通じた国家競争力の強化のために「女性を知識財産権創出と活用の軸」として積極的に育成するように「女性発明支援総合対策」を樹立、推進した。

第1節 女性の発明活動促進事業の展開

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

1. 女性の発明の認識アップと発明マインドの拡散

まず女性の発明活動と知識財産権に対する認識を高めて、発明を生活化する発明マインドを拡散するために、ソウル・釜山・大邱など5大広域市で「女性の知識財産権所有説明会」を開催して、女性の発明に対する認識を大々的に高める活動を展開した。

女性に対する知識財産権の説明会は、女性が日常生活の中で発明に関するアイデアを探し出し、アイデアを発明を結びつける技法、そして開発された技術の特許・実用新案権などのような産業財産権として権利化して活用する方法など、多様な内容からなる。

また女性発明家の士気高揚と発明ムードの拡散のために庁内の各種褒賞などに女性の発明を優待する措置を取った。発明の日の行事の際、女性発明家に対する褒賞を実施し、新知識特許人の選定の際に女性発明家を優待し、特許技術賞の選定時にも女性の発明に対して加点するなどの優待措置を実施した。

2. 女性発明の優秀事例発表会の開催

女性発明の優秀事例発表会は、女性としての繊細な感受性をもとに斬新な発明アイデアを開発し、女性の発明活動の模範を示した事例を発掘・選定して、事例の有用な経験を共有できるようにすることで、女性の発明活動を推進する目的で、韓国女性発明協会の主管により毎年開催されており、2001年には第6回優秀事例発表会の行事を開催した。

選定された優秀事例について、発明の動機と研究開発の過程、そして事業推進事例を発表することで、生活の中で発明のアイデアを探し出し、これを事業化する過程などに関する生きた事例に接することができる良い機会となっている。

今後、これまで選定された優秀事例を集めて冊子として発刊する一方、女性の優秀な生活発明事例を発掘して事例集を発刊・配布することで、多くの女性たちが生活の中の発明事例により容易に接することができるようにする計画だ。

3. 女性発明の人材養成事業の展開

女性発明活動の推進事業は、女性の発明関連の人的支援を発掘して、その潜在力を開発するのが核心ポイントとすることができ、このために優先的にこれまで韓国女性発明協会でも運営してきた女性発明教室、母子発明教室などの運営を積極的に支援した。

また女性の発明人材の体系的な養成のために、国際特許研修部と発明振興会を連携して女性発明家、企業及び研究所の女性研究人材、特許事務所の女性専門人材など知識財産権分野の女性を対象とした教育プログラムを設置し、女子中・高生のための「知識財産権親和プログラム」を普及し、女子中・高・大学生を対象に知識財産権の教育を実施した。

第2節 女性発明家の企業活動の促進

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

1. 特許技術事業化資金の支援などで女性発明家を優待

女性発明家の場合、零細な中小企業を運営したり、または事業化資金の不足によって創業段階にも達しえないケースが多く、女性発明家の企業活動促進のために各種の支援事業などで女性発明優待措置を施行した。(2001年2月)

特許事業化資金の支援の際、女性の発明を優待して支援できるように「特許事業化協議会運用要領」の第12条第6項に「女性発明家が申請した特許技術については加点などを通じて優先支援する」という規定を新設し、女性の発明を優先して支援できるようにした。

その結果、女性企業に対する特許事業資金の支援は2000年の4件、647万ウォンから2001年には40件、1,733万ウォンへと大幅に拡大した。

2. 女性企業の発明品の販路開拓に対する支援

女性の発明活動を支援するための国庫補助事業予算で14,700万ウォンを確保して「2001女性企業優秀発明品博覧会」をCOEX展示館で2001年5月3日から5月5日まで開催した。この博覧会は、女性企業の優秀な発明品を発掘・展示することで、女性の発明活動を促進する動機を与える一方、女性発明家が生産した優秀製品の販路開拓を支援して、女性発明家の優秀な特許技術の事業化を促進し、女性企業の企業活動を支援するために開催した。

博覧会には、109社の企業が参加して185ブースを設置、運営し、行事の期間中に8万人以上が観覧することで、女性発明家には、彼女たちが力を尽くして作った発明品を思う存分に韓国内外に広く広報・販売できる機会を提供し、観覧客には展示された発明品の観覧を通じて発明に対する興味を誘発して、自ら発明活動に参加できる機会を設けたものと評価された。

第3節 女性発明活動の促進基盤の構築

発明政策課 行政事務官 オ・ソンベ

1. 女性発明関連の民間組織の自律基盤を構築

女性の発明活動促進は、政府の努力だけでなく、民間の自律的な団体結成、団体の自立基盤の構築と多様な発明促進活動を展開する努力が共になされるとき、その効果を倍增できる。特許庁では、女性発明団体の自立基盤の構築と会員確保が何よりも重要と認識して、全国16か所の広域自治団体に韓国女性発明協会の支会が設置できるよう積極的に支援した。その結果、2001年に1か所の支

会が結成され、残りの市・道でも支会の設立を積極的に推進する予定だ。一方、190 人余りの女性発明協会の会員を確保して会員の拡大を通じた組織発展を図り、主婦、学生など多様な女性人材が参加できるよう参加会員を多様化する計画だ。

また韓国女性発明協会が女性発明に関心のある多くの女性たちに多様な情報提供チャンネルとなりうるよう、インターネットホームページの構築を積極的に支援して2001年12月にホームページの制作を完了した。またアジア・太平洋経済協力機構(APEC)の女性発明家国際集いの結成を支援するため、2001年度に国際会議及び国際女性発明博覧会の参加など女性発明家の国際協力活動も積極的に支援した。

2. 女性発明の支援機能強化のための体制構築

女性の発明支援機能を制度化するために「発明奨励事業促進要領」(特許庁 告示 第 2001-6号)に女性発明活動の促進のための各種支援施策を明文化すると併せて、韓国特許庁と韓国発明振興会に女性の発明振興を担当する専門人材を配置して、女性の発明支援機能を強化した。

また特許技術賞選定審議委員会、弁理士懲戒委員会など各種の委員会において、女性人員の比率を高めて、女性の発明支援機能を強化するための体制を構築した。

〈表 4-3-1〉 庁内の各種委員会における女性委員の参加現況

(単位:人、%)

区分	弁理士資格 審議委員会	弁理士懲戒 委員会	産業財産権 紛争調停委 員会	配置設計審 議調停委員 会	特許技術賞 審査委員会
総委員 (A)	13	7	20	15	14
女性委員 (B)	3	1	6	4	1
割合 (B/A)	23	14	30	27	7

3. 関連機関との有機的な協調支援体制の構築

2001年1月の女性部の新設をきっかけに、女性人材の積極的な開発に向けた各政府部署の女性政策機能が強化されており、中小企業庁の場合も「女性企業支援に関する法律」を根拠として女性企業に対する支援を提供している。これに伴い特許庁では、女性発明家の創業及び生産活動を支援するために、女性企業支援と関連した政府部署とも緊密な協力関係を構築すると同時に女性経済人協会、女性団体協議会など女性団体との間でも有機的な協調関係の構築を進めている。

2002年には、これをもとに特許庁、女性部、韓国発明振興会、韓国女性発明協会間に相互ネットワークを連結すると共に女性発明に関するコーナーを新設し、政府交流が一元化できるよう努力する計画だ。

第4章 発明振興のインフラ構築

第1節 発明の重要性に対する国民意識運動の展開

1. 「発明の月」行事の多様化と内実化

発明政策課 書記官 パク・ホヒョン

ア. 推進の背景

特許庁は、2001年を発明振興元年として5月を「発明の月」に定めて、Invention Leadership Korea (韓国の未来は発明リーダーシップで)という主題標語のもと、第36回の発明の日(5月19日)記念式をはじめとした多彩な発明行事を開催することにした。

発明の月の行事は、多彩な行事を通じて国民と共に発明、発明の生活化を實踐できるように青少年、女性など全国民が自発的に参加する汎国家的な発明祝祭の広場を設けたものだ。

イ. 主要内容

1) 「第36回発明の日」の記念式を開催

発明の日は1957年に世界で最初に測雨器を発明した5月19日を「発明の日」と指定してから毎年開催している。73年には政府記念日の縮小方針によって「商工の日」に統廃合されて1981年まで行事を中断した後、82年から独自の記念行事として発明の日を記念してきた。

国民の政府である99年にいって、26年ぶりに発明の日が、法定記念日として復活した。第36回の発明の日の記念式は、発明の日としては初めて大統領夫妻と発明家など1,000人余りを介して、2001年5月19日にCOEX オデトリウムで挙行された。

今回の記念式は、KBS第1テレビ生中継され、全国民が発明の日の記念式を生々しく見守り、(株)サムスン電子、秦・テジェ社長の金塔産業勲章をはじめとした優秀な発明家71人に対する褒賞を実施した。また2001年度の発明大王として(株)オジュレジンの辺・ムウォン社長を選定して、発明大王証書と発明月桂冠をかぶせることで、発明家の士気を高めて発明意欲を培った。

2) 多様な5月の発明の月行事の積極的な開催

5月の発明の月を迎えて、国民の発明意識を高めて、国民と共に催すことのできる100余りの多彩な行事を開催して13万人余りが参加した。

まず第1小テーマである「各界各層の国民が参加する行事」というテーマで、女性企業の優秀商品及び発明品博覧会(5.3~5.5、COEX 太平洋館)、企業、研究院の優秀な発明事例を競演する職務発明競演大会(5.10、COEX 小会議室)、発明の夢の木(若い世代)らの発明活動を展示する全国発明工作教室特別展(5.17~5.19、大田庁舎ロビー)及び発明弁論大会(5.30、大韓商工会議所の国際会議室)などを開催した。

また第2小テーマである「特許技術の活用促進に向けた特許技術・製品流通・投資フェアの同時開催」というテーマで、優秀な特許製品のテレビ大広場(5.14~5.19、ヨイド中小企業総合展示場)、特許・発明の流通博覧会(5.14~5.19、COEX コンファレンス会議室)、特許技術常設市の投資説明会(5.30、特許技術常設市)などを開催した。

そして第3小テーマである「全国民の発明に対する認識アップ」のために専門分野別の学術セミナーとして、知識財産権研究センターセミナー(5.17、科総会館)、バイオ工学セミナー(5.14、科総会館)、電子商取引ビジネスモデルセミナー(5.29、春川ハイテクタウン)、意匠制度セミナー(5.25、科総会館)など10余りのセミナーを開催した。

それと併せて、全国の5大産業団地、最高経営者、業界と業種別団体に対する全国巡回、女性中小企業家向け、全国学生巡回など全国民を対象にして説明会を開催し、国際特許研修部と韓国発

明振興会では企業、公務員、研究院、大学教授及び学生などを対象として特別教育を実施した。

最後に第4小テーマとして「発明ブームの造成のための多様なイベント」を標榜して、大衆的な興味と関心を引くことのできる発明標語の公募、発明家のための開かれた音楽会の開催、発明の歌テープの制作・普及など多くの国民が参加できる多様なイベントを開催した。

2. マスメディアを通じた発明に対する国民の認識向上

発明政策課 書記官 パク・ホヒョン

21世紀の知識基盤社会において特許に代弁される知識財産権は、企業と国家競争力アップを最優先する核心的な要素として登場した。

これに発明・特許の重要性に対する国民の認識アップが、知識経済強国を構築する近道なので、広報効果の高いマスメディアを利用して、国民の発明・特許に対する関心を高めた。

KBS 日曜政策診断(5、6)に「知識強国の道」、MBC「21世紀のための会」(11月)、KBS 第2テレビ「秘法を探せ」などの番組を放映した。

また発明・特許関連の寄稿文を日刊新聞に集中して掲載(5月、14回)し、商業公告に発明標語を挿入して発明の重要性を集中して広報(5月、34回)した。併せて発明ドラマの制作・放映(KBS 第1テレビ、連続ドラマ“愛とはこのようなもの”)を推進した。

3. 発明の歌の制作・普及

発明政策課 書記官 パク・ホヒョン

発明の歌を効果的に普及するために2001年の「発明の日」にあたって、発明の歌を収録したカセットテープとCDをそれぞれ7,000本ずつ制作して政府機関、研究所、知識情報支援センター、発明関連機関、工作教室及び発明班を設置した学校などに配布し、MP3音楽ファイルの特許庁のホームページに掲載して、韓国特許庁のホームページを訪問する一般人らが、発明の歌を聞けるようにし、必要な場合はダウンロードできるようにした。

4. 発明キャラクター及び発明アニメの制作・発表

発明政策課 電気事務官 イ・ソンテク

特許庁では、発明意識の高揚と発明ブームを造成するために、発明キャラクターを制作して配布した。また学生と発明の関連団体から、創意力の開発方法と知識財産権について容易に理解できる冊子に対する問い合わせと要求が頻繁に寄せられていることで、これをアニメの冊子で制作して広く普及することになった。

発明キャラクターは、発明の歴史に関する内容とイラストを添えて、発明アニメは発明の夢の木の創意力開発のための姿勢と知識財産権制度の一般的な事項を分かり易くアニメの形で紹介している。

発明キャラクターは、個人発明家、ベンチャー・中小企業を対象として配布し、発明アニメは学生発明工作教室と発明班を対象にして2万部を配布した。

今後も特許庁は、発明の重要性に対する全国的な国民意識運動を展開するために発明に関するテレビ番組の制作や発明の歌、発明アニメなどを引き続き発刊して配布する計画だ。

第2節 産・学・研との特許業務協約の拡大

発明政策課 機械事務官 鄭・ソンチャン

1. 概要

知識財産権の創出を通じた技術競争力の確保は、21世紀の知識基盤社会で国家や企業の生存・繁栄のための欠かせない要素の一つになった。こうした技術競争時代において、優秀な新技術を多く開発しなければならないが、今日の大部分の核心・源泉技術は、組織化された産業体、研究集団及び大学などの手によって開発されている。このため産業体の従業員、研究機関の研究員及び大学教授の特許に対する認識を高めて、発明を活性化させるために、特許庁と産業体、研究機関、大学間の特許情報交流、知識財産権関連の問題点の解決及び教育などの業務協力を通じた知識財産権創出を促進させようと、特許業務協力事業を推進することになった。

2. 大学・研究機関間の特許業務協力

特許庁は、官・学・研との特許業務協力体制の構築を通じて、大学及び研究機関の知識財産権に対する認識を高めて、産業財産権の出願を活性化するためにハンパツ大学、大徳大学、韓国エネルギー技術研究院、韓国機械研究院など合わせて20の機関と、2001年12月12日に「特許業務協力」のための約定を締結した。このように両機関間の約定を締結することで、これまで散発的で個別的だった特許業務協力が、これからは体系的で戦略的に発展できるきっかけとなった。これら両機関の特許業務協力は、特許行政に対する問題点・建議事項をヒアリングして解決することで、発明の創出と研究開発成果の知識財産権利化に向けた連携の環の役割を果たすようになる。

業務協力約定の主要内容としては、知識財産情報の相互交流、知識財産権関連の問題点・建議事項のヒアリング及び解消、知識財産権に対する認識アップと理解増進のための各種教育及びセミナー開催などで、大学・研究機関の知識財産権創出と活動などを促進できる基盤を設けた。

3. 理工系の大学教授に対する知識財産権教育の強化

21世紀は創造的な知識と技術が産業競争力を主導する時代であり、大学などの研究開発の活性化が国家の技術競争力の優位を決定する。最近になって産業の高度化に従って優秀な技術の開発は、大規模な研究施設と専門人材、莫大な研究費の投入が無くては不可能になっている。しかし、韓国の場合、大規模な研究施設と専門人材などを備えた大学が産業財産権に対する認識が低く、特許出願・登録もさきわめて低調なのが実情だ。こうした問題点を解消して、大学教授の研究開発の活性化とその研究開発の成果物を特許出願・登録に連携するよう促進するため、全国の理工系の大学教授を対象として知識財産権制度、職務発明制度、特許・実用新案明細書の作成方法及び出願手続きなどに関する教育を国際特許研修部で年2回にわたって合わせて80人を教育した。

第3節 職務発明の活性化

発明政策課 機械事務官 ジョン・ソンチャン

1. 必要性

今日の国家間、企業間の熾烈な技術競争時代を迎えて、技術競争力を確保するか否かは、国家や企業の生存・発展において重要な要素の一つになった。技術競争力を確保するには、優秀な新技術を多く開発しなければならないが、今日の大部分の新技術は、組織化された企業及び研究集団などによって開発されている。

これは産業が高度化して、これを後ろ支えする技術が高度に複雑・多様になったことで、既存の技術を超える新しい技術の開発は、大規模な研究施設と人材及び莫大な研究費の支援が無くては事実上、不可能だからだ。したがって今日には、エジソンのような優れた個人発明家による発明は少数に過ぎず、

企業体及び研究集団によってなされる職務発明が大部分を占めており、技術が高度化するほど職務発明の割合はさらに高まっている。

こうした現象を反映するかのように〈表 4-4-1〉にて見るように、韓国の場合、職務発明の割合が 1993 年度に 66.5%の水準だったのが、2001 年度には 79.5%に大幅にアップした。これを受けて政府は、企業体の従業員、研究機関の研究員及び公務員などの発明意欲の高揚を通じて職務発明を促進して、国家産業の技術競争力をアップさせるため、発明振興法 第 8 条及び特許法 第 40 条の規定に拠って従業員、研究員及び公務員などの職務発明を活性化しようと、本事業を推進することになった。

〈表 4-4-1〉 最近の韓国における職務発明の推移

(単位:件、%)

年度 区分	1997	1998	1999	2000	2001
個人発明 (A)	7,231	9,121	13,959	23,883	21,083
職務発明 (B)	85,503	66,067	66,683	78,127	81,928
計(C)	92,734	75,188	80,642	102,010	103,011
職務発明 の比率 (B/C)	92.2	87.9	82.6	76.6	79.5

注) 上記の統計は、年度別の特許出願件数のうち職務発明、個人発明の割合

2. 職務発明報償制度

企業、研究所及び大学などの大部分の発明が職務発明である現実に合わせて、職務発明を保護して、奨励・育成するのが、国家の技術競争力の観点からとても重要だ。このように職務発明を奨励・育成及び活性化するには、「いかにすれば職務発明の主体である従業員をして発明意欲を培い、使用者たちをして積極的に技術開発投資をさせて、技術開発を引き出すか」という問題と「職務発明によって発生した会社の利益を従業員と使用者の間でどのように正当かつ合理的に分配するか」が問題がある。こうした問題を解決するために特許庁は、従業員と使用者間の合理的な利益分配を通じて、従業員に正当な報償金を支払うために、特許法 第 40 条で国務発明の報償金に関する規定を設けた。

特許法 第 40 条で企業の従業員及び公務員の職務発明が正当な報償金の支給を受けるには、職務発明の要件を満足しなければならないが、特許法 第 39 条で規定したように第一に発明が従業員によって創出されなければならない、第二に従業員の発明が性質上、使用者の業務範囲に属さなければならない、第三に発明をすることになった行為が従業員の現在または過去の職務に属しなければならないと規定している。このような職務発明の要件を満足する場合、従業員は出願報償、登録報償、実施保証、処分報償金を受け取ることになる。もし使用者が従業員の職務発明に対する正当な報償金を支払わない場合、特許法 第 40 条の規定によって従業員は使用者に正当な報償を受けられるよう職務発明報償制度の制度的なシステムが設けられている。

3. 職務発明の報償の実態

大企業、中小企業及び研究所などは、職務発明報償規定を独自に設けて実施している。こうした規定によって従業員に支給される報償水準は、一般的に〈表 4-4-2〉の通りだ。ただ公務員の職務発明の報償金は、「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」に拠って 99 年 7 月 1 日以

降の特許などを出願した場合は、特許 50 万ウォン、実用新案 30 万ウォン、意匠 20 万ウォンが支給され、1999 年 7 月 1 日以前に特許などを出願した場合には、特許 100 万ウォン、実用新案 50 万ウォン、意匠 30 万ウォンが支給されている。またこれら特許の処分などに関する報償金の支給は、処分報償金の実施料額にしたがって 10～30%の範囲内で支給される。

2001 年には<表 4-4-3>で見るように、機関報償金(231 件、145 万ウォン)、処分報償金(67 件、4,200 万ウォン)、機関報償金(2 件、200 万ウォン)を支給して、最近、急増している公務員の職務発明をさらに活性化させた。

<表 4-4-2> 企業及び研究所などの職務発明報償水準

区分		大企業	中小企業	研究所
出願報償	特許 実用 意匠	5 万～20 万ウォン 2 万～5 万ウォン 1～3 万ウォン	10 万ウォン 5 万ウォン 3 万ウォン	-
登録報償	特許 実用 意匠	5 万～100 万ウォン 3 万～20 万ウォン 3 万～10 万ウォン	10 万～100 万ウォン 5 万～50 万ウォン 3 万～10 万ウォン	20 万ウォン 15 万ウォン 10 万ウォン
処分実施報償		技術料の 5～10% ※サムスン電子:1 億 ウォン以上の特 別報償金を支給 (1998 年度)	技術料の 5～10%	技術料の 15～40%

<表 4-4-3> 公務員の職務発明報奨金の支給現況

(単位:ウォン)

区分	登録報償金		処分報償金		期間報償金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1991	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
1993	10(特 5 実 1 意匠 4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9(特 8 実 1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6(特 3 実 3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18(特 15 実 2 意 1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39(特 28 実 8 意 3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32(特 26 実 3 意 3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114(特 96 実 18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166(特 129 実 15 意 22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231(特 157 実 45 意 29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000

4. 職務発明報償制度の改善

ア. 国・公立大学の特許管理制度の改善

現行の特許法(第39条第2項)の規定は、国・公立大学の教職員の職務発明に対する特許権を国家または地方自治団体が承継・所有して、国家または地方自治団体がこれら特許権を管理するようになっていた。これによって国・公立大学の教職員の職務発明に対する特許登録件数は84件程度に過ぎず、特許の出願及び登録が不振だった。

〈表 4-4-4〉 国・公立大学の特許登録件数

(2001.10月現在)

区分	特許	実用新案	意匠	海外特許	計
釜山大学	2	0	0	0	2
釜京大学	3	1	0	0	4
ソウル大学	11	0	0	0	11
江陵大学	7	0	0	0	7
慶尚大学	3	2	2	0	7
昌原大学	0	4	0	0	4
慶北大学	24	4	0	0	28
忠南大学	10	0	0	0	10
ハンパツ大学	2	0	0	0	2
済州大学	4	0	0	0	4
麗水大学	1	0	0	0	1
木浦大学	2	0	0	0	2
全南大学	1	0	0	0	1
安東大学	0	1	0	0	1
計	70	12	2	0	84

また、これら教職員が職務発明特許を出願した場合にも、教職員に支給されるインセンティブがきわめていたらない実情だ。これに、これら教職員が特許出願を避けるようになって、研究開発成果の特許権への連携と民間部門への移転及び事業化の実施率がきわめて満足がいかない実情だ。

〈表 4-4-5〉 国有特許の実施率

(2001.10月現在)

区分	登録件数				実施件数 (B)	実施率 (B/A)
	特許	実用新案	意匠	計(A)		
国有特許 (実用・意匠を含む)	472件	121件	57件	650件	153件	23.5%

併せて現行の特許法は、公務員の職務発明に対する特許権を国有財産として規定しており、またその処分などを特許庁が管理するよう規定しているので、国・公立大学が特許権を所有したり、特許権の活用に伴う収益金の創出及び管理が事実上も、不可能なのが実情だった。

したがって国・公立大学の教職員の職務発明に対する特許権を国・公立大学内の技術移転専門担当組織が所有して、正当な報償金を支給するようし、大学教授の個人名義で所有している国・公立大学の教職員の職務発明に対する特許権を同組織に移転させることで、研究開発の成果を積極的に民間部門に移転して事業化を促進しようとした。

〈表 4-4-6〉国立大教職員の教授個人名義の特許・実用新案保有現況

(単位:件)

区分	大学名義			教授個人名義			計		
	特許	実用	計	特許	実用	計	特許	実用	計
江陵大学	6	-	6	4	1	5	10	1	11
江原大学	-	-	-	62	8	70	62	8	70
慶北大学	24	4	28	115	44	159	139	48	187
公州大学	-	-	-	10	25	35	10	25	35
慶尚大学	3	1	4	68	45	113	71	46	117
郡山大学	-	-	-	9	-	9	9	-	9
クモ工業大学	-	-	-	7	19	26	7	19	26
木浦大学	2	-	2	12	4	16	14	4	18
木浦海洋大学	-	-	-	1	3	4	1	3	4
釜山大学	2	-	2	64	15	79	66	15	81
尚州大学	-	-	-	11	8	19	11	8	19
順天大学	-	-	-	35	3	38	35	3	38
安東大学	-	1	1	27	16	43	27	17	44
麗水大学	1	-	1	14	6	20	15	6	21
全南大学	1	-	1	79	9	88	80	9	89
全北大学	-	-	-	60	42	102	60	42	102
済州大学	4	-	4	28	8	36	32	8	40
晋州産業大学	-	-	-	3	6	9	3	6	9
昌原大学	-	3	3	5	3	8	5	6	11
忠南大学	9	-	9	95	19	114	104	19	123
忠州大学	-	-	-	3	3	6	3	3	6
韓国海洋大学	-	-	-	14	20	34	14	20	34
ハンパツ大学	2	-	2	12	6	18	14	6	20
計	54	9	63	738	313	1051	792	322	1114

注) 1. 教授名義の特許現況は、2001年9月30日現在、存続中の権利で、職務発明、自由発明を問わず教授の個人名義で登録されている特許権

2. 大学名義の特許権は、国有特許として承継されて特許庁で管理している特許権

イ. 特許法 第 39 条及び第 40 条の主要改正内容

職務発明に関する特許法 第 39 条及び第 40 条の主要改正内容は、高等教育法上の国・公立学校の教職員の職務発明に対する特許権については、国・公立学校の技術移転専門担当組織が所有し(第 39 条第 2 項の但し書き)、技術移転専門担当組織が承継した国・公立学校の教職員の職務発明に対して正当な報償金を支給するための根拠を設けた(第 40 条第 3 項)。また国家や地方自治団体が所有する国・公立学校の教職員の職務発明に対する特許権を該当教職員が所属する学校の技術移転専門担当組織に移転し(付則 第 2 項)、この法の施行前に国・公立学校の教職員が所有する特許権を技術移転専門担当組織に移転できる経過措置を設けた。(付則 第 3 項)

ウ. 企業の従業員に対する職務発明報償制度の改善

政府は企業及び民間研究所などの職務発明を活性化するために特許法 第 40 条 第 2 項の規定による企業の従業員の職務発明報償額を決定するにおいて、その発明によって使用者などが得る利益の額とその発明の完成に使用者及び従業員などの貢献度を考慮するよう、特許法を 2001 年 2 月 3 日に改正した。これに伴い企業の従業員、研究所の研究者などの職務発明に対する特許権の処分時、一定部分を発明者に配分するように特許法 第 40 条 第 2 項の「正当な報償」の具体的な基準を設けるために業界、労働界及び関係部署などから幅広い意見を集めており、報償金の支給基準に関して必要な事項を大統領令で規定する根拠を準備中だ。

1) 推進経過

- 1990年12月 労働部は、特許法など職務発明制度関連の法令改正時に正当な報償基準の設定及び労使協議を経て報償するよう協力を要請
- 2000年1月 特許庁は特許法施行令、技術移転促進法施行令、勤労者福祉基本法などに最低報償基準(15%)を設ける内容の「職務発明報償制度改善計画」を樹立、労働部に通達
- 2000年6月 産業資源部、技術移転促進法施行令を改正
- 2001年2月 特許法 第40条 第2項を改正、従業員の職務発明報償制度と関連した報償金の支給基準(最低報償)を同施行令に定めるよう委任
- 2001年3月 特許庁は、最低報償基準(15%)が含まれた特許法施行令改正案を作成、関係部署の協議などを経る
- 2001年4月 立法予告の結果、全国経済人連合会、経総、弁理士会などの反対により関連条項を削除
- 2001年11月 職務発明報償制度の運営実態を調査

2) 主要内容

関係部署の調整会議を通じて意見を調整しているが、関係部署間の立場に隔たりがあり、合意にいたるのが困難な状況だ。こうして合意に達しえなかった理由として、産業資源部が職務発明報償基準の規定改正について、その改正趣旨及び推進背景には原則的に同意しているものの、企業の自律性の阻害、報償金の支給基準の算定の難しさ、企業の負担増加などを理由として、職務発明最低報償金支給制度の導入には反対の立場だ。これとは反対に労働部の立場は、職務発明制度を活性化するために合理的な職務発明最低報償金支給基準(案)を早急に定めて施行するのが望ましく、その合理的な基準(案)を設けるために先進国の職務発明制度及び報償基準などを研究する必要があるとしている。

これに対して特許庁の立場は、先進国の職務発明制度と報償金支給基準などに関する運営実態、事例及び判例分析などを研究用役に研究・調査依頼して、その研究の結果をもとに特許庁改正(案)を作成して今後、関係部署会議を再び開き、関係部署間の立場の隔たりを調整する計画だ。

5. 職務発明競演大会の開催

最近、産業の高度化及び技術開発の複雑化・融合化の傾向によって、大部分の技術開発が職務発明に該当し、とくに核心・源泉技術の開発は組織化された企業、研究集団及び大学などの研究施設、専門研究人材などを活用した職務発明によって達成されている。

このように企業、大学、研究所の研究開発を活性化して職務発明を促進するために職務発明制度の認識アップと動機付け及び優秀な職務発明家の士気高揚などが切実に要求されていることで、韓国特許庁では職務発明競演大会を1994年から毎年開催しており、今まで合わせて84社が大統領賞、国務総理賞などを受賞した。

2001年の職務発明競演大会は、5月10日にCOEXコンファレンスセンターのミーティングルームで開催され18社から21チームが参加した。

〈表 4-4-7〉 職務発明競演大会の開催実績

区分	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回
開催日時	94.11.17	95.4.11	96.4.25	97.4.16	98.5.7	99.5.7	00.5.9	01.5.10
参加現況	8 社 10 人	12 社 18 人	21 社 25 人	20 社 25 人	11 社 16 人	14 社 18 人	14 社 16 人	18 社 21 人
褒賞	通産部長官賞など 10 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個	大統領賞など 11 個

〈表 4-4-8〉 職務発明競演大会の授賞現況

年度	区分	授賞内容	受賞企業
1994		商工資源部長官賞(1)、特許庁長賞(3)、韓国発明振興会長賞(3)、大韓弁理士会長賞(3)	(株)金星社など 10 社
1995~2001 (7 年)		大統領賞(1)、国務総理賞(1)、産業資源部長官賞(2)、特許庁長賞(2)、中小企業庁長賞(1)、韓国発明振興会長賞(2)、大韓弁理士会長賞(2)	(株)サムスン電子など 77 社

今回の大会は、1 次審査を通過した 7 人の職務発明家が自らの発明品に対する発明動機から研究、開発及び製品化にいたるまでの全過程を現場事例発表を通じて公開したが、大企業・中小企業及び研究機関の研究開発過程を相互に比較して、最近の技術開発の推移と事業化の過程を習得する貴重な機会となった。これら 7 人の職務発明家に対して現場で厳正な審査を経て、大統領賞(1 人)、国務総理賞(2 人)、産業資源部長官賞(2 人)、中小企業庁長賞(1 人)と特許庁長賞(1 人)、韓国発明振興会長賞(1 人)、大韓弁理士会長賞(1 人)を選定することになるが、(株)ケイシーテクのユン・チョルナン 主任研究員が「極低音 CO2 を利用した洗浄装置」で栄誉の大統領称賞を、起亜自動車の崔・ジェホン 研究員が「乗合車ホールドオープンロックシステム」で国務総理賞を受賞するなど、研究所・企業の優秀な職務発明家 11 人が受賞した。

6. 今後の推進計画

企業、研究機関及び大学などの職務発明を活性化するために改正された特許法の下位法令を整備し、とくに企業の職務発明報償制度と関連した下位法令については、関係部署の意見を十分に集めて整備する予定だ。また国・公立大学の教職員の職務発明に対する特許権を大学内に設置された技術移転専門担当組織で管理できるよう、下位法令を整備する一方、企業、研究機関及び大学などで職務発明が活性化しうるように各機関を現場訪問して職務発明制度を積極的に広報し、職務発明

競演大会の開催を通じて職務発明家の士気を高めて職務発明を促進する計画だ。

第4節 特許センターの建設

発明政策課 書記官 パク・ホヒョン

1. 建設背景

特許庁が大田政府庁舎に移転したことに伴って、首都圏の特許サービスの利用者は多くの不便を経ることになった。特許庁のソウル事務所で各種の出願及び民願業務を処理してはいるものの、特許業務全般にわたる完璧なサービスを実施するには、施設や人材面でとても不足しているのが現実だ。

これまで特許庁は、こうした特許サービス利用者の大多数を処理する首都圏地域の顧客のために、ソウル事務所の規模とサービス提供の幅を拡大して、マルチメディアセンターを特許庁に設置して、審査官と特許顧客の画像面談を可能にするなど、多くの努力を傾けたが、韓国発明振興会及び大韓弁理士会など特許関連機関と特許庁のサービスを総合的に利用しようとする顧客の不便さは相変わらずだった。

特許庁は、特許関連機関・団体及び特許庁ソウル事務所などサービス施設を同一ビル内に入居させて業務を遂行する One-Roof システムを構築して特許サービス提供及び利用の効率性をアップして顧客感動の行政を実現し、知識強国、発明大国として発明家たちのプライドを高めることのできる特許センターの建立を推進している。

2. 推進現況

特許庁は、2000年12月に特許センターの建立計画を樹立し、2001年2月に大韓弁理士会、韓国発明振興会など発明関連団体らと特許センターの建立推進案について話し合い、2002年の予算に特許センターの建立に向けた国庫支援額 297億ウォンを確保した。

国家支援額 297億ウォンを確保した後、韓国発明振興会内に特許センター建立事業本部が設置、効率的に事業が推進されており、また韓国発明振興会を中心として発明・特許関連の民間代表らで特許センターの建立諮問委員会を構成・運営し、特許センター建立事業の合理性と透明性を確保した。

特許センターは、関連機関の需要調査と公聴会を経て、主なユーザーである発明家・企業らが利用するのに便利で、大多数の特許法律事務所と出願の多いベンチャー企業らが集中している江南地域の又貸し地、新築中のビル、買い入れ対象のビルなど中心にして建立対象地を多方面から検討した。

江南地域に建立される特許センターは、延べ面積が15,000坪程度の先端インテリジェントビルを買い入れるものと見られ、総事業費は約1,400億ウォン、国庫支援額は2002年の297億ウォンと2003年に追加で100億ウォン程度を確保し、残りの約1,000億ウォンは民間が独自に調達する予定だ。

特許センターが成功裏に建立されれば、単純に特許関連の機関・団体を一つのビルに集めるという空間概念ではなく、知識財産権の基盤施設として役割を遂行できるよう人・情報・空間の三次元ネットワーク体制を構築し、特許センター周辺に発明・特許関連企業及び施設の集積化を誘導して、知識財産権インフラとして世界最高のIPタウンを形成するようになるだろう。

第5節 特許技術情報支援体系の拡充

1. インターネットを通じた特許技術情報の提供

情報企画担当官室 機械事務官 ムン・ホジ

特許制度は、国家が一定期間、発明家に独占排他的な権利を与える代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に寄与するための制度だ。したがって最新の特許技術に関する情報は、特許庁の審査・審判はもちろん、研究所・企業の研究開発において核心的な情報であり、この調査を通じて重複研究の防止と隙間技術の発見などが可能だ。

大部分の先進特許庁では、自国の技術保護と産業技術の発展のために、自国の特許情報をインターネットを通じて無料でサービスしており、その範囲を拡大していく流れにある。このような世界的なサービスの傾向に対応して、国家産業競争力をアップするために特許庁は、2000年1月1日からKIPRIS 34を通じて韓国国内の特許情報サービスを無料で運営しており、そのサービス範囲と使用方法の改善などを引き続き推進して、2001年には審査官用の特許・実用新案検索システムをKIPRISに移管してサービスを行っており、2002年には審査官用の商標・意匠検索システムを移管し2003年からは一般人向けにこのサービスを提供する予定だ。

国民らは、特許技術情報の無料サービスによって、特許技術情報に対する自由な利用が可能になり、より容易に先行技術に対する検索が可能となる。これにより、新しい分野に対する産業財産権の出願と技術・知識集約的なベンチャー企業の活動の促進だけでなく、重複研究開発を防いで新技術開発を促進するなどの効果を挙げている。

〈表 4-4-9〉 KIPRIS(特許技術情報サービス)の提供情報の現況

(2001年12月現在)

区分	提供範囲	提供件数		備考	
		件数 (千件)	データベースのサイズ(GB)		
韓国国内	特許・実用新案	書誌、抄録、請求範囲、図面、公報全文	1,402	378	インターネットを通じてリアルタイムに提供
	意匠	書誌、公報全文	324	37	
	商標	書誌、商標構成イメージ	1,222	82	
	審判	書誌、行政、審決文の全文	108	6	
	バイオ工学検索	塩基(アミノ酸)序列を含む特許	4	2	
	KPA 英文抄録検索	韓国特許英文抄録	304	10	
	私の特許は?	審査進行状況の照会	301	1	
合計	-	3,665	516		

34) Korea Industrial Property Rights Information Service(特許技術情報サービス)の略

〈表 4-4-10〉 KIPRIS(特許技術情報サービス)のユーザーの現況

区 分		1999 年	2000 年	2001 年
KIPRIS ユーザー登録現況(新規加入者)	大 企 業	221	10,919	9736
	中小企業	1,302	23,900	23626
	弁 理 士	343	760	372
	研 究 所	107	3,812	3449
	個 人	700	70,034	64352
	そ の 他	-	10,449	16544
	合 計	2,673 人	119,874 人	118079
ホームページ ヒット数	期 間 別 (増加率)	569,900 回 -	1,601,220 回 (181%)	3,279,085 回 (105%)

2. 地域別特許情報支援機能の強化

情報企画担当官室 行政事務官 ソン・ギチョル

21 世紀の知識基盤社会を構築するために全国的な特許情報サービス体制を整えようと、2000 年に全国 15 か所の「特許情報支援センター」を追加で設置し、2001 年末現在、全国の 18 の地域センターを設置・運営して、知識財産権に関する情報支援サービスを強化した。

特許庁は、「特許情報支援センター」の活性化に向けて、情報検索のための施設・装備及び知識財産権の全般にわたる民願相談を処理する専門の担当人材と物品購入費、人件費などを支援している。

「特許情報支援センター」では、特許情報サービスの提供と知識財産権に関する案内・相談・指導及び公報などの機能を遂行しており、知識財産権の重要性に対する認識を拡散させるために、知識財産権の説明会、電子出願と特許出願に関する概括的な内容をもとに地域別の電子出願の無料教育などを開催して、地域に居住する個人と企業の発明を奨励し、彼らの特許情報に関する要求を充たしている。2001 年度の推進実績を見ると、特許情報サービスの提供が 49,170 件、知識財産権の民願相談が 65,419 件、電話相談が 23,052 件、知識財産権の一般説明会・ビジネスモデル特許などのセミナー・電子出願無料教育の説明会など合わせて 80 回、4,532 人となっている。

2002 年度には地域別に 2001 年度のサービス実績を評価してセンター別に差別支援し、地域の中小ベンチャー企業のために特許情報調査分析及びコンサルティング事業を実施する予定で、また特許ネット試験大学のうちで優秀な活動を見せた大学を中心に特許情報支援センターを追加で設置する計画だ。

〈表 4-4-11〉 特許情報支援センターの指定現況

市・道別	指定機関	所在地	関連事項	
			電話番号	ファックス番号
釜山広域市	発明振興会釜山支会	釜山市南区ムニョン 3 洞 243 ムニョン会館 1 階	(051) 645-9683 ~4	645-9685
大邱広域市	大邱商工会議所	大邱市東区シンチョン 3 洞 107	(053) 755-0041 (228)	756-7595
仁川広域市	仁川商工会議所	仁川市南東区ノンヒョン洞 447	(032) 810-2838	810-2837
光州広域市	発明振興会光州支会	光州カンサン区ドチョン洞 621-15 ハナム 3 次工団中小企業振興センター2 階	(062) 954-3841~2	953-3844
蔚山広域市	蔚山商工会議所	蔚山市南区シンジョン 3 洞 589-1	(052) 228-3083	258-2112
京畿道	水原商工会議所	水原市チャンアン区チャンジャ 2 洞 80-17	(031) 244-8321	243-8449
江原道	発明振興会春川支会	春川市フビョン洞ハイテクベンチャータウン生物産業洞 1 階(知識財産センター)	(033) 250-2580	258-6581
忠北	清州商工会議所	清州市サンダン区ブクモン路 2 街 116-84	(043) 252-0021~6	254-2766
忠南	天安商工会議所	天安市ウォンソン洞 286-7	(041) 556-7131~3	556-7137
慶北	亀尾商工会議所	亀尾市ソンジョン洞 454	(054) 454-6601~5 (134)	454-6606
慶北	浦項商工会議所	浦項市南区サンド洞 10-2	(054) 274-2233~6	283-1823
慶南	馬山商工会議所	馬山市ハンボ区サンホ洞 17-5	(055) 241-4125	241-1633
全北	全州商工会議所	全州市ワンサン区チョン洞 2 街 140-11	(063) 288-3016	288-3056
全南	順天・光陽商工会議所	順天市チャンチョン洞 58-2	(061) 741-5511	741-2398
済州島	済州商工会議所	済州市イド 2 洞 1176-53	(064) 757-2164~6	757-2167
慶南	昌原商工会議所	慶尚南道昌原市シンウォル洞 97-6	(055) 283-0608	283-0605
江原道	江原道中小企業支援センター	江原道原州市ウサン洞 405-29	(033) 749-3306	749-3341
慶南	晋州商工会議所	慶南晋州市サンデ洞 341-3	(055) 753-0411~3	755-8220

3. 大学の特許情報支援機能の強化

情報企画担当官室 行政事務官 ソン・ギチョル

電算教育場の保有、専門担当教授の指定及び知識財産権教育の実施などの指定要件を備えた 52 の大学を特許ネット試験大学に指定し、各種特許関連情報及びインフラ支援を通じて大学社会の知識財産権の認識を高め、電子出願の底辺拡大を図っている。支援内容には、知識財産権の標準教材の開発・普及、セミナー・特別講義・発明競演大会の開催支援、教養・専攻科目の講師の支援、特許ネット試験大学の専門担当教授の知識財産権無料委託教育などがある。

2001 年 4 月に知識財産権の標準教材を開発して特許ネット試験大学及び全国の主要大学に 250 部余りを配布し、専門担当教授の産業財産権無料教育を 7 回にわたって行い、産業財産権基礎課程及びインターネット特許など深化課程で 120 人余りを教育した。

キンチョン大学、大徳大学などの知識財産権教養科目、発明競演大会の講師及び審査委員を支援し、特許ネットの試験大学の今後の運営方向などについて専門担当教授の歓談会を開催した。また 12 月にはキンチョン大学で第 3 次特許ネット試験大学年例会議を開催して試験大学運営事例を発表・討論し、来年度の試験大学推進方向の発表及び専門担当教授の運営協議会を設立した。

21 世紀の知識情報化社会において、韓国の産業発展及び国家技術競争力アップのために、技術人材の産室である大学に対する知識財産権マインドの拡散に向けた教育・広報は、欠かせない課題であるだけに、知識財産権情報を持つ特許庁が大学と協力して大学生の知識財産権活動を支援することで、21 世紀の知識情報化社会基盤の構築に寄与することだろう。

〈表 4-4-12〉特許ネット試験大学の指定現況

地域	特許ネット試験大学(総 52 校)
ソウル (10)	慶熙大学、明知大学、ソウル大学、ソウル女子大学、淑明女子大学、成均館大学、梨花女子大学、中央大学、漢城大学、ソウルチョンス技能大学
釜山(6)	トンミョン情報大学、東西大学、東夷大学、釜山大学、釜山情報大学、韓国海洋大学
仁川(1)	仁荷大学
大田(4)	ハンハツ大学、ペジェ大学、ヘチョン大学、大徳大学
光州(1)	朝鮮大学
蔚山(2)	蔚山科学大学、蔚山大学
京畿(4)	大田大学、安山工業科学大学、ハンギョン大学、韓国産業技術大学
忠北(3)	セミョン大学、嶺東大学、忠州大学
忠南(5)	スンチョンヒャン大学、天安大学、忠南大学、韓国技術教育大学、ホソ大学
江原(3)	江原大学、カンドン大学、サンチョク大学
全北(1)	全北大学
全南(3)	テブル大学、トンシン大学、順天大学
慶尚(6)	キョンイル大学、クモ工業大学、キンチョン大学、大邱孝誠カトリック大学、安東大学、安東科学大学
慶南(2)	慶尚大学、晋州産業大学
済州(1)	済州大学

4. 特許技術情報プッシュメールサービス

情報管理担当官室 電算事務官 ノ・ソッキョン

特許庁では、CD ロムで発刊してきた産業財産権公報を 2001 年 7 月からインターネットに切り替えた。これに伴いインターネットで発刊された公報については毎日集めて民願人が登録した関心分野について公開、公報データの情報をメールサーバーを通じて該当の民願人に直接に電子メールで発送している。民願人は受信したメールの項目を簡単にクリックして、該当公報文書をすぐに照会できるようになった。

民願人は IPC 分類別、意匠分類別、商品分類別、出願人\代理人コード別、キーワード(題目)別、出願人別に希望するデータを受け取って見ることができるようになった。

特許庁はプッシュメールサービスを通じて多様な民願サービスの要求に迅速に対応して、情報技術の発達推移に従って発展した形の特許サービスが可能となった。

〈图 4-4-1〉 公報Pushメールサービスの申請画面

< 图 4-4-1 > 公報Push-mail サービス申請画面

Push Service 신청

C# 신청정보

이름	<input type="text"/>	▶ 기업 고객은 법인명을 입력하세요
아이디	<input type="text"/> <small>중복확인</small>	▶ 아이디(영문 4-8자)를 입력하세요
비밀번호	<input type="password"/> <small>(4자 이상 입력하세요)</small>	▶ 비밀번호를 입력하세요
비밀번호확인	<input type="password"/>	▶ 비밀번호를 다시 입력하세요
해당주소	<input type="text"/>	▶ 연락 가능한 제일 주소를 입력하세요
주인등록번호	<input type="text"/> <small>(-없이 입력하세요)</small>	▶ 기업고객은 사업자등록번호를 입력하세요. 예) 36310121234
핸드폰번호	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	▶ 예) 011-234-5678
전화번호	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	▶ 예) 02-123-4567
회사	<input type="text"/> <small>(회사)</small>	▶ 소속된 직장을 입력하세요
약관번호	<input type="text"/> <small>약관번호 검색</small>	▶ 약관번호를 자동 검색 합니다
주소	<input type="text"/>	▶ LAI지 주소를 입력하세요

☆ 회원정보

IPC 분류	<input type="text"/>	▶ HELP
대장분류	<input type="text"/>	▶ HELP
상호분류	<input type="text"/>	▶ HELP
회원명 / 대리인명	<input type="text"/>	▶ HELP (-없이 입력하세요)
키워드(선택)	<input type="text"/>	▶ HELP
회원명	<input type="text"/>	▶ HELP
해당수신주거	<input type="checkbox"/> <small>은</small> <input type="checkbox"/> <small>비</small> <input type="checkbox"/> <small>주</small>	▶ 해당을 받은 주거를 선택해 주세요

〈図 4-4-1〉 公報プッシュメールサービスの申請画面(内容)

プッシュサービスの申請

身元情報		
名前		⇒加入顧客は法人名を入力
ID	重複チェック	
暗証番号	(4字以上で入力してください)	⇒暗証番号を入力してください
暗証番号の確認		⇒暗証番号をもう一度入力してください
メールアドレス		⇒連絡可能なメールアドレスを入力してください
住民登録番号	(-を抜いて入力)	⇒企業顧客は事業者登録番号を入力してください 例)6610121234
携帯電話の番号		⇒例)011-234-5678
電話番号		⇒例)02-123-4567
会社	--職業選択-- (会社)	⇒所属している職場を入力してください
郵便番号	郵便番号の検索	⇒郵便番号を自動検索します
住所		⇒続きの住所を入力してください

☆特許関心分野		
IPC分類		⇒HELP
意匠分類		⇒HELP
商標分類		⇒HELP
出願人 / 代理人コード		⇒HELP(-を抜いて入力)
キーワード (題目)		⇒HELP
出願人		⇒HELP
メール受信周期	・毎日 毎週	⇒メールを受け取る周期を選択してください

〈表 4-4-13〉 2001年度プッシュメールサービスの現況

(単位:件、人)

区分	2001年7月	2001年10月	2001年12月
プッシュメール累積加入者数	36	183	254
プッシュメール発送件数	298	3,659	5,263

5. 特許情報検索インターネットホームページの運営

電子審査担当官室 通信事務官 ジョン・ヨンジュ

インターネットの発展は、引用人口の爆発的な増加と共に情報を提供するサービス業者を急増させ、知識財産権と関連して多くの知識財産権関連サイトが無料または優良で情報を提供している。こうした知識財産権に初めて接する中小・ベンチャー企業人及び一般人らは、知識財産権に対する関心は高まったものの、知識財産権の資料検索に対する経験不足により現実的にインターネットに散在する有用な情報を使用するのが難しい。特許検索研究会は、中小企業及び一般人に知識財産権制度に対する認識を高めて、インターネット上で先行技術をあらかじめ探してみることで、知識財産権に対する漠然とした恐れをなくし、よりよい発明を創出できるように助けることを目的として 1998 年に設立、1999 年にホームページをオープンした。

ホームページには有・無料特許検索サイトに対する使用法の解説、科学技術文献の検索サイトの案内、特許 3 極である米国・欧州・日本の特許制度、韓国内外の出願手続き、新しく登録された検索サイト、重要判例と特許制度の解説及び比較分析資料をアップする公開資料室、非公開の質疑が可能な相談室、相談室に上げられた質疑を一年間分析して質問及び応答した FAQ、重要な特許便りを提供するメーリングリスト、ウェブ翻訳サイトのような検索チップで構成されている。

無料特許検索サイトには韓国特許情報院 (kipris, <http://www.kipris.or.kr>)、米国特許庁 (USPTO, <http://www.uspto.gov/patft>)、日本特許電子図書館 (IPDL, <http://www.inpi.fr/>)、欧州特許庁 (<http://ep.espacenet.com/>)、カナダ特許 (CIPO, <http://patents1.ic.gc.ca/intro-e.html>)、欧州特許登録情報 (European Patent Register <http://www.epoline.org>)、WIPO 特許検索 (<http://pctgazette.wipo.int/eng/index.html>)、欧州審判検索 (<http://www.european-patent-office.org>) など、韓国・米国・日本・欧州の主要特許検索サイトに対する使用方法を説明している。

特許は、その特性上、自らの発明を公開する代価として独占及び排他権を与えるもので、質問も当然、秘密維持が必要な部分が出てくるようになり、こうした要求に合わせて相談室は非公開の質問が可能で、非公開質問については答弁する代わりに非公開にメールを通じて答弁を質問者に伝達するようにした。ホームページの主要内容を整理して 2001 年 10 月に「インターネットを利用した特許検索ガイド」を編纂した。上記の冊子は、相談内容を分析した結果検索、出願手続き、特許要件の順となっており、知識財産権に対する照会から出願手続き、主要な有・無料特許検索サイトの使用方法の説明と特許庁実務で使用されるサイトを紹介した。上記の冊子は 1,300 部を発刊してインターネットを通じて受け付けて無料で配布した。また公開資料室に 30 件をアップし、21 件をメーリングリストによって伝達した。

〈表 4-4-14〉 特許検索研究会の相談内容の分析

(単位:件、%)

相談内容	計	検索関連	出願手続き	特許要件	その他
件数	874	472	210	131	61
比率 (%)	100	54	24	15	7

第 6 節 新技術動向調査及び調査結果の活用

電子審査担当官室 工業書記官 キム・ジョンオク

1. 概要

21 世紀の知識基盤社会では、技術発展動向の分析と知識財産権の確保及びその活用が産業発展の欠かせない要素と言える。こうした社会与件で政府は、もう少し高い知識を産業界に伝播して、一流の経済競争力を実現できるようにすることに政策の開発と予算を投入している。

特許庁は、8,500 万件の技術資料が蓄積されており、また機械、化学、電気、通信などすべての技術分野を網羅する専門技術人材として 400 人余りの審査官を保有、政府部署でありながらいかなる研究機関よりも多様で豊富な技術資料と専門人材が確保された機関だ。

したがって特許庁の役割が審査・審判業務にだけ局限されないで、最新の技術資料を活用して技術動向を調査して関連機関に普及することで、技術競争力をアップするのが特許庁が担当すべきもう一つの重要な業務として浮上している。

これを受けて核心技術に対する技術動向を調査・分析して、その結果を普及することで国家技術開発の方向を提示する目標で、1999 年 12 月 29 日に「新技術調査会運営基本計画」を確定し、これによって 2000 年から核心産業分野について技術動向調査を本格的に推進することになった。新技術動向調査事業は、2000 年から 2004 年まで毎年 24 の技術分野ずつ、合わせて 120 の技術に対する技術動向調査が推進される計画で、2000 年に 24 の技術に対する調査に続いて 2001 年にも精密金属成形技術、バイオチップ、三次元立体映像技術など 24 の核心技術分野に対する調査が成功裏に完了した。

特許庁の審査官が主導して作成した核心事業分野の最新技術発展動向分析資料は、韓国企業が技術発展の動向を把握して、研究・技術開発の方向を設定するのに決定的な役割を果たすだろう。産業資源部など関係機関では、産業政策の樹立及び国家予算事業の基礎資料として活用されるものと期待される。

2. 新技術動向調査の実施

2001 年 2 月に精密金属成形技術、高分子添加剤など 24 の核心技術分野を選定し、この調査を推進するため審査 2・3・4 局の各課別に新技術動向調査会が 3 月に構成されて本格的な調査に入った。

〈表 4-4-15〉 2001 年度の新技术動向調査会の構成現況

区分	審査 2 局	審査 3 局	審査 4 局
意匠分野 (全 24 分野)	<ul style="list-style-type: none"> ・精密金属成形技術 ・自動車 ABS 技術 ・自動包装技術 ・直接噴射式ディーゼルエンジン ・マイクロシステム応用技術 ・リニア圧縮器技術 ・自動車トランスミッション構造及び制御技術 ・鋼板表面処理技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・高分子添加剤 ・大気汚染防止技術 ・精密化学原材 ・バイオチップ・ ・免疫療法剤 ・先端不織布製造技術 ・食品発酵技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ノイズ低減技術 ・車両ナビゲーションシステム ・磁気記録装置 ・移動通信端末部品及び応用技術 ・高周波半導体素子 ・半導体発光素子 ・三次元立体映像技術 ・生体認識システム ・地盤安定化技術
	8 分野	7 分野	9 分野

調査会の会長は担当課長、監事は該当課題を担当する審査官が引き受け、委員としては特許庁の審査官だけでなく、該当分野の学界、産業界、研究界の専門家が含まれた 10 人程度で構成する。2001 年度に選定された 24 の技術の調査を担当する 24 の調査会は、3 月から調査結果の発表会が終わるまで運営され、ここには外部の専門家 122 人を含めて合わせて 232 人が参加した。各調査会では、最新技術の動向、ライバル国の技術開発現況、韓国内外の特許動向と今後の技術開発の展望と課題を分析するために週 1 回庁内委員会議と月 1 回の全体会議を持続的に開催しながら、各委員別に分担した業務を調整して、特許分析部分は PM 事業と連携を通じて PM 結果物を活用しながら調査が進行した。調査活動の過程で調査された細部技術分野に対する最新技術開発動向については、技術セミナーを通じて発表され、調査過程で整理・分析された技術資料は、特許庁のホームページ内の「新技术調査会 Neo-Tech」コーナーに掲示されて産業界で活用できるようにした。

3. 調査結果レポートの作成と発表会の開催

ア. 調査結果レポートの作成

2001 年 10 月審査 4 局の映像機器審査担当官室に構成された調査会で「三次元立体映像技術」に対する調査結果レポートの作成を始まりとして、12 月まで 24 のすべての調査会で調査レポートが発刊された。

調査レポートには調査目的及び範囲、技術概要、活用分野と市場与件、細部技術分野別の技術開発動向分析、特許分析を通じた技術発展推移の分析及び主要特許内容、今後の技術発展の展望と課題などが総合的、体系的に分析整理されている。今年も調査結果レポートは、前年度の 2000 年に比べて内部委員及び外部委員の参加が拡大され、事業が早期に着手されることで、結果レポートの内容がより充実し、分量も昨年に比べて 60 ページ余りが増えて平均 420 ページ分量で発刊された。

最新技術に対する技術動向分析資料がほとんど無い状況で、特許庁が 1 年間努力して完成した核心産業分野の技術発展動向分析資料は、韓国の産業界で先進国を中心とする技術発展動向を把握する最新資料となり、したがって韓国企業が追求すべき研究・技術開発の方向を設定するのに決定的な役割を果たすものと期待される。とくに韓国内外の特許動向を分析した部分は、各技術別に 15,000 件余りの韓国内外の主要特許資料を分析して収録しているが、こうした特許分析資料は業界で容易に接近できない資料であり、関連研究機関及び企業などでは、こうした分析データを利用して

知識財産権を確保したり、権利侵害を予防する資料として活用することで、企業の競争力を高めるきっかけとなりうるだろう。

イ. 調査結果の発表会の開催

2000年12月5日に始まった2000年の新技術動向調査の結果に対する発表会が3月8日に「自動車部品技術」を終わりに幕を下ろした。発表会の期間中に合わせて4,731人が参加して発表会の開催の度に平均197人が参加する盛況を博した。

〈表 4-4-16〉2001年度の新技術動向調査の実績

区分		2000年度	2001年度	備考
参加 人員	内部委員	83人	110人	24の新技術調査会
	外部委員	95人	122人	
	計	178人	232人	
レポートの分量		364ページ	420ページ	24巻の平均
発表会の参加人員		4,731人 (平均:197人)	4,441人 (平均:185人)	
かかった予算		27,700万ウォン	31,300万ウォン	

2001年度の新技術動向調査事業は、早急に完了して年内に24の技術課題別にレポートの発刊と発表会を共に終える計画のもとに推進され、11月6日に「三次元立体映像技術」に対する最初の発表会が始まり、12月27日まで毎週2～4度ずつ進行された発表会は2000年度の発表会と同じ場所である毎日経済メディアセンターの講堂で開催され、合わせて4,446人の関係者が参加するなど依然として高い関心を示した。

4. 調査結果の広報と活用

新技術動向調査の発表会の参加者及びレポートの受領者などを対象に2000年度の新技術動向調査レポートの活用程度に対する調査を2001年7月に実施した。調査の結果、回答者の90%以上が調査レポートを活用しており、内容も忠実に作成されたという回答が出た。調査レポートで主に活用される部分は、特許動向及び技術開発動向、今後の技術開発展望と課題、技術概要の順となった。これから見て体系的な特許動向の分析資料を提供して一般レポートと差別化させたのが調査レポートの活用度を高めているものと見られる。また回答者の大部分は新技術動向調査事業を積極的に推進する必要があるという反応を見せた。

2001年に調査された新技術動向の調査結果は新聞、放送などを通じて積極的に広報され、調査レポートは関連機関に最大限配布して活用するようにした。発表会の発表内容は、毎日経済新聞で10月29日から12月24日まで毎週月曜日の新聞の科学技術面に3.5段の全面ボックスの大きさと合わせて9回が企画連載され、最初の発表会と主要技術発表会については、その内容がニュースで報道されたりもした。また毎日経済テレビ(MBN)では、「今は特許戦争時代」というプログラムを通じて、2000年度の技術動向調査内容が企画報道された。2001年2月から7月まで合わせて25回にわたり放映されたこの番組は、技術の紹介と発表会の内容、研究開発の現場、インタビューなどで編成され、1回

当たり 30 分を放映して各放映分が 3 回再放送されて特許庁の新技術動向調査事業に対する多くの関心呼び起こした。2000 年に続いて 2001 年の調査結果の内容も 2002 年 1 月から同一番組として放映される予定となっている。

各調査会別に調査された技術動向調査レポートは 24 の分野別に 700 部ずつ印刷し、また 24 巻の調査レポートを機械/金属、化学/薬品、電気/電子、環境/エネルギーなど 4 つの分野別に分けて 4 枚の CD ロムで 1,000 セットを政策して政府部署、産業界、学界、研究界などに普及し、特許庁のホームページ内の「新技術調査会 (Neo-Tech)」ホームページに各種セミナー資料と発表された新技術動向調査レポート「今は特許戦争時代」の動画ファイルなどを掲示し産業界で容易に活用できるようにした。

この調査レポートを通じて、韓国国内企業は重複投資を防いで効率的な技術開発を図り、とくに中小企業の場合、特許に対する認識と対応能力をアップさせて究極的に知識財産権創出の拡大に結びつくものと展望される。また技術開発政策部署など関係機関では、主要競争国の動向と今後の技術の発展方向を予測できるようにすることで、効果的な技術開発政策の樹立と投資方向を設定するのに有用に利用するものと見られる。

第 7 節 核心技術の特許地図 (PM 35¹⁾) の制作・普及

発明政策課 行政事務官 李・チュンム

1. PM 事業の推進背景

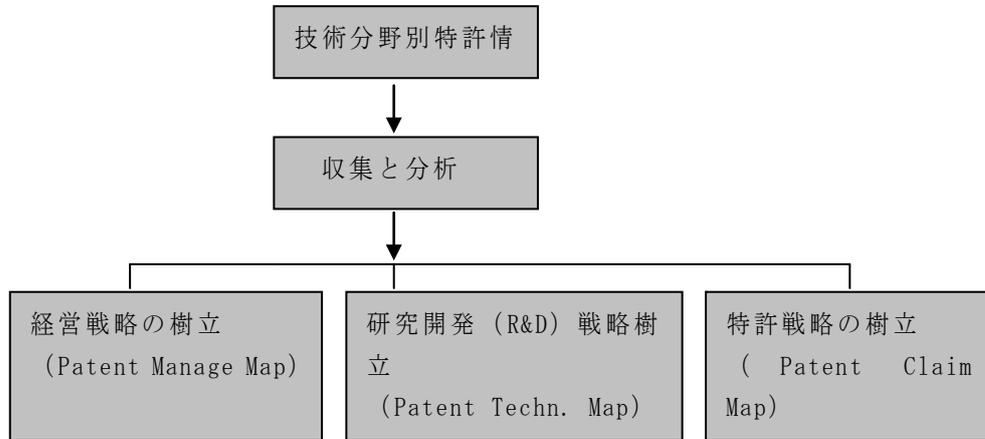
特許地図 (PM) とは、特許事業の各種書誌事項を多様な分析項目に整理し、特許情報の技術的な事項に対する分析項目を加工し、特許情報だけが持つ権利情報としての特徴を利用した情報の加工を通じて、これを分析・解釈した後、その条項を利用して分析した結果を一目で把握できるよう図表で表現したものだ。

PM の対象となる特許情報は、過去から現在までの特許情報遡及調査の結果物だ。また特許情報は、情報の出所が各国の特許庁であり、世界共通の表示方法と携帯を備え、資料の形態も冊子はもちろんマイクロフィルム、CD ロム及びデータベースなどだ。

PM は、事実に基づく情報の分析だけでなく、各特許を評価 (実際に予想される効果と実現性など) した値を利用して、技術開発の方向提示と市場性の方向まで提示することで、企業らは特許情報、会社経営情報、市場情報、製品情報を得ることができ、これを通じて自社の特許の位置を向上させて、攻撃的で効果的な特許戦略を行使できるようになる。

35) Patent Mat の略

〈図絵 4-4-2〉 PM 作成及び活用体系図



しかし、21 世紀に入り知識財産権が浮上しながら、PM の重要性がさらに高まったにもかかわらず、韓国国内の場合、大多数の韓国国内企業が資本及び人材の不足により PM 作成が一般化しておらず、このため特許庁で PM の有用性を広報して、これを普及・拡散するための事業を 2000 年から施行している。政府機関、中小企業、研究機関などを対象として発掘した技術課題について 2000 年度から毎年 24 の技術分野別に PM を作成して、これを民間企業や必要な需要者が手軽に見られるようにインターネット(<http://www.patentmap.or.kr>)または CD ロムを通じて無料で普及している。

そして PM 開発時に蓄積された作成技法を中小企業・研究所などに伝授して PM 開発を誘導し、PM 成功事例の収集及び伝播を通じて企業独自の PM 作成及び活用を積極的に誘導している。

今後の韓国国内の全産業分野に対する技術及び政策需要の分析を通じて作成した PM 課題を発掘し、長期的に 150 余りの課題に対する PM を作成して産業全般に PM 体系を確立していく予定だ。

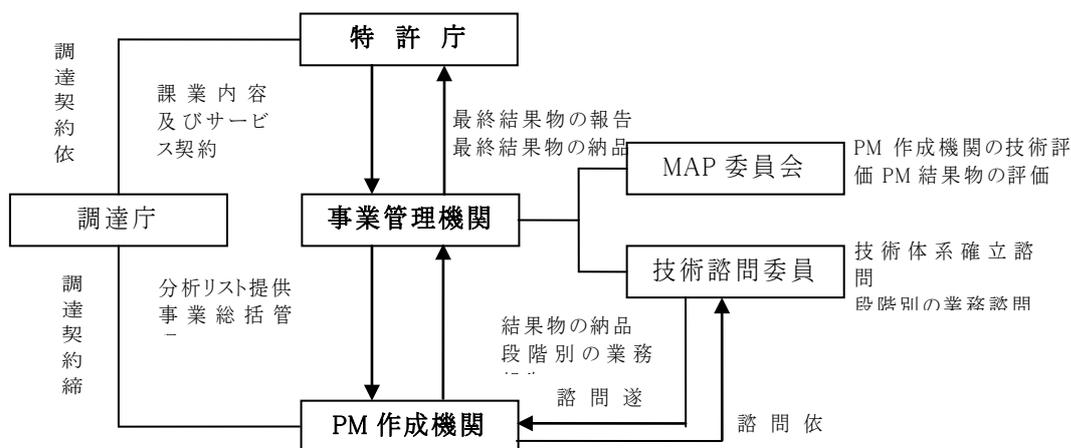
2. PM 作成課題の導出及び遂行機関の選定

ア. PM 対象発掘課題及び選定方法

PM 事業の作成課題を選定するために産業分野別に成長が有望な技術分野、中小・ベンチャー企業で活用度が高い技術分野、導入技術分野、先端技術分野など企業で直接に技術を応用できる課題を対象として毎年、庁・内外の需要調査及び会議を通じて技術分野別の課題を発掘する。

企業、研究所、政府機関などを対象とした需要調査を経て発掘された課題の中から一部企業に限定された特許技術、最先端技術として先行技術調査の件数がきわめて少ない技術分野、日本及び韓国国内の他の機関で PM としてすでに作成された技術分野を除外して、産・学・研及び技術関連の政府部署で需要の高い課題、先端技術分野、成長が有望な技術分野、中小・ベンチャー企業の技術分野及び波及効果が大い分野を対象として韓国国内の産・学・研の専門家、弁理士、審査官などそれぞれ 10 人余りからなる課題選定審議委員会を開催して 24 の技術分野を最終選定している。

〈図 4-4-3〉 PM 事業の推進体系



ア. PM 作成機関の選定

特許庁は、PM 事業の総括指導韓国監督及び長期発展計画を樹立し、事業総括管理機関を置いて、事業管理・運営指針の作成（事業管理及び分析機関 PM 作成に伴う細部指針など）と MAP 委員会の構成・運営、技術分野別の PM 共通事項の作成管理〔PM 作成シナリオ、特許 Map の種類と実例、検索式（今後のアップデート）など〕、事業全般に関する遂行結果と分析、PM 結果物の普及及び広報業務を担当させ、PM 作成機関では技術の体系確立、先行技術調査及び原始データの加工・整理、技術動向分析、文献技術情報の収集、技術分野別の定量・定性分析、要旨リストの作成、技術用語の解説と最終結果物のデジタルデータ加工及び納品などの役割を遂行させている。

PM 事業の全般を管理する PM 事業総括管理機関としては、PM 事業に業務経験のある韓国発明振興会を選定し、PM 作成機関は 24 の技術分野別に価格・企画分離入札による調達契約により選定している。PM 事業の作成機関の募集公告には、PM 事業の内容、支援資格、申請期間、説明会の開催、PM 課題名、事業者選定評価項目及び基準、入札時の留意事項、提案書の作成要領と契約特殊条件などを明記しており、2001 年度には 5 月に PM 作成に対する事業説明会を経て、PM 作成の希望機関から提案書を浮け付け、受け付けられた提案書について特許庁は、事業管理機関の技術評価及び価格に対する総合評価を土台にして評価点数が高い順に上位 3 社を選定し、選定された機関を対象に価格入札を実施して最終的に PM 作成機関を選定した。

PM 作成機関の申請資格は、発明振興法 第 21 条による発明の評価機関に指定された機関、特許庁長が認定した産業財産権の診断機関、国・公立研究機関、企業の付設研究所、民法または他の法律によって設立された非営利研究法人、その他教育法によって設立された大学及び特許法律事務所など特許関連業務の遂行機関として PM 事業を遂行する能力があると判断される機関で、技術専門家、特許専門家を保有しなければならないが、保有できていない場合は外部の専門家に委嘱してコンソシウムを構成した場合に申請が可能だ。

3. PM 結果物の普及拡大と広報

24 の技術分野別に作成された PM 結果物についてセミナーの開催、国際特許研修部と韓国発明振興会の教育課程における PM 作成法と活用法に関する講座の開設、技術指導士の派遣を希望する

企業に対する現場派遣教育の実施、インターネット(<http://www.patentmap.or.kr>)と CD ロムを通じた無料普及などで中小企業、研究所などで PM を積極的に活用するよう誘導している。

納品された結果物のうち 24 の技術分野別 CD ロムには、特許技術原始データ及び定量・定性分析データ、顧客に合わせたタイプ(On-Demand)の統計及び分析資料の作成が可能なマッピングプログラムが盛り込まれている。またウェブサーバー構築とインターネット資料揭示(<http://www.patentmap.or.kr>)を通じて 24 の技術分野別の統合・整理された PM 課題、統計資料作成のためのマッピングプログラム、PM 関連の質疑応答及び各種資料室などを運営しており、日本の PM 事業の課題現況及び特許情報関連サイトもリンクしている。

CD ロムは、国会(産業資源委員会など)、産業資源部、科学技術部、中小企業庁など政府関係部署及び大韓弁理士会、経済 4 団体、出願・登録数でベスト 10 の企業など関連企業、特許技術評価機関及び産業財産権診断機関など特許関連機関、ソウル大学など韓国国内の主要総合大学及び特許ネット試験大学、関連技術分野の特許審査官及び特許情報支援センター、PM 関連セミナー及び教育時の参加者、中小・ベンチャー企業及び PM 技術指導要請企業に合わせて 3,000 セットを配布した。

PM の優秀な結果物導出のための数度にわたる MAP 委員会の開催を通じて、レポートの評価、修正及び補完の後、「PM 開発及び普及 事業管理・運営契約特殊条件」に従って 2002 年 2 月に納品する予定だ。

〈表 4-4-17〉2001 年度の PM 課題名及び評価結果

No.	PM 課題名	PM 作成機関	評価結果	結果レポートの受付日時
1	数値制御金属成形機械及び核心部品	韓国科学技術情報研究院	目標達成(適正)	2001.10.31
2	ブレーキシステム (ABS 分野)	正直と特許	目標達成(適正)	2001.10.31
3	自動車用トランスミッション構造及び制御技術	自動車部品研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
4	包装機械	韓国科学技術情報研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
5	直接噴射式エンジン	正直と特許	目標達成(適正)	2001.10.31
6	超小型精密機械の技術応用	ハンリムアイピーエス	目標達成(適正)	2001.10.31
7	特殊な方法による高効率冷凍空調技術	イージー特許	目標達成(優秀)	2001.10.31
8	鋼板表面処理技術	ハナ特許	目標達成(優秀)	2001.10.31
9	高分子添加剤	インフォクルー	目標達成(適正)	2001.10.31
10	精密化学原材	正直と特許	目標達成(優秀)	2001.10.31
11	バイオチップ技術及び応用技術	韓国科学技術情報研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
12	免疫調節剤	韓国科学技術情報研究院	目標達成(適正)	2001.10.31
13	化石燃料の脱硫・脱窒技術	韓国エネルギー技術研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
14	先端不織布製造及び応用技術	産業研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
15	食品発酵技術	韓国食品開発研究院	目標達成(適正)	2001.10.31
16	軟弱地盤の改良技術	韓国建設技術研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
17	電気ノイズ低減技術	韓国知識評価コンサルティング	目標達成(優秀)	2001.10.31
18	先端交通制御システム	正直と特許	目標達成(適正)	2001.10.31
19	磁気ヘッド	韓国科学技術研究院	目標達成(優秀)	2001.10.31
20	移動通信及び核心部品技術	韓国科学技術情報研究院	目標達成(適正)	2001.10.31
21	高周波半導体素子	インフォベース	目標達成(優秀)	2001.10.31
22	LED	正直と特許	目標達成(優秀)	2001.10.31
23	三次元立体映像技術	正直と特許	目標達成(優秀)	2001.10.31
24	コンピュータ入力装置	正直と特許	目標達成(適正)	2001.10.31

第 8 節 新技術と関連した韓国内外の資料のDB構築及び活用

情報管理担当官室 情報通信書記官 キム・ボンソプ

特許庁では、庁内の審査・審判官が活用できるように新技術と関連した海外の資料であるCACD 36)とIEEE 37)をデータベースとして構築し、イントラネット環境で提供している。CAは、米国化学協会が発刊する 50 種余りの言語からなる世界 150 か国余りの 8,000 余りの科学技術資料から集めた科学情報集の定期刊行物の他にも 28 の特許庁から提供された科学特許情報、技術レポート、学位論文、会議資料、単行本の内容が含まれている科学抄録集だ。1907 年に初版が刊行された後、16,00 万件以上の文献が参考資料として引用され、毎年 65 万件以上の文献が収録されており、韓国特許庁は 1907 年(創刊号)から継続購入中だ。とくにバックナンバーは 77 年(CA 10th)分からはCD-ROMで購入してデータベース構築に活用しており、現在、2001 年分までデータベースを構築、構築データは合わせて 37GBの分量だ。

IEEE は、米国の電子工学会(IEEE)と英国の電気工学会(IEE)が共同で発刊する Electronics Library (IEL)データベースを賃借して審査に活用しており、ここには 88 年から 4,000 種余りの出版物、120 種余りの技術ジャーナル、875 種の技術規格など 2001 年まで CD-ROM 505 枚分量の電気、電子、通信、コンピュータ、半導体、原子力、物理分野などの技術資料が収録されている。

最近になってインターネット環境が急激に拡散して蓄積データも急速な増加量を見せていることで、特許庁では現在、イントラネット環境でサービス中の IEEE 及び CACD をインターネット環境でもサービスを提供できるように積極的に検討する予定だ。

また特許庁では、韓国内外の非特許文献関連の商用・非商用サービス機関と持続的に連携して電算検索環境の補強と出願技術の高度化及び短期化に備えた審査のクオリティ向上、国際調査及び予備調査機関の役割遂行などに非特許文献データベースの活用をさらに強化していく計画だ。

36) Chemical Abstract CD-ROM の略

37) Institute of Electrical & Electronics Engineers の略

付 録

1. 歴代庁長
2. 機構・定員・予算現況
3. 2001年度知識財産政策主要日誌
4. 2001年主要広報実績及び報道内容

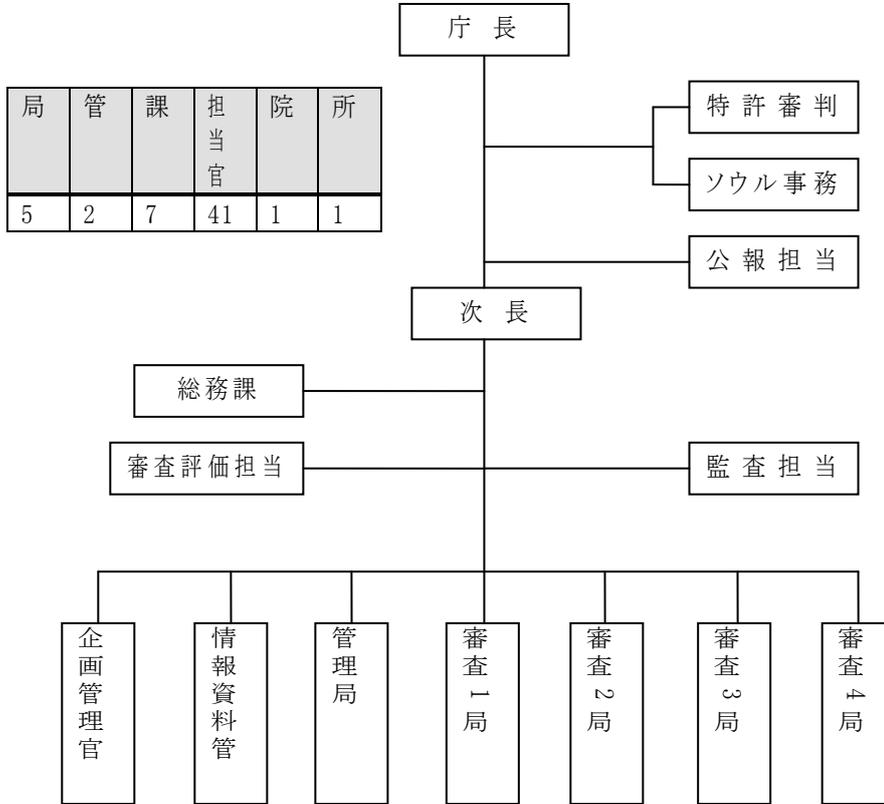
【付録】

1. 歴代庁長

歴代	氏名	在任期間	任命直前の経歴
初代	斐・サンウク	77.03.12 77.12.23	～ 大統領秘書室(経済1)
2代	安・永哲	77.12.23 78.12.30	～ 特許庁次長
3代	李・相燮	78.12.30 82.12.18	～ 商工部 重工業次官補
4代	洪・性佐	82.12.18 85.10.19	～ 商工部 第1次官補
5代	車・秀明	85.10.19 88.03.04	～ 商工部 第1次官補
6代	朴・洪植	88.03.05 90.03.19	～ 特許庁次長
7代	金・喆壽	90.03.20 91.09.18	～ 商工部 第1次官補
8代	金・泰俊	91.09.20 93.03.03	～ 商工部 第2次官補
9代	安・カング	93.03.04 95.12.25	～ 商工部 第2次官補
10代	鄭・ヘジユ	95.12.26 96.12.23	～ 通商産業部次官補
11代	韓・ドクス	96.12.24 97.03.06	～ 通商産業部 通商貿易室長
12代	崔・弘健	97.03.07 98.03.08	～ 通商産業部 規格管理室長
13代	金・守東	98.03.09 99.05.25	～ 特許庁次長
14代	呉・剛鉉	99.05.26 00.08.10	～ 産業資源部次官補
15代	林・来圭	00.08.11 02.02.03	～ 特許庁次長
16代	金・光琳	02.02.04～	国会予決委首席専門委員

2. 機構・定員・予算現況

ア. 機構



イ. 定員(2001年12月31日現在)

区分	庁長	1級 相当	2・3 級	3・4 級	4級	4・5 級	5級	6級	7級	機能 職	計
計	1	2	20	14	63	99	469	115	68	102	953
本庁 所属機 関	1	1	7	13	36	97	452	100	54	81	842
	-	1	13	1	27	2	17	15	14	21	111

ウ. 予算現況

□ 歳入

(単位:百万ウォン)

区分	2000年	2001年	増減	
				%
○財貨及び用役販売収入	110,624	128,259	17,635	15.9
	65,368	46,025	△19,344	△29.6
○前年度繰り越し金	279	1,608	1,330	476.7
○その他収入				
合計	176,271	175,892	△379	△0.2

注) 決算基準

□ 歳出

(単位:百万ウォン)

区 分	2000年	2001年	増減	
				%
□主要事業費	69,941	75,401	5,460	7.8
○審査処理業務の効率向上	2,708	5,264	2,556	94.4
	10,261	8,554	△1,707	△16.6
○産業財産権の効率的管理	8,371	9,193	822	9.8
	43,230	47,381	4,151	9.6
○知識財産権の創出拡大	5,371	5,009	△362	△6.7
○産業財産権の行政情報化	10,814	11,635	821	7.6
	31,343	35,919	4,576	14.6
○その他(法定負担金など)				
□基本事業費				
□人件費				
※純歳出規模 (予備費・財特預託を除外)	112,098	122,955	10,857	9.7
□予備費	9,527	3,880	△5,647	△59.3
財特会計の預託金	25,000	30,000	5,000	20.0
合計	146,625	156,835	10,210	7.0

3. 2001年度の知識財産政策の主要日誌

1月

- 01.01 発明振興会に特許技術評価室を設置
- 01.02 大田国立墓地の参拝(次長など 21人)
- 01.02 統合認証システムの運営を開始
- 01.02 審査官との画像面談オンライン申請コーナーを開設
- 01.02 品質管理、モデルオフィス、統合自動化管理、検索システムの開通
- 01.03 始務式(厚生棟 大講堂)
- 01.04 「センサー技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 01.05 特許ネット現場出動コンパニオンの運営を開始
- 01.09 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、発明振興法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律など6つの改正法律案が国会を通過
- 01.09 「マルチメディア技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 01.10 「明細書上の従来技術の先行技術利用方案」特許実務研究会を開催
- 01.11 発明特許家族の新年祝賀式を開催(科総会館)
- 01.12 電子商取引研究会セミナーを開催
- 01.13 2000年度の政府業務評価報告会(大統領の主宰)に参加
- 01.15 産業財産権消滅予告案内の拡大施行
- 01.17 第5回新知識特許人選定委員会の開催(推薦者40人のうち28人を選定)
- 01.19 2001年年頭業務報告(青瓦台 迎賓館)
- 01.19 財政経済部主管の2001年経済政策方向及び経済懸案の説明会(厚生棟 大講堂)
- 01.19 PIAS(特許情報分析システム)1次説明会の開催(韓国科学技術会館)
- 01.22 年末年始助け合い運動に募金を寄託(KBS、500万ウォン)
- 01.22-26 WIPO 情報技術常設委員会(SCIT)6次総会に参加(ジュネーブ)
- 01.26 シン・クッカ 産業資源部長官の訪問特別講義(厚生棟大講堂)
- 01.29 商標法条約(TLT)加入要請書を外交通商部に送付
- 01.30 第13期修習弁理士の終了式(大韓弁理士会)
- 01.30 「次世代鉄鋼」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 01.31 先進国特許制度研究会の全体委員会を開催

2月

- 02.02 特許裁判所の庁舎起工式行事に参加(庁長)
- 02.03 特許法、実用新案法、意匠法、商標法など6つの改正法律案を公布
- 02.05 知識財産権分野での南北間の交流活性化に向けた議題選定要請書を発送(統一部)
- 02.05 弁理士資格審議委員会を開催(ソウル事務所会議室)
- 02.05-06 特許法及び実用新案法改正内容の説明会を開催(大田、ソウル)
- 02.06 2月月例朝会(厚生棟 大講堂)
- 02.06-08 PIAS(特許情報分析システム)説明会を開催(大田、ソウル)
- 02.06-07 改正商標法、意匠法に対する説明会を開催(ソウル、大田)
- 02.08 特許政策審査評価委員会を開催(2000年度政府業務の評価結果を報告)
- 02.09 2000年下期の定期勤務評価委員会を開催(14階 小会議室)
- 02.09 光ファイル事業の課業を指示
- 02.13 「電子貨幣システム」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)

- 02.15 中小企業最高経営者を対象に庁長の特別講義(釜山コモドホテル)
- 02.15 「PDP」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 02.19 第 218 回臨時国会産業資源委員会で業務現況を報告
- 02.19-24 第 38 回弁理士試験の応募願書を受付
- 02.21 2001 年度特許技術賞の審査協議会の委員を委嘱
- 02.22 特許の職場協議会の創立総会を開催(193 人が参加)
- 02.22 2001 年全国学生発明頭脳オリンピックを開催(ソウル ミドン小学校)
- 02.23 2001 年民防衛隊員(318 人)非常召集訓練を実施
- 02.24 大韓弁理士会の定期総会に庁長が参加(サンジョンホテル)
- 02.26 第 5 回新知識特許人(28 人)記念杯の伝達式(ソウル事務所 会議室)
- 02.27 2002 年 1 月の新知識公務員を選定
- 02.27 「冷凍空調」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 02.28 出願包袋管理の改善体系及び業務環境を改善
- 02.28 特許技術情報センター運営委員会を開催

3月

- 03.02 特許庁 公務員職場協議会を設立(会員 220 人)
- 03.02 「特許事業化協議会」に参加(産業資源部 大会議室)
- 03.02 意匠制度発展のための討論会を開催(4 棟 小会議室)
- 03.05 3 月の月例朝会及び最近の北朝鮮動向など保安教育(厚生棟 大講堂)
- 03.06-09 WIPO 第 3 次組織改編実務会議に参加(スイス ジュネーブ)
- 03.06 騒音振動の新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 03.07 仮想遠隔操作システムセミナーを開催(中会議室)
- 03.07 「審決取り消し訴訟における審理範囲」水曜アカデミーを開催
- 03.08 「自動車部品技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 03.09 第 1 次韓国・ブラジル特許庁長会談(リオデジャネイロ)
- 03.09 地方特許情報支援センターのホームページを開設
- 03.09 KIPONet 技術移転及び輸出のための韓国・ブラジル了解覚書を締結
- 03.09 2000 年度新技術動向調査レポートを主要機関に配布
- 03.09 特許審判院の審判長の研鑽会を実施(審判院長及び審判長など 42 人)
- 03.12 韓国・メキシコ特許庁長会談(メキシコシティー)
- 03.12-14 第 2 次韓国・欧州商標庁(OHIM)商標審査官会議を開催
- 03.12-16 WIPO 商標法常設委員会(SCT)に参加(スイス ジュネーブ)
- 03.13 日韓間の塩基序列リストの CD ロムを通じた電子的交換を施行
- 03.14 特許事業化協議会の運営要領及び発明使用例事業の推進要領を改正
- 03.14 「国内優先権主張 主張期間延長に対する検討」特許実務研究会を開催
- 03.15 2001 年度 第 4 回普通昇進審査委員会を開催(課長 4、書記官 5)
- 03.20-21 第 12 次 APEC 知識財産権専門家グループ(IPEG)に参加(豪シドニー)
- 03.21 産業財産権運営協議会の開催(特許法施行令など下位法令改正案を審議)
- 03.21 「ソフトウェア著作権と特許権の役割と方向」水曜アカデミーを開催
- 03.21 特許法施行令など下位法令改正案の審議のための産業財産権運営協議会を開催
- 03.22 2001 年第 1 四半期特許技術賞選定審議協議会を開催(小会議室)
- 03.22 新技術動向調査会の委員に対する委嘱状の授与と歓談会の開催
- 03.23 第 1 次商標政策諮問委員会を開催(電子商取引と関連した商標政策の推進方向)
- 03.30 庁内イントラネット放送システムを構築

4月

- 04.02-05 2001年 第1次 WTO/TRIPS 理事会に参加(スイス ジュネーブ)
- 04.04-20 英文ホームページを改編
- 04.04 特許政策評価委員会 3 小委員会を開催(ソウル事務所会議室)
- 04.04 第1次意匠政策諮問委員会を開催
- 04.04 「最近の判例を通して分析した知識財産権の変化」水曜アカデミーを開催
- 04.05 第56回植木日記念行事(クンサン郡、庁長など90人)
- 04.06 2001年第1四半期特許技術賞授賞式(中央日報6階 大会議室)
- 04.08 第38回弁理士第1次試験を施行(銅雀高など7か校、8,751人が受付)
- 04.09 4月の月例朝会(7階マルチメディアセンター、庁内イントラネットを通じた画像朝会)
- 04.09 特許法律救助事業の運営細則を改正・施行(6.25改正)
- 04.10 新任産業資源部長官に対する特許庁の主要業務現況の報告(長官執務室)
- 04.10 新知識特許人選定委員会の会議を開催(14階小会議室、27人を選定)
- 04.10 特許庁と弁理士会のホームページに弁理士不条理申告センターを開設
- 04.11 特許法施行令など会法令改正案の立法を予告
- 04.11 24の技術分野別のPM作成機関の調達入札(3棟 第3入札室、66社)
- 04.11 「補正承認の変更」特許実務研究会を開催
- 04.12-13 慶南ハプチョン教育庁及びチャニョン教育庁に発明工作教室を設置
- 04.13 16の市道発明担当の奨学士を対象に「発明教育発展協議会」を構成
- 04.17 「特許ネットシステムの災難復旧方案」に関するセミナーを開催
- 04.18-22 第3次日韓電算専門家会議に参加
- 04.18 「ソニーの知的財産戦略」水曜アカデミーを開催
- 04.20 チョンス技能大学を特許ネット試験大学に指定
- 04.23 第6回新知識特許人(27人)記念杯を伝達(ソウル事務所会議室)
- 04.23- 発表標語の公募展(5.19まで)
- 04.25-27 WIPO 事業予算委員会に参加(スイス ジュネーブ)
- 04.26 2001年度特許家族春の体育大会を開催(国際特許研修部 運動場)
- 04.27 kr.ドメインネームの紛争調停規定及び調停機構の設置方案ワークショップに参加
- 04.30 「自動車技術開発動向」に関するセミナーを開催(中会議室)
- 04.30 WIPO 伝統知識関連論議に参加(5.3まで、スイス ジュネーブ)

5月

- 05.03 開発途上国向け KIPONet の海外輸出に向けたマーケティング戦略セミナーを開催
- 05.03-05 女性企業の優秀商品・発明品博覧会を開催(COEX、太平洋館)
- 05.06 KBS 日曜政策診断で「21世紀知識強国の道」を放映
- 05.07 5月中の月例朝会(厚生棟 大講堂)
- 05.07 第1次 PCT ワークショップを開催(ソウル、大韓商工会議所)
- 05.08 2001年度 庁内パソコン競演大会を開催
- 05.09 「訂正不認定の場合の審査処理手続きに対する検討」特許実務研究会を開催
- 05.10 2001 職務発明競演大会を開催(COEX コンファレンス)
- 05.10 環境親和的な自動車技術動向のセミナーを開催(中会議室)
- 05.11 特許法条約(PLT)採択のための外交会議に参加(6.2まで、スイス ジュネーブ)
- 05.14 第2次 PCT ワークショップを開催(ソウル、釜山商工会議所)
- 05.14-19 第5次 WIPO 特許法常設委員会に参加(スイス、ジュネーブ)
- 05.14-20 優秀特許製品大広場行事を開催(中小企業ヨイド総合展示場)
※展示製品を CJ39 テレビホームショッピングで放映
- 05.16 慶北亀尾教育庁(亀尾小学校)発明工作教室を開館
- 05.16 「半導体設計の System Integration & Authoring」水曜アカデミーを開催
- 05.17 張・ジェシク 産業資源部長官の訪問特別講義(厚生棟 大講堂)

- 05.17-21 全国発明工作教室特別展を開催(政府大田庁舎ロビー)
- 05.19 第 36 回発明の日記念式の開催(大統領夫妻が参加、KBS 第一放送で生放送)
- 05.21 第 29 回成人式行事(14 階小会議室、4 人)
- 05.22 AmCham(駐韓米国商工会議所)知的財産権朝食講演(庁長、ハイヤットホテル)
- 05.23-30 韓国・WIPO マドリッド情報化システムの実務会議に参加
- 05.23-26 第 22 回世界青少年創造性競演大会(DINI、テネシー州立大学)25 人が参加
- 05.24 昌原特許情報支援センターの開通式(昌原商工会議所)
- 05.24 コグン島の子供たちを招いて発明家の殿堂と国立中央科学館を見学(129 人)
- 05.24 「油工圧バルブの特性と技術開発動向」に関するセミナーの開催(中会議室)
- 05.25 意匠制度発展のためのセミナーを開催(科総会館 第 2 中講堂)
- 05.25 特許技術事業化で優秀な成功事例の発表会を開催(科総会館)
- 05.28-30 WIPO 情報技術常設委員会(SCIT)標準・文書実務会議に参加(ジュネーブ)
- 05.29 第 6 回女性発明及び企業経営優秀事例の発表会(科総会館)
- 05.29 「電子商取引関連ビジネスモデル特許説明会」の開催(春川ベンチャータウン)
- 05.30 学生発明弁論大会の開催(大韓商工会議所、国際会議室)
- 05.30 「著作権法の最近の動向」に関する水曜アカデミーを開催
- 05.30 社団法人特友会の設立を認可(代表者 文・チャンファ)
- 05.31 第 1 回特許庁杯 特許家族サッカー大会(国際特許研修部 運動場、12 チーム)
- 05.31 原州地域特許情報支援センターの開所式
- 05.31 国際特許研修部と本庁間の特許網の連結

6月

- 06.01 普通昇進及び功績審査委員会を開催(局長級 1、3 級 3、課長職位 7、4 級 9)
- 06.01 登録業務処理現況のインターネット照会サービスを開始
- 06.01 商標・指定商品のデータベース整備のための類似群コード付与方式を改善して運営
- 06.02 発明郵便 2 万枚を作り普及
- 06.04 6 月の月例朝会(厚生棟 大講堂)
- 06.05 第 46 回護国報勲の月行事(大田国立顕忠院に参拝、庁長など 21 人)
- 06.07 商標・意匠審査官合同会議を開催(3 棟 2 階 大会議室)
- 06.08 先進特許制度研究会を開催(米国の情報化などに対する発表)
- 06.11 弁理士資格審議委員会を開催(14 階 小会議室)
- 06.11-15 マドリッド協定議定書共通規則改正会議に参加(スイス ジュネーブ)
- 06.12 PCT 国際出願の説明会を開催(3 棟 大会議室)
- 06.12 発明家と席を共にする KBS 開かれた音楽会を開催(KBS 第一テレビ)
- 06.13 2001 年第 2 四半期の特許技術賞選定審査協議会を開催(小会議室)
- 06.13 「米国特許の進歩性問題の研究」に関する水曜アカデミーの開催
- 06.14 特許・実用・商標・意匠法施行令など 11 の会法令改正案を次官会議に上程
- 06.15-16 規格予算処主管の共同部門革新大会の本選に参加
- 06.15 第 38 回弁理士第 1 次試験の合格者を発表(779 人、75.63 点)
- 06.15 先進特許制度研究会を開催(米国の意匠・商標及び審判制度を発表)
- 06.18-21 2001 年第 2 次 WTO/TRIPS 理事会に参加(スイス ジュネーブ)
- 06.19 特許法・商標法・意匠法施行令など下位法令改正案を国務会議に上程

- 06.19 特許登録 30 万突破記念行事(15 階大会議室)
- 06.20 「独立項と従属項の概念及びその改善点」特許実務研究会を開催
- 06.21 韓国・シンガポール特許庁長会談(シンガポール)
- 06.22 先進特許制度研究会を開催(米国の特許・実用新案及び出願・登録制度を発表)
- 06.22 韓国・マレーシア特許庁長会談(マレーシア クアラルンプール)
- 06.25 政府部署のホームページの評価(行政自治部、中央日報が主管)で「優秀」に選定
- 06.25-27 日韓商標専門審査官会議に参加(東京)
- 06.26 韓国・香港特許庁長会談(香港)
- 06.27 特許法・実用新案法・商標法・意匠法施行令など 11 の大統領令を公布
- 06.27 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の施行令及び訓令の整備
- 06.27 「セイコーエプソンの知識財産戦略」水曜アカデミーを開催
- 06.28 第 3 回公共部門革新大会行事に参加(青瓦台 迎賓館)
- 06.29 特許技術情報センターなどの登録基準に関する規則の改正・公布
- 06.30 特許法施行規則など 9 つの産業資源部令を公布

7月

- 07.01 特許・実用新案・意匠・商標法、同法施行令、同法施行規則を改正施行
- 07.01 特許・実用新案・意匠・商標審査事務取り扱い規定を改正施行
- 07.01 出願時に移転希望技術を IP-Mart に自動登録するシステムを構築
- 07.01 「特許権などの権利回復制度」を実施
- 07.02 ホームページを通じたインターネット広報発刊サービスを開始
- 07.03 2001 年度下期の定期人事を実施(78 人)
- 07.03 7 月月例朝会(庁内イントラネットシステムを通じた画像朝会)
- 07.05-06 日韓間の PCT 英語出願に対する ISA/IPEA 相互指定実務会議(日本 東京)
- 07.05 2001 年第 2 四半期の特許技術賞受賞式(15 階 大会議室)
- 07.05 「製旋・製鋼技術」に関する技術動向セミナーの開催(中会議室)
- 07.09 特許技術情報センターの特許・実用新案検索システムが開通
- 07.11-20 商標法・意匠法令改正内容に対する地域別の説明会を開催
- 07.11 「営業秘密保護権の最近の事例」水曜アカデミーを開催
- 07.11 日本の発明協会関係者の訪問(山下 理事長 他 1 人)
- 07.11 改正審判制度に関する説明会の開催(2 棟 大会議室)
- 07.12 2000 年度の歳入・歳出決算レポートを事業別に産業資源委員会で報告
- 07.12 「知的財産権侵害捜査指導協議会」を開催
- 07.12 「立体映像技術」に関する技術セミナーを開催(中会議室)
- 07.12-16 第 14 回大韓民国学生発明展示会及び第 3 回教員発明品競演大会の開催(COEX)
- 07.12 「マイクロシステム応用技術」に関する技術動向セミナーの開催(中会議室)
- 07.13 「電気ノイズ低減技術」に関する技術セミナーを開催
- 07.13 男女平等意識を高めるための高位公職者の特別教育(女性部次官、3 棟 204 号)
- 07.16-17 第 13 次 APEC 知的財産権専門家グループ(IPEG)会議に参加(台湾)
- 07.23 国務総理主宰の「2001 年度上期の政府業務評価報告会」に参加
- 07.31 第 7 回「新知識特許人の選定委員会」会議を開催(小会議室、13 人を選定)

8月

- 08.01 特許庁乙支演習状況報告システムプログラム開発実演会

- 08.01 韓国・フィリピン PCT 業務協定の締結(フィリピン マニラ)
- 08.01 「ソフトウェア関連発明請求項の記載形式の分析」特許実務研究会を開催
- 08.03 「特許事業化実務協議会」を開催
- 08.03 英文 Annual Report 発刊
- 08.04 手数料徴収規則の改正・公布
- 08.05 フィリピン特許庁が、韓国特許庁を ISA/IPEA に指定することで合意
- 08.08-10 第 38 回弁理士第 2 次試験を実施(漢南大学)
- 08.10 8 月月例朝会を実施(厚生棟 大講堂)
- 08.10 特許庁公務員職場協議会の旗揚げ式と定期協議会を開催
- 08.13 新知識特許人(13 人)記念杯の伝達式(ソウル事務所 会議室)
- 08.14-15 日韓中 3 か国特許庁長会談開催のための実務会議に参加(中国 北京)
- 08.14 知識活動に対する知識管理及び補償に関する訓練を制定
- 08.16 特許庁夏の音楽祝祭を開催(大田庁舎中央ホール、大田私立交響楽団)
- 08.17 全国学生発明想像画・キャラクター書き大会を開催(ソウル竜山高校)
- 08.18-23 優秀発明教師の海外研修を実施(中国)
- 08.20-25 2001 年度乙支演習の実施(08.20 05:00 公務員非常召集)
- 08.23 SIPAC AP-SOC Conference2001 を開催
- 08.23 「半導体水先案内」冊子を発刊・配布
- 08.24 第 17 回普通昇進審査委員会を開催(3 級 1、課長 3、書記官 4)
- 08.27 釜山地域女性知識財産権所有説明会(釜山市庁)
- 08.28 商標とドメインネーム間の紛争予防及び解決策を立てるための会議
- 08.28 「表面処理鋼板技術」に関する技術動向セミナーの開催(中会議室)
- 08.29 商標登録 第 50 万号記念行事を開催(大会議室)

9月

- 09.03 BM(Business Method)検索システムが開通
- 09.03-07 WIPO 情報技術実務会議に参加(スイス ジュネーブ)
- 09.03-05 韓国・豪州商標制度及び審査実務に関する会議を開催
- 09.04 「Anti-counterfeiting Activetes in Korea」1,000 部を発刊・配布
- 09.07 晋州産業大学を特許ネットの試験大学に指定
- 09.07 韓国発明振興会を技術移転促進法上の専門評価機関に指定
- 09.07 「冷凍・空調機器用圧縮器」の新技术開発動向セミナーを開催(中会議室)
- 09.10 KIPRIS 審決文検索システムが開通
- 09.11 日韓中 3 か国の特許庁長会議(日本 東京)
- 09.12 2001 年度国政監査(15 階 大会議室)
- 09.12 「自動車トランスミッションの紹介及び技術開発動向」に関するセミナーの開催(中会議室)
- 09.12 第 13 次日韓特許庁長会議(日本 東京)
- 09.18-19 PM 中間結果の報告受付及び評価会議
- 09.18 2001 年第 3 四半期の特許技術賞選定審査協議会の開催(小会議室)
- 09.10-21 WIPO 第 2 次電子商取引と知識財産権セミナーに参加
- 09.21 韓国・豪州特許庁長会議(大田)

- 09.24-25 WIPO 総会参加及び韓国・WIPO 事務総長会談(スイス ジュネーブ)
- 09.24 商標・意匠拒絶包袋専門イメージ検索支援サービスを開始
- 09.25 2001 年下期の経済教育の実施(財政経済部次官補、大田庁舎課長級以上)
- 09.26 「実用新案審査手続き関連規定の検討」特許実務研究会の開催
- 09.26 2001 年旧盆名節を迎えて恵まれない施設を訪問(チョンリン院など 4 つの施設)
- 09.27 フィリピン特許庁との PCT 業務協定の調印式に参加(フィリピン マニラ)
- 09.28 2001 年度 産業資源委員会の総合監査を実施(産業資源部 大会議室)

10月

- 10.05 2001 年第 3 四半期の特許技術賞の授賞式(中央日報社屋)
- 10.09-17 韓国・EPO 間情報化分野の協力に向けた高位実務会議に参加
- 10.09-11 日韓意匠専門審査官会議に参加(日本 東京)
- 10.10 「有機 EL の最近の技術動向と今後の展望」水曜アカデミーを開催
- 10.10 「冷間圧延技術動向」に関する技術セミナーを開催(中会議室)
- 10.11-14 大田発明特許博覧会を開催
- 10.12 「m-Commerce 技術動向及び先進特許分析」研究用役事業の結果発表会
- 10.15 「チョンカンジョン」商標に対する韓国企業の権利回復が確定
- 10.22 韓国・中国意匠審査官会議を開催
- 10.22 意匠政策諮問会議を開催
- 10.23-25 商品の国際的保護に関するアジア地域の国際セミナーに参加
- 10.26 英文知的財産権法令集を発刊
- 10.26 商標政策方向を樹立するための特許庁・商標学界間の歓談会の開催
- 10.29 KBS 第二テレビ「秘法を探せ」にて発明番組を放映
- 10.29 ニース同盟第 22 次ワーキンググループ会議に参加(11.2 まで)
- 10.30-31 日韓特許行政情報化分野の実務者会議に参加
- 10.30 「自動車 ABS 関連技術と展望」に関する技術セミナーを開催(中会議室)

11月

- 11.01 知識財産権保護に対する地方自治団体の合同評価の実施(12.22 まで)
- 11.06 特許ネット試験大学の専門担当教授の歓談会を開催
- 11.07-09 特許情報分析システム(PIAS)日本特許情報フェアに参加
- 11.09 韓国・WIPO 事務総長会談及び知識財産権に関する基本協力協定を締結(大田)
- 11.09 特許庁が第 3 回毎経-プズアレン知識経営大賞を受賞
- 11.09-14 第 4 次 WTO 閣僚会議に参加(カタール ドーハ)
- 11.11 MBC「21 世紀委員会」にて発明番組を放映
- 11.12-17 PCT 改正案検討のためのワーキンググループ会議に参加
- 11.13 「リニア圧縮器技術」新技術動向調査結果の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 11.14 「自動車トランスミッションの構造及び制御技術」新技術動向調査結果の発表会を開催(毎経メディアセンター)

- 11.15 「自動包装技術」新技術動向調査結果の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 11.19-23 APEC 知識財産権行政 IT 国際シンポジウムを開催
- 11.19 PCT 国際出願書類及び書面出願包袋の電子化作業(12.21 まで)
- 11.19 「無線ネットワーク技術動向及び先進特許の分析」研究用役結果の発表会を開催
- 11.20 特許庁ホームページに特許教育及び説明会のコーナーを開設
- 11.21 特許技術事業化の成功事例発表会を開催
- 11.21 「日本の特許紛争事例」に関する水曜アカデミーを開催
- 11.22 16 の自治体と特許業務協力の約定式の締結及び協議体構成
- 11.22 「PCT 公開用翻訳文の提出案内システム」の構築と運営
- 11.23 2002 年～2004 年度の新技术動向調査の推進課題を選定
- 11.27 「磁気記録装置」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 11.27 ISO9001 品質経営システムの認証書を獲得
- 11.28 特許庁とブランドネーミング業者間の歓談会
- 11.28 「車両ナビゲーションシステム」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 11.29 「高周波半導体素子」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 11.29 第 7 次 WIPO 特許法常設委員会(SCT)に参加(スイス ジュネーブ)
- 11.30 PM 最終レポートの受付及び評価会議
- 11.30 日本・米国・EU の商標及び意匠制度の比較分析総合レポートを発表

12月

- 12.02-08 フィリピン・ベトナム特許庁に PCT 業務教育
- 12.04 「精密金属成形技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.05 「鋼板表面処理技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.05 「直接噴射式ディーゼルエンジン」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.06 先進国特許制度の研究会の研究結果を報告
- 12.07 第 38 回弁理士試験の最終合格者を発表(200 人、カットラインは 58.33 点)
- 12.07 2001 年第 4 四半期の特許技術賞選定審査協議会を開催(小会議室)
- 12.08-12 大韓民国特許技術大典を開催
- 12.10 第 2 回女性発明アイデア懸賞公募大会の授賞式及び発表会
- 12.10-14 WIPO 伝統知識関連論議に参加(スイス ジュネーブ)
- 12.11-16 WIPO 知識財産権及び公共行政アジア地域ワークショップに参加
- 12.12-15 第 4 次日韓電算専門家会議に参加
- 12.14 2001 年第 4 四半期の特許技術賞の授賞式(小会議室)
- 12.16 IP-Mart 上の特許技術検索機能追加及び英文ホームページの開設
- 12.18 第 3 回特許ネット試験大学年例会議を開催
- 12.18 第 1 次サイバー国際特許アカデミーの運営委員会を開催
- 12.18-19 日本特許庁のマドリッド協定議定書の専門家を招いて教育を実施
- 12.18 「移動通信端末部品と応用技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.19 「マイクロシステム応用技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.20 「自動車 ABS 技術」新技術動向調査の発表会を開催(毎経メディアセンター)
- 12.24 登録文書の光ファイル事業の完了を報告

12.27 発明アニメ2万部を制作・普及

12.31 国・公立学校教職員の特許管理改善のために「特許法」など関連法令を改正

4. 2001年の主要広報実績及び報道内容

公報担当官室 行政事務官 金・ギホ

ア. 新聞・放送の主要報道内容

報道日時	報道内容	報道媒体	所管課名
01.16	2000年度の特許など知識財産権4圏の出願件数が28万件を突破	韓国経済など	出願課
01.27	生体認識技術の出願動向により把握した技術推移と展望	大韓毎日など	電子課
03.06	世界に向けたキムチ製造技術	朝鮮日報など	農林水産課
03.13	特許庁電算システムの本格輸出時代が開幕	ソウル経済など	国際協力課
03.16	政府各部署の「ブランド開発」の熱気が強い	ハンギョレ新聞など	商標4課
05.01	2002 ワールドカップに向けた全国民の熱気が意匠登録出願に結びつく	毎日経済など	意匠1課
05.16	特許制度の国際的統一化が目に見えてきた	韓国経済など	審査調停課
05.19	第36回発明の日記念式	KBS、国立放送K-TV、朝鮮日報など	発明政策課
06.19	ブルートゥース(Blue tooth)の出願動向	毎日経済など	通信課
06.20	韓国の特許登録件数が30万件を突破	KBS、朝鮮日報など	一般機械課
08.11	特許庁、企業の特許管理ヘルパーに	ソウル経済など	審査評価課
08.24	特許庁が17の地域の特許情報支援センターと多者間画像会議システムを構築	ハンギョレ新聞など	審判行政室
08.30	韓国の商標登録が50万件を突破	KBS、MBC、国立放送K-TV、文化日報など	審査基準課
09.08	特許庁の特許審判院の審決文も一般に無料開放	ハンギョレ新聞など	審判行政室
09.15	日韓特許庁が特許庁電算網の相互連結に合意	毎日経済など	国際協力課
10.19	「チョンガンジャン」海外商標紛争	YTN、中央日報など	国際協力課
11.07	葬儀墓文化が様変わりしている、納骨関連の意匠出願が急増	ファイナンシャルニュースなど	意匠1課
11.22	特許庁と光陽地方自治団体が特許業務協約を締結	連合ニュースなど	発明政策課
12.11	国・公立大学の特許権所有・活用の道が開ける	毎日経済など	発明政策課

イ. 主要な広報活動(インタビュー、出演、講演、寄稿文、対談)

日時	出演者	媒体名	主要内容
02.07	庁長	MBN-TV(対談)	特許だけが生きる道だ
02.14	〃	ファイナンシャルニュース(インタビュー)	発明の夢の木養成は国力の基礎
04.18	〃	平和放送(対談)	特許韓国の責任を担う
05.02	〃	国立放送 K-TV	発明の月を迎えて
05.06	〃	KBS 第一テレビ(対談)	21世紀の知識強国の道
05.11	〃	国立放送 K-TV(講演)	21世紀の戦略マインド-変わらなければ
05.15	〃	韓国経済新聞(インタビュー)	発明認識拡散のきっかけに
05.16	〃	中央日報(寄稿)	発明人が優待される社会にならなければ
05.19	〃	KBS 第一ラジオ(インタビュー)	発明中興のために
05.19	〃	毎日経済(寄稿)	発明の力
06.17	〃	KBS 第一テレビ(出演)	開かれた音楽会-発明認識アップと特許家族のプライド鼓舞
07.11	〃	YTN(インタビュー)	国際特許出願が急増
07.12	〃	CBS キリスト教放送(対談)	特許制度の変化と知識財産権
07.24	〃	国立放送 K-TV(対談)	21世紀は特許戦争時代
08.10	〃	ソウル経済新聞(寄稿)	今はブランド時代
09.29	〃	毎経エコニミー(インタビュー)	模様だけの知識経営は嫌だ
11.11	〃	MBC(出演)	発明と特許
11.29	〃	国立放送 K-TV(講演)	21世紀は変わってこそ生きる
12.11	〃	MBN-TV(対談)	変化する特許行政
12.25	〃	MBN-TV(対談)	今は特許戦争時代

2002 知識財産白書

発行日：2002年10月 日

発行人：金光琳(キム・クワンリム)

発行先：特許庁

〒302-701

大田広域市西区ダウン山洞920

番地

(政府大田庁舎4棟)

※ 2002知識財産百書に関する質問・問い合わせは、企画予算担当官室
(+82-42-481-5040)にお問い合わせください。